

常総市地域防災計画

令和 7 年 3 月
常総市防災会議

目 次

第 1 編 総則		1. 1-1
第 1 章 計画の概要	第 1 節 計画の目的及び位置づけ	1. 1-3
	第 2 節 基本方針	1. 1-4
	第 3 節 計画の構成	1. 1-4
第 2 章 常総市の概要	第 1 節 自然環境	1. 2-1
	第 2 節 社会環境	1. 2-1
第 3 章 常総市における災害	第 1 節 災害履歴	1. 3-1
	第 2 節 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨について	1. 3-2
第 4 章 災害の想定	第 1 節 地震被害の想定	1. 4-1
	第 2 節 風水害の想定	1. 4-6
	第 3 節 原子力災害の想定	1. 4-7
第 5 章 各機関の業務大綱	第 1 節 防災に携わる組織	1. 5-1
	第 2 節 常総市の防災体制の整備	1. 5-7
	第 3 節 相互応援体制の整備	1. 5-8
第 6 章 常総市防災会議		1. 6-1
第 2 編 災害予防編		2. 1-1
第 1 章 人・地域の災害対応力の強化	第 1 節 市民・事業者の備え	2. 1-4
	第 2 節 防災教育	2. 1-6
	第 3 節 防災訓練	2. 1-10
	第 4 節 自主防災組織について	2. 1-11
	第 5 節 ボランティアについて	2. 1-13
第 2 章 災害に強いまちづくり	第 1 節 都市の防災・減災構造化	2. 2-1
	第 2 節 建築物の耐震化・不燃化	2. 2-5
	第 3 節 交通・土木施設の耐震化	2. 2-7
	第 4 節 ライフライン施設の耐震化	2. 2-9
	第 5 節 土砂災害対策計画	2. 2-11
	第 6 節 水防計画	2. 2-16
	第 7 節 危険物等災害対策	2. 2-23
第 3 章 被害軽減への備え	第 1 節 防災計画の整備（常総市業務継続計画を参照）	2. 3-1
	第 2 節 情報通信ネットワークの整備	2. 3-1
	第 3 節 交通規制・緊急輸送に関する整備	2. 3-3
	第 4 節 備蓄・供給体制の整備	2. 3-4
	第 5 節 救援・救護体制の整備	2. 3-7
	第 6 節 火災防止・発生時の体制整備	2. 3-17
	第 7 節 農地及び農作物被害への備え	2. 3-22
	第 8 節 原子力災害への備え	2. 3-24
	第 9 節 停電の影響を減らす対策	2. 3-29
	第 10 節 安否不明者の氏名公表による 救助活動の効率化・円滑化	2. 3-30

第3編 震災応急対策編		3.1-1
第1章 初動対応	第1節 職員参集・動員	3.1-3
	第2節 災害対策本部	3.1-9
第2章 災害情報の収集・伝達	第1節 災害情報の収集・伝達・報告	3.2-1
	第2節 通信手段の確保	3.2-10
	第3節 災害情報の広報	3.2-14
第3章 応援・受援	第1節 自衛隊災害派遣要請の要求の実施及び受入体制の確保	3.3-1
	第2節 応援要請の実施及び受入体制の確保	3.3-6
第4章 応急公用負担と労働力の確保	第1節 従事命令等	3.4-1
	第2節 物的応急公用負担	3.4-2
	第3節 労働力の確保	3.4-3
第5章 被害軽減対策	第1節 避難対策	3.5-1
	第2節 消防・救急救助活動	3.5-5
	第3節 警備・交通計画	3.5-10
	第4節 緊急輸送	3.5-17
	第5節 燃料の確保	3.5-21
	第6節 医療・助産対策	3.5-22
	第7節 危険物等応急保安対策	3.5-27
第6章 被災者生活支援	第1節 被災者の把握	3.6-1
	第2節 避難生活の確保	3.6-3
	第3節 ボランティアの活動支援体制	3.6-9
	第4節 ニーズに応じた相談窓口の設置、情報提供	3.6-11
	第5節 応急給水	3.6-12
	第6節 食料・生活必需品供給	3.6-15
	第7節 要配慮者安全確保対策	3.6-22
	第8節 児童・生徒	3.6-26
	第9節 帰宅困難者対策	3.6-31
	第10節 愛玩動物の保護及び適正飼養	3.6-33
第7章 災害救助法の適用		3.7-1
第8章 応急復旧・事後処理	第1節 住宅・建築物の応急復旧	3.8-1
	第2節 交通・土木施設の応急復旧	3.8-5
	第3節 ライフライン施設の応急復旧	3.8-7
	第4節 遺体の処理	3.8-13
	第5節 防疫	3.8-16
	第6節 障害物等の除去・災害廃棄物の処理	3.8-18
第9章 南海トラフ地震に関連する 情報発表時の対応措置計画		3.9-1

第4編 風水害応急対策編		4.1-1
第1章 初動対応	第1節 職員参集・動員	4.1-3
	第2節 災害対策本部	4.1-9
第2章 災害情報の収集・伝達	第1節 災害情報の収集・伝達・報告	4.2-1
	第2節 通信手段の確保	4.2-11
	第3節 災害情報の広報	4.2-15
第3章 応援・受援	第1節 自衛隊災害派遣要請の要求の実施及び受入体制の確保	4.3-1
	第2節 応援要請の実施及び受入体制の確保	4.3-6
第4章 応急公用負担と労働力の確保	第1節 従事命令等	4.4-1
	第2節 物的応急公用負担	4.4-2
	第3節 労働力の確保	4.4-3
第5章 被害軽減対策	第1節 避難対策	4.5-1
	第2節 消防・救急救助活動	4.5-6
	第3節 警備・交通計画	4.5-16
	第4節 緊急輸送	4.5-23
	第5節 燃料の確保	4.5-27
	第6節 医療・助産対策	4.5-28
	第7節 危険物等応急保安対策	4.5-33
第6章 被災者生活支援	第1節 被災者の把握	4.6-1
	第2節 避難生活の確保	4.6-3
	第3節 ボランティアの活動支援体制	4.6-9
	第4節 ニーズに応じた相談窓口の設置、情報提供	4.6-11
	第5節 応急給水	4.6-12
	第6節 食料・生活必需品供給	4.6-15
	第7節 要配慮者安全確保対策	4.6-21
	第8節 児童・生徒	4.6-26
	第9節 帰宅困難者対策	4.6-30
	第10節 愛玩動物の保護及び適正飼養	4.6-32
第7章 災害救助法の適用		4.7-1
第8章 応急復旧・事後処理	第1節 住宅・建築物の応急復旧	4.8-1
	第2節 交通・土木施設の応急復旧	4.8-4
	第3節 ライフライン施設の応急復旧	4.8-5
	第4節 農地・農業の応急対策	4.8-11
	第5節 遺体の処理	4.8-14
	第6節 防疫	4.8-17
	第7節 障害物等の除去・災害廃棄物の処理	4.8-19

第5編 大規模事故応急対策編		5.1-1
第1章 基本方針	第1節 大規模事故対策の基本方針	5.1-3
	第2節 大規模事故対策の組織体制	5.1-3
第2章 災害種別の応急対策	第1節 航空災害応急対策	5.2-1
	第2節 鉄道災害応急対策	5.2-5
	第3節 道路災害応急対策	5.2-8
	第4節 危険物等災害応急対策	5.2-10
	第5節 大規模な火事災害応急対策	5.2-17
	第6節 林野火災応急対策	5.2-20
	第7節 原子力災害応急対策	5.2-22
第6編 復旧・復興計画編		6.1-1
第1章 復旧・復興に向けた考え方		6.1-3
第2章 復興計画	第1節 事前復興対策の実施	6.1-3
	第2節 復興対策本部の設置	6.1-3
	第3節 復興方針・計画の策定	6.2-1
	第4節 復興事業の実施	6.2-1
第3章 被災者の生活安定化	第1節 罹災証明書の発行	6.3-1
	第2節 被災者の生活再建支援（資金の支給・貸付等）	6.3-3
	第3節 租税及び公共料金等の特別措置	6.3-12
	第4節 義援金事務と配分	6.3-15
	第5節 雇用対策	6.3-16
	第6節 風評被害防止のための措置	6.3-17
第4章 公共施設の災害復旧		6.4-1
第5章 災害復旧事業に伴う財政 援助及び助成計画		6.5-1
第6章 災害復旧資金計画		6.6-1

第1編 総則

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的及び位置づけ

常総市地域防災計画（以下「本計画」）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、常総市の総合的な防災計画を策定し、市ならびに関係機関がその有する機能を発揮して行う対策の基本を定め、市民の生命、身体、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とする。

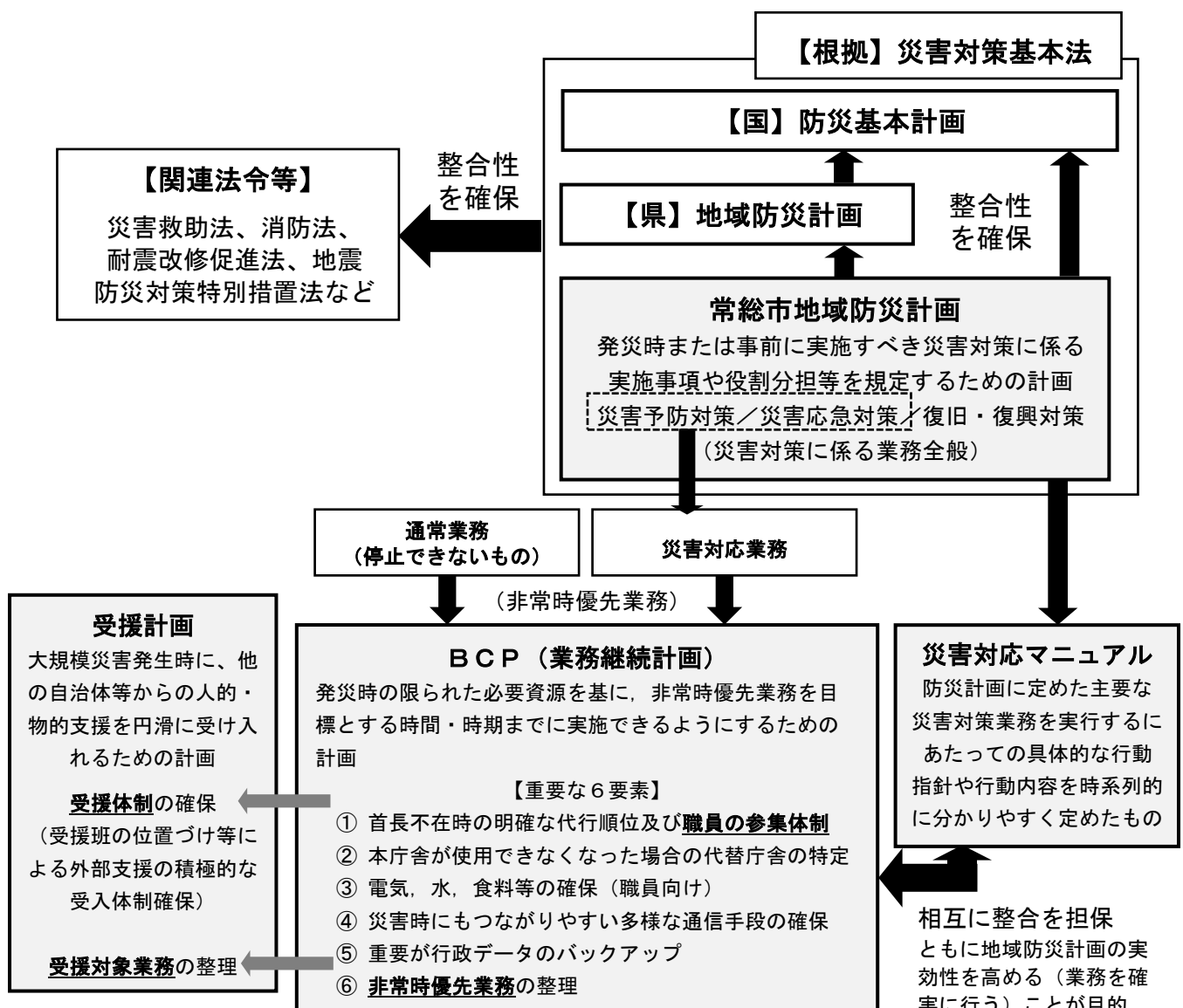
本計画の下位には、防災計画に規定する対策を効果的に実施するために、業務継続計画、受援計画、個別マニュアルを位置づけている。

1 計画の策定主体

本計画は、災害対策基本法第24条の規定に基づき、常総市防災会議が定めるものである。

2 上位計画との関係

本計画は、上位計画である防災基本計画（中央防災会議）や茨城県地域防災計画、業務継続計画（防災関係機関）と整合したものとする。



第2節 基本方針

計画の基本方針は、次のとおりである。

- 1 平成27年9月の関東・東北豪雨災害の教訓を反映する。
- 2 震度7の地震や想定最大規模の洪水、広域的な被害を発生させる災害等を想定し、甚大な人的・物的被害の発生に備えた防災対策を確立する。
- 3 地震・風水害等、各種災害による被害を最小限とするため、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 4 「誰が」、「何をすべきか」を明示して、各自の役割分担と関係者間の連携が明確で具体的な計画とする。
- 5 自治体機能の低下・喪失や市の対応能力を超える災害に備え、関係機関との連携、受援を強化した計画とする。
- 6 市、県及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民・事業者の役割も明示した計画とする。
- 7 高齢者や女性、外国人など多様な避難者・被災者に配慮した計画とする。

第3節 計画の構成

本計画は、7つの編から構成されており、災害の予防対策や災害発生時の対策について、迅速な対応につなげられるよう、基本的な指針を定める。

また、この計画は定期的に確認・検討を行い、防災に関する諸情勢の変化に伴って、充実、合理化の必要が生じたときは、これを補完し、修正する。

計画内容については、災害対策基本法により県の計画と整合性を保つことが求められていることから、計画の改訂時には、県に対して報告を行う。

構成		内容
第1編	総則	計画の目的や災害に関する現状と課題及びこれらを踏まえて、市民、市及び防災関係機関が行うべきことについて定める。
第2編	災害予防編	災害を未然に防止し、災害が発生した場合には、被害を最小限にとどめるために必要な災害への備えについて定める。
第3編	震災応急対策編	地震発生時に実施する初動から応急復旧対策に関する基本的な計画を定める。
第4編	風水害応急対策編	洪水や土砂災害が発生、または発生する恐れがある際に実施する対策の基本的な計画を定める。
第5編	大規模事故応急対策編	航空災害、鉄道災害、大規模な火事災害など、各種大規模事故災害発生時の応急対策に関する基本的な計画を定める。
第6編	復旧・復興計画編	災害の復旧・復興に係る必要な措置を定める。
資料編		防災関係機関連絡先一覧、避難所一覧、防災資機材等備蓄品一覧、各種危険箇所等一覧、協定書一覧など。

第2章 常総市の概要

第1節 自然環境

本市は茨城県の南西部、都心から55km圏内に位置しており、東はつくば市・つくばみらい市、西は坂東市、南は守谷市、北は八千代町・下妻市にそれぞれ接している。

南北は約20km、東西は約10kmの広がりを持ち、面積は、123.64km²、標高は約5～24mである。特に鬼怒川東側地域では北から南にかけて約6mの高低差がある。

本市のほぼ中央には一級河川の鬼怒川、東側のつくば市との境界には小貝川が流れているとともに、両河川の中央には八間堀川が流れており、東部の低地部は広大な水田地帯、西部は丘陵地となっており、集落や畑地、平地林が広がっているが、住宅団地や工業団地、ゴルフ場なども造成され、近郊整備地帯として都市機能の強化も図られている。

本市の気候は、太平洋型の気候であり、四季を通じて穏やかである。

第2節 社会環境

第1 交通

1 鉄道

市を南北に関東鉄道常総線が走り、取手方面と下妻・筑西方面を結んでいる。市内には、水海道駅（有人駅）を始め、無人駅の北水海道駅、中妻駅、三妻駅、南石下駅、石下駅、玉村駅がある。

2 道路

市を南北に国道294号、東西に国道354号が整備されており、また、周辺市町と連絡する主要地方道や一般県道がある。さらに、市のほぼ中央部には首都圏中央連絡自動車道（468号）が開通し国道294号に接続した常総インターチェンジが整備された。

第2 人口

令和2年国勢調査における本市の人口は、60,834人となっていて、平成27年から700人程度減少している。年少人口（0～14歳）割合は11.4%と茨城県の11.7%とほぼ同程度で、老年人口（65歳以上）割合は30.2%であり、茨城県の29.7%より高くなっている。また、外国人の占める割合は、人口全体の約1割を占めている。

第3章 常総市における災害

第1節 災害履歴

本市においては、台風等による水害のほか、火災、ひょう害、干害等の被害がある。
過去の災害履歴は、概ね次のとおりである。

発生年月日	区分	被害状況
昭和2年3月	火災	山口で大火10戸約40棟焼失。
昭和2年9月	水害	小貝川堤防決壊による大生地区289戸が床上浸水、収穫皆無地田200ha、畑100haの被害あり。罹災人員1,200人。
昭和13年7月	水害	小貝川上流豊田村堤防決壊。旧水海道町ほか、大生五箇・三妻地区浸水。水海道町の被害は床上浸水1,233戸、床下浸水163戸、罹災人員6,533人。
昭和15年4月	火災	上石下で大火33戸108棟焼失。
昭和30年4月	火災	大輪町元三大師安楽寺で大火、本堂ほか全焼。
昭和34年8月	水害	菅生町地先利根川溢流堤決壊、収穫皆無地計165ha。
昭和36年6月	水害(台風6号)	台風6号による集中豪雨で八間堀川3ヶ所・東仁連川4ヶ所溢水。床上浸水33戸、床下浸水267戸。田の冠水1,198ha(収穫皆無に近いもの500ha)、畑の冠水96ha、同浸水195ha。災害対策本部設置。 旧石下町では、東仁連川、吉田用水氾濫、県道及び町道冠水のため交通途絶。
昭和41年6月	水害(台風4号)	館方地先堤防法面が10m崩壊。
昭和51年7月	ひょう害	菅生町一帯に降ひょう。タバコ26haほかネギ等に被害。
昭和53年8月	干害	旧水海道市内全域186haに被害があり。陸稲を中心に48haが収穫皆無状態。
昭和61年8月	水害(台風10号)	台風10号の集中豪雨で小貝川上流石下町堤防決壊、五箇・大生地区浸水。床上浸水43戸、床下浸水105戸、田の冠水684ha。災害対策本部設置。 旧石下町では、堤防決壊、豚473頭死亡。公共施設等にも被害、被害総額8億6千万円。災害対策本部設置。災害救助法適用される。
平成3年9月	水害(台風18号)	旧石下町で公共施設等に被害。被害総額1億1千万円。
平成5年8月	水害(台風11号)	旧石下町で道路路面流出等7箇所。
平成8年9月	水害(台風17号)	旧石下町で家屋一部破損4棟、非住家全壊2棟。
平成10年9月	水害(台風5号)	小貝川の各観測所で警戒水位を越える出水。
平成11年7月	水害(梅雨前線)	小貝川の各観測所で計画高水位を越える出水。
平成14年7月	水害(台風6号)	鬼怒川下流無堤区間(豊岡町等)で床上浸水。
平成16年10月	水害(台風22号)	小貝川の各観測所で危険水位を越える出水。
平成20年8月	水害(梅雨前線)	小貝川水海道水位観測所で避難判断水位に迫る出水。
平成23年3月	東日本大震災	市内は震度6弱。被害は死者1人、軽傷4人、住家全壊0棟、半壊70棟、一部損壊7,895棟等。
平成23年9月	水害(台風15号)	鬼怒川が増水し、市内で床上浸水4棟、床下浸水8棟。
平成24年5月	竜巻	5月6日に本市大沢新田からつくば市平沢付近にかけて、被害が発生。本市の被害は住家一部損壊12棟、非住家一部損壊16棟。
平成27年9月	水害(台風18号)	9月9日から11日にかけての「平成27年9月関東・東北豪雨」により、鬼怒川で1カ所の堤防決壊、7カ所(市内3カ所)が溢水・越水。堤防の漏水や護岸崩壊による被害多数。八間堀川の3カ所で堤防決壊。護岸崩壊により被害が発生。 市内で死者15人(災害関連死含む)、負傷者44人。住家全壊53棟、半壊5,120棟、床上浸水193棟、床下浸水2,508棟。 停電約11,200棟、断水約11,800棟(石下東部・相野谷浄水場)、NTT光回線約5,000回線不通、国道294号・国道354号及び主要幹線通行止め、関東鉄道常総線全線運休。(平成27年9月11日時点) 災害対策本部設置。災害救助法適用される。

第2節 平成27年9月関東・東北豪雨について

第1 平成27年9月関東・東北豪雨の概要

平成27年9月7日に沖ノ鳥島の東の海上で発生した台風18号は、日本の南海上を北上し、9日9時30分頃に愛知県西尾市付近に上陸した後、日本の南海上を北上し、同日15時に温帯低気圧に変わった。

この台風18号や前線の影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、9月9日から11日にかけては、台風18号から変わった低気圧に流れ込む南寄りの風、11日以降には台風17号の周辺から南東風が主体となり、湿った空気が流れ込み続けた影響で多数の線状降水帯が次々と発生した。関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、9月7日から11日までの総雨量は、関東地方で600ミリ、東北地方で500ミリを超えたほか、9月の月降水量の平年値の2倍を超える大雨となった。気象庁では9月18日、平成27年9月9日から11日に関東地方及び東北地方で発生した豪雨について、「平成27年9月関東・東北豪雨」と命名した。

第2 平成27年9月関東・東北豪雨の被害（「平成27年台風18号による大雨等に係る被害状況等について」（消防庁）より引用）

全国では災害関連死も含めて死者20名、負傷者82名の人的被害がでたほか、鬼怒川における堤防決壊・溢水が発生したことによる家屋の流失等が発生し、住宅の全壊81棟、半壊7,090棟、床上浸水2,523棟、床下浸水13,259棟の家屋被害をもたらした。

特に被害が甚大であった茨城県内では農業関係や商工業関係、公共土木施設、教育関係施設、社会福祉施設等の幅広い被害が発生し、被害総額は約401億円に及んだ。

（平成29年10月18日現在）

第3 常総市の被害

平成27年9月関東・東北豪雨の影響で、若宮戸では溢水、三坂町では約200mにわたって堤防が決壊し、市内のおよそ3分の1にあたる約40km²が浸水する甚大な被害となった。また、排水作業が実施されたにも関わらず、宅地等の浸水が解消するまでにおよそ10日間を要した。

決壊した堤防



（提供：国土交通省関東地方整備局）

市役所本庁舎周辺



市役所本庁舎及び石下庁舎も浸水の影響を受けた。特に、災害対策本部を設置していた本庁舎は、周囲が浸水したことにより孤立した。また、非常用発電機が浸水により停止したため、庁舎機能が完全に停止し、災害対策本部としての役割を果たせなかった。

市役所本庁舎駐車場



非常用発電機



令和元年12月末時点での平成27年9月関東・東北豪雨による常総市の人的被害は、災害関連死を含め死者15名、負傷者44名。住宅被害は全壊53軒、半壊5,120軒、床上浸水193軒、床下浸水2,508軒に及んだ。救助者は4,258名に及び、ピーク時には6,223名の避難者が避難所生活を余儀なくされた。商業に関する被害額は183.7億円、農業に関する被害は62.9億円。ライフラインに関しては、停電や断水、電話の不通などが発生し解消されるまでは長期間要した。主要道路が通行止めにより不通となり、関東鉄道常総線も全線運休となった。災害廃棄物は仮置場を13ヶ所開設し、52,372 t を処理した。

地域交流センター東側駐車場の仮置場



第4 平成27年9月関東・東北豪雨の教訓

平成27年9月関東・東北豪雨時の対応については、常総市鬼怒川水害対応に関する検証報告書を始め、様々な機関から問題点等を指摘されている。特に、災害対策本部の体制・運営の課題や職員への教育・訓練不足、市民の防災意識向上への取組みに関する課題を指摘されている。

市は、これらの課題を解消し、万全を期して災害に備えるため、各計画の整備や関係機関との連携強化及びハード面、ソフト面の整備を実施している。また、本計画をより実効性のある計画とするため、市各課に対するヒアリング結果も踏まえて本計画を改定するとともに、業務継続計画・受援計画や各種マニュアル等の策定も合わせて行う。

整備された堤防（三坂町決壊現場付近）

平成27年9月関東・東北豪雨後、鬼怒川下流域（茨城県区間）において、国、茨城県、常総市を始め7市町が主体となり、ハード面とソフト面が一体となった鬼怒川緊急対策プロジェクトを実施している。ハード面では再発防止に必要な河川整備を緊急的・集中的に実施（鬼怒川は令和2年度まで、小貝川は平成29年度まで）している。ソフト面ではタイムラインの整備、共同点検の実施、広域避難に関する仕組みづくり等を行っている。



常総市の取組みとして、ハード面では、非常用発電機の浸水対策や小型気象観測計の設置、まるごとまちごとハザードマップの実施、災害情報システムの構築（福祉施設への戸別受信機の設置やポータルサイトの整備等）を行った。

非常用発電機・キュービクルの浸水対策



まるごとまちごとハザードマップ

ソフト面については、「職員災害時初動対応マニュアル」を作成し、災害対策本部の設置場所や各班のレイアウトを明確化した。



また、避難指示発令等に着目したタイムラインの策定や関係機関と連携した図上訓練や情報伝達訓練を実施している。

市民への防災意識向上の取組みとして、市民が自分で作るマイ・タイムラインの普及や全市民を対象とした防災訓練の実施、その他の取組みとして、自主防災組織の結成・運営の補助や防災士の育成を行っている。

図上訓練の様子



市民を対象とした防災訓練



第4章 災害の想定

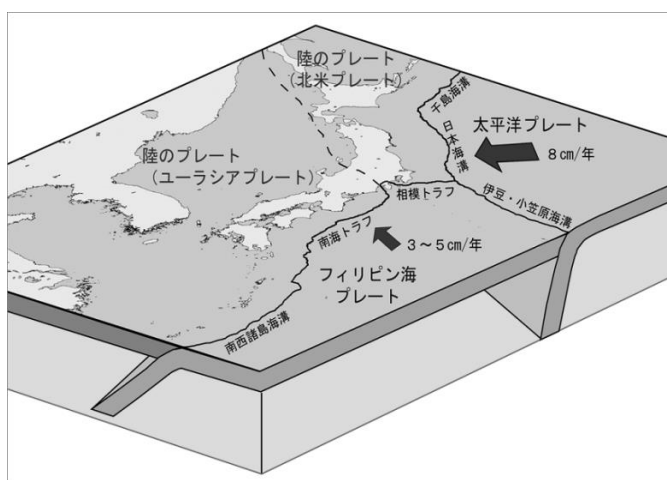
第1節 地震被害の想定

第1 想定的前提

日本列島はユーラシアプレートと北米プレートの上に乗っており、太平洋プレートとフィリピン海プレートがこれらのプレートを引きずり込みながら、下にもぐり込んでいる。

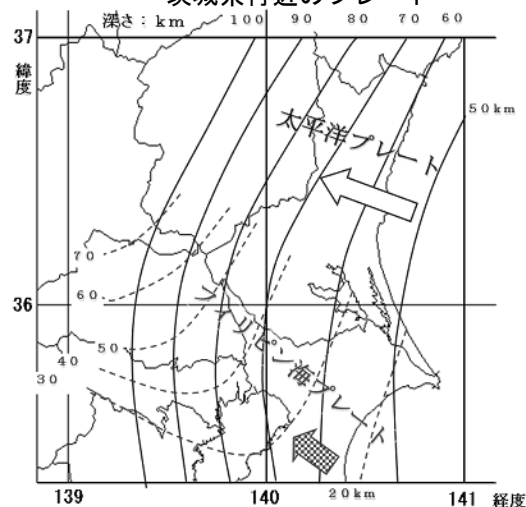
日本海溝や相模トラフなどプレートの境目では、引きずり込まれた側が元に戻ろうと跳ね上がる「プレート境界の地震」（海溝型地震）が発生する。

日本付近のプレートの状況



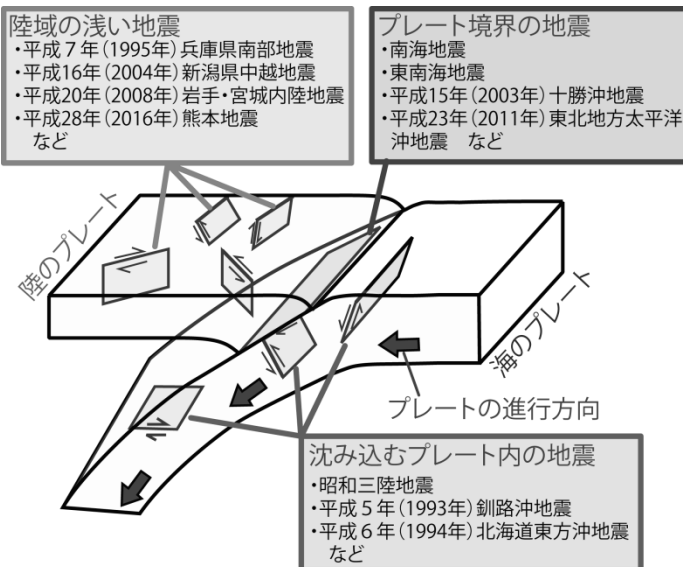
資料：気象庁

茨城県付近のプレート



資料：水戸地方気象台

地震のタイプ



関東平野ではプレートの境界は陸域まで入り込んでおり、太平洋プレートとフィリピン海プレートが重なる茨城県南部は「プレート境界の地震」の活動が活発である。太平洋プレート内部で発生した地震といわれている平成5年1月15日に発生した釧路沖地震は、釧路沖の深さ101kmを震源とするM7.5の地震で、釧路で震度6を観測した。茨城県沿岸では太平洋プレート上面の深さが50km～60km程度で、釧路沖地震のような地震が発生すると、県内に甚大な被害をもたらす可能性がある。

一方、「陸域の浅い地震」や「沈み込むプレート内の地震」は、プレートに生じたひずみが

弱い部分で破壊されることにより発生するもので、特に「陸域の浅い地震」は、活断層（約200万年前から現在までの間に動いたとみなされ、将来も活動することが推定される断層）上で発生することが知られている。本市直下には活断層は発見されていないが、ないと断定することはできない。平成24年には東京大学地震研究所により野田市付近で活断層「野田隆起帯」が発見されている。

関東平野の大規模な活断層としては、埼玉県県央部に広がる「深谷断層帯・綾瀬川断層」（関東平野

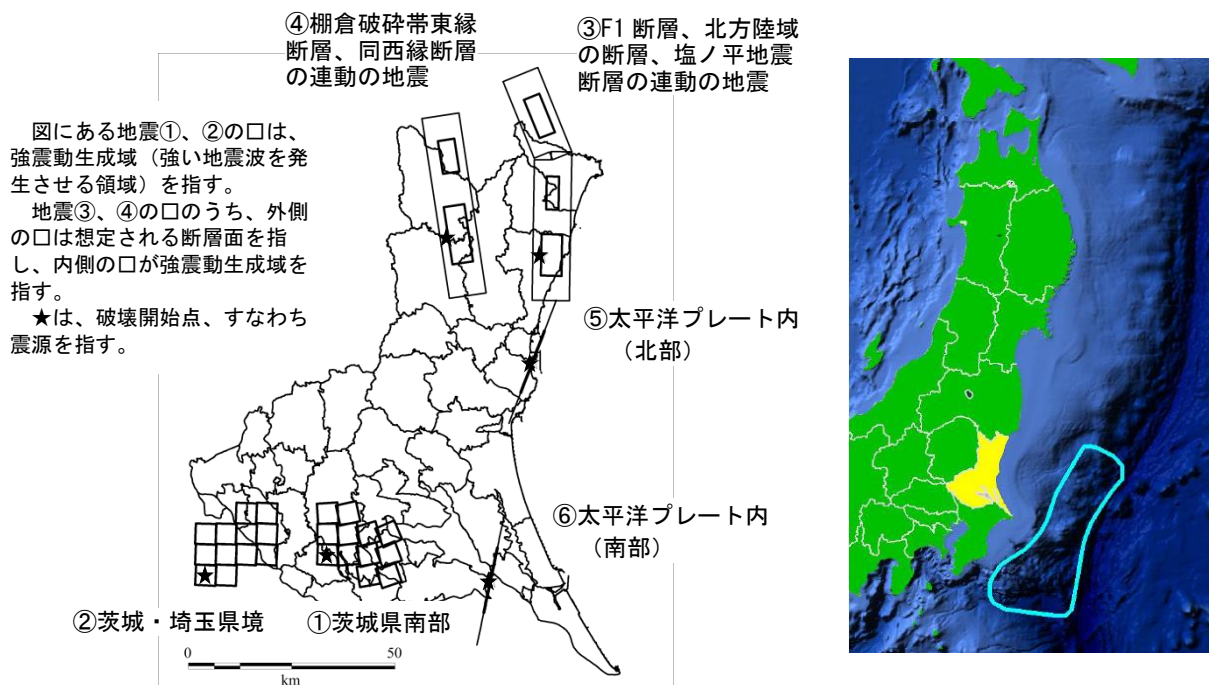
北西縁断層帯)が、文部科学省地震調査研究推進本部により、活動度や活動した際の社会への影響度等を考慮して選定された114の「主要活断層帯」に含まれる。今後30年以内の地震発生確率は、M7.9程度の地震が発生する可能性がある深谷断層帯で「ほぼ0%–0.1%」、M7.0程度の地震が発生する可能性がある綾瀬川断層で「ほぼ0%」となっている。前者は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属している。地震発生確率を求めることはできないが、深谷断層帯と綾瀬川断層が全体で同時に活動した場合にはM8.0程度の地震が発生する可能性もあり、いずれの場合においても本市も大きな被害を受ける。

また、M9クラスの東北地方太平洋沖地震を受けて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について南海トラフ地震と同程度に対策を強化することが必要であり、南海トラフ地震は概ね100～150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっており、M8クラスの首都直下型地震や東海地震、東南海・南海地震の発生の危険性が高まっていると考えられる。東北地方太平洋沖地震の際に、静岡県富士宮市や長野県栄村で震度6強の「陸域の浅い地震」が起こったことを踏まえると、本市を震源とするM7クラスの地震の発生は想定しておく必要がある。また、日本海溝・千島海溝沿いでは、M7クラスの地震が発生した後、数日程度の短い期間を置いて、さらに大きなM8クラス以上の大規模な地震「後発地震」が発生する事例が過去に確認されており、M7クラスの地震が発生すると、大規模地震の発生可能性が平時よりも高まるといわれている。後発地震への注意を促す情報の名称を「北海道・三陸沖後発地震注意情報」とし、本情報については、令和4年12月16日から運用を開始した。この注意情報が発表された場合、1週間以内にM8クラスの巨大地震が、千島海溝から日本海溝周辺で発生する可能性があります。地震による強い揺れ、大津波、土砂災害、大規模な地震火災といった各種の自然災害、そして停電・断水を初めとするライフラインの停止などが具体的に備える対象となります。また大地震の発生が冬場の場合は、屋外避難や停電による低体温症、「凍死」の可能性が生じるため、寒さへの備えも命を守る対策として必要になります。これら、巨大地震により生じる可能性がある様々な災害への備えを行うのが、注意情報発表時の具体的な行動となります。

第2 被害想定

茨城県では、平成30年12月に7つの地震を対象とした地震被害想定を公表した。

茨城県で備えるべき想定地震（震源域）



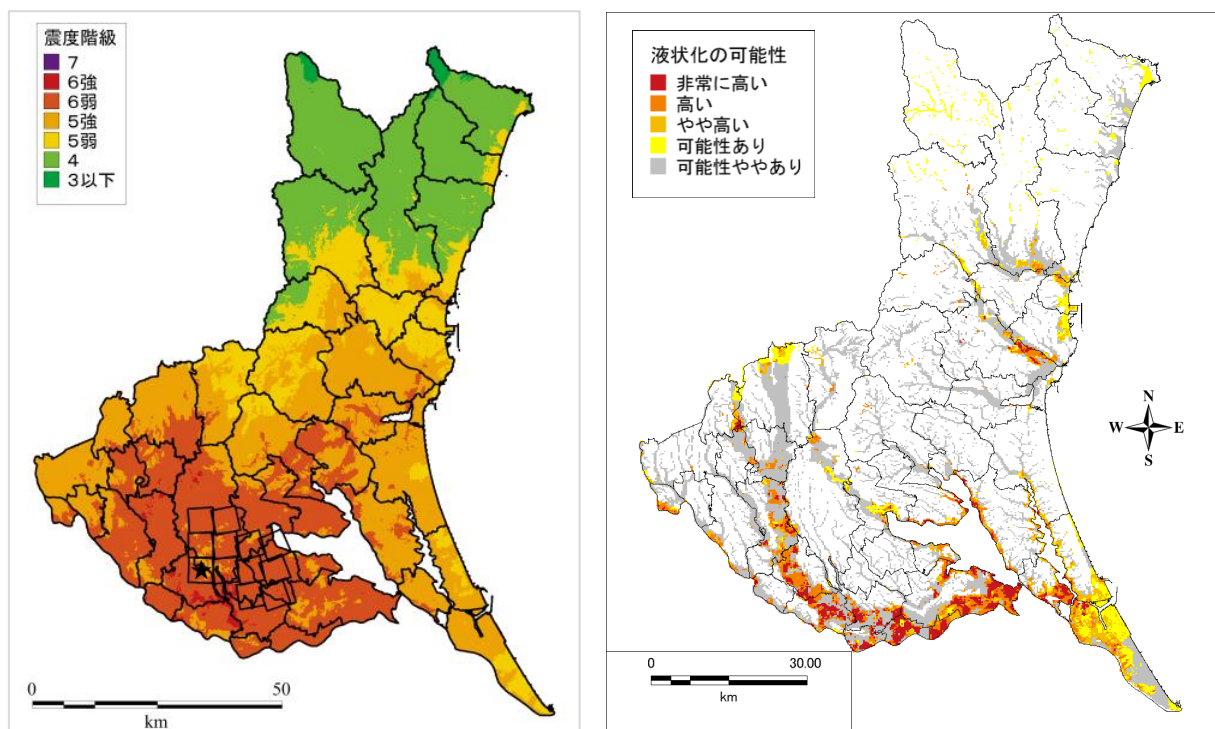
⑦茨城県沖から房総半島沖にかけての地震

茨城県で備えるべき想定地震

No	地震名	地震規模	想定の観点
①	茨城県南部の地震	Mw7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害
②	茨城・埼玉県境の地震	Mw7.3	
③	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害
④	棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	Mw7.0	
⑤	太平洋プレート内の地震（北部）	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害
⑥	太平洋プレート内の地震（南部）	Mw7.5	
⑦	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	Mw8.4	津波による被害

この7つの地震のうち、本市にもっとも大きな被害をもたらす「茨城県南部の地震」を本計画における想定地震とする。「茨城県南部の地震」によって想定される本市の被害は以下のとおりである。

茨城県南部の地震による震度分布（左）ならびに液状化危険度分布（右）



茨城県南部の地震による本市における想定震度及び想定被害

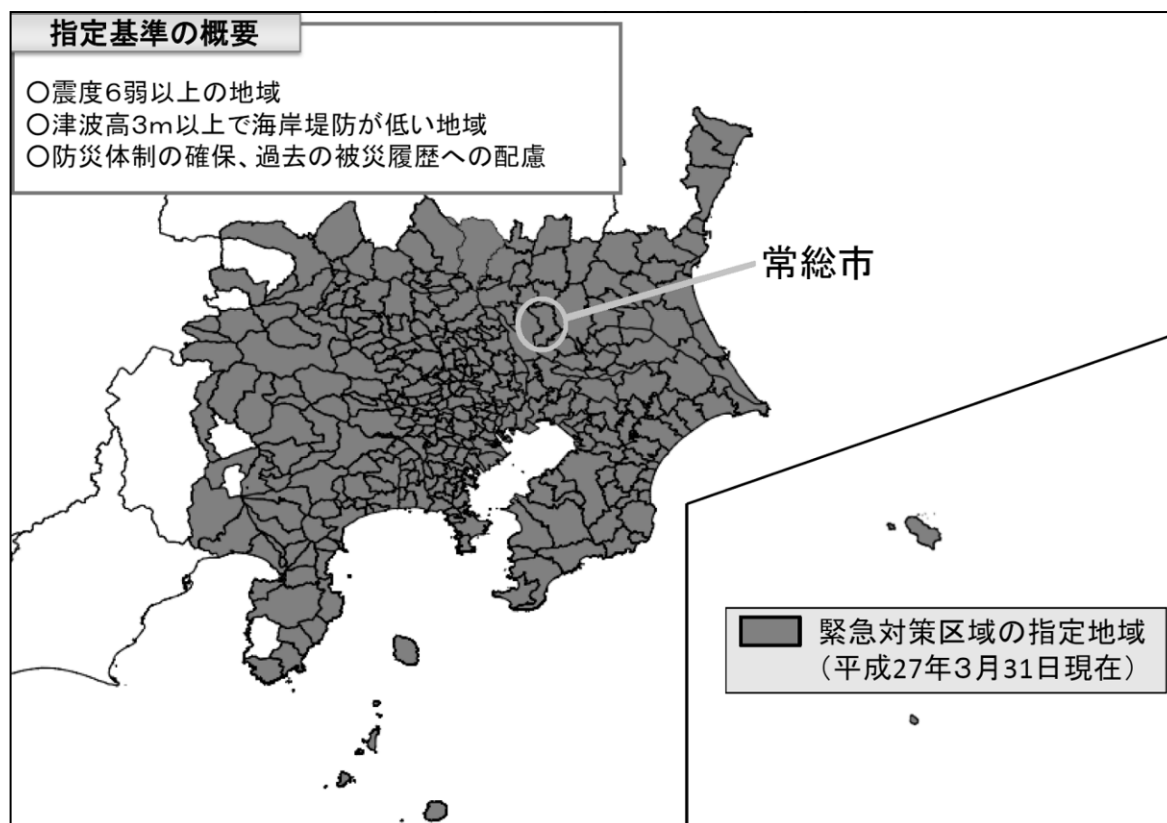
		冬深夜	夏12時	冬18時
最大震度		6 強		
建物被害 [棟]	全壊・焼失	314棟	304棟	620棟
	半壊	2,476棟	2,476棟	2,476棟
人的被害 [人]	死者数	16人	7人	12人
	負傷者数（うち重傷者数）	322人（20人）	171人（13人）	234人（19人）
ライフライン被害（直後） [%]	電力（停電率）	92%		
	上水道（断水率）	96%		
	下水道（機能支障率）	92%		
	都市ガス（供給停止率）	100%		
	固定電話（不通回線率）	92%		
避難者 [人]	当日	3,622人	3,607人	4,093人
	1週間後	5,327人	5,312人	5,782人
	1ヶ月後	3,201人	3,186人	3,676人
災害廃棄物 [トン]	災害廃棄物量	129,488トン※		

※ 県被害想定をもとに、災害廃棄物対策指針の発生原単位を用いて算出

第3 首都直下地震に係る法制度の整備

平成25年11月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能を維持するとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。

また、平成26年3月には、首都直下地震緊急対策推進基本計画が策定されるとともに、茨城県については、本市を含む39市町村が首都直下地震緊急対策区域に指定された。M7クラスの首都直下地震、M8クラスの海溝型地震に対し、以下の図に示す基準により設定されている。



第2節 風水害の想定

第1 水害

市では、水防法の改正（平成27年）に伴い、国土交通省がこれまでの洪水浸水想定区域を見直し、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を公表したことから、新たな洪水浸水想定区域に対応したハザードマップを平成30年4月に作成、令和6年6月に更新した。

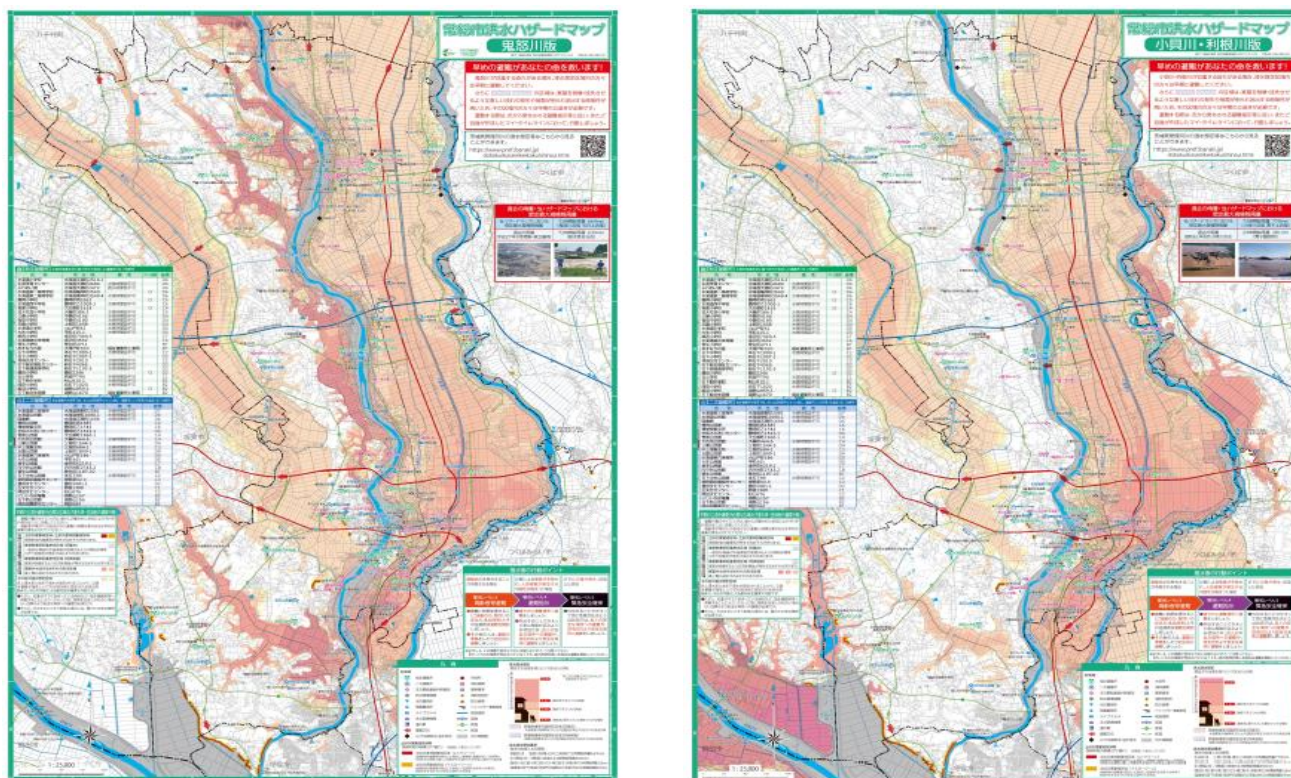
* 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

線状降水帯による大雨の可能性が高いと予測できた場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけます。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報です。警戒レベル4相当以上の状況で発表されます。線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることもあるため、心構えを一段高めることを目的として線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけを行います。この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく、大雨災害に対する危機感を早めにもっていただき、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行うことが必要です。

指定の前提となる降雨

対象となる 洪水雨予報河川	指定の前提となる降雨
鬼怒川	鬼怒川流域、石井上流域の72時間総雨量669mm
小貝川	小貝川流域、黒子上流域の72時間総雨量778mm
利根川	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm

常総市洪水ハザードマップ（左：鬼怒川版、右：小貝川・利根川版）



第2 土砂災害

平成22年度に、茨城県による土砂災害警戒区域の調査が行われ、土砂災害警戒区域等が指定された。市では、その結果に基づき土砂災害ハザードマップを作成し、ホームページ等で公開している。

資料編 ○土砂災害警戒区域等指定箇

第3節 原子力災害の想定

県内には東海村を中心に、東海第二発電所をはじめとする複数の原子力事業所が立地している。原子炉は、東海第二発電所、機構東海原研、東大東海、機構大洗にある。なお、東海発電所、東大東海、機構大洗（材料試験炉）の原子炉は廃止措置を実施中である。

東北地方太平洋沖地震では、各施設ともに大きな被害を受けたが、環境への放射性物質の漏えい等の問題は発生しなかった。平成30年1月現在、福島第一原子力発電所事故を受けて原子炉はすべて休止・廃止状態にあり、原子燃料メーカーなど発電所関連の各事業所についても、概ね事業休止状態にあるが、各敷地内には大量の放射性物質があることから、その環境への漏洩など、JCO臨界事故や福島第一原子力発電所事故を教訓に、想定外の事態に備えている。

県内の原子力災害対策特別措置法対象の原子力事業所

略称	名称	所在地
原電東海	日本原子力発電(株) 東海発電所・東海第二発電所	東海村
開発機構東海原研	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	東海村
東大東海	国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻	東海村
核管理センター	(財)核物質管理センター 東海保障措置センター	東海村
機構東海サイクル研	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	東海村
原燃工	原子燃料工業(株) 東海事業所	東海村
三菱原燃	三菱原子燃料(株)	東海村・那珂市
NDC	ニュークリアデベロップメント(株)	東海村
機構大洗	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所	大洗町
日本核燃	日本核燃料開発(株)	大洗町・銚田市

また、平成30年3月31日現在、放射線障害防止法対象の放射性同位元素等取扱事業所が、医療機関、研究機関などを中心に全国に8,096箇所、このうち、使用事業所は県内に301箇所あり、本市には8箇所ある。これらの事業所での事故や、運搬中の事故にも備える。

第5章 各機関の業務大綱

第1節 防災に携わる組織

防災責任者の処理すべき事務または業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 常総市

- 1 常総市防災会議及び常総市災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設・組織の整備及び訓練の実施
- 3 防災に関する物資・資材の整備・備蓄・点検
- 4 災害応急対策
 - ・災害の防御及び拡大の防止、被害の調査、報告ならびに情報の収集・伝達及び広報
 - ・救助、防疫等被災者の救助保護
 - ・災害時における文教教育
 - ・災害時における交通・輸送の確保
 - ・災害時における保健衛生
 - ・災害廃棄物処理
- 5 災害復旧事業
 - ・被災市営施設の復旧
 - ・被災者に対する生活再建支援
 - ・被災産業に対する復旧支援
- 6 関係機関が実施する災害応急対策等の総合調整
- 7 生活再建プロジェクト及び災害廃棄物処理プロジェクトの編成に係る体制の検討

第2 県

- 1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設、組織の整備及び訓練
- 3 災害による被害の調査、報告ならびに情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防御及び拡大の防止
- 5 救助、防疫等被災者の救助保護
- 6 災害復旧資材の確保と物価の安定
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災県営施設の応急対策
- 9 災害時における文教対策
- 10 災害時における社会秩序の維持
- 11 災害対策要員の動員、雇上
- 12 災害時における交通、輸送の確保
- 13 被災施設の復旧
- 14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、斡旋等
- 15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力
- 16 常総市災害対策本部へのリエゾン派遣に関すること

第3 警察（常総警察署）

- 1 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事
- 2 県警察本部等との連携に関する事
- 3 管区内防災関係機関との連携に関する事
- 4 管区内各警察及び防災関係機関等からの情報収集ならびに報告連絡に関する事
- 5 警察通信の確保及び統制に関する事
- 6 常総市災害対策本部へのリエゾン派遣に関する事

第4 指定地方行政機関

- 1 関東総合通信局
 - ・非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
 - ・災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事
 - ・非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事
 - ・電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
 - ・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事
- 2 関東財務局（水戸財務事務所）
 - ・災害復旧事業費の査定立合いに関する事
 - ・災害つなぎ資金の融資（短期）に関する事
 - ・災害復旧事業の融資（長期）に関する事
 - ・国有財産の無償貸付業務に関する事
 - ・金融上の措置に関する事
- 3 関東信越厚生局
 - ・管内の被害情報の収集及び伝達に関する事
 - ・関係機関との連絡調整に関する事
- 4 茨城労働局（常総労働基準監督署／ハローワーク常総）
 - ・工場、事業所における労働災害の防止に関する事
 - ・災害時における賃金の支払いに関する事
 - ・災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事
 - ・労働保険給付に関する事
 - ・職業の斡旋や雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する事
- 5 関東農政局（土浦地域センター）
 - ・ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施または指導に関する事
 - ・防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事
 - ・災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事
 - ・災害時における主要食料の需給調整に関する事
 - ・災害時における生鮮食料品等の供給に関する事
 - ・災害時における農作物、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事
 - ・土地改良機械及び技術者等の把握ならびに緊急貸出し及び動員に関する事
 - ・災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事

- 6 関東森林管理局
 - ・ 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
 - ・ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
- 7 関東経済産業局
 - ・ 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
 - ・ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
 - ・ 被災中小企業の振興に関すること
- 8 関東東北産業保安監督部
 - ・ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保全に関すること
 - ・ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
- 9 関東地方整備局（下館河川事務所／利根川上流河川事務所／水海道出張所／鎌庭出張所）
 - ・ 防災上必要な教育及び訓練に関すること
 - ・ 公共施設等の整備に関すること
 - ・ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
 - ・ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること
 - ・ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく情報伝達に関すること
 - ・ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること
 - ・ 災害時における復旧資材の確保に関すること
 - ・ 災害時における応急工事等に関すること
 - ・ 災害復旧工事の施工に関すること
 - ・ 河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること
 - ・ 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（「TEC-FORCE」）
 - ・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - ・ 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣に関すること
- 10 関東運輸局（茨城運輸支局）
 - ・ 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること
 - ・ 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること
 - ・ 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること
- 11 東京航空局
 - ・ 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること
 - ・ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
 - ・ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
- 12 関東地方測量部
 - ・ 災害時等における地理空間情報の整備・提供
 - ・ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
 - ・ 地殻変動の監視
- 13 東京管区气象台（水戸地方气象台）
 - ・ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
 - ・ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
 - ・ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

- ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- 14 水戸原子力事務所
- ・原子力施設及び放射線施設等の安全に係る規制に関すること
 - ・原子力施設及び放射線施設周辺等の環境放射線の監視に関すること
 - ・原子力災害時における情報の収集及び伝達に関すること
- 15 環境省関東地方環境事務所
- ・災害廃棄物処理に係る応急対応に関すること
 - ・災害廃棄物処理に係る関東ブロック管内支援体制構築に関すること
- 16 常総工事事務所
- ・災害時の復旧工事、河川整備、道路の安全通行のための維持修繕、国県道に関すること

第5 指定公共機関

- 1 日本郵便株式会社（市内各郵便局）
- ・被害者に対する郵政葉書等の無償交付に関すること
 - ・被害者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - ・被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - ・災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- 2 日本赤十字社（茨城県支部）
- ・災害時における救護班の編成ならびに医療及び助産等の救護の実施に関すること
 - ・災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること
 - ・災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること
 - ・義援金品の受付及び配布に関すること
- 3 日本放送協会（水戸放送局）
- ・気象予報、警報等の周知徹底に関すること
 - ・災害状況及び災害対策室の設置に関すること
 - ・社会事業等による義援金品の受付、配布に関すること
- 4 東日本高速道路株式会社（関東支社）
- ・会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施行に関すること
- 5 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- ・原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力
 - (1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）、緊急被ばく医療活動、広報活動等）
 - (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - (3) 原子力防災に必要な教育・訓練
- 6 日本原子力発電株式会社（東海発電所）
- ・放射線災害の防止及び応急対策等に関すること
- 7 東日本電信電話株式会社（茨城支店）

- ・電気通信施設の整備及び点検に関すること
 - ・災害時における緊急電話の取扱いに関すること
 - ・被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
- 8 日本通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- ・救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- 9 東京電力パワーグリッド株式会社（竜ヶ崎支社）
- ・災害時における電力供給に関すること
 - ・被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
- 10 通信事業者（KDDI株式会社（水戸支店）、株式会社NTTドコモ（茨城支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）
- ・電気通信施設の整備及び点検に関すること
 - ・被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

第6 指定地方公共機関

- 1 茨城県土地改良事業団体連合会
- ・各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関すること
- 2 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
- ・災害時におけるボランティアの受入れに関すること
 - ・生活福祉資金の貸付に関すること
- 3 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県看護協会）
- ・災害時における応急医療活動に関すること
- 4 水防管理団体（鬼怒・小貝水防連合体）
- ・水防施設資材の整備に関すること
 - ・水防計画の樹立と水防訓練に関すること
 - ・水防活動に関すること
- 5 運輸機関（関東鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、一般社団法人茨城県バス協会）
- ・災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること
- 6 ガス事業者（東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社）
- ・ガス施設の安全、保全に関すること
 - ・災害時におけるガスの供給に関すること
 - ・ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること
- 7 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会（県西支部）
- ・高圧ガス事業所の緊急出動体制の確立に関すること
 - ・高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること
 - ・高圧ガスの供給に関すること
 - ・行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること
- 8 報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社 LuckyFM 茨城放送）
- ・市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること
 - ・市民に対する災害応急対策等の周知に関すること

- ・行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること

第7 自衛隊

- 1 防災関係資料の基礎調査に関すること
- 2 災害派遣計画の作成に関すること
- 3 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること
- 4 人命または財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧に関すること
- 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること
- 6 常総市災害対策本部へのリエゾン派遣に関すること

第8 消防

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）、消防団

- 1 消防力等の整備に関すること
- 2 防災のための調査研究に関すること
- 3 防災のための教育、訓練に関すること
- 4 災害の予防、警戒及び防御に関すること
- 5 災害時における市民の避難、救助及び救急に関すること
- 6 常総市災害対策本部へのリエゾン派遣に関すること

第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

- 1 産業経済団体（JA常総ひかり、常総市商工会）
 - ・被害調査に関すること
 - ・物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること
 - ・融資希望者のとりまとめ、斡旋等に関すること
- 2 一般診療所・病院、医療機関
 - ・災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること
 - ・災害時における負傷者等の医療救護に関すること
- 3 一般運輸事業者
 - ・災害時における緊急輸送の確保に関すること
- 4 危険物関係施設の管理者
 - ・災害時における危険物の保安措置に関すること
- 5 常総市社会福祉協議会（市災害対策本部ボランティア班）
 - ・災害時におけるボランティアの受入れに関すること
 - ・ボランティアセンターの運営に関すること
 - ・生活福祉資金の貸付に関すること

資料編 ○防災関係機関連絡先一覧

第2節 常総市の防災体制の整備

市は、災害対策基本法第16条に基づき、常総市防災会議を設置し、地域の災害特性及び地域特性に対応した市地域防災計画を作成し、対策推進を行う。

各課（班）長等は、あらかじめ職員の災害時職員配備計画を作成する。その際は、予定されている職員が参集できない場合を念頭に作成し、その配備計画を所属職員に周知徹底する。

また、日頃より研修会等を通じ、策定した業務継続計画（BCP）や災害対応マニュアルなどを通じて、職員に対し災害時の役割と体制を周知徹底するとともに、各種計画やマニュアルの見直しを適宜行う。市の各部局は、災害時に他の部局とも円滑に連携できるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備する。生活再建プロジェクト及び災害廃棄物処理プロジェクトについては、各分野の専門的な知見が必要となることから、災害時に円滑にプロジェクトチームの体制がとれるよう、部局間の連携体制を整備する。

第1 防災体制の強化

市は地域防災計画に基づき、平常時から災害時の応急対策計画を円滑に行えるよう、防災体制の強化を行う。

1 災害時配備体制等の強化

各課（班）長は、あらかじめ所属職員の動員・配備計画を作成し、周知徹底する。職員は災害時の体制や自身の役割について確認し、災害時には速やかに、災害対応を行えるように取り組む。

また、激甚災害の指定や災害救助法の適用を受けるなど、規模の甚大な災害が発生し、他の災害対応業務と切り離して対応を行わなければならないと認められる場合に設置する生活再建及び災害廃棄物処理プロジェクトについて、主体となる課（班）長は、プロジェクト体制の整備に係る災害対策本部会議への相談内容や、各課（班）との調整事項について、あらかじめ整理を行い、必要な時期に迅速にプロジェクト体制を構築することができるよう取り組む。

2 複合災害対策

市は、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生する可能性を認識し、各計画等を見直す。加えて、発生可能性が高い複合災害を想定した机上・実動訓練を実施する。

第2 防火管理者の選任・業務

防火対象物の管理者は、消防法第8条に基づき、防火管理者を選任し、下記の業務を行う。

(1) 消防計画の策定

市内の小中学校の防火管理者、消防計画の作成にあたっては、消防法に基づくほか、常総市立学校管理規則第29条により、毎年度初めに作成し、教育長に提出する。

(2) 消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練の実施

(3) 消防の用に供する設備、消防用水または消火活動上必要な施設の点検及び整備

(4) 火気の使用または取扱いに関する監督

(5) 避難または防火上必要な設備の維持管理

(6) 収容人員の管理その他防火管理上必要な業務の実施

第3節 相互応援体制の整備

災害対策を総合的かつ円滑に実施するため、市は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織を万全なものにする。市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、県や周辺市町村、民間事業者とあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

第1 応援協定・覚書締結状況

本市の応援協定・覚書の締結状況は、別表のとおりである。

資料編	○災害協定締結一覧

第2 協定の充実等

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害に備えた応援協定の締結を推進し、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直す。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、協定・覚書締結先への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等を周知する。

2 受入体制の整備

協定・覚書締結先等からの応援部隊が効率的に活動を実施できるよう、受入れ窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を促進するとともに、職員へ周知徹底する。

3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携を強化する。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、第3編及び第4編第3章第2節「応援要請の実施及び受入体制の確保」の定めるところによる。

第6章 常総市防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、市防災会議を設置する。また、その組織は防災会議条例による。なお、防災会議の所掌事務及び構成は、以下のとおりである。

第1 市防災会議の所掌事務

- 1 市防災計画を作成または見直しを行い、その実施を推進する。
- 2 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。
- 3 その他法律またはこれに基づく政令により権限に属すること。

第2 市防災会議の構成

市防災会議の構成
(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
(5) 教育長
(6) 消防団長
(7) 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部及び茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部の職員のうちから市長が任命する者
(8) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
(9) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者
(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

資料編 ○常総市防災会議条例

第2編 災害予防編

本編では、被害の予防・軽減のために、日頃の防災に対する取組みを強化し、市民、事業者、市職員、学校教職員、関係機関の職員が一丸となって減災・防災に取り組む内容を整理した。取組内容は、①人・地域の災害対応力の強化、②災害に強いまちづくり、③被害軽減への備えの三位一体で構成している。

被害の予防・軽減のための三位一体の取組み

1) 人・地域の災害対応力の強化

- 市民・事業者の備え
- 防災教育
- 防災訓練
- 自主防災活動への支援
- ボランティア活動体制の整備

2) 災害に強いまちづくり

- 都市の防災・減災構造化
- 建築物の耐震化・不燃化
- 交通・土木施設の耐震化
- ライフライン施設の耐震化
- 土砂災害対策計画
- 水防計画
- 危険物等災害対策

3) 被害軽減への備え

- 防災計画の整備（常総市業務継続計画を参照）
- 情報通信ネットワークの整備
- 交通規制・緊急輸送に関する整備
- 備蓄・供給体制の整備
- 救援・救護体制の整備
- 火災防止・発生時の体制整備
- 農地及び農作物被害への備え
- 原子力災害への備え
- 停電への影響を減らす対策
- 安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化



第1章 人・地域の災害対応力の強化

大規模災害の発生時には、防災関係機関が全ての被災者を迅速に支援することが難しく、平成27年9月関東・東北豪雨のように市役所が被災し、機能が麻痺するような場合があることも想定される（公助の限界）。

そのような場合には、防災関係機関の支援に頼ることができないため、地域住民や事業者が自発的に、救助活動や避難誘導等を行うことが重要になってくる（自助・共助）。

本章では、自助・共助の観点から必要な取組みについて定める。

第1節 市民・事業者の備え

第1 市民の取組み

1 地域の危険性の把握

各種防災マップ（洪水・土砂災害ハザードマップ、地震防災マップ）や「わが家の防災ガイドブック」により、地域の危険箇所（水害、土砂災害、地震の際の揺れやすい地域）を把握する。

【わが家の防災ガイドブック】

障がい者の防災を考える連絡協議会が常総市と協力し作成した、市民一人ひとりが、災害への日頃の備えや心構えをわかりやすく説明し、防災に関する様々な知識をまとめ、災害に備えることを目的としている。

わが家の防災ガイドブック



2 情報の取得

気象現象による災害は、ある程度事前に予測できるため、日頃から台風や大雨などの気象現象を確認する習慣をつける。また、情報が全く入手できないということがないように複数の情報入手手段を事前に確保する。

3 家庭内防災

家庭内では、家屋の倒壊や家具の転倒、火災の発生などが想定されるため、防止策として下記の手段を講じる。

- (1) 家屋倒壊防止のため、耐震状況を把握し、必要に応じて、耐震化対策を実施する。
- (2) 家具転倒防止のため、家具固定など転倒防止策を講じる。
- (3) 火災の発生・延焼を防止するため、不燃化対策を講じる。
- (4) ブロック塀が適切に設置されているか確認し、必要に応じて補強・改修する。

4 家庭内備蓄の推進

物資の支援を受けられない場合を想定し、最低3日間（1週間分の備蓄を推奨）の食料・水を確保するとともに、常備薬や懐中電灯など食料以外にも非常時に必要なものを備え、すぐに持ち出せるように準備しておく。

5 地区防災計画の策定

平成25年の災害対策基本法の改正では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加され、その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設された。これを踏まえ、市民は地区防災計画を策定し、市防災会議に提案することができ、市防災会議で必要と認められた場合には、地域防災計画に定める。

6 共助の取組み

地域の防災力を向上させるため、地域で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難体制の確立など自発的な防災活動を行う。

日頃から地域の人とコミュニケーションを取り、災害時に協力できる関係を構築するとともに、要配慮者や避難の際に支援が必要となる方の状況を把握し、非常時には避難の手助けをすることや、地域の防災訓練に参加し、災害時の自分の役割や取るべき行動を確認することが必要である。

第2 事業者の取組み

各事業所は、災害時に従業員や来客者を守り、企業活動の継続・早期復旧を目指すために、以下の取組みを行う。

1 事業継続計画（BCP）の策定

事業継続計画（BCP）は、災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合において、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略である。

各事業所は、バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施し、早急に業務を再開させるための方法、手段をまとめる。

2 防災対策

事業所内では、事業所の倒壊や備品の転倒、火災の発生などが想定されるため、防止策として下記的手段を講じる。

- (1) 建物倒壊防止のため、耐震状況を把握し、必要に応じて、耐震化対策を実施する。
- (2) 機材や備品等の落下や転倒から身を守るため、機材や備品等の固定など防止策を講じる。
- (3) 火災の発生・延焼を防止するため、不燃化対策を講じる。

3 防火管理者の選任及び責務

防火対象物の管理者は、消防法第8条に基づき防火管理者を選任し、下記の業務を行う。

- (1) 消防計画の策定
- (2) 消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練の実施
- (3) 消防の用に供する設備、消防用水または消火活動上必要な施設の点検及び整備
- (4) 火気の使用または取扱いに関する監督
- (5) 避難または防火上必要な設備の維持管理
- (6) 収容人員の管理その他防火管理上必要な業務の実施

4 避難訓練の実施と避難計画の策定

災害時に従業員や来客者の安全を守るため、定期的な避難訓練の実施及び避難計画の策定を行う。避難計画は、従業員へ周知し、研修や訓練で内容を確認し、必要があれば見直しを行う。

- (1) 災害発生時の避難行動について、計画を作成し、従業員に周知する。
- (2) 避難訓練を実施し、避難行動の確認や計画の実効性を検証する。

5 事業者備蓄

災害発生時に、事業活動の継続やいち早い復旧を図るため、また、従業員の一斉帰宅により帰宅困難者の発生につながり、より混乱することが想定されるため、従業員を一定期間事業所にとどめる必要があることから、事業者は必要な物資の備蓄を検討する。

- (1) 大規模災害に備え、最低3日間（1週間分の備蓄を推奨）の食料・水を確保する。
- (2) 集客施設等では、来客者等のことも考慮し、必要な物資を備蓄する。

6 地域との協力・連携について

災害時には地域との連携が重要になるため、日頃から地域の防災訓練に参加するなど、連携強化に努める。

第2節 防災教育

災害による被害を最小限にとどめるために、市民一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動を身につける必要がある。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティによる「共助」が連携できるよう防災教育を行う。

第1 市民・事業者向けの防災教育

1 普及方法

市は、次の方法により、市民に対して防災知識を普及する。

- (1) 市の広報紙「広報常総」への防災情報等の記載
- (2) インターネット（市ホームページ、メール、SNS）の活用
- (3) 地域（自治会）において、防災をテーマにした講習会、シンポジウム等の開催
- (4) 自治会、自主防災会の防災訓練への講師派遣
- (5) パンフレット、ポスター、チラシ等の配布
- (6) 広報車や防災行政無線による広報
- (7) マスメディア（テレビ・ラジオ等）を通じた広報

2 啓発事項

【避難行動（安全確保行動）の大原則】

・「自分のいのちは自分で守る」（わがこと意識の徹底）

自分のいのちを自分で守るため、一人ひとりが「逃げるタイミング」（避難スイッチ）を地域とともに考える。

(1) 「自助・共助」の推進

ア 非常時の持ち出し品・備蓄品の整備に関すること

最低3日間（1週間分の備蓄を推奨）の食料・水を確保するとともに、常備薬や懐中電灯など食料以外にも非常時に必要なものを備え、すぐに持ち出せるように準備すること。また、想定される浸水深や浸水継続時間等に応じて水・食料等を備蓄すること。

事業者は、従業員・来客者を考慮し、備蓄する。

イ 家庭内・事業所内防災の推進

- ① 家屋倒壊防止のため、耐震状況を把握し、必要に応じて、耐震化対策を実施すること。
- ② 家具転倒防止のため、家具固定など転倒防止策を講じること。
- ③ 火災の発生・延焼を防止するため、不燃化対策を講じること。
- ④ ブロック塀が適切に設置されているか確認し、必要に応じて補強・改修すること。
- ⑤ 生活再建に向けた事前の備えとして保険・共済等へ加入すること。
- ⑥ 空家等、管理不良の対策を講じること。

ウ 適切な避難行動を行うための取組み

- ① 各警報等、高齢者等避難、避難指示の内容や発表・発令時に取るべき行動について。
- ② 避難場所や避難所の位置、避難経路の確認、避難時や避難場所での行動について。
- ③ 住民が平時から自らの「逃げるタイミング」を判断することが原則であり、あらかじめ避難行動を認識するため、避難にあたり把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」（「避難指示等に関するガイドライン（内閣府）」やマイタイムラインの作成、ハザードマップを確認することが大切である。
- ④ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について。

災害・避難カードの作成例

● 災害・避難カード(●●地区××)

災害	避難先・場所	避難の合図
土砂災害	A小学校 (そこまで逃げられない 場合はBマンション)	土砂災害警戒情報
X川のはん溢	C市民会館	はん溢危険情報

※災害に巻き込まれないために、日頃からどのような情報に注意すればいいのか確認しておきましょう！

エ 家族間や事業所での連絡手段の確保

災害時には、携帯電話が繋がりにくい状況がしばらく続くことが想定されるため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、SNS等複数の手段の確保を促進する。

また、災害時の家庭内の連絡体制（避難方法や避難のルール等）についてあらかじめ決めておく。

オ 要配慮者への支援協力

地域・事業所・市・防災関係機関の実施する防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害時の避難行動や必要な支援などを確認し、災害時には協力して、要配慮者を支援する体制を構築する。

カ 被災状況の記録

家屋が被災した際に片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動を促す。

(2) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝える。

市民においても、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・保存・公開する。

第2 市職員への防災教育

市職員は災害時における適切な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災知識の向上に努めなくてはならない。このため、市は次のような防災教育を計画的かつ効率的に行う。

1 応急対策活動の知識習熟

市の職員は、地域防災計画・BCP（業務継続計画）・受援計画・災害対応マニュアルを熟読し、災害時に対応すべき業務・手順を確認する。

2 研修会及び講演会の開催

年に数回開催される公務力向上研修講座において、防災危機管理課（危機管理監等）による防災教育を行う。また、必要に応じて、防災関係機関や災害に関する学識経験者を講師として招き研修会を開催する。

第3 教育施設における防災教育

教育施設（保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等）では、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚、災害時の身体的安全確保方法の習得を図る。

1 習得すべきこと

児童・生徒等が習得すべきことは、『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(文部科学省、2010)に示した安全教育の目標に準じて、次のような3つにまとめられる。これらの知識を習得するため、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行う。

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、ハザードマップ等を活用し、地域の特性を理解する。
- (2) 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。このためには、正しい防災に関する知識を習得できるよう、気象現象・地震についての理解を深め、避難行動（マイタイムラインの作成等）を確認する。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにするために、児童・生徒の引き渡し訓練への保護者の参加や地域の防災訓練への参加を促す。

2 留意点

児童・生徒を災害から守るためには、地域の協力が必要である。このことから、日頃から地域との密接な連携を図りながら防災教育を行う必要がある。学校で指導していることを家庭や地域に知らせるなど、学校における防災教育との密接な関連を図りながら、家庭や地域で実践的な教育の機会を設定し、家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、災害に適切に対応する能力を育成する必要がある。

第3節 防災訓練

災害時の迅速かつ適切な行動のためには、日頃からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと、震災、風水害、大規模事故災害発生時の対応行動が習熟されるよう、災害時の状況や被害量を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、多くの市民に参加を促し、地域や近隣市町との広域訓練の連携を強化する。

第1 総合防災訓練

1 訓練種目

- (1) 災害対策本部の設置・運営訓練
- (2) 非常参集訓練
- (3) 交通規制及び交通整理
- (4) 避難準備及び避難誘導
- (5) 救助・応急医療（救護）
- (6) ライフラインの復旧
- (7) 初期消火
- (8) 道路復旧・障害物除去
- (9) 緊急物資輸送
- (10) 防災行政無線及び被害情報収集システムによる被害情報発信・収集

2 訓練参加機関

市は、防災関係機関と協力して防災訓練を実施し、市民（地域や事業所を含めた）の参加を広く呼びかける。また、応援職員の派遣や物資の輸送訓練を行うため、近隣市町村や他県の自治体と連携した合同訓練を実施する。

3 訓練結果の評価

訓練実施後は、評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて訓練実施方法や体制の改善を行う。

第2 自治会・自主防災会の訓練

市では、自主防災組織未結成の地区への自主防災組織結成を促すとともに、災害時に地域でどのように対応するかを考える場として、自治会や自主防災組織を対象とした、防災訓練を年に数回開催する。代表的な防災訓練の内容は、HUG（避難所運営ゲーム）やDIG（災害図上訓練）である。

【HUG：避難所運営ゲーム】

HUGは、H（hinanjo 避難所）、U（unei 運営）、G（game ゲーム）の頭文字を取ったもので、HUGは、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難書で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームである。

このゲームを通して避難所の運営の際に起こる様々な出来事をゲーム感覚で体験することができる。

【DIG：災害図上訓練】

災害図上訓練DIGは、Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字を取って名付けられた誰もが参加できる訓練である。身近な文房具を使い、地図や見取り図に参加者自身が書き込みをすることで、自分の地域や住まい・職場に潜む災害の危険性を考え、災害時にどう行動したらよいかを検討することを目的に行う。

第4節 自主防災組織について

自主防災組織とは、自らの地域を自らで守るために、地域住民が協力・連携し、災害から身を守ることを目的に結成する組織であり、市では、地域の防災力向上のために、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織の結成への働きかけや支援する制度を設けている。

第1 自主防災組織の結成・活動

1 結成方法

自治会等で自主防災組織の必要性などについて協議し、規約づくりや組織の役割分担を行って組織を結成する。

速やかに市から結成・活動への補助を受けるために、自主防災組織の結成前に、市へ相談し、手続き方法やアドバイスを受ける。

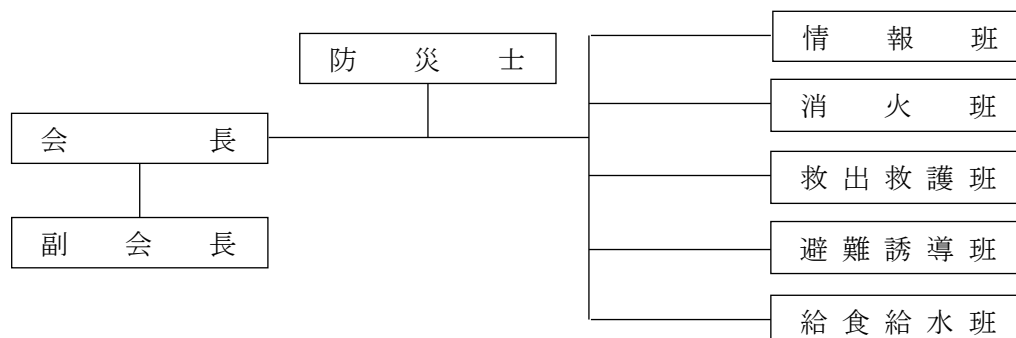
2 自主防災組織の活動

主な活動内容は以下のとおりである。

平常時	① 要配慮者を含めた、地域住民のコミュニティの醸成 ② 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 ③ 情報の収集・伝達・初期消火・避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 消火用資機材及び応急手当医療薬品等の防災用資機材の整備・点検 ⑤ 災害時における、行政や消防団などの地域との連絡手段や伝達事項、避難所運営の方法等のマニュアル策定及び確認
災害時	① 初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達 ③ 救出・救護の実施及び防災関係機関との協力 ④ 自主防災組織及び集団避難の実施 ⑤ 避難所の運営活動の実施（炊き出し・給水・物資の分配等） ⑥ 要配慮者の安全確保 ⑦ 住民の安否確認 ⑧ 防災組織の災害対策本部の設置 ⑨ 市の災害対策本部との連携

3 組織図及び各班の役割

別表1 組織の内容（例）



別表2 平常時または非常時の役割（例）

	平 常 時 の 役 割	非 常 時 の 役 割
情報班	災害についての知識の吸収及び映画、印刷物等による啓発、情報伝達収集訓練	デマ防止、災害情報の伝達収集、避難命令の伝達、被災状況の収集及び防災機関への伝達
消火班	火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、消防水利の確保	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動
救出救護班	負傷者救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施、応急救護法の習得	負傷者の救助、応急救護、移送及び防疫について防災機関への協力
避難誘導班	集合場所、避難路、避難場所の巡回点検、現状把握、避難訓練の実施、要配慮者（避難行動要支援者）の把握	避難場所、避難路の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導、要配慮者（避難行動要支援者）の避難援護
給食給水班	非常持出品の広報、炊飯用具などの調達計画と管理、必要物資の調達計画や斡旋方法の検討、炊き出し訓練	非常持出品の指導、備蓄品の確認・管理、炊き出し実施、配水及び救援物資の配分の協力

第2 市の自主防災組織への支援

1 自主防災組織の編成

自主防災組織は、行政区・自治区単位で結成しており、現在は約 69.1% (R6.4.1) の組織率となっている。

2 自主防災組織への補助制度

「常総市自主防災組織活動等補助金交付要綱」に基づき、自主防災組織の結成及び活動に関し、補助金の交付を行う。

3 協力体制の構築

市は、組織間の協力体制を構築するため、連絡協議会等の設置を支援する。また自主防災組織の訓練に参加するなど、日頃から協力できる関係を構築する。

第5節 ボランティアについて

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、事業所を含めた市民の自主的な防災活動ができる環境を整備する必要がある。

社会福祉協議会及び社会福祉課は、ボランティアが円滑に救援活動を行えるよう体制を整備する。

第1 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア（医療、通訳等）に次のとおり区分される。

ボランティアの区分		活動内容
一般		炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等
専門	医療防疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）
	語学	外国語通訳・翻訳
	アマチュア無線	非常通信

第2 ボランティアの担当窓口の設置

災害時におけるボランティア活動の受入れ窓口は、一般ボランティア・専門ボランティア共に社会福祉協議会（ボランティア班）が設置し、社会福祉課は必要な支援を行う。

平常時から社会福祉協議会と社会福祉課は、ボランティア受入れについて、必要に応じ協議を行う。

第3 一般ボランティアの活動環境の整備

社会福祉課及び社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

1 ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動を普及する。

2 ボランティアセンターの整備

災害時におけるボランティア活動を円滑に支援できるよう、ボランティアセンターとなる施設には、非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材を整備する。

3 ボランティア活動保険への加入促進

ボランティア参加者には、ボランティア保険（原則：住民登録している市町村の社会福祉協議会で加入）への加入を促進するため、市ホームページ等で呼びかけを行う。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災・減災構造化

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、災害による被害を最小限にするために、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を設定・考慮して災害に強いまちづくりを進める。

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進する。

第1 土地利用の現況

本市の土地利用の現況は、次のとおりである。

平成29年1月1日現在（単位：ha）

総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
12,364	3,628	2,652	1,979	8	670	90	823	2,514

第2 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から総点検を行い、次の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これを都市計画マスタープランへ位置づける。

- 1 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- 2 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- 3 地域における災害対策活動の拠点の配置計画
- 4 木造密集市街地等の防災上危険な市街地を解消するための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

前記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性を強化するための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

第3 都市計画区域

水海道都市計画区域は、昭和24年4月13日に都市計画法に基づいて都市計画決定し、昭和45年7月15日に市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めており、平成30年4月1日現在、水海道地区（248ha）、豊岡地区（51.6ha）、中妻地区（50ha）、大生郷地区（75.4ha）、内守谷地区（65ha）、常総インターチェンジ周辺地区（34.1ha）の524.1haが市街化区域である。石下都市計画区域は、昭和39年6月22日に都市計画法に基づいて都市計画決定を行い、非線引き都市計画区域となっている。

また、用途地域については、水海道都市計画区域の用途地域は、現在は524.1haが11種類の用途地域に指定され、石下都市計画区域の用途地域は、現在は180haが9種類の用途地域に指定されている。

第4 防災空間の整備

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路や避難地等の防災空間の確保が不可欠である。

そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設を整備する。

1 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定

都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定して、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てる。

2 延焼遮断空間を形成する公園や道路等の整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等を総合的に推進する。

3 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時には、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに大きく貢献する。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路を整備する。

その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備する。

4 避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

避難地となる都市公園、緑地等を整備するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対応施設を整備し、公園の防災機能を一層充実させる。

5 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない道路があるため、消防活動困難区域における街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路を計画的に整備する。

第5 災害危険区域の指定

市は、建築基準法第39条の規定に基づき、条例で出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、市民の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な措置をとる（災害危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項により指定された急傾斜地崩壊危険区域とする）。

第6 避難施設の整備

1 避難施設整備計画の作成

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

2 避難場所

市は、延焼火災、山、がけ崩れ、建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

- (1) 避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。
- (2) 避難場所は、行政区単位で検討し、到達距離は1 km 以内とする。

資料編 ○避難所一覧

3 指定緊急避難場所の指定

密集市街地等については、災害時の延焼火災の発生が想定されるため、前項2で指定した避難場所に加え、さらに規模の大きい避難場所が必要となる。このため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。

- (1) 指定緊急避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
- (2) 指定緊急避難場所は要避難地区のすべての市民を受入れられるよう配置する。
- (3) 指定緊急避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- (4) 指定緊急避難場所は、大規模なげけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- (5) 指定緊急避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- (6) 地区分けをする場合においては、行政区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2 km 以内とする。

4 避難路の確保

指定緊急避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定する。さらに、市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行を確保する。

- (1) 避難道路はおおむね8 m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。

第7 都市施設の整備

1 都市計画道路

都市計画道路は、火災の延焼、飛び火等を防止する防火地帯であり、消火活動の場であるとともに、災害発生時における避難路であり、また応急対策活動の交通輸送路としても重要な施設であるため、今後も積極的に整備する。

2 公園等整備事業

公園は、市民の心身にわたる健康増進とふれあいの場の拠点として重要な施設であるばかりでなく、災害時における避難場所、火災発生時には延焼及び飛び火を防止する防火帯であり、また救助活動の基地となりうる都市防災上の重要な施設である。本市には、以下の40箇所の都市公園があるが、公共公益施設の緑化推進、土地区画整理事業等による公園緑地の確保や事業所、家庭及び空間地等の民有地の緑化を指導啓発し、推進する。

資料編 ○都市公園

第8 緊急輸送道路の指定・整備

県は、陸上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行っている。

1 緊急輸送道路の耐震強化

市は、県指定の緊急輸送道路と災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について耐震強化を推進するとともに、緊急輸送道路に指定された施設の管理者に当該緊急輸送道路の耐震強化の推進とその整備を要請する。

市内における県指定の緊急輸送道路は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○緊急輸送道路一覧

2 沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物について耐震化の促進の検討にあたり、地震により道路を塞ぐおそれのある建築物の発生を少なくするため、一定の要件を満たした建物の耐震診断及び耐震改修工事に対して補助を行うことを検討する。

3 下水道の管路施設の耐震化

下水道管理者は、緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、優先的に液状化による浮上防止に関する対策を実施し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

4 無電柱化の推進

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、緊急輸送道路について、災害時の交通を確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、無電柱化を推進する。

第9 ヘリポートの整備

市は、緊急空輸の中継基地となる場外離着陸場が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関と連携し、努めて多く設置するとともに、市民に対し周知徹底するなど所要の措置を講ずる。

資料編 ○ヘリコプター離着陸場

第2節 建築物の耐震化・不燃化

地震による建築物の損壊、地震を含む災害による焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進する。
特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進する。

第1 建築物の耐震化の推進

1 既存建築物の耐震化

(1) 一般建築物の耐震性向上

市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅を対象に木造住宅耐震化事業を行っている。診断結果に基づき住宅の耐震改修を促進し、地震発生時における建築物倒壊による被害を防止する。

(2) 公共建築物の耐震性の向上

避難、救護及び災害対策活動の拠点となる市役所、学校、医療機関等防災上重要な建築物及び不特定多数が利用する公共施設について、非構造部材を含む耐震対策により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保することとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2 危険度判定体制の確立

地震により被災した建築物の危険度判定（以下「被災建築物応急危険度判定」という。）を行う茨城県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び大規模災害（地震や降雨等）により被災した宅地の危険度判定（以下「被災宅地危険度判定」という。）を行う茨城県被災宅地危険度判定士（以下「被災宅地判定士」という。）の要請は、市が地元関係団体及び県に対して行う。また、市は、災害時に、「判定士」「被災宅地判定士」による判定作業が円滑に行われるよう、判定資機材の準備や判定計画の検討を行い、日頃から情報交換するとともに、市職員や市内外の建築士等にコーディネーター訓練や県の応急危険度判定士講習会等への参加を促進する。

3 建築物の落下物対策の推進

(1) 窓ガラス、看板等の落下防止

多数の人が通行する道路等に面する建物の窓ガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止等の安全対策の実施を指導するとともに、看板等の落下物防止対策の重要性を啓発する。

(2) ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

ア 市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識を普及する。

イ 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所を把握する。なお、実態調査は市有地及び通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

ウ ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検するよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

エ ブロック塀を新設または改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

第2 建築物の不燃化の推進

建築物が密集し災害時の出火により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または防火建築物の建築を促進する。

本市には防火地域及び準防火地域はないが、これらの指定にあたっては、市が都市計画決定を行うこととなるため、平素から地域住民の理解と協力が得られるよう必要な体制を整備する。

一方で、建築基準法第22条に基づき、防火地域及び準防火地域以外の市街地について耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域の指定を行い、火災の延焼を防止する。

建築物の構造制限の概要

地域・規模	防火地域		準防火地域		建築基準法第 22 条区域
構造	階数	延べ面積	階数	延べ面積	
耐火建築物としなければならないもの	階数が 3 以上のもの	100㎡を超えるもの	階数が 4 以上のもの（地階を除く）	1,500㎡を超えるもの	耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物の屋根は、不燃材料で造り、または葺くこと。 木造の建築物は、延焼のおそれのある部分の外壁を土塗り壁とし、または延焼防止について、これと同等以上の効力を有する構造にすること。
準耐火建築物または耐火建築物としなければならないもの	階数が 2 以下で、かつ延べ面積が 100㎡以下のもの		階数が 3 のもの（地階を除く） ※ 2	500㎡を超え 1,500㎡以下のもの	
木造建築物（防火構造）でよいもの	原則禁止 ※ 1		階数 2 以下（地階を除く）で、かつ延べ面積が 500㎡以下のもの ※ 3		

※1：延べ面積が50㎡以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のものなどを除く。

※2：外壁の開口部の構造、面積、主要構造部の防火措置等についての技術基準に適合する木造を含む。

※3：外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分は防火構造としなければならない。

第3 液状化被害予防対策の推進

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を未然に防止するため、市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

地盤の液状化のおそれが予想される地域においては、建築物等の被害を未然に防止するため、地盤の液状化に関する知識を普及するとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

第4 防災対策拠点施設の耐震性の確保

災害時において災害対策本部の置かれる市役所、避難所となる学校、また病院、診療所、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行う耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断及び耐震補強工事を推進し、耐震性を確保する。

市は、建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

また、市は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等を整備する。

第5 文化財保護

文化財保護法、茨城県文化財保護条例及び常総市文化財保護条例により、所有者及び管理責任者に対し、管理の責任を義務づけて、管理及び修理の補助、勧告等をなし、市民の郷土の文化遺産に対する認識を高めるとともに、文化の向上発展に貢献する。

また、所有者、管理責任者または管理団体は、市教育委員会の定める基準により、管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置する。

また、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、防火水槽、避雷針等）を整備する。併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対する防災のための標識等を設置する。

第6 文教施設の点検整備

学校、公民館等の施設については、次の点に留意し、定期的に点検整備を進め、安全性を確保する。

- 1 建物については、新築・改築時等において鉄筋、鉄骨等耐震性、不燃性の恒久建築物にするとともに、建築基準法及び消防法、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定められた事項を遵守して安全性を確保する。
- 2 定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、石油等及びその他の危険物がある施設では適切な管理を行う。
- 3 消防用設備等の設置充実及び点検整備を推進する。

第3節 交通・土木施設の耐震化

道路等の交通・土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら交通・土木施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、各施設について耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化をはじめとする被害軽減のための諸施策を実施する。

第1 道路建設上配慮すべき事項

- 1 平面線形：できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- 2 縦断線形：平たん地における切土法面はなるべくとらず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- 3 横断こう配：路面水を速やかに側溝に流下させるに必要なこう配をとる。
- 4 路側、横断構造物：切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面を保護する。
- 5 横断排水構造物：洪水時に十分な排出のできる通水断面とする。
- 6 排水側溝：路面水を処理し、速やかに排水路を導き、地下水が高く路面排水困難な所は盲暗渠等を施す。

第2 道路施設の耐震化の推進

1 道路施設の耐震性の向上

- (1) 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- (2) 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

2 道路ネットワークの確保

- (1) 第1次緊急輸送道路については原則4車線で整備する。4車線での整備が困難な第1次緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通を確保する。
また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずる。
- (2) 市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路を整備する。
- (3) 市の防災区画を形成する道路を整備する。
- (4) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類を地中化する。

資料編 ○緊急輸送道路一覧

第3 鉄道施設の耐震化の推進

事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される橋梁・盛土・土留等の定期的な検査を行い耐震性及びその他の災害による被害防止等をチェックする。これにより防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進する。

第4 河川、農業用ため池の耐震化の推進

1 河川の耐震化の推進

河川管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上性の検討を行い適切な対応策を実施する。

特に浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管などの河川構造物の改築改良を優先的に行う。

2 農業用ため池の耐震化の推進

市は、受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の整理を行い、地震時に緊急点検を要するため池及び防災重点ため池を位置付け、耐震事業化を進める。また、県に対して国庫補助制度を最大限に活用した支援を要請する。

第4節 ライフライン施設の耐震化

電力、電話、ガス、水道等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たす。各施設について耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じる。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

第1 電力施設の耐震化

1 送電設備

(1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液状化については、設備の重要度等を考案し必要に応じて対策を行う。

(2) 地中電線路

終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。

2 変電設備

機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動など勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

3 配電設備

(1) 架線電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。

(2) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

4 通信設備

通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

第2 電話施設の耐震化

1 電話施設の耐震化

事業者は、以下の取組みを進め、電話施設の耐震化を進める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化
- (2) 電気通信システムの高信頼化
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

2 災害時措置計画

事業者は、災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置等に関する措置計画を作成するよう努める。

第3 都市ガス施設の耐震化

事業者は、地震被害想定や研究機関の地下埋設導管の地震時の被害に関する研究成果を参考として、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいてガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

- (1) 地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため各事業所に地震計を設置する。
- (2) 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。
- (3) 導管網は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。
- (4) 整圧所等の緊急遮断装置及び緊急放散装置等の保安設備を整備・増強する。
- (5) 主要整圧器に感震器を設置し、地震の規模の把握と圧力情報等の遠隔監視化を推進する。
- (6) 通信施設の整備・増強を推進する。

第4 上水道施設の耐震化（市水道課）

市は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

1 配水池・貯水池の緊急補強または更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強または更新する。

2 老朽管の更新

老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備する。

3 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

4 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を貯留できるよう配水池容量を拡大するとともに、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を設置するなど緊急時に備えた施設整備を行う。

第5 下水道施設の耐震化（市下水道課）

1 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

(1) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

(2) 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

(3) 耐震化の具体例

- ア 可とう性・伸縮性を有する継手の採用
- イ 地盤改良等による液状化対策の実施

2 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

第5節 土砂災害対策計画

地盤災害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産を保全する。

第1 地盤災害危険度の把握

1 地盤情報のデータベース化

県と連携しながら、市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

2 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により公開していく。

第2 土地利用の適正化の誘導

1 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害について周知する。

また、災害に弱い地区の土地利用については、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

2 土砂災害警戒区域等の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を周知するとともに、砂防法や地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律を適切に運用する。

第3 土砂災害防止法に基づく対策の推進

急傾斜地の崩壊、土石流ならびに地すべりの発生する危険性のある区域における災害予防のため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業、治山事業を推進する。

ソフト対策については、土砂災害防止法第8条に基づく警戒避難体制の整備を進める等、市民への周知及び土砂災害に対する意識を高揚させる。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に市民の生命または身体に危害が生ずると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、県は警戒区域のうち急傾斜地の崩落等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ市民等の生命または身体に著しい危害が生ずると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域を土砂災害特別警戒区域として指定を進めている。

本市では平成 23 年 3 月 17 日に、14 箇所指定（うち 13 箇所は土砂災害特別警戒区域の重複指定）された。

資料編 ○土砂災害警戒区域等指定箇所

2 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、土砂災害警戒区域について、以下の事項を明示した土砂災害ハザードマップを作成し、市民に配布する。この土砂災害ハザードマップ等を通じて、市民への土砂災害等に対する意識を啓発する。

- ア 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項
- イ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- エ 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項
- オ 警戒区域内の要配慮者利用施設の情報等

- (2) 市は、高齢者等避難、避難指示等について、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識を啓発する。

- (3) 市は、県等関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容を拡充し、報道機関を通じた一般への提供体制を整備する。また、市は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制を整備する。

- (4) 市は、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。また、それらの施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

3 土砂災害警戒情報の周知

- (1) 伝達体制の整備

県及び水戸地方気象台は共同で、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報発表中に大雨による土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市長が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、土砂災害警戒情報を発表する。

- (2) 警戒情報の発表及び解除

土砂災害警戒情報は市町村を発表単位とし、土砂災害警戒区域を有する 40 市町村（常総市を含む）を発表対象とする。

【発表】

大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を上回ると予測されるとき。

<文例>

今後2時間以内に、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで50ミリです。

【解除】

予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき。

(3) 伝達体制

土砂災害警戒情報の発表・解除があったときは、県はFAXにより市へ伝達するとともに、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び市町村等へ伝達する。市は市民に対して、土砂災害警戒情報を周知するために伝達体制を整備する。

(4) 土砂災害警戒情報の活用

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、国（国土交通省）の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直す。

第4 がけくずれ対策

本市には、がけくずれ災害が予想される危険な区域があり、これらの被害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、おおむね次のような対策を実施する。

1 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

市は、県が実施する危険箇所の実態調査の情報を基に、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害を縮小させる。

また、その他防災に必要な事項について市地域防災計画に定める。

県土木部の調査結果では、本市では14箇所の危険予想箇所が指摘されている。

また、地震が発生すると地盤の歪みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、必要に応じて斜面崩壊のおそれのある箇所の緊急点検を実施する。

資料編 ○土砂災害警戒区域等指定箇所

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議のうえ危険予想箇所について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定により急傾斜地崩壊危険区域の指定を行っており、本市では、1箇所が指定されている。この指定がなされた区域内では、次の行為がなされているため、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係市民の理解と協力を得ながら、県に対して働きかける。

- (1) がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- (2) 標識の設置等による市民への周知
- (3) 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての市民指導
- (4) 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- (5) 市民自身が施工することが困難または不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

また、土地所有者が崩壊防止工事を施工することが、困難または不適当と認められるものについては、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次、急傾斜地の崩壊を防止する工事施工等を県に対して積極的に働きかける。

3 所有者等に対する防災措置の指導

市は、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者または占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整する。

第5 地すべり対策

県においては、地すべりの危険性が切迫しているところを地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域に指定している。現在のところ市域においてはこれらの指定を受けていないが、この指定がなされた区域内では、次の行為がなされており、地すべりの危険性が認められる地域については、関係市民の理解と協力を得ながら、県に対して指定を働きかける。

- (1) 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- (2) 標識等による市民への周知
- (3) 地すべり防止工事の実施

第6 土石流危険渓流

土石流危険渓流とは、土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場合を含む。）に被害を生ずるおそれがあるとされた渓流をいう。また、土石流危険区域とは、土石流危険渓流及び危険区域調査等により、土石流危険渓流において地形条件等によって土石流の堆積や氾濫が予想される区域（以下「危険区域」という。）をいう。

なお、県が行った実態調査によると、本市では該当する渓流等はないという結果であった。

第7 造成地災害防止対策の推進

1 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査ならびに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びか

けを実施する。

なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

2 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

急傾斜地崩壊危険区域内及び土砂災害特別警戒区域の土地については都市計画法に基づき、原則として開発を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成等により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

3 大規模盛土造成地情報による周知・啓発

市では、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表している。これを用いて、大規模盛土造成地の位置や地震時等の危険性に関する情報の周知・啓発を行い、市民の防災意識を向上して、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進する。

4 盛り土による災害の防止

盛り土により発生した土石流による大規模災害を踏まえ、県では災害時に人家への影響が甚大なおそれのある盛土や急傾斜地について、緊急点検を行いました。県の点検の結果、人家への影響が甚大なおそれのある盛土等の箇所は、本市では該当がないという結果でした。

第8 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震や水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

第9 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化を行うとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策を行う。

第6節 水防計画

第1 総則

この計画は、水防法（昭和24年法第193号）第33条第1項の規定に基づき、常総市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、常総市の地域にかかる河川または沼の洪水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 洪水・浸水対策の推進

1 保安林整備計画

森林には、雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水、土砂の流出などを防止する働きがある。本市には保安林指定森林はないが、山地災害のおそれのある地区については、調査点検し、県に対して保安林または保安施設地区への指定を要請する。

2 河川改修

(1) 河川の概況

市内の9河川のうち、特に鬼怒川及び小貝川の2大河川は水源が他県にあるので流路延長も長く洪水時における本市通過の水量は極めて多く上流の水量を一手に引き受けている現況である。

河川名	川幅(m)	市内の延長(km)	基準	管轄事務所	備 考
鬼 怒 川	平均 350	22.0	一級	下館河川事務所	水源 栃木県日光市鬼怒沼 河口 守谷市利根川合流点
小 貝 川	平均 260	18.6	〃		水源 栃木県那須烏山市大赤根 河口 北相馬郡利根町利根川合流点
東 仁 連 川	平均 30	19.0	〃	境工事事務所	水源 栃木県下野市 河口 坂東市飯沼川合流点
飯 沼 川	平均 30	5.1	〃		水源 古河市東諸川東仁連川分岐点 河口 北相馬郡利根川合流点
八 間 堀 川	平均 25	13.2	〃	常総工事事務所	水源 下妻市加養 河口 常総市水海道淵頭町小貝川合流点
千 代 田 堀 川	平均 8	1.5	〃		水源 常総市三坂新田北八間堀川合流点 河口 常総市小山戸町鬼怒川合流点
豊 坂 川	平均 20	3.3	〃		水源 常総市豊岡町東仁連川合流点 河口 常総市豊岡町鬼怒川合流点
釜 屋 堀 川	平均 8	0.8	〃		水源 常総市水海道山田町 河口 常総市水海道高野町鬼怒川合流点
新 八 間 堀 川	平均 30	1.2	〃		水源 常総市水海道橋本町石洗堰分岐点 河口 常総市水海道橋本町鬼怒川合流点
将 門 川	平均 25	4.5	〃		水源 常総市国生 河口 常総市篠山鬼怒川合流点

(2) 国土交通省による河川改修事業

ア 直轄河川改修小貝川は昭和8年から改修工事が施行されているが、堤防の整備率は未だ低く、全般的に河積が狭小のうえ、地質が極めて悪く、更に河川が緩勾配のため利根川の逆流でしばしば危険な状態になるので改修の促進が望まれている。

更に、鬼怒川においては、「平成27年9月関東・東北豪雨」を受け、特に被害の大きかった鬼怒川下流域において、鬼怒川緊急対策プロジェクトでの堤防整備（かさ上げ・拡幅・河道掘削等）工事は令和3年5月末にて完了しており、令和3年9月15日ですべての工事が完了した。また、決壊した堤防の復旧は平成28年5月に、漏水が発生個所の対策は平成29年3月に完成している。溢水箇所は先行して着手し、下流への影響を考慮しながら段階的に整備中であり、その他の堤防整備、河道掘削等は基本的に下流から実施中である。

イ 中小河川改修

八間堀川については、県事業により拡幅、護岸・かさ上げ等を昭和38年度から実施している。また、「平成27年9月関東・東北豪雨」に被災した相平橋上流側の231m区間を含め、合計延長1,171mにおける災害復旧工事は、鬼怒川緊急対策プロジェクトにおいて平成29年7月末に完成している。

なお、湧頭樋管の改築工事も平成6年6月に完成した。

また、河川管理者は日頃から樋管や用排水施設等の河川占用施設が機能するよう維持や点検等に務めるとともに、長寿命化計画に基づいて水門等の河川管理施設を延命化し、出水時における操作に支障がないようにする。

3 下水道（雨水）整備

市は、再度の災害防止に加え、事前防災・減災等の観点から、都市内における浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を行う。

4 水防法に基づく洪水対策・内水氾濫対策

(1) 浸水想定区域の指定

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。本市は、利根川上流、鬼怒川、小貝川が指定されている。

なお市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(2) 内水浸水想定区域の指定

市は、水防法第14条の2に基づく雨水出水浸水想定区域図の早期作成に努めるとともに、それが困難な場合には、過去の浸水実績を活用する等、簡易な方法も用いて内水による浸水区域を想定し、これらを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(3) 避難体制等の整備

市は、浸水想定区域について、以下の事項を明示した洪水ハザードマップを作成し、市民に配布する。この洪水ハザードマップ等を通じて、市民への洪水等に対する意識啓発を行う。また、

河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として設定、明示する。

- ア 洪水予報の伝達方法
- イ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項
- エ 浸水区域内の要配慮者利用施設の情報等

市は、高齢者等避難、避難指示等について、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした実用性の高いタイムラインやマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。さらに、大規模な水害が発生した場合に、住民等が安全かつ迅速に避難できるよう、関係する市町と広域避難に関する必要な調整を行う。

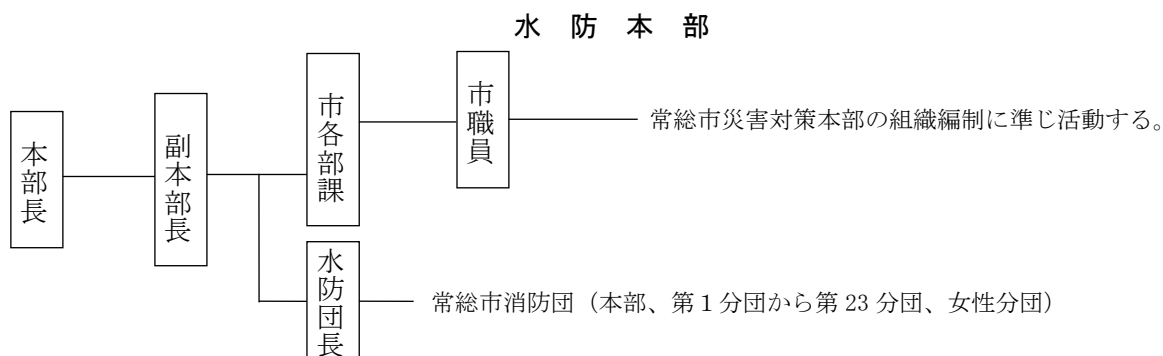
市は、内水浸水想定区域について、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項を記載した内水ハザードマップ等を市民へ配布する。また、適切なタイミングで避難指示等を発令する目安となる取組を基に、地区の特性や規模などを総合的に勘案し、避難指示等の発令の基準などを定めておく。

市は、県等関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容を拡充し、報道機関を通じた一般への提供体制を整備する。また、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達体制を整備する。

市は、要配慮者利用施設の自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法をあらかじめ定める。

第3 水防組織

水防の実施については、水防本部を常総市役所内に設置し、水防本部の組織は次のとおりとする。



第4 監視・警戒及び重要水防箇所

1 監視警戒

(1) 常時監視

水防管理者、水防団長または消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者、水防団長または消防機関の長は、出動準備体制に切替えたときから水防箇所の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所や重要水防箇所を中心として巡視しなければならない。特に次に掲げる項目に注意し、異常を発見した場合は直ちに下館河川事務所長、常総工事事務所長、境工事事務所長、県の特設事務所長及び水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始しなければならない。

- ア 堤防居住側（川裏）の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- イ 堤防川側（川表）で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ウ 堤防上面（天端）の亀裂または沈下
- エ 水が溢れる。
- オ 水門の両袖または底部よりの漏水と扉の締り具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取合せ部の異状
- キ 堤防裏のりの漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- ク 堤防表のりで水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ

2 重要水防箇所

市内河川の重要水防箇所については、資料編のとおりである。

資料編 ○河川重要水防箇所

第5 器具、資材及び設備の整備運用ならびに輸送

1 器具、資材及び設備の整備

(1) 市管理水防倉庫及び資機材

市は、水防の必要が予想される区域に水防倉庫その他の資材等備蓄場を設け、器具、資材等を整備するとともに、その緊急調達の方法についてあらかじめ定めておく。水防倉庫及び備蓄資機材は資料編に記載のとおりである。

資料編 ○水防倉庫備品・資機材一覧

(2) 備蓄水防資機材の現況報告

水防管理者は、各年1月末日現在の所轄備蓄水防資機材を調査確認し、2月25日までに報告書を常総工事事務所長へ提出しなければならない。

2 輸送の確保

水防管理者は、水防に要する資機材の輸送については、あらゆる状況を推定して輸送径路を決定しておくとともに、あらかじめ常総工事事務所、常総警察署、輸送業者及びその他の関係機関と協定しておく。

第6 通信連絡

1 通信連絡施設等の整備強化

市は、水防時においても情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備を強化する。無線、有線等連絡施設を有しない資材備蓄場、水防作業現場等で近距離のものについては、自転車（オートバイ）伝令等により連絡を確保する。

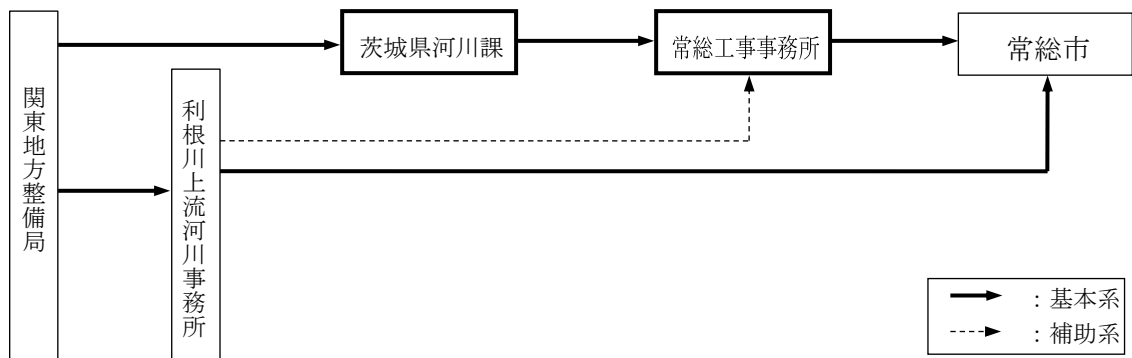
2 水防通信連絡

- (1) 市は、迅速に通信連絡を行うとともに、電話不通時に備えての対策を講じておく。
- (2) 市は、水防団及び消防機関等との連絡のために携帯電話（所有者）を水防時に使用することを協定し、非常通話ができるよう措置しておく。
- (3) 洪水氾濫においては、河川の下流側の組織や住民が、上流側の組織や住民の情報を十分に得ることも重要であるため、情報班は石下地区の消防団と水海道地区の消防団の情報の共有・連携に留意した通信連絡を行う。

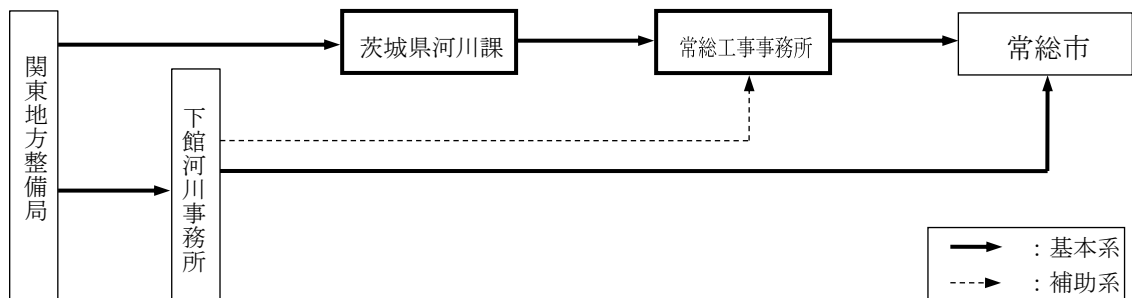
3 洪水予報（利根川水系）

水防活動のための予報警報は、次のとおり通知される。

- (1) 利根川本川上流部、利根川本川中流部

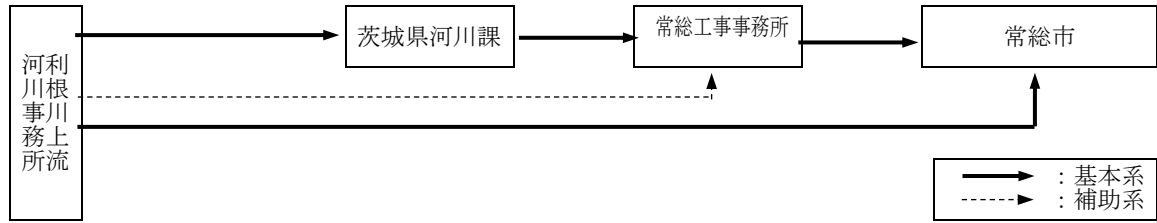


- (2) 鬼怒川、小貝川

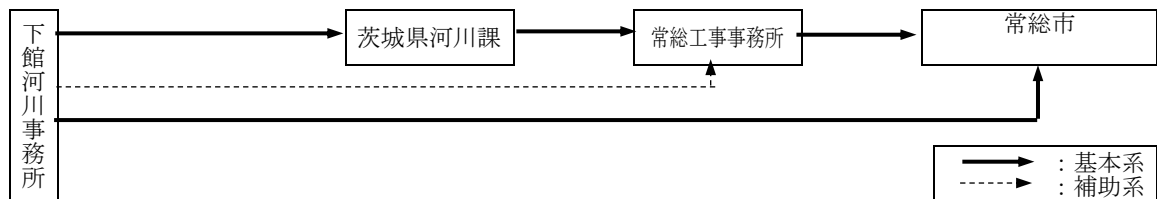


4 水防警報

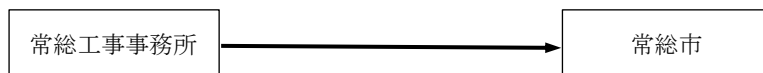
(1) 利根川〔芽吹橋水位観測所〕



(2) 鬼怒川〔川島、鬼怒川水海道水位観測所〕、小貝川〔黒子、上郷、小貝川水海道水位観測所〕

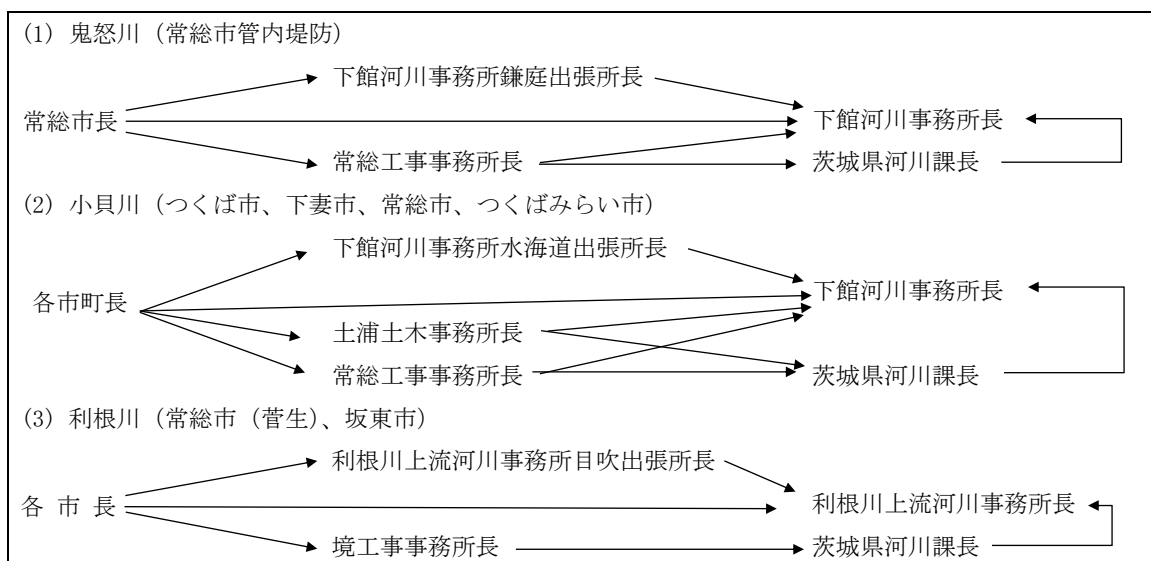


(3) 八間堀川「三坂新田水位観測所」



5 決壊通報

堤防などが破損し、またはこれに準ずる事態が発生した場合には、水防本部は、水防法第25条の規定に基づき直ちに次の通報系統により関係機関に通報し、氾濫のおそれのある隣接市町及び水防管理団体に通報しなければならない。



第7 水防訓練

水防法第32条の2の規定に基づく水防訓練は、次により実施する。

1 水防訓練

鬼怒・小貝水防連合体水防訓練は、連合体とし、毎年1回実施する。

構成市町

常総市、下妻市、つくば市、八千代町、つくばみらい市

2 水防訓練の実施方法

鬼怒・小貝水防連合体水防訓練の実施場所は、連合体の市町の輪番制により、当番市町の区域内とし、各市町から水防団員を参加させて行う。

第7節 危険物等災害対策

危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害を軽減させるため、関係機関、関係団体及び事業者は、安全確保対策や法令遵守を徹底する必要がある。

そのために、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査を徹底し、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。また、施設全体の耐震性能を向上させる。

第1 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 保安体制の確立

事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本節において「事業者」という。））は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置ならびに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進し、災害が生じた場合は、その原因を徹底して究明し、再発防止に資する。

消防本部は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性を確保する。危険物等災害が生じた場合にはその原因を徹底的に究明し、必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性を向上させる。

(2) 保安教育の実施

消防本部及び市は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識を向上させ、危険物等関係施設における保安体制を強化する。

また、事業者は従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制を確立する。

2 災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、消防本部及び事業者は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速かつ的確な応急対策がとれるよう、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備する。

(2) 職員の活動体制の整備

市、消防本部及び事業者は、それぞれの実情に応じ、非常参集体制を整備し、それぞれの災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

市、消防本部及び事業者は、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

なお、市及び消防本部においては、「茨城県広域消防相互応援協定書」、「消防相互応援協定書」を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制を強化する。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

市、消防本部及び事業者は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備を行う。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

市は、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する。

(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

消防本部及び事業者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材を整備する。また、緊急時における防災関係機関の協力体制を確立する。

(7) 避難受入体制の整備

市は、あらかじめ避難場所・避難路を指定し、市民への周知を徹底するとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行う。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防本部及び事業者は、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(9) 災害復旧への備え

市、消防本部及び事業者は、円滑な災害復旧のため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存する。

3 防災知識の普及、市民の訓練

市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識を普及啓発する。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等をはじめとする避難行動要支援者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成する。これを市民等に配布し、研修を実施する等防災知識の普及啓発を行う。

第2 石油类等危険物施設の予防対策

危険物施設は消防法第2条第7項及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、市及び県は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識を高揚させる。

1 施設の保全及び耐震化

施設管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設を保全し、設置地盤の状況を調査し、耐震化を行う。

2 石油貯蔵タンクの安全対策

(1) 耐震化・地盤対策

施設管理者等は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、施設管理者等に対し常時沈下測定を行い基礎修正

及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏洩に備え、防油堤、各種の安全装置等を整備する。

(2) 防災設備の強化

施設管理者等は、耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置を強化する。

(3) 防災管理システムの強化

施設管理者等は、漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制を確立し教育訓練を徹底する。

3 保安体制の確立

施設管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態にあったものとする。同時に、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制を確立し、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制を強化する。また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制を強化するとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材を備蓄する。

市及び県、消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、施設管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

第3 高圧ガス、火薬類及び毒性ガス取扱施設の予防対策

1 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の保安の確保を促進するため、次の対策を推進する。

なお、円滑かつ効率的に予防対策を推進するため、社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接に連携をし、事業者に対して周知徹底するとともに事業者の一層の自主保安を促進する。

(1) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備ならびに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や災害時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底する。

(2) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化を促進する。さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化を促進する。

(3) 事業者間の相互応援体制の整備

高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生し、またはそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制を整備する。

(4) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具を普及促進する。

(5) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が災害時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で、有効な電話回線を利用した集中監視システムを普及促進する。

2 火薬類の予防対策

(1) 製造所への対策

ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を行う。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

ア 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識を高揚させる。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(3) 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、災害による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震や降雨が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

資料編 ○火薬類、高圧ガス取扱事業所の現況

3 毒性ガス対策

(1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

市は、毒性ガス漏洩を想定し、市民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくほか、事業者との緊急連絡体制を整備する。

また、事業者は次の事故対策を推進する。

ア 事業者は、市等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施する。

イ 被害を最小限に止めるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置する。

ウ 発災時の近隣住民の避難のために、必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器を整備するとともに、市等行政機関と日頃から連携を密にし、対策を講じる。

エ 関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制を整備する。

オ 発災時は、自衛隊・消防・警察の化学部隊に応援を要請する。

第4 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物（毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの）の予防対策は第1に定めるほか次のとおりとする。

1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

(1) 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、危害防止規定の整備を指導する。また、その登録申請時等に施設の耐震化等について理解を求める。

(2) 登録外施設に対する指導

県は、登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物または劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

(3) 毒劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

事業者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質を向上させる。

2 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

事業者は、毒物または劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。

(1) 毒物または劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

(2) 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

ア 毒物または劇物の製造、貯蔵または取扱の作業を行う者

イ 設備等の点検・保守を行う者

ウ 事故時における関係機関への通報を行う者

エ 事故時における応急措置を行う者

(3) 次に掲げる毒物または劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

(4) (3)に掲げる毒物または劇物関連施設の整備または補修に関する事項

(5) 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項

(6) (2)に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

(7) 前記(5)に掲げる事項を適切かつ迅速に行うための定期的な防災訓練に関する事項

3 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第3章 被害軽減への備え

第1節 防災計画の整備（常総市業務継続計画を参照）

地域防災計画は、市の防災の指針となるものであるが、地域防災計画を有効に運用するためには、業務継続計画・受援計画の整備が必要である。この節ではそれぞれの計画の概要を記載する。

第1 業務継続計画（BCP）

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

【記載事項】

- 1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3 電気・水・食料等の確保
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5 重要な行政データのバックアップ
- 6 非常時優先業務の整理

第2 受援計画

平成27年9月関東・東北豪雨や東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時に他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れ、災害対応にあたるために定めた計画である。

【記載事項】

- 1 応援要請の手順
- 2 人的支援の受入れ
- 3 物的支援の受入れ
- 4 ボランティアとの連携・受入れ

第2節 情報通信ネットワークの整備

市民に情報提供するための発信手段として防災行政無線、防災ラジオ、緊急速報メール、市ホームページ、SNS、登録制メール、Lアラート等を活用するほか、最新の情報通信技術の導入にも努めるものとする。

第1 多種多様な情報通信ネットワークの整備

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。

例えば、携帯電話（衛星携帯電話、I P無線機を含む）、アマチュア無線、メール等の活用など、それぞれの利点・欠点を考慮して使用していくとともに、継続的に平常時から管理・点検しておく必要がある。

第2 市防災行政無線

市では、60MHz帯同報系デジタル防災行政無線（以下、防災行政無線）を整備しており、市内全域に放送することができる。また、社会福祉施設や要配慮者・外国人宅の一部には戸別受信機を設置している。また、令和3年7月より防災ラジオを希望者に有料で配布している。

移動系無線機については、災害時だけでなく、平常時より防災、パトロール等の日常業務における有効活用が図れるような設備の充実を図る。

大規模災害時における住民等への被害情報等の提供及び避難情報（高齢者等避難、避難指示）の伝達手段として、防災行政無線の役割は非常に重要であることから、市は今後も必要に応じて整備拡充に努めると共に、無線の管理、運用、定期的な点検整備を進める。

第3 消防無線

消防無線には、周波数別に①市町村波 ②救急波 ③県内共通波 ④全国共通波がある。市は、特に広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波を整備することが望ましい。

第4 全国瞬時警報システム

市は、国（消防庁）からの緊急情報（国民保護及び自然災害に関する情報）を瞬時に伝達するために、全国瞬時警報システムの受信機及び自動起動装置の安定的な保守・運用を図る。

第5 情報通信設備の災害時の機能確保

市は、災害時でも機能を確保するため定期的な保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、停電等に備え次の事項に留意するものとする。

1 バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信を確保する。

2 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備に努める。

3 耐災性の強化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

4 サーバの負担分散

災害時の機器の損傷や停電によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段について運業者等と調整を図っておくものとする。

第3節 交通規制・緊急輸送に関する整備

第1 道路及び橋梁の危険箇所の調査

定期的なパトロールにより危険箇所を調査し、把握する。

1 道路

災害による被害を軽減するため、「路面冠水箇所」、「異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間」該当路線等の危険箇所については、可能な限り補修を行い、幅員の狭い道路で自動車等の交通不能な道路ならびに通行危険な箇所については、逐次改良する。

2 橋梁

常日頃より橋梁の老朽度ならびに上流の浮遊物、ごみ等が堆積していないか定期的に調査する。

第2 迂回路の調査

災害時において、道路が被害を受けて、早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、緊急輸送道路等に連絡する迂回路をあらかじめ調査し、また関係機関に当該事項を周知徹底して緊急事態に備える。

第3 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象情報の伝達

水戸地方気象台は、道路交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、予警報等の情報を適時、的確に発表するので、市はこれらの情報を活用するための体制を整備する。

2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備し、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制を整備する。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡

大規模な道路災害が発生した場合に備え、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制を整備する。

なお、道路管理者については、道路パトロール等の実施により、鉄道と隣接する道路において異常が発見され、鉄道の災害が発生するおそれがある場合に、鉄道事業者はその情報を迅速に提供する体制を整備する。

2 資機材等の整備、備蓄

大規模な事故災害が発生した場合の応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を行うとともに、特殊な資機材については緊急に調達しうよう関係機関との協力体制を整備する。

3 車両運転者の義務等の周知

市は、県及び警察と連携して、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知する。

4 警察との事前協議

市は、事前に警察とパトロールや交通規制区間の通行について協議を行い、災害時の通行に関する連携を強化する。

第5 車両等の調達体制の整備

市は、平常時より市有車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、災害時に緊急通行車両等の不足に備え、平素より関係団体との協定締結等を検討し、車両等の調達体制を整備する。

また、市及び防災関係機関等は、県が定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておく。指定車両には県が定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておく。

災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

第4節 備蓄・供給体制の整備

住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄ならびに調達体制の整備を行っていく。

また、災害の発生に伴い、市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合及び県石油商業組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を行う。

第1 食料、生活必需品等の供給体制の整備

市は、指定避難所の最大収容可能人数をもとに、過去の大規模災害の検証実績を踏まえ、想定される被災人口のおおむね3日分を目標として食料等を備蓄する。その際、避難所に指定されている施設またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施する。また、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に則り、各家庭に対しても災害に備え、3日分（推奨1週間分）を備蓄するよう啓発する。

備蓄の確保にあたっては、市は、資料編に掲げる主要食料、生活必需品等を市内の防災倉庫に備蓄し、定期的に点検を行うとともに、毎年度更新を行っている。このほか、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等を行う必要があるが、大雨や洪水、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄を確保する。

また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制を整備しておく。主食については、茨城農政事務所と緊密な連絡をとり政府米の払下げを行うとともに、副食物は、常総市商工会と連携して災害の万全を期する。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮する。

1 食料の備蓄ならびに調達体制の整備

(1) 公的備蓄

市は、指定避難所の最大収容可能人数をもとに、過去の大規模災害の検証実績を踏まえ、想定される被災人口のおおむね3日分に相当する量を目標として食料の公的備蓄を行う。備蓄品目については、パン、おかゆ、クラッカー、飲料水等とするが、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮し、以下に示す方針で選定・更新を行う。

ア 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄する。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討する。

イ 食物アレルギー対応食品等について、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮するとともに、慢性腎臓病患者など、疾病に応じて、食事に特別な医療的配慮を要する者については適切な食材（減塩、低カリウム、十分なカロリー等）を、重度の発達障害や嚥下障害がある者については、ペースト食を提供するなど配慮する。

ウ 高齢者、障がい者、乳幼児などに対しては、できる限り柔らかい食事、温かい食事など、ニーズに応じた提供の仕方をできるだけ工夫する。

(2) 流通在庫備蓄

市は、物資の調達に関する協定を締結することにより、食料及び飲料水の確保を行うとともに、緊急時における当該事業者との情報連絡体制を整備する。

資料編 ○災害協定締結一覧

2 生活必需品等の備蓄ならびに調達体制の整備

市は、想定される被災人口に相当する量を目標として、避難所生活等において必要な毛布等を備蓄する。その際、避難所に指定されている施設及び市役所等を備蓄場所として整備する。また、備蓄・調達品目の設定においては、以下に示す高齢者等の要配慮者への配慮を検討する。

- (1) あらかじめ仮設トイレの調達体制を整備しておき、公共下水道が整備されている指定避難所へはマンホールトイレの整備を進める。
- (2) 高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄しておく。
- (3) 避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等を備蓄しておく。
- (4) 自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話が避難所には設置されていることが望ましい。
- (5) マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の燃料を備蓄しておく。

その他、被災者の生命、身体のプロを念頭に置き、幅広い生活必需品の備蓄も検討する。

(例)

ア タオルケット、毛布、布団等の寝具

イ 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着

ウ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

エ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

カ 茶碗、皿、箸等の食器

さらに、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十

分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新を行う。
また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておく。

3 災害救助従事者及び駅周辺の帰宅困難者用の備蓄

県または市町村の災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を3日以上とするとともに、市内駅周辺の帰宅困難者用の備蓄を1日以上備蓄する。

第2 応急給水・応急復旧体制の整備

1 行動指針の作成

水道事業者等が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。
なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直す。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設ならびに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。② 県及び他市町村等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。③ 外部の支援者に期待する役割とその受入体制を定めること。<ul style="list-style-type: none">・集結場所、駐車場所、居留場所・職員と支援者の役割分担と連絡手段④ 市民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。<ul style="list-style-type: none">・緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底・災害の規模に応じた断水時期の目処・市民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法⑤ 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。<ul style="list-style-type: none">・指揮命令系統の整った支援班の編成・自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行 |
|--|

2 応急給水資機材の備蓄ならびに調達体制の整備

水道事業者等は、災害により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設を早期に復旧するとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新ならびに調達体制の整備を行う。

【品目】 ① 給水タンク車 ② 給水タンク ③ 浄水器 ④ ポリ容器 ⑤ ポリ袋 等

3 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

市は、県が行っている飲料水兼用耐震性貯水槽整備に対する助成制度を積極的に活用し、整備する。

4 検水体制の整備

市は、比較的汚染の少ない水源を浄水処理した水について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行えるよう、民間業者と連携して検水体制を整備しておく。

第3 市民及び地域、事業所等への備蓄の啓発

市は、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、庁舎被災等による支援の途絶を考慮し、県及び協定を締結している企業等と連携し、市民及び地域に対し世帯人数分の最低3日間、推

奨1週間分の食料・生活必需品・飲料水を備蓄するよう、広報紙、パンフレット等により啓発する。事業所に対しては、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄するよう促す。

第4 燃料不足への備え

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤を復旧するため、あらかじめ、県石油業協同組合及び県石油商業組合の各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

2 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、県と連携しながら、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用または優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力を強化する。

3 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料が半分になったら満タンに、灯油は1缶プラスしておくなど、災害発生時に備えた燃料管理など「満タン&灯油プラス1缶運動」の普及啓発を行う。

第5節 救援・救護体制の整備

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、受入れ保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていく。

第1 避難所の整備

1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号（JIS規格）を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、あわせて市民等に対し周知徹底する。

指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、または周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震火災の輻射熱に対して安全な空間とする。

また、市は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるとともに、防災ガイドブック等に記載し、市民へ周知徹底する。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則

とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等へ周知徹底する。

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底する。

(2) 指定避難所の指定

市は、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民へ周知徹底を行う。あわせて避難所運営マニュアルを整備し、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等を普及し、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定し、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の主に公共建築物とする。学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整する。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、民間施設を活用するほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

(3) 福祉避難所の指定

心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩したりしやすい要配慮者を受入れるため、市は、福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する。その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備が整備されているもの等を指定する。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室等が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く市民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

なお、食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。

福祉避難所への避難対象者は以下の者を想定する。

避難先での特殊な生活環境によって、心身に多大な影響を受ける恐れのある者			
1) 移動が困難な人 2) 薬や医療機器がないと生活できない人 3) 情報を受けたり伝えたりすることができない、又は困難な人		4) 理解や判断ができない、又は理解や判断に時間がかかる人 5) 精神的に不安定になりやすい人	
具体的な対象例			
○肢体不自由者 ○認知症患者 ○精神疾患患者	○視覚障害（児）者 ○聴覚障害（児）者 ○知的障害（児）者	○発達障害（児）者 ○妊産婦 ○乳幼児	○特殊な食事（内容・調理法）が必要な者

資料編 ○避難所一覧

2 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進し、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築を行う。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておく。

3 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難所またはその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備を整備する。

また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

主なものは、次に示すとおりである。

- (1) 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- (2) 生活必需品
- (3) ラジオ、テレビ
- (4) 通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、市町村防災行政無線を含む）
- (5) 放送設備
- (6) 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- (7) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (8) 給水用機材
- (9) 救護所及び医療資機材（常備薬を含む）
- (10) 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- (11) 仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ、公共下水道が整備されている指定避難所のマンホールトイレ
- (12) マット、簡易ベッド、段ボールベッド
- (13) 工具類
- (14) 指定ゴミ袋

避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていく。

4 避難所の運営体制の整備

市は市民等に対し、マニュアルの作成や訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等を普及する。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等と定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウ有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第2 水防に必要な備蓄資機材

災害時に有効適切に使用できるよう、水防に必要な災害用備蓄資機材を整備し充実させるとともに、適時点検を行い保管に万全を期する。

なお水防用資機材は、市内水防倉庫に整備されている。整備状況は、資料編に定めるとおりである。

また、その他にも必要に応じて業者に資機材を依頼し、その度に使用した料金を支払うように申し合わせを行う。

資料編 ○防災資機材等備蓄品一覧

第3 医療・助産及び防疫に必要な備蓄資材、機材及び薬剤

医療・助産・防疫等に必要な資機材、薬剤等は、不時の災害に備えて常に点検、整備をし、特に薬剤については、直接人命に関係するので効用年数等に十分留意して適切に保管し、運用する。

第4 災害救助法の適用における留意点

1 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

災害救助法の適用の判断及びその手続を行うにあたり、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

2 帳票の作成

救助の実施に必要な関係帳票の整備救助の実施にあたっては、救助の種別毎に帳票の作成義務があるので、災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくことが必要である。

第5 罹災証明書の交付

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、業務の実施体制を強化する。

さらに、研修会等への参加、育成した調査担当者の名簿登録、他の都道府県の民間団体との応援協定の締結等により、応援・受援体制を強化する。

第6 要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、心身障がい者や、日本語での災害情報を理解することが困難な外国人など、いわゆる要配慮者と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

市では、要配慮者への対応を周知するため「わが家の防災ガイドブック」を作成し、令和6年6月に全戸配布を行っている。市は、わが家の防災ガイドブックを利用し、平常時より住民が災害時の要配慮者対策の理解を深め、各家庭や近隣世帯の住民同士で、要配慮者を支援する体制を整備するよう周知啓発を行う。

また、市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し安否確認等を行うための措置を定め、本計画に基づいて、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新するとともに「個別避難計画」の作成に努めるものとする。

上記に加え、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のあ

る避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していく。

1 要配慮者利用施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備と避難確保計画の作成

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設等の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等を整備し、避難確保計画を作成する。また、施設利用者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）についても整理・保管する。

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における防災組織体制の整備や自衛水防組織の設置を促進し、洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保できるよう、施設所有者または管理者への洪水予報等の伝達方法をあらかじめ定めておく。また避難確保計画作成についての指導・助言を行い、施設利用者等の安全を確保する。自衛水防組織を設置した要配慮者利用施設については、自衛水防組織の構成員等について報告を行うよう要請する。

資料編 ○要配慮者利用施設

(2) 緊急応援連絡体制の整備

施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等を整備するとともに、他の要配慮者利用施設等との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等、施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について指導にあたるほか、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制を強化する。

(3) 要配慮者利用施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事を実施し、市はこれを促進する。

また、市は要配慮者の避難所の拠点となる社会福祉施設等について、施設入所者等の安全を確保するため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

施設等管理者は、水道等の供給停止等に備え非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等を備蓄する。

市は、要配慮者の避難所ともなる要配慮者利用施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

(5) 避難訓練の実施

施設等管理者は、作成した避難確保計画に基づく避難訓練や、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を実施するとともに、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を定期的に行う。

市は、施設等管理者に対し、避難確保計画に基づく避難訓練の実施について指導するほか、定期的に確認する。また、防災知識及び意識を普及啓発するとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

(6) 園児に対する安全対策

幼稚園、保育所等の施設管理者は、災害時における園児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、職員及び園児に対し計画的に訓練等を実施するよう指導する。

2 避難行動要支援者の避難支援対策

令和3年5月に内閣府が改訂・公表した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うために事前に検討が必要な事項を整理する。

なお、具体的な避難支援対策や個別避難計画の作成等については、避難行動要支援者の避難支援に関する全体計画を作成し、平常時から災害に備える体制の整備を行う。

(1) 避難行動要支援者となる者

市における避難行動要支援者とは、以下のいずれかに該当し、災害が発生または災害が発生するおそれがある場合に、自力での避難が困難である在宅者とする。

避難行動要支援者の範囲	身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の交付を受けている者 （内部障がいのみで該当する者を除く）
	療育手帳○A・Aの交付を受けている者
	精神手帳1級の交付を受けている者
	介護認定2～5を受けている在宅の者
	上記以外で、特に支援の必要があると認められる者で、自ら申し出た者等

(2) 避難支援等関係者となる者

市における避難支援等関係者とは、避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者であり、下記のいずれかに該当する者とする。

避難支援等関係者	消防本部（常総広域消防本部・茨城西南広域消防本部）
	常総警察署
	民生委員及び児童委員
	市社会福祉協議会
	市地域包括支援センター
	市消防団
	自主防災組織
	上記以外で、避難行動要支援者にあらかじめ指名された避難支援者等実施者等

(3) 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

風水害や地震等の大規模な自然災害が発生したとき、要支援者の避難誘導や安否確認等の支援活動を円滑かつ迅速に行うため、福祉関係部局が保有する情報と関係機関から収集した情報から「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者間で情報を共有できるようにする。

また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者名簿に記載する情報は、以下のとおり。

記載する情報	要支援者の氏名
	要支援者の生年月日
	要支援者の性別
	要支援者の住所または居所

	要支援者の電話番号その他の連絡先
	要支援者の要件区分
	要支援者が避難支援等を必要とする事由
	上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の利用及び提供

市は、災害の発生に備え、要支援者本人または避難支援等実施者が名簿情報及び個別避難計画情報の提供について同意しない旨を申し出たときを除き、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、名簿情報及び個別避難計画情報を提供するものとする。

ただし、災害が発生または発生するおそれがある場合、要支援者の生命または身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対して、名簿情報及び個別避難計画情報を提供することができる。

(5) 個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

(6) 相互応援体制の整備及び防災訓練の実施

市は、避難支援等関係者や近隣住民、地域包括ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などと連携し、要支援者の安全確保や救出・救助に係る相互協力体制の整備に努める。

また避難支援等関係者は、作成した個別避難計画をもとに、要支援者とその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

(7) 災害時の情報伝達体制の整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、情報入手が困難な要支援者に対して、情報伝達体制を確立する。

また市は、要支援者が迅速に避難できるよう、防災関係部局と福祉関係部局が連携し、さらに避難支援等関係者と協力して、避難情報の伝達マニュアルを策定するとともに、情報伝達体制を整備する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の本人及びその家族等は、自身の生命及び身体の安全を守ることを大前提としたうえで、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で要支援者の避難支援等を行えるよう、市は、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、地域住民や要支援者に対して、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もある」ことも含め、制度を正しく理解してもらうよう周知する。

(9) 防災知識の普及啓発

要支援者をはじめとした要配慮者の対応にあたっては、わが家の防災ガイドブック等を活用し普及啓発に努めるほか、独居高齢者等に対しても、自身の災害時における対応能力を高めるため、防災知識の普及啓発に努める。

3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は災害時における外国人への安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時において外国人登録を推進し、外国人の人数や所在を把握する。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関等を通じて配布を行い、防災知識を普及啓発する。

(4) わが家の防災ガイドブック（ヘルプカード）の携行促進

市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、転入の機会等に、わが家の防災ガイドブックを配布する。併せて、ガイドブック内のヘルプカードに氏名や住所、国籍、配慮が必要な項目等を記載し、携行することを促進する。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市は外国人相談窓口の設置を検討する。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインを統一するなど、外国人にも分かりやすいものを設置するとともに、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

ウ 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 外国人語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

第7 医療救護活動

1 医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

医療救護の活動上重要な拠点となる病院、診療所等医療機関においては、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に従い、耐震診断や耐震改修の措置を行う。

資料編 ○市内医療機関一覧

(2) ライフライン施設の代替設備の確保

ア 自家発電装置の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための電気容量を確保するため、病院においては、自家発電装置について3日分程度の電気供給が可能な燃料タンクを増設し冷却水を確保する。市は、病院に対して燃料補助タンクの増設を促進する。

イ 災害用井戸等の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）を強化することにより、貯水されている水の漏洩を防いで利用する必要がある。

市は、病院に対して災害用井戸の整備あるいは受水槽の耐震化を促進する。

2 後方医療施設の整備

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院を指定しており、本市に関する災害拠点病院は、次表のとおりである。

なお、災害拠点病院の有する支援機能は、おおむね次のとおりである。

- (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- (4) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能
- (5) 研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

災害拠点病院指定状況

区分	医療圏	医療機関名	所在地	電話番号
基幹	全県	水戸赤十字病院	水戸市三の丸3丁目12番48号	(029) 221-5177
地域	つくば	筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保1-3-1	(029) 851-3511
地域	つくば	筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	(029) 853-3900

3 医薬品等の確保

医療機関においては、定期的に医薬品の整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また、市は、あらかじめ関係業者との協力体制を確立し、災害時に備える。

4 病院防災マニュアルの作成

病院防災にあたっては、災害により病院が陥る様々な場合に応じて、適切な対応が行われる必要がある。病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、医薬品、食料・

水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定する。

なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直す。

5 防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練を実施する。

なお、市は防災関係機関や地域住民の参加による防災訓練を行うにあたり、医療機関の参加についても呼びかける。

6 医療関係団体との協力体制の強化

県及び市町村は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制を強化する。医療関係団体は、県・市町村が実施する防災訓練へ積極的に参加するほか、協議会の設置または会議等を通じ、平時より相互に連携する。さらに、平常時から無線、インターネット接続等災害時医療に係る情報連絡体制を確するとともに、非常用通信手段を確保しておくことが必要である。

7 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、自主防災組織が救護所等において軽傷者に対し自主的に応急救護活動を行うよう指導することで、医療救護チームの負担を軽減させる。

第6節 火災防止・発生時の体制整備

火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備、救急対応力の強化を行う。また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出・応急手当能力を向上させる。

第1 火災予防対策の徹底

1 建築同意制度の推進

市及び消防本部（署）は、消防法第7条の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を期する。

2 防火管理者の育成、指導

消防本部（署）は、学校、病院、工場等の、消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検及び火気の使用に関する指導等防火管理上必要な業務を行わせる。

3 予防査察の強化指導

消防本部（署）及び消防団は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施にあたっては、消防対象物の用途・規模等に応じて、計画的に実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導する。

4 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部（署）は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者または占有者について、これらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対する指導を強化するとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導をする。

5 防火思想、知識の普及徹底

春秋火災予防運動を実施し、次の行事を行い、市民の防火思想の普及を徹底する。

- (1) ポスターの掲示、懸垂幕、講習会の開催、消防広報紙、市防災行政無線、広報車の巡回等による火災予防の周知徹底
- (2) 危険物事業所、防火対象物の所有者、管理者、占有者に対し、早期通報、初期消火の体制確立の指導と避難訓練の積極指導
- (3) 消防本部（署）による防火対象物の予防査察及び消防団員による家庭防火診断
- (4) 消防団員の特別警防訓練

6 一般火気器具からの出火の予防

- (1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら火を消すこと、対震自動消火装置の設置及びその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

- (2) 電気器具からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合にはブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

- (3) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

7 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行う。また、市はその旨を周知、指導する。

8 火災に対する建築物の安全対策の推進

高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造を形成するとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策を充実する。

9 情報の分析整理

平常時から防災関連情報の収集、蓄積し、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえで、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かす。

10 林野火災に強い地域づくり

- (1) 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるため、火災の発生しやすい時期に、火災が発生するおそれがある地域について、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想を普及する。

(2) 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生または拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策を強化する。

第2 消防力の強化

火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、市は各消防本部と連携して消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

1 消防団を中核とした地域防災力の充実・強化

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月13日公布：以下本項においては法とする）は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全確保に資することを目的としている。また、同法8条では、消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と想定している。このことから、本計画では消防団員の確保及び消防団の充実強化を図るために必要なことについて定めるものとする。

2 消防団の構成

常総市消防団は、本部及び23分団、女性分団で組織されており、災害等に備えている。引き続き、災害時に円滑な活動ができるよう資機材の整備、処遇改善、団員の教育訓練、青年層や女性層を始めとした幅広い層の入団促進等を総合的に推進し、消防団を充実・強化するとともに、災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準や役割を明確化する。

名称	管轄区域
本部	市内全域
第1分団	水海道高野町、水海道天満町、水海道亀岡町、水海道本町、水海道元町、水海道橋本町、水海道森下町、水海道栄町
第2分団	水海道川又町、水海道山田町、水海道宝町、水海道淵頭町、水海道諏訪町
第3分団	豊岡町
第4分団	横曽根新田町、笹塚新田町、大生郷町、大生郷新田町、五郎兵衛新田町、伊左衛門新田町
第5分団	羽生町、大輪町、花島町
第6分団	中妻町、三坂町
第7分団	沖新田町、三坂新田町、川崎町、上蛇町、福二町
第8分団	小山戸町、中山町、相野谷町、新井木町、長助町、兵町、箕輪町、大崎町、十花町、平町東町
第9分団	坂手町
第10分団	内守谷町
第11分団	菅生町、大塚戸町
第12分団	原宿、小保川、若宮戸
第13分団	本石下
第14分団	新石下（六軒除く）
第15分団	大房、東野原、山口、平内、収納谷
第16分団	館方、豊田
第17分団	本豊田、曲田、六軒
第18分団	向石下、杉山
第19分団	篠山、蔵持、蔵持新田
第20分団	国生、岡田、中沼
第21分団	古間木、古間木新田、古間木沼新田、鴻野山新田
第22分団	鴻野山、馬場、大沢新田、大沢、栗山新田、馬場新田
第23分団	崎房、孫兵衛新田、左平太新田
女性分団	市内

3 消防団への入団促進

市では、消防団員の入団促進のため、広報誌での呼びかけやチラシの配布、市のイベント等での広報活動を行うと共に、市の職員に対して消防団に入団するよう呼び掛けている。また、分団ごとに消防団員と地元自治会が協力し入団の勧誘活動を行っている。今後、人員不足が懸念されるため、広報活動の強化等を図るものとする。

4 事業所等への消防活動の協力促進

法第11条・第12条において、事業所等は消防団活動への理解と協力することとされている。このことから市では、事業所等への消防団の活動について理解が深まるよう必要な措置を講ずるよう努める。

5 消防団員の処遇改善

法第13条において、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇改善を図るため、出勤、訓練その他活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償が支給されるよう、「必要な措置を講ずるものとする」とされている。本市においては、消防団員の出勤状況を的確に把握し、適切に報酬及び費用弁償を行っている。また、年に1回希望する消防団員に健康診断を実施し、健康管理にも努めており、引き続き実施していく。

6 消防団の装備の改善

市は、消防団員の安全確認のため活動服や安全靴・救命胴衣などの基本的な装備をはじめ、火災や地震などの情報を共有するための無線機、救助活動用の機材などの購入に必要な財政上の措置を講ずるものとする。

7 消防団の教育訓練の充実

訓練及び研修等については、下記のとおり実施し、消防団員の養成を行っている。

- (1) 基礎教育日曜講座（新入団員）
- (2) 基礎教育女性消防団員講座（新入女性消防団員等）
- (3) 専科教育機関科 ポンプ車・小型ポンプ・タンク車（機関運用担当団員）
- (4) 幹部教養訓練
- (5) 夏季訓練
- (6) 市内一斉小中学校防災訓練
- (7) 冬季訓練
- (8) 常総市防災訓練

8 消防団と自主防災組織（自治会）の訓練

消防団は、自主防災組織の訓練に協力する。初期消火の訓練や普通救命講習等を行っており、有事の際に協力できるように努めている。

第3 自主防災組織の育成・充実

1 初期消火

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。また、工場や事業所においても、消防署や地域の自主防災組織との連携を強化し、地域ぐるみでの防災組織体制の整備を推進する。

2 救助・応急手当

(1) 救助資機材の備蓄

自主防災組織は、倒壊家屋等からの負傷者の救出等に役立つ、ジャッキ、バール、鋸、角材、鉄パイプ等の救出資機材を備蓄し、また市内の建設業者等からの調達体制を整備する。市は、こうした地域の取組みを支援する。

(2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場から救助を想定した救助訓練を行う。市は消防本部と連携してその指導助言にあたりるとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をする。

(3) 応急手当

救急隊到着前の地域での応急手当は、救命のため極めて重要であることから、市は防災訓練、広報紙、市ホームページ等で、市民に対する応急手当方法を普及啓発する。

第4 消防本部との連携

1 広域応援体制の整備

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、市及び消防本部は「消防相互応援協定」、「茨城県広域消防相互応援協定」を締結している。消防本部は平素から複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力を強化する。また、応援する立場、応援を受け入れる立場それぞれの対応計画を具体的に立案しておき、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。

2 救助力の強化

大規模災害時に大量に発生した傷病者に対し迅速かつ的確な応急措置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、消防本部と連携し、次の事業を推進する。

- (1) 救急救命士の計画的な要請
- (2) 高規格救急車・高度救命処置用資機材の整備促進
- (3) 救急隊員の専任化の促進
- (4) 救急教育の早急かつ計画的な実施
- (5) 消防本部管内の医療機関との連携強化
- (6) 市民に対する応急手当の普及啓発

3 防災ヘリコプターによる傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、場外離離着陸場の整備、関係機関との連携を強化し、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

4 集団救急事故対策

救急業務計画に基づき、関係機関との連携により、集団災害発生時を想定した、救急事故対策訓練を実施する。

第7節 農地及び農作物被害への備え

災害発生 の地域性にかんがみ、災害から農地及び農作物を保護するための事前にとるべき対策を定め、もって農地及び農作物の被害を未然に防止する。

第1 農地計画

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

1 農業用ため池等整備事業

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応するため、農業用ため池管理者は、早急に整備を要する農業用の農業用ため池、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修または当該施設に代わる農業用排水施設の新設ならびにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設を新設または改修する。

2 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設または改修を行う。

3 水質保全対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修または水質浄化施設の整備を行う。

4 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設または改修を行う。

第2 農業計画

1 防災営農体制

災害の発生に備え、JA常総ひかり、結城地域農業改良普及センターその他関係機関と常時緊密な連絡をとり、防災営農体制を整備するとともに、農家等に対し防災営農知識を普及する。

また、災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

2 防災技術対策

本対策は、災害発生 の地域性にかんがみ災害から農作物を防護するため、事前にとるべき方法を定め、もって災害を未然に防止することを目的とする。

(1) 農作物等

災害	作物名	事項
風害	水 稲	1 作付体系：早、中、晩の組合せ及び短かん耐病性の強い品種の選定を行うこと。 2 肥培管理：施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意すること。 3 施設：病虫害防除機具の整備を行うこと。
	陸 稲	1 作付体系：水稲に同じ。 2 肥培管理：(1) 倒伏防止のため土寄せを行うこと。 (2) 施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意すること。 3 施設：水稲に同じ。
	落 花 生	1 作付体系：立性種を避けること。 2 肥培管理：土寄せを行うこと。
	大 豆	1 作付体系：短かん性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理：倒伏を防ぐため早めに土寄せを行うこと。
	そさい及び ビニールハウス	1 作付体系：夏秋作で強風に弱い作物及び品種は台風期を避ける作型とすること。 2 肥培管理：支柱は倒伏しないよう堅固なものを立てること。 3 防護措置：(1) 温床場、ビニールハウス等には防風設備を設けること。 (2) 春作類には、冷風害防止を兼ね、防風垣を設置すること。
	た ば こ	1 防護措置：ほ場の周囲に防護垣を設置すること（高程で耐風性のある物）。
	果 樹	1 防護措置：(1) 防風垣または防風ネットを設置すること。 (2) 成木は各枝を繁補し、または支柱を立てること。幼木は支柱を立て直し、またはよしずやこも等で周囲を取り巻くこと。
	茶	1 防護措置：幼木は支柱を立て結束しておくこと。
水害	水 稲	1 肥培管理：けいはん、堤とうの決壊の危険箇所の補強を行うこと。 2 施設：病虫害防除機具の整備を行うこと。
	陸 稲	1 肥培管理：(1) 土砂流出防止策を講ずること。 (2) 冠浸水危険地区では排水路の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系：土地条件にあった品種の選定を行うこと。 2 肥培管理：(1) 水田裏作麦は高畦栽培を行うこと。 (2) 排水路の整備を行うこと。
	大 豆	1 肥培管理：(1) 播種当時降雨の多いときは、覆土を浅くすること。 (2) 中耕土寄せは早めに行うこと。 2 防護措置：長雨のおそれがあるときは、脱粒後直ちに乾燥機を使用し品質の低下を避けること。
	そさい及び ビニールハウス	1 肥培管理：(1) 低湿地は排水溝を設置しておくこと。 (2) 畦はほ場の高低に併行させて作り、洪水にならぬようにすること。 (3) 水田裏作は高畦栽培とすること。 (4) 低湿地等で洪水の可能性のあるほ場は、堆肥の全面耕込を行うこと。
	た ば こ	1 肥培管理：(1) 高畦栽培を行うこと。 (2) ほ場に排水溝を設置すること。 (3) 自給肥料（堆厩肥、草木灰）の増施を行うこと。
	果 樹	1 作付体系：低湿地はできるだけ避け、適地を選ぶこと。 2 肥培管理：傾斜地は土壌の崩壊を防ぐため集排水溝を整備しておくこと。
	茶	1 肥培管理：(1) 傾斜茶園の植栽については等高線状とし、敷草や草主栽培を励行すること。 (2) 排水路を設置すること。
	飼 料 作 物	1 肥培管理：(1) 草地の土壌侵食防止のため裸地の種播きを行うこと。 (2) 流耕水路の整備を行うこと。

(2) 家畜対策

- ア 低湿地畜舎は、周囲の土盛り排水路の整備を行う。
- イ 増浸水の場合を想定して避難移動場所を留保する。
- ウ 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

第3 資材の確保

- 1 病虫害防除器具ならびに災害防護器具を点検整備し、災害時に円滑に使用できるようにする。
- 2 災害の発生が予測される場合は、薬剤等が迅速に確保されるようJA常総ひかり等を通じて必要量の備蓄を行う。
- 3 災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

第8節 原子力災害への備え

第1 「原子力災害対策重点区域」

環境省原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成30年10月1日一部改正）では、原子力災害対策特別措置法対象の原子力事業所に、「原子力災害対策重点区域」を設けている。

福島第一原子力発電所事故を受け、実用発電用原子炉に係る原子炉施設からおおむね半径5キロ圏の「実用発電用原子炉に係る原子炉施設に係る予防的防護措置を準備する区域」（PAZ）と、おおむね半径30キロ圏の「緊急防護措置を準備する区域」（UPZ）が設定された。

本市は東海第二発電所から約70キロに位置し、UPZの圏外であるが、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。

「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」の区分

名称	採るべき措置	施設からの距離
PAZ	即時避難など、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する	5キロ圏
UPZ	確率的影響を最小限に抑えるため、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用など、緊急時防護措置を準備する	30キロ圏

なお、実用発電原子炉に係る施設以外の原子力災害対策重点区域は、試験研究用等原子炉施設、加工施設、再処理施設の3つの種別でそれぞれ5km～500m、5km～500m、5kmと設定し、それらの重点区域のすべてをUPZとすることとされているが、本市は各施設について圏外である。

〇 I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	〇 I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	〇 I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	〇 I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	スクリーニングに係る基準	〇 I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	〇 I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる〇 I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には〇 I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。〇 I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が〇 I L 1の基準値を超えた場合、〇 I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が〇 I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)が〇 I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2における〇 I L 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、〇 I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である〇 I L 3、その測定のためのスクリーニング基準である〇 I L 5が設定されている。ただし、〇 I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、〇 I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故予防対策

原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制を整備する。

1 原子力事業者等

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を施すとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うにあたっては、これらの書類及び非常通信用資機材ならびに防災資機材を携行する。また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制を整備する。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 国、県等への迅速な通報
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- (6) 緊急時モニタリング実施
- (7) 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法に定める特定事象が発生した場合には、原子力防災管理者を通じ、直ちに国、県等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備する。

2 市

市は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行う。

3 県警察本部

警察機関は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するため必要な体制の整備を行う。

第3 国・県等との連携

国（特に原子力防災専門官）、県、市、警察、自衛隊、海上保安庁、消防機関、原子力事業者、指定（地方）公共機関等は、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、防災教育及び防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の防災拠点としての活用、市民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて、平常時より密接に連携する。

第4 防災教育及び防災訓練の実施

1 職員に対する研修

市は、関係職員に対し、県等の実施する原子力防災に関する研修や専門家を活用し、放射性物質事故に関する知識を普及する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力災害時に市、県、国が講じる防災対策に関すること
- (3) 原子力災害時に市民等がとるべき行動及び留意事項
- (4) 原子力災害時の広報に関すること
- (5) 原子力災害とその特性に関すること
- (6) 放射線による健康への影響に関すること
- (7) 放射性物質、放射線の性質に関すること
- (8) 放射線防護に関すること
- (9) 放射線測定方法及び機器操作に関すること
- (10) 安定ヨウ素剤の調整、服用目的、服用上の注意に関すること
- (11) 原子力発電所等の施設に関すること
- (12) 原子力防災対策上の諸設備に関すること

2 防災訓練

市は、県及び関係機関の協力のもと、次に掲げる項目等の防災活動の中から地震・風水害等を想定した防災訓練と併せて実施する。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急被ばく医療訓練
- (6) 市民に対する情報伝達訓練
- (7) 市民避難訓練
- (8) 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- (9) その他、原子力防災に必要な活動に関する訓練

第5 市民広報

1 広報文例の作成

- (1) 市民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく市民の感覚を最大限に考慮して、市民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）情報を整理する。
- (2) 放射線量のデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報（平常時の数値、法令等の基準・指標）を必ず付記する。
- (3) 事故発生事業所の場所、避難対象区域、交通規制の状況等の情報を伝達する場合には、テレビ等で生中継ができるよう必ず地図を用いる。

2 市民に対する防災知識の普及

市は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、積極的に広報する。

その際、市は、学校等とも連携し、総合的な学習の時間を活用するなどして知識を普及するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ十分に配慮して広報を行う。

- (1) 原子力施設の概要
- (2) 原子力施設の安全確保
- (3) 放射性物質、放射線の性質
- (4) 放射線による健康への影響
- (5) 緊急時モニタリング
- (6) 原子力災害時の市民への広報手段
- (7) 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- (8) 原子力災害時に市民が取るべき行動、留意すべき事項（避難等の方法や経路、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等）
- (9) 各地区の市民のための一時集合所・避難所
- (10) 安定ヨウ素剤の効果、副作用

第6 市民相談窓口の整備

市は、県と連携して、放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農畜産物の生産に関する相談等市民からの問い合わせに対応する相談窓口を整備する。市民相談は、電話・電子メール等により受け付け、それぞれの連絡先をあらかじめ定めておく。

第7 モニタリング設備・機器の整備

市は、県と連携しながら、平常時または事故発生時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測器等の緊急時モニタリング設備・機器、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作に習熟する。

第8 コンクリート屋内退避体制の整備

市は、原子力災害時の避難施設として、放射線の防護効果の高いコンクリート建造物を指定し、市民へ周知する。

第9 安定ヨウ素剤の供給体制の確保

市は、県、医療機関等と連携しながら、安定ヨウ素剤の供給体制を確保する。

第10 原子力災害による市外からの避難者（広域避難者）の受入れ

県では、日本原子力発電東海第二発電所での事故が発生した場合に、UPZ圏内にある市町村の住民をUPZ圏外の市町村及び近県へ避難させるため、県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づく広域避難計画を策定している。計画において、当市は、水戸市（人口約27万人）からの広域避難者を受け入れる。

また、福島第一原子力発電所または福島第二原子力発電所で事故が発生した場合には、平成30年1月に締結した協定に基づき、いわき市からの広域避難者を受け入れる。

第9節 停電の影響を減らす対策

第1 飛来物の対策

台風等の風害による停電原因の一つが飛来物であることを認識し、台風の接近による風害が発生する恐れがある場合は、所有する敷地内の軽量物、看板、トタン板、ビニールハウス（ビニール製の車庫や倉庫を含む）など飛散防止に努める。

台風等の風害による停電原因の一つが飛来物であることを市民に理解してもらうため、電力事業者と連携し、広報活動を行う。風害が発生する恐れがある場合は、防災行政無線等で市民に情報発信し、飛散防止の呼びかけに努める。

第2 倒木の対策

台風等の風害による停電原因の一つが倒木であることを認識し、配電線等に影響を与えそうな山林等の樹木の所有者は、枝払いや伐採など適切な管理を行う。

電力事業者や市は、所有者に伐採等の依頼や助言を行い、また、必要に応じて地域と共同で保安伐採※₁や計画伐採※₂を検討する。

※₁ 保安伐採：電線に掛かっている枝等について伐採すること。（電気事業法第61条第3項）

※₂ 計画伐採：倒木することで電線に影響を与えそうな樹木を計画的に伐採すること。

第3 復旧のための対策

市民は、配電線等にかかった倒木や飛来物の情報を電力業者や市に速やかに報告する。

倒木については、所有者の責任において処理することが原則であるが、停電の早期復旧を図るため、電力事業者や市から依頼された事業者が、実施する倒木の撤去作業に協力する。

消防団は、各管轄エリア内を巡視し、情報収集、報告するとともに、必要に応じて道路上の倒木や飛来物の除去作業を行い、停電復旧作業場所へのルート確保に努める。

市は、倒木や倒木や土砂崩れなどによる通行止め等の道路情報を把握し、電力業者へ提供する。停電復旧作業に影響のある道路上の倒木や飛来物を速やかに除去し、早期の道路啓開に努める。

第10節 安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化

第1 災害時における人的被害情報の公表方針について

1 人的被害の範囲

- (1) 行方不明者 災害が原因で所在不明、かつ、死亡の疑いのある者
- (2) 安否不明者 災害が原因で所在不明の者（行方不明者を除く。）
- (3) 死者 災害が原因で死亡した者

2 人的被害の数の把握・公表の手順

- (1) 市は、住民等からの被害報告や関係機関の協力に基づき情報を収集・把握し、県に報告
- (2) 市は、県、関係機関と連携し、(1)の情報を一元的に集約・整理
- (3) 市（市長に報告後）は、(2)の結果のうち、その数を警察・消防へ報告した後、報道機関に提供
- (4) 市がそれぞれ人的被害の数を公表しようとする場合は、事前に県に報告した後に公表する。

3 人的被害の氏名等の公表方針

- (1) 行方不明者・安否不明者次の要件に全て該当する場合、報道機関等に対し、氏名、市町村名を提供
 - ア 行方不明者又は安否不明者の生命を保護するため、緊急かつやむを得ないとき
 - イ 救出・救助活動を行うため、所在情報を入手する必要があるとき
- (2) 死者の氏名等の公表については、遺族の意向を尊重して実施

第3編 震災応急対策編

この計画は、震災が発生し、または発生するおそれがある場合に、それぞれの防災関係機関が、その全機能を発揮してその発生を防御し、または応急的な救助を行う等災害の拡大を防止するために行うべき措置について定める。

第1章 初動対応

第1節 職員参集・動員

災害応急対策活動に必要な要員を把握して、災害応急対策活動を確実にするため各部課、各班において状況に応じた所要人員を動員する。

【防災危機管理課、各課／本部統括班、関係各班】

第1 非常配備体制

災害が予想される場合において被害の防除及び軽減ならびに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、以下の状況で、市長が必要と認めたとき、非常配備体制をとる。

非常配備体制

体制	状況※	要員	配備内容
情報連絡体制	・震度4が発生	・市長公室長 ・防災危機管理課 課長指名者 ・各施設管理者	情報収集活動
警戒体制 【警戒本部】	・震度5弱が発生	<u>第1次動員</u> *状況に応じて <u>第2次動員</u> を検討	情報収集活動 応急対応処置
緊急体制 【警戒本部】 *状況に応じて災害対策本部設置を検討	・震度5強が発生	<u>第2次動員</u> *状況に応じて <u>第3次動員</u> を検討	応急対策活動
非常体制 【災害対策本部】	・震度6弱以上が発生	<u>第3次動員</u>	応急対策活動

※部長指名者：部長より各課長を通じ指名した者

※第1次動員：①課長補佐級以上 ②あらかじめ各部課長が指名した係員

※第2次動員：①係長以上 ②あらかじめ各部課長が指名した係員

※第3次動員：全職員（再任用職員週3日勤務者及び会計年度任用職員を除く）

※ その他、異常現象又は人為的原因による災害で市長が必要と判断した時は、該当する体制をとるものとする。

※情報連絡体制で、早期注意情報（警報級の可能性）が「中」の場合は、協議により情報班・電話対応班（部長指名者）を配備する。「高」の場合は、即時に配備

【防災危機管理課、総務課、各課／本部統括班、職員動員班、関係各班】

第2 動員計画

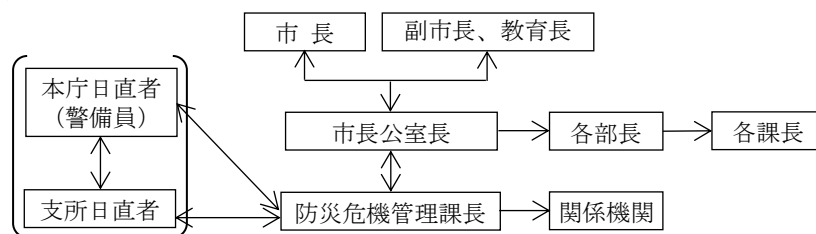
本部長は、配備基準に従って動員を発令する。本部長が決定した配置体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期する。

1 動員の伝達方法

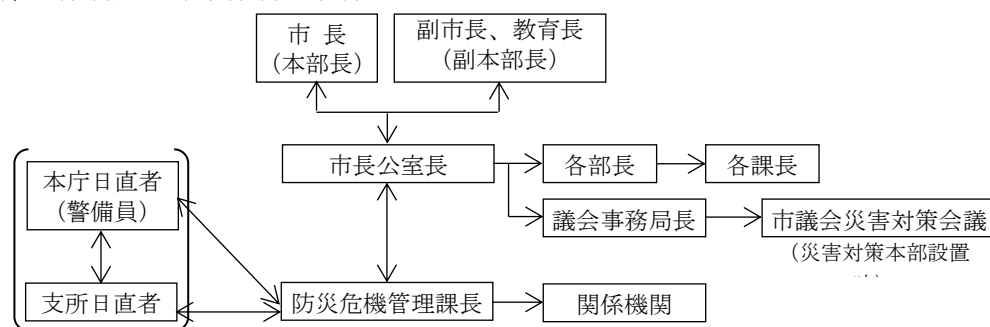
職員等への動員配備指令の伝達は、次により行う。

- (1) 市長公室長は、本部長（市長）の指示により配備体制を決定し、市長公室より各部課長等にこれを伝達する。
- (2) 各課長等は、配備体制の指示に基づき、直ちに各所属職員に連絡し、所定の配備により業務に従事させる。
- (3) 防災危機管理課は、関係機関に配備体制等を伝達する。
- (4) 全職員は、地震の規模に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁する。

○警戒体制の場合



○緊急体制及び非常体制の場合



2 柔軟な配備対応

各配備体制とも、職員の参集状況や災害の規模、復旧の進捗状況等に応じた災害対応活動を行うため、各班間において人員を柔軟に移動させ配置する。

3 配備報告

各班長は、各統括責任者等が取りまとめた職員の参集・動員状況を速やかに把握確認し、本部統括班に報告する。本部統括班は、速やかに本部長に報告する。

また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き、1時間単位とする。

報告する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 班名
- (2) 参集・動員連絡済職員の職氏名、人数
- (3) 連絡が不通となっている職員の職氏名、人数
- (4) 参集（動員）職員の職氏名、人数
- (5) 参集に遅れるまたは困難となっている職員の職氏名、人数
- (6) その他（職員の被災状況）

【本部統括班、情報班、市民班、道路調査班、下水道班、水道班、避難所班、教育班、関係各班】

第3 初動期の活動内容

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- 1 職員の安否確認
- 2 災害対策本部の設置
- 3 避難場所の開放（市民の避難状況、指定避難地及び避難所の被災状況の把握）
- 4 災害情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- 5 ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道、ガス等）
- 6 機器機能の点検・確保
 - (1) 通信網（電話、FAX、携帯電話、庁内LAN、その他防災関連機器等）
 - (2) 電源
 - (3) その他庁舎機能
- 7 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- 8 市民への広報活動（二次災害の注意、デマへの注意等）
- 9 住民基本台帳データのダウンロード

【本部統括班、関係各班】

第4 職員の参集

1 職員の参集

(1) 緊急体制の場合

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、震度5弱または5強の地震が発生したとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部課、各班と連絡をとり、または自らの判断で、本庁舎職員は本庁勤務場所に、本庁舎以外勤務職員は、原則として当該勤務場所（施設）に自動参集し、各部課長等より参集の確認を受ける。また、施設の被害状況等の確認・報告を行う。

警戒体制または緊急体制において、災害警戒本部は、本庁舎2階防災危機管理課に設置する。

(2) 非常体制の場合

全職員は、勤務時間外、休日等において、震度6弱以上の地震が発生したときは、連絡を待たずに、自ら所属機関へ参集（自動参集）する（第1参集場所）。交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、次に定める順により最寄りの市の機関（第2参集場所）へ参集する。交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておく。ただし、災害により家族が死亡または傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に災害対策本部に参加する。

〔非常体制時参集場〕

(第1参集場所)	所属機関（勤務場所へ、自動参集すること。）
(第2参集場所)	その他最寄りの市の機関（学校、保育所等を含む。）

- (3) 緊急的な初動対応
職員の迅速な参集が困難な場合には、登庁した職員により順次初動に必要な業務にあたる。
- (4) 災害対策本部への移行
災害対策本部が設置されたときは、速やかに災害対策本部の班構成に移行する。
- (5) 配備状況の報告
各部課長は、所属職員の参集状況を記録して総務部長に報告する。
- (6) 災害活動の相互援助
本部長の指示があったときは、自らの所属以外の災害対策活動についても協力する。
- (7) 災害活動の報告
各班員は班内の災害活動状況につき把握し、適宜各自の班長に報告する。

2 参集時の留意事項

配備体制の指示・連絡があった場合は、自身と家族等の安全を確保した後、速やかに原則として勤務場所に参集する。また、災害発生時には、通信の途絶などにより直接の動員命令が伝達できない事態も予想される。その場合、職員はあらかじめ定められている災害時職員動員計画に基づき、動員命令を待つことなく自主的に参集する。

(1) 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮した服装で、次に掲げるものを携行・着用して登庁する。

身分証明書	災害時職員初動マニュアル	雨具・防寒着・軍手等
自分用の食料・飲料水（可能な範囲の量）	ラジオ・懐中電灯	など

なお、職員は、速やかに参集できるよう上記の用具をリュックサック等に入れ、平素から自宅に準備しておく。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報を収集し、被害情報収集システム等を活用して報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するが、参集途中において、火災や人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防や警察へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。

(3) 参集に問題が生じた場合の対応

職員は、道路事情や交通手段等の途絶により参集に遅れる、または困難となった場合には、次に定めるところにより対応する。

ア 通信手段（機能）が確保されている場合

職員は、参集に遅れるまたは困難となった旨を所属長または本部統括班に連絡する。
なお、遅れが生じることになっても可能な限り参集する。

イ 通信手段も途絶している場合

職員は、遅れが生じることとなっても可能な限り参集する。

なお、参集困難者は、道路事情や交通手段、通信手段が好転した場合は、速やかに所属長または本部統括班に連絡し、所定の場所に参集する。

【職員動員班、関係各班】

第5 職員の配置

各班長は、職員の参集状況に応じ、順次、災害応急対策のための班を編成するとともに、次の措置を講ずる。

- 1 災害に対処できるよう職員を配置
- 2 職員の非常参集方法及び交代方法（交代時間の目安や休息時間の指示）に関する措置
- 3 高次の配備体制に移行できる措置
- 4 他班（局）への応援の要請

【全ての職員（常勤職員と会計年度任用職員、再任用職員）】

第6 職員の服務

全ての職員は、災害対策本部体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守するものとする。

なお、全ての職員とは、常勤職員のほか、会計年度任用職員、再任用職員を含むものとする。

また、応急活動を実施することが困難である者その他本部長が認める者は動員から除外することができる。

1 主に勤務時間内における遵守事項

- ア 勤務場所を離れる場合は、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- イ 不急の行事、会議、出張等中止する。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- エ 自らの言動によって市民に不安を与え、もしくは市民の誤解を招き、または市の活動に反感を抱かせるようなことのないよう、発言には細心の注意をする。
- オ 自らの所属する班の事務に精通することはもとより、本部の一員であることを自覚し、班長の指示により他の班への協力を求められたときは積極的にこれを遂行する。

2 主に勤務時間外における遵守事項

- ア 災害が発生し、その災害が災害対策本部設置の基準を満たすことを知ったとき、または満たすことが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に参集する。
- イ 負傷などやむを得ない理由によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段でその旨を所属長もしくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- ウ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装の着用、出来る範囲の量の飲料水及び食料品とする。
- エ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

【職員動員班、関係各班】

第7 職員への配慮

1 食事の手配

食事の手配は職員動員班が行うが、職員は参集時に、各自必要な分の食事を持参する。

2 心身状態の管理、ケア

職員動員班は、応急活動に従事する職員について、班内でローテーションを組んで対応出来る体制を取っているか等、健康管理を行い、適宜休養を取ることができるよう各班の班長と連携する。

また、応急活動における悩みや不安、ストレスを解消するため、災害対策本部内に職員のための相談窓口を設ける。必要に応じて、心のケア等を行う。

第2節 災害対策本部

市及び防災関係機関は、市内において災害が発生した場合、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整えるため、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、あらかじめ定められた職員は、業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、防災関係機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

【本部統括班、関係各班】

第1 災害対策本部の設置

本部統括班は、常総市災害対策本部条例（昭和38年条例第5号）の定めるところにより常総市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所議会棟2階大会議室に置く。ただし、災害により市役所本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になった場合には、次の施設を代替設置場所とする。

【地震時】代替実施場所

第1候補地	常総市役所石下庁舎（常総市新石下4310-1）
第2候補地	常総市生涯学習センター（常総市水海道天満町4684）
第3候補地	水海道総合体育館（常総市坂手町3552）

2 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次のような場合に設置する。

- (1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 災害救助法の適用を要する災害が発生し、または発生するおそれのあるとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

3 廃止基準

本部長（市長）は、次の要件に該当するときは、災害対策本部を廃止する。災害対策本部の廃止に伴って職員を解散する場合の伝達は、本部統括班より行う。

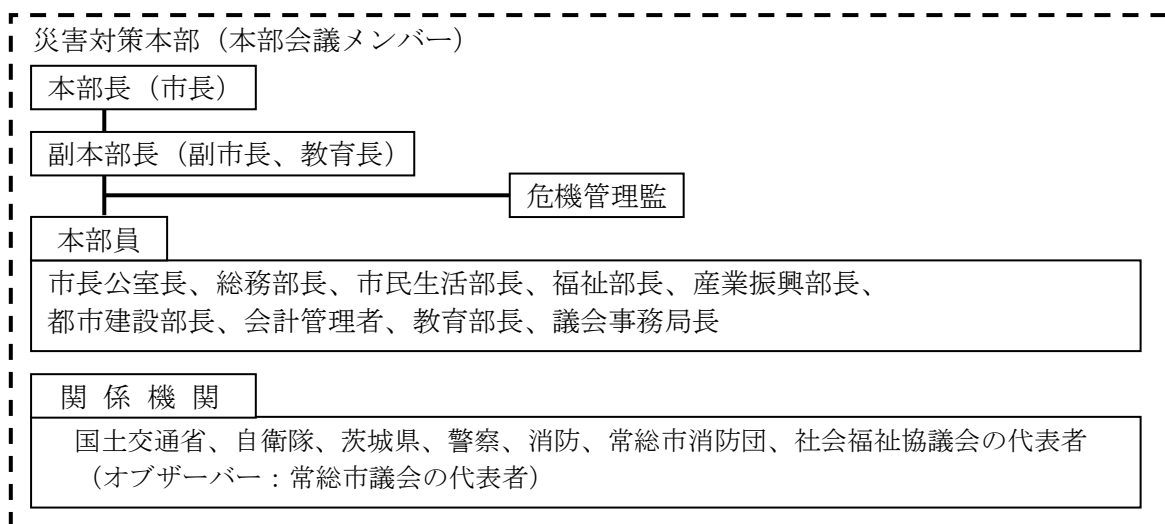
- (1) 予想された災害の危険が解消したとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) 本部長が適当と認めたとき。

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置または配置したときは、直ちにその旨を通知及び公表する。設置した場合は、災害対策本部の標識を市役所庁舎に掲示する。事後処理を必要とする班は、本部の設置体制に準じて事務を継続し、対処する。

5 組織の概要

災害対策本部の組織構成は以下のとおりとする。



各班班長等

各班班長等は災害対策本部に入室し、本部に対し班所管の災害情報の伝達や、応急対策の実施状況の報告を行うとともに、本部の連絡事項を班員に伝達する。

災害対策本部の組織及び所掌事務は、別表に掲載のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各班の相互応援体制をとる。

6 本部会議

(1) 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。本部長及び副本部長の秘書は、情報班(秘書課)が務める。

(2) 本部会議の開催

本部長は、本部の運営ならびに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集する。

(3) 本部会議の協議事項

- ア 災害救助法に関すること。
- イ 本部の活動体制に関すること。
- ウ 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- エ 応援要請に関すること。
- オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- カ 災害広報に関すること。
- キ 県に対する要望に関すること。
- ク 災害対策本部の廃止に関すること。
- ケ その他重要な事項に関すること。

資料編 ○常総市防災会議条例 ○災害対策本部条例

別表1 災害対策本部の班構成

○ 災害対策本部の班構成

●：班の統括、総合調整を行う部長等。

○：課長が班長となる課。複数課が連携する班の中で、調整、取りまとめを行う課長等が所属する課。

災害対策本部構成班	統括責任者	担当課
本部統括班	●市長公室長	○防災危機管理課
情報班	●市長公室長	○秘書課／常創戦略課
	総務部長	総務課（庶務係、法制係、契約係）／デジタル推進課
市民班	●市民生活部長	○市民課／市民と共に考える課／人権推進課／暮らしの窓口課（市民生活サービス係）
電話対応班	総務部長	○財政課
	市民生活部長	市民と共に考える課／人権推進課
	●会計管理者	会計課
	監査委員事務局長	監査委員事務局
職員動員班	●総務部長	○人事課（人事給与係、人材育成係）
資源管理班	●市長公室長	○資産活用課
復興計画班	●市長公室長	○常創戦略課
	総務部長	財政課
被害認定調査班（全庁対応型）	●総務部長	○課税課／収納課
道路調査班	●都市建設部長	○道路課
水道班	●都市建設部長	○水道課
避難所班（全庁対応型）	●福祉部長	○社会福祉課／介護保険課／こども課／施設管理者（保育所）
	市民生活部長	健康保険課
		暮らしの窓口課（保健福祉サービス係）
	教育部長	学校教育課／生涯学習課／図書館／学校給食センター／施設管理者（公民館、幼稚園等）
要配慮者班	●福祉部長	○高齢福祉課／介護保険課／社会福祉課／こども課
	市民生活部長	健康保険課
住宅支援班	●都市建設部長	○都市計画課／都市整備課
救護防疫班	●市民生活部長	○健康保険課
	福祉部長	保健推進課
避難者支援班	●福祉部長	○保健推進課／高齢福祉課／社会福祉課
ボランティア班	●福祉部長	○社会福祉協議会／社会福祉課
環境班	●産業振興部長	○生活環境課
	都市建設部長	下水道課
物資調達班（全庁対応型）	●産業振興部長	○商工観光課／農業政策課
	農業委員会事務局長	農業委員会事務局
	教育部長	学校給食センター
教育班	●教育部長	○学校教育課／生涯学習課／指導課／図書館
議会班	●議会事務局長	○議会事務局

※ 職員動員班と連携し担当以外から応援を要請できる。なお、特段の事業がないかぎり、依頼を受けた班等は要請に応じるものとする。

別表2 プロジェクトチームの構成

プロジェクト	主体となる課
生活再建プロジェクト	防災危機管理課
災害廃棄物処理プロジェクト	生活環境課

別表3 課ごとの逆引き表

部・組織	課	係・(備考)	班・プロジェクト
市長公室	秘書課		情報班
	常創戦略課		情報班
	資産活用課		資源管理班
	防災危機管理課		本部統括班、生活再建プロジェクト
総務部	総務課		情報班
	人事課		職員動員班
	財政課		電話対応班、復興計画班
	デジタル推進課		情報班
	課税課		被害認定調査班
	収納課		被害認定調査班
市民生活部	市民と共に考える課		市民班、電話対応班
	市民課		市民班
	暮らしの窓口課	市民生活サービス係	市民班
		保健福祉サービス係	避難所班
	健康保険課		避難所班、要配慮者、救護防疫班
	人権推進課		市民班、電話対応班
福祉部	社会福祉課		避難所班、要配慮者班、避難者支援班
			ボランティア班
	高齢福祉課		要配慮者班、避難者支援班
	介護保険課		避難所班、要配慮者班
	こども課		避難所班、要配慮者班
	保健推進課		救護防疫班、避難者支援班
産業振興部	農業政策課		物資調達班
	商工観光課		物資調達班
	生活環境課		環境班、災害廃棄物処理プロジェクト
都市建設部	都市計画課		住宅支援班
	都市整備課		住宅支援班
	道路課		道路調査班
	下水道課		環境班
	水道課		水道班
会計管理者	会計課		電話対応班
市議会	議会事務局		議会班
教育委員会	学校教育課		避難所班、教育班
	生涯学習課		避難所班、教育班
	指導課		教育班
	学校給食センター		避難所班、物資調達班
	図書館		避難所班、教育班
農業委員会	農業委員会事務局		物資調達班
監査委員	監査委員事務局		電話対応班
社会福祉協議会			ボランティア班

別表4 災害対策本部の事務分掌（本部長：市長 副本部長：副市長、教育長）

各班に共通する事務	1. 班の庶務に関すること		
	2. 本部長、関係機関及び他の班との連絡・調整に関すること		
	3. 班内職員の動員、配備に関すること		
	4. 班の所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報のとりまとめ、及び本部長への報告に関すること		
	5. 班の所管施設の応急対策及び災害復旧計画のとりまとめならびに本部長への報告に関すること		
	6. 他の班への協力、応援に関すること		
	7. 応援の受入れや協定締結団体への連絡・要請に関すること		
	8. 班の活動状況、所管事項に係る被害状況の撮影、記録に関すること		
	9. 復興事業の実施に関すること		
班	統括責任者	担当課	分掌事務
本部統括班	市長公室長	防災危機管理課	・災害対策本部の設置に関すること
			・防災会議その他関係機関との連絡に関すること
			・本部会議に関すること
			・各部班との連絡調整に関すること
			・追加で発生した災害対応の采配に関すること
			・予警報及び災害情報の受領、伝達に関すること
			・避難の指示その他本部長命令の伝達に関すること
			・職員の動員、解散の伝達に関すること
			・市防災行政無線の管理、運用に関すること
			・県、防災関係機関との連絡に関すること
			・消防団の招集、配備に関すること
			・自主防災組織との連絡に関すること
			・県、他市町村、自衛隊等への応援要請に関すること
			・広域消防本部との調整に関すること
			・水防本部及び水防活動に関すること
			・救出活動に関すること
			・災害救助法の適用申請に関すること
			・ライフライン（電気・ガス・通信）事業者、公共交通（鉄道・バス）事業者との連絡、調整に関すること
・本部の対応状況の撮影、記録、保管に関すること			
・プロジェクトチームの構成員の選任に関すること			
		秘書課／常創戦略課／総務課／デジタル推進課	・住民への広報活動に関すること（秘書課）
			・報道機関との連絡及び記者会見等に関すること（秘書課）
			・本部長、副本部長の秘書に関すること（秘書課）
			・災害対策本部の庶務に関すること
			・被害状況、対応状況の把握及び取りまとめに関すること
			・本部の対応状況の撮影、記録、保管に関すること
			・災害視察者及び見舞客に関すること（秘書課）
			・情報セキュリティ対策に関すること（デジタル推進課）
			・庁内ネットワークシステムの管理運営に関すること（デジタル推進課）
			復興計画班
・災害応急対策に関する予算措置に関すること（財政課）			
・ふるさと納税の対応に関すること（財政課）			
・災害復興対策の予算に関すること			

班	統括 責任者	担当課	分掌事務
資源管理班	市長公室長	資産活用課	・ 公有財産の災害調査に関すること
			・ 庁舎等の被害調査及び応急対策に関すること
			・ 庁用車両の管理、配車に関すること
			・ 燃料の確保に関すること
			・ 庁舎等の復旧に関すること
職員動員班	総務部長	人事課	・ 職員の安否確認に関すること
			・ 職員の動員、解散の伝達に関すること
			・ 全庁対応型の班への職員の動員に関すること
			・ 本部職員の休養及び健康管理に関すること
			・ 職員の心のケアに関すること
			・ 職員の食事の手配に関すること
			・ 災害活動従事者の食料等の確保に関すること
			・ 職員の派遣に関すること
			・ 応援職員の対応に関すること
			・ 派遣を受けた職員の経費負担に関すること
			・ プロジェクトチームの構成員の選任に関すること
被害認定調査班		課税課／収納課	・ 住家の被害認定調査に関すること
			・ 住家の被害認定調査結果の判定に関すること
			・ 罹災証明書の発行に関すること
			・ 被災住民への生活再建にむけた相談、相談窓口の設置に関すること
			・ 市税の延期及び減免に関すること
市民班	市民生活部長	市民課／ 市民と共に考える 課／人権推進課／ 暮らしの窓口課 （市民生活サービ ス係）	・ 行方不明者の搜索の受付に関すること
			・ 遺体安置所の設置管理に関すること
			・ 死体の処理及び埋火葬に関すること
			・ 住民からの問い合わせの対応に関すること
			・ 罹災証明書の発行に関すること
			・ 避難所外避難者への生活支援に関すること
			・ ボランティア（通訳、翻訳）の把握・要請に関すること
			・ 女性相談窓口の設置に関すること
			・ 外国人の安全確保に関すること
			・ 被災住民への生活再建にむけた相談、相談窓口の設置に関すること

班	統括 責任者	担当課	分掌事務
避難所班	福祉部長	社会福祉課／ 介護保険課／ こども課／ 健康保険課／ （保育所、幼稚園、公民館等）／ 暮らしの窓口課 （保健福祉サービス係）／ 学校教育課／ 生涯学習課／ 図書館／ 学校給食センター	・ 所管施設の災害調査及び災害対策に関すること（所管課）
			・ 避難所のマネジメントに関すること
			・ 福祉避難所の開設に関すること
要配慮者班		高 齢 福 祉 課 ／ 介護保険課 社会福祉課／ こども課／ 健康保険課	・ 要配慮者の救助救援、安否確認に関すること
			・ 保育所等の乳幼児・利用者の安全確保に関すること（こども課）
			・ 民間の障がい者施設の被害状況の把握に関すること（社会福祉課）
			・ 民間の高齢者施設の被害状況の把握に関すること（高齢福祉課）
			・ 障がい者福祉サービス等、利用者負担額の減免に関すること（社会福祉課）
			・ 介護保険料、利用者負担額の減免に関すること（介護保険課）
			・ 被災住民に対する心のケア対策に関すること（社会福祉課）
			・ 高齢被災者住民の問題行動への対応（高齢福祉課）
			・ 避難者の福祉避難所への送致に関すること
			・ 在宅要配慮者の保健指導に関すること
	・ 要配慮者の生活支援に関すること		
ボランティア班	社会福祉協議会／ 社会福祉課	・ 日本赤十字社等との連絡調整に関すること（社会福祉課）	
		・ 義援金の取扱いに関すること（社会福祉課）	
		・ 災害ボランティアセンターの設立、運営に関すること	
			・ 社会福祉課（要配慮者班）との連絡調整に関すること
			・ 生活福祉資金の貸付に関すること

班	統括 責任者	担当課	分掌事務
救護防疫班	市民生活部長	健康保険課／ 保健推進課	・災害医療情報の収集に関する事
			・救護所の設置調整に関する事
			・被災者の医療救護に関する事
			・医薬品、衛生材料、防疫活動に必要な物資等の調達に関する事
			・公私医療機関への情報伝達と調整に関する事
			・国民年金保険料、国民健康保険税の減免に関する事
			・防疫活動に関する事
避難者支援班	福祉部長	保健推進課／ 高齢福祉課／ 社会福祉課	・感染症予防及び指導に関する事
			・避難所・福祉避難所への巡回相談の実施に関する事
			・妊産婦及び乳幼児の保健指導に関する事
			・避難者への臨時健康相談、健康診断の実施に関する事
環境班		生活環境課／ 下水道課	・廃棄物処理施設の災害調査に関する事
			・住居敷地内の障害物の除去に関する事
			・愛玩動物の救護に関する事
			・関係施設の災害調査及び災害対策に関する事
			・し尿に関する事
			・仮設トイレの設置、管理及び収集に関する事
			・必要な機械器具、車両及び材料等の調達ならびに保管に関する事
物資調達班	産業振興部長	商工観光課／ 農業政策課 農業委員会事務局／ 学校給食センター	・関係施設の災害調査及び災害対策に関する事
			・食料、生活必需品等の調達に関する事
			・義援物資の受入れ、保管、仕分けに関する事
			・農地の応急対策に関する事（農業政策課）
			・農地内の障害物の状況把握ならびに除去に関する事（農業政策課）
			・農作物等の応急対策に関する事（農業政策課）
			・死亡獣畜の処理に関する事（農業政策課）
			・家畜伝染病の予防及び防疫に関する事（農業政策課）
			・雇用対策に関する事（商工観光課）
			・被災事業者への災害融資に関する事（商工観光課）
			・関係団体との連絡調整、協力要請に関する事
			・被災農林業者への災害融資に関する事

班	統括 責任者	担当課	分掌事務
住宅支援班	都市建設部長	都市計画課／ 都市整備課	・被災宅地、被災建築物応急危険度判定に関する事
			・避難所の応急危険度判定に関する事
			・市営住宅入居者の安否に関する事
			・市営住宅の点検、復旧に関する事
			・住家の被害認定調査への協力に関する事
			・被害家屋の応急修理に関する事
			・被災者の住宅のあっせん、提供に関する事
			・都市公園等の点検、修復に関する事
道路調査班		道路課	・道路の通行の規制に関する事
			・緊急輸送道路の確保に関する事
			・道路、橋梁、河川等の災害調査に関する事
			・道路、橋梁、河川等の復旧ならびに災害対策に関する事
			・応急復旧用土木資材及び機器の確保に関する事
			・土木作業用施設及び車両の管理に関する事
			・路上障害物の状況把握ならびに除去に関する事
水道班		水道課	・関係施設の災害調査及び災害対策に関する事
			・応急給水に関する事
			・被災地及び避難所における飲料水（上水道）の水質保全に関する事
			・必要な機械器具、車両及び材料等の調達ならびに保管に関する事
			・節水、断水及び給水に係る広報に関する事

班	統括 責任者	担当課	分掌事務
電話対応班	会計管理者	財政課／ 市民と共に考える課／ 人権推進課／ 会計課／ 監査委員事務局	・住民からの問い合わせ（電話受付）に関する事
			・災害経費の出納及び伝票の管理分類に関する事
			・災害対策の決算に関する事
			・風評による人権侵害等防止に関する事
議会班	議会事務局長	議会事務局	・議員の安否確認及び被災状況の把握に関する事
			・市議会災害対策会議との連絡に関する事
			・地域の被災状況等、情報収集に関する事
			・議員への情報提供に関する事
			・議員からの照会等への対応に関する事

班	統括 責任者	担当課	分掌事務
教育班	教育部長	学校教育課／ 生涯学習課／ 指導課／図書館	・関係施設の災害調査及び災害復旧対策に関する事
			・児童生徒の安全確保、安否確認に関する事
			・施設利用者の安全確保に関する事
			・避難所の応急危険度判定に関する事
			・学校教育施設及び教員の確保に関する事
			・所管施設における避難所の設置、管理及び運営の協力に 関すること
			・災害時の応急教育に関する事
			・文化財の災害調査及び災害対策に関する事（生涯学習課）

別表5 プロジェクトの事務分掌

プロジェクト	主体となる課	分掌事務
生活再建 プロジェクト	防災危機管理課	・災害弔慰金、災害障害見舞金の支給に関する事
		・災害援護資金及び利子補給に関する事
		・被災者生活再建支援制度に関する事
		・被災住民への生活再建にむけた相談、総合窓口（相談窓口）の設置 に関する事
		・災害見舞金の支給に関する事
		・災害ケースマネジメントに関する事
災害廃棄物処理 プロジェクト	生活環境課	・災害廃棄物に係る情報の収集及び処理対策に関する事

【本部統括班、関係各班】

第2 本部長の職務代理者の決定

市長が不在等の場合は、以下の順位で職務代理者とする。

第1順位 副市長 第2順位 市長公室長 第3順位 総務部長

【議会班、関係各班】

第3 災害対策本部と市議会災害対策会議との情報共有

災害対策本部は、市議会議長・副議長及び常任委員会・議会運営委員会の各委員長からなる市議会災害対策会議と災害情報・対応等に関して情報を共有するとともに、同対策会議は市議会議員と情報を共有する。

この際、同対策会議の代表者が災害対策本部にオブザーバーとして参加できる。

【本部統括班、関係各班】

第4 現地災害対策本部の設置

本部長（市長）の責任のもと、本部統括班は、被災地において効率的な応急対策活動を必要とするとき、現地にあって災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

1 現地本部の設置及び廃止の基準

現地本部は、市の地域内に局地的な激甚災害が発生し、災害対策本部から遠隔地の場合、または、被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合など、本部長（市長）が現地での指揮の必要性を認めたときに本部統括班が設置する。また、当該地域の応急対策が完了したと認められたとき、本部長（市長）の判断で本部統括班が廃止する。

2 現地本部の組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部職員により組織される。現地本部長は、その都度、本部長（市長）が副本部長、本部員その他の職員の中から指名し、現地本部の職員は現地本部長の要請により災害対策本部職員の中から指名する。

第2章 災害情報の収集・伝達

第1節 災害情報の収集・伝達・報告

【本部統括班、情報班、電話対応班、関係各班】

第1 災害情報等の収集

情報班は、地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

情報班は、市に設置されている震度計及び、茨城県震度情報ネットワークシステム、気象庁から得られる地震情報を迅速に入手し、本部統括班は、早期に必要な防災体制をとるとともに、必要な機関に情報を伝達する。

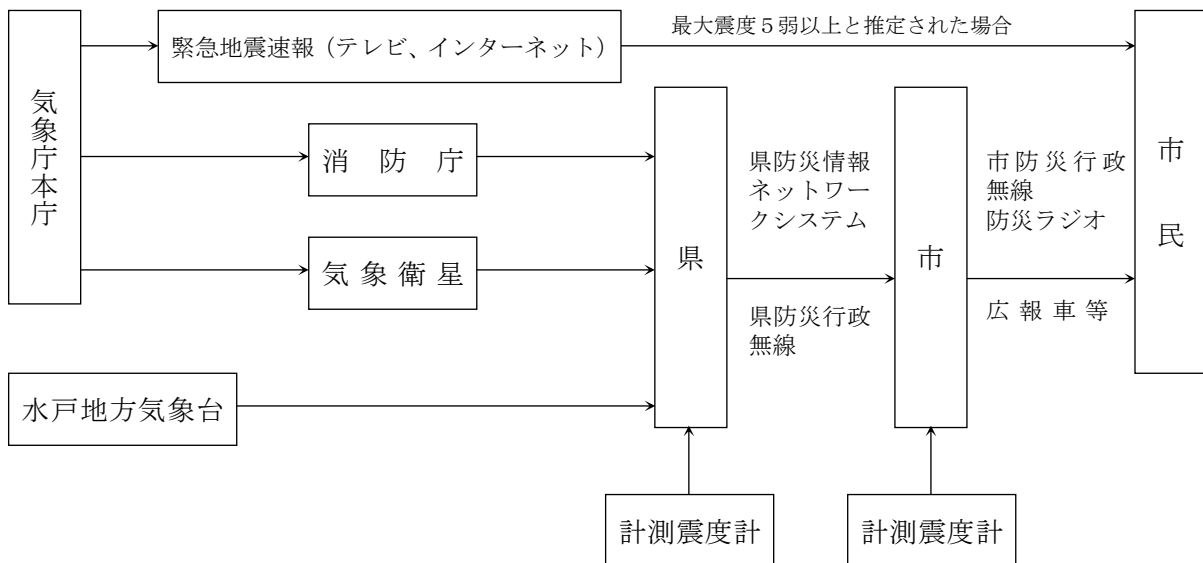
気象庁が発表する地震情報

種 類	発表基準	内 容
緊急地震速報 (警報・予報)	(特別警報) 震度6弱以上又は長周期地震振動階級四の大きさの地震動が予想される場合 (警報) 最大震度5弱以上又は長周期地震振動階級三の大きさの地震動の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し発表 (予報) 最大震度3以上またはマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして発表	地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる 特別警報の対象となる、最大震度6弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度6弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術は、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報をごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報（警報）においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表 令和5年2月1日から長周期振動による被害の可能性がある場合にも緊急地震速報を発表することとし、予想される長周期地震動階級を緊急地震速報の発表基準に追加された
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表「津波の心配がない」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

長周期地震動階級について

階級	揺れの状況
階級 1	・室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 ・驚く人もいる。 ・ブラインドなど吊り下げられたものが大きく揺れる。
階級 2	・室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。 ・物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 ・キャスター付きの家具類がわずかに動き、棚にある食器類や本棚の本が落ちることがある。
階級 3	・立っていることが困難になる。 ・キャスター付きの家具類が大きく動く、固定していない家具が移動することがあり不安定なものは倒れることがある。
階級 4	・立っていることができず、這わないと動くことが出来ない。 ・揺れにほんろうされる。 ・キャスター付きの家具類が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。

地震速報の収集・伝達の流れ



本部統括班は、情報の伝達を受けたときは、速やかに市民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。特に、緊急地震速報を受信した場合は、情報班を通じて、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに市民等に伝達する。

情報班は、市の情報収集手段を活用して、早期に市内の被害状況を把握する。

1 初期段階に収集する情報

(1) 関係機関からの情報収集

情報班及び関係各班は、各関係機関から次のような災害情報を収集する。

災害情報	情報収集先
地震に関する情報	水戸地方気象台、県、放送局、報道機関、KDD I (株) (水戸支店)、(株)NTTドコモ (茨城支店)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))
火災の発生状況	水海道消防署、下妻消防署、消防団、自主防災組織
死者、負傷者の状況	水海道消防署、下妻消防署、医療機関、常総警察署
ライフライン施設の被害状況及び応急復旧状況	東京電力パワーグリッド(株)竜ヶ崎支社、NTT東日本茨城支店、(株)NTTドコモ (茨城支店)、KDD I (株) (水戸支店)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社
道路の被害状況及び交通支障状況	常総工事事務所、東日本高速道路株式会社 (関東支社)
鉄道の被害状況及び交通支障状況	関東鉄道(株)水海道駅
市民の避難状況	自主防災組織、避難所開設担当職員
学校、医療機関等重要な施設の被害状況	施設管理者

(2) 災害時優先電話による収集

情報班及び関係各班は、市役所等に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、児童・生徒等、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

資料編 ○災害時優先電話登録回線一覧

(3) 自主防災組織からの情報収集

各地域の自主防災組織は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

(4) 郵便局からの情報収集

本部統括班は、水海道郵便局、石下郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、市民の避難先及び被災状況等の情報を相互に交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

(5) 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中において被災状況等を把握するとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

(6) 各班における調査

各班は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況の調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うにあたっては、できるだけ正確に被災状況を把握する。

収集する情報	担当班
被害状況のとりまとめ	情報班
市内公有財産被害・役所庁舎被害	資源管理班 (資産活用課)
市職員被害	職員動員班 (総務課)
廃棄物処理施設被害	環境班 (生活環境課)
障がい者施設被害	避難所班 (社会福祉課)

高齢者施設被害	避難所班（高齢福祉課）
保育所施設及び児童被害	避難所班（こども課）
要配慮者被害	要配慮者班
市内医療機関及び水海道保健センター被害	救護防疫班（保健推進課）
農地・農作物・農業施設被害・家畜及び畜産施設被害	物資調達班
商工観光施設被害	物資調達班（商工観光課）
道路・橋梁・河川被害	道路調査班
住家被害	被害認定調査班、住宅支援班
市営住宅被害・公園緑地被害	住宅支援班（都市計画課）
下水道・農業集落排水施設・排水路被害	下水道班
水道施設・配水池被害	水道班
学校施設及び児童・生徒等被害	教育班
社会教育施設被害・社会体育施設被害・文化財被害	教育班（生涯学習課）
学校給食センター被害	物資調達班（給食センター）

(7) 各地区の被害調査

ア 担当班による調査

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災組織から速やかに収集する。自主防災組織への連絡は、本部統括班が行う。また、状況によってはあらかじめ定めた区分に従い、担当の班が担当地区を調査する。

イ 調査チームによる情報収集

大規模な地震が発生した場合には、各班の調査要員の確保が難しいため、必要により調査チームを編成して、被害状況の不明な地区または不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

なお、出勤にあたっては、応急対策活動に支障等が生じるおそれがあるため、車両を使用せず、オートバイ、自転車等を利用する。

2 異常現象発見者の通報義務

地割れ等の災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を電話対応班（通報の内容は本部統括班に伝達）または警察署長に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察署長は、その旨を速やかに本部統括班に、また本部統括班は、水戸地方気象台、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

【本部統括班、情報班、住宅支援班、道路調査班、関係各班】

第2 被害状況等の把握

1 各機関の報告に基づく概況把握

各班が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、情報班が取りまとめ、本部統括班を通じて本部長に報告する。総括された情報は、班長会議を定期的に開催するなどし、本部事務局内において適切に共有する。

2 重点的に把握すべき被害概況

情報収集や調査を担当する関係各班は、次の被害については特に留意して調査、報告を行う。

- (1) 建築物の被害状況
- (2) 道路、鉄道の被害
- (3) がけ崩れの状況
- (4) 道路渋滞の状況
- (5) 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）

【本部統括班、情報班、市民班、住宅支援班、道路調査班、関係各班】

第3 被害情報・措置情報の収集・伝達

1 被害情報・措置情報の種類

(1) 被害情報

情報収集や調査を担当する関係各班は、死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、道路・鉄道被害、公共施設被害等に関する以下の情報を収集する。

- ア 被害発生時刻
- イ 被害地域（場所）
- ウ 被害様相（程度）
- エ 被害の原因

(2) 措置情報

- ア 災害対策本部の設置状況
- イ 主な応急措置（実施、実施予定）
- ウ 応急措置実施上の措置
- エ 応援の必要性の有無
- オ 災害救助法適用の必要性

2 被害情報収集・伝達活動

- (1) 情報収集や調査を担当する関係各班は、自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集して情報班へ報告し、本部統括班が、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報を報告する。

- ア 地震が発生し、震度4以上を記録したとき。
- イ 市災害対策本部が設置されたとき。
- ウ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- エ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

- (2) 確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、災害応急対策完了後 10 日以内に行う。
- (3) 本部統括班は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について県に連絡する。
- (4) 本部統括班は、「火災・災害等即報要領」に基づき、震度 5 強以上の地震の発生等直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、第一報を県に加え、国（消防庁）に対しても、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合、本部統括班は第一報後の報告についても、引き続き国（消防庁）に対しても行う。
- (5) 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、本部統括班がその旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- (6) 本部統括班は、地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。
- (7) 本部統括班は、震度 6 弱以上の地震等の大規模災害により被災した場合は、原則として発災後 12 時間以内に、次の 3 点を把握し、市町村行政機能チェックリストにより県に報告する。
ア トップマネジメントは機能しているか
イ 人的体制（マンパワー）は充足しているか
ウ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか
- (8) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市民班は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関が行う情報収集に基づき、正確な情報を把握する。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

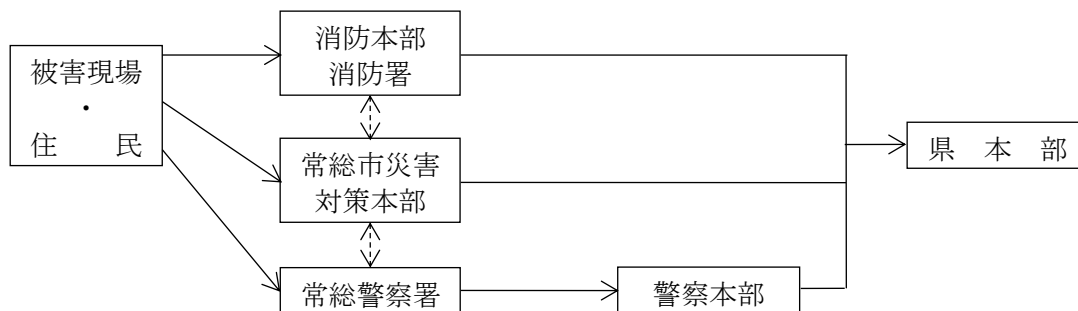
国（消防庁）への連絡先

回線別	区分	平日（9：30～18：15）※応急対策室	左記以外※宿直室
N T T 回線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
消防防災行政無線	電 話	90—49013	90—49102
	F A X	90—49033	90—49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	T N—048—500—90—49013	T N—048—500—90—49102
	F A X	T N—048—500—90—49033	T N—048—500—90—49036

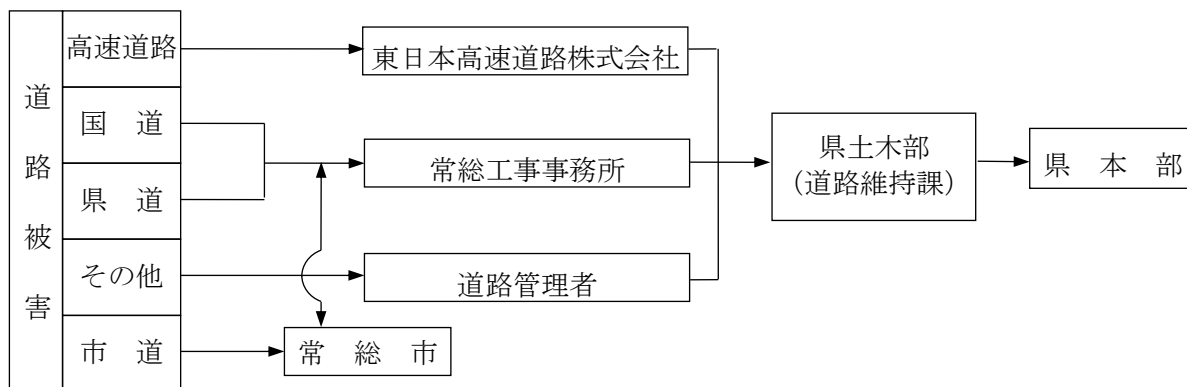
3 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

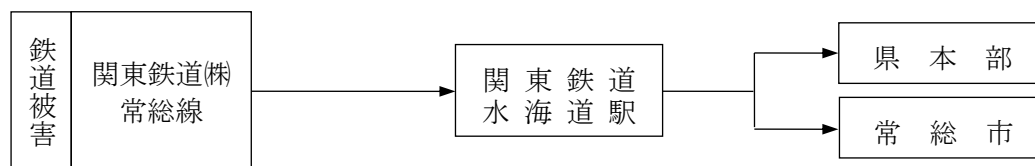
(1) 情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）

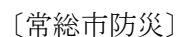
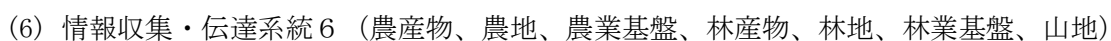
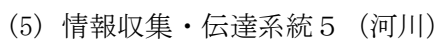


(2) 情報収集・伝達系統2（道路被害）

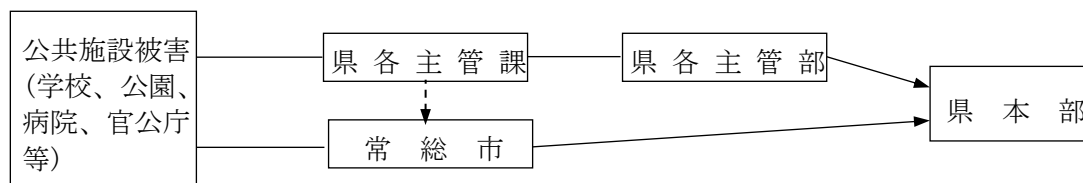


(3) 情報収集・伝達系統3（鉄道被害）





(7) 情報収集・伝達系統7（その他公共施設）



【本部統括班、情報班、関係各班】

第4 災害対応の記録

各班で所有するカメラやビデオを用い、被害状況や、災害対策本部の対応状況を可能な限り正確に記録する。記録した情報は情報班に報告し、情報班は、報告内容を保管に適した書類簿冊等として取りまとめ、本部統括班に報告する。取りまとめた情報は庁内で速やかに共有し、あわせて本部統括班が県や関係機関に伝達する。

第2節 通信手段の確保

防災関係機関と相互に協力して、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保する。

【本部統括班、情報班、関係各班】

第1 関係機関との連絡方法

本部統括班は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、次の方法により県や防災関係機関と連絡を取り、得た情報は情報班を通じて市民に報告または通報する。防災行政無線、防災ラジオ及び登録制メールの配信は、防災危機管理課が主体となって防災行政無線室にて行う。

連絡機関	連絡方法
市 ↔ 県	県防災行政無線、電話、電報、電子メール
市 ↔ 警察署	電話、使送
市 ↔ 消防署	県防災行政無線、電話、使送、専用直通内線通話
市 ↔ 消防団	電話、市防災行政無線（同報系）
市 ↔ 市民	市防災行政無線（同報系）、防災ラジオ、広報車

【本部統括班、資源管理班】

第2 公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能もしくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話または電報を利用する。

1 非常・緊急通話用電話の指定

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、市は、あらかじめNTT東日本茨城支店長に対し、電話番号を指定し災害時優先電話としての承認を受けている。

市内における災害時優先電話の設置状況は、資料編のとおりである。

資料編 ○災害時優先電話登録回線一覧

2 非常・緊急通話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすい。

なお、相手等の通信設備の被害状況などによってつなぐことのできない場合もある。

3 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を頼信する場合は、本部統括班が発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と朱書して電報取扱局に申込む。なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、本庁の電話番号及び頼信責任者名を電報取扱局に申し出る。非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、次表のとおりである。

緊急通話・緊急電報の内容等

区分	通 話 及 び 電 報 の 内 容	機 関 等
緊急通話	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命に係る事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	1 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間 2 緊急事態の発生の事実を知った者と1の機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	1 警察機関相互間 2 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3 国会議員または地方公共団体の長もしくはその議会の議員の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
	5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	1 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 2 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 3 預貯金業務を行う金融機関相互間 4 国または地方公共団体の機関相互間
緊急電報	1 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告または警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	1 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間 2 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と1の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	1 警察機関相互間 2 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員または地方公共団体の長もしくはその議会の議員の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受けまたは指示を与えるために必要な事項	船舶と病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	1 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 2 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 3 預貯金業務を行う金融機関相互間 4 国または地方公共団体の機関相互間

【本部統括班、情報班】

第3 電話の輻輳対策

本部統括班は情報班を通じて、大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、NTT東日本が開設する地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする災害用伝言ダイヤル“171”の利用方法等に関する情報を提供する。

第4 公衆電気通信設備が利用できない場合

1 他機関の通信設備の使用等

本部長（市長）は、災害に関する予警報の伝達等、災害対策基本法第55条及び第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる。

(1) 使用または利用できる通信設備

○警察通信設備	○鉄道通信設備	○消防通信設備	○自衛隊通信設備
○気象通信設備	○水防通信設備	○電力通信設備	

(2) 事前協議

本部長（市長）は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、本部統括班を通じてあらかじめ当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておく（災害が発生した場合の災害対策基本法第79条に基づく優先使用を除く）。なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。

(3) 警察通信設備の使用手続

警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合、警察本部との協定に基づき、本部統括班が警察電話使用申込書によって使用申請を行う。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話または口頭により行う。

2 非常通信の利用

本部長（市長）及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないかまたはこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用する。なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ茨城地区非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておく。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきかを判断のうえ行う。

(1) 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるものまたはこれに準ずる。

- ア 人命の救助に関するもの
- イ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ウ 緊急を要する地震等の観測資料
- エ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- オ 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ク 遭難者救護に関するもの

- ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- コ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- サ 災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(2) 取扱い無線局

官公庁、会社、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておく。

(3) 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（用意できなければどんな用紙でもよい。）に電文形式（片仮名）または平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

ア 宛先の住所・氏名（職名）及び（分かれば）電話番号

イ 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。

ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって、次のマスをあけない。

エ 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送られたい。」のように）を記入する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書き、また末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

3 放送の利用

本部長（市長）は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合または著しく困難な場合においては、「災害時における放送要請に関する協定」により、知事（県）を通じてNHK水戸放送局及び株式会社茨城放送に災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を要請する。

4 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合、各防災関係機関は使送により通信を確保する。

5 アマチュア無線の活用

前各号により通信を確保するが、これらにより通信の確保が困難な場合は、市内のアマチュア無線局の協力を求め、通信を確保する。

6 自衛隊への通信支援

本部統括班は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事（県）に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を要求する。なお、自衛隊の派遣要請の手続き等については、第3編第3章第1節「自衛隊災害派遣要請の実施及び受入体制の確保」に規定するとおりである。

第3節 災害情報の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心を安定させ秩序を維持するとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と協力して、災害及び応急対策の状況等を迅速かつ的確に周知するよう広報活動を行う。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、在日外国人、訪日外国人等情報が入手困難な被災者等に対する情報の伝達に配慮する。

災害が終息してからは、民心の安定と速やかな復旧のため、広聴活動を展開し、災害地市民の動向と要望事項を把握する。

【情報班】

第1 広報活動

1 実施責任者

災害時の広報活動は、情報班（秘書課）が行う。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、各班において積極的に関係機関へ伝達し、事後、本部統括班に報告する。

2 広報内容

(1) 市民に対する広報内容

情報班（秘書課）は、各班と連携して被災地の市民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。また、聴覚障がい者に対する広報は特に留意し、文書を用いたり、近隣住民や消防団等による個別訪問を実施したりする。

- ア 避難指示等が発令されている地域及び内容
- イ 避難所・救護所の開設状況
- ウ インフラ関係の被害状況、復旧状況
- エ 鉄道・バス等の交通状況
- オ 遺体の安置場所・死亡手続き等の情報
- カ 被災者への相談サービスの開設状況
- キ 救援物資・食料・水の配布等の状況
- ク 流言・飛語防止・犯罪防止の呼びかけ
- ケ 災害廃棄物仮置場の開設状況
- コ その他住民に周知すべき情報

その他、必要に応じて市外の住民に対する広報を行う。

(2) 被災地外の市民に対する広報内容

情報班は、被災地外の市民に対して、被災地内への広報内容のほか、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけに関する広報を行う。

- ア 被災地への見舞電話自粛の呼びかけ
- イ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ウ 被災地への物資支援に関する呼びかけ（必要な支援物資・十分に足りている物資の情報等）

災害時に有効な伝達手段及びその特色

伝達手段	特 色
市防災行政無線	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用。
防災ラジオ	〃
広報車による呼びかけ	〃
消防団による呼びかけ (避難広報)	〃
立看板・掲示板	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効。
情報紙	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ。
新聞折り込み	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能。
市ホームページ	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障がい者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人等も市の情報が入手可能。
メール・SNS	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能。
緊急速報メール	国や地方公共団体による災害・避難情報等を、回線混雑の影響なく、特定のエリア内の対応端末(携帯電話)に一斉に配信されるもの

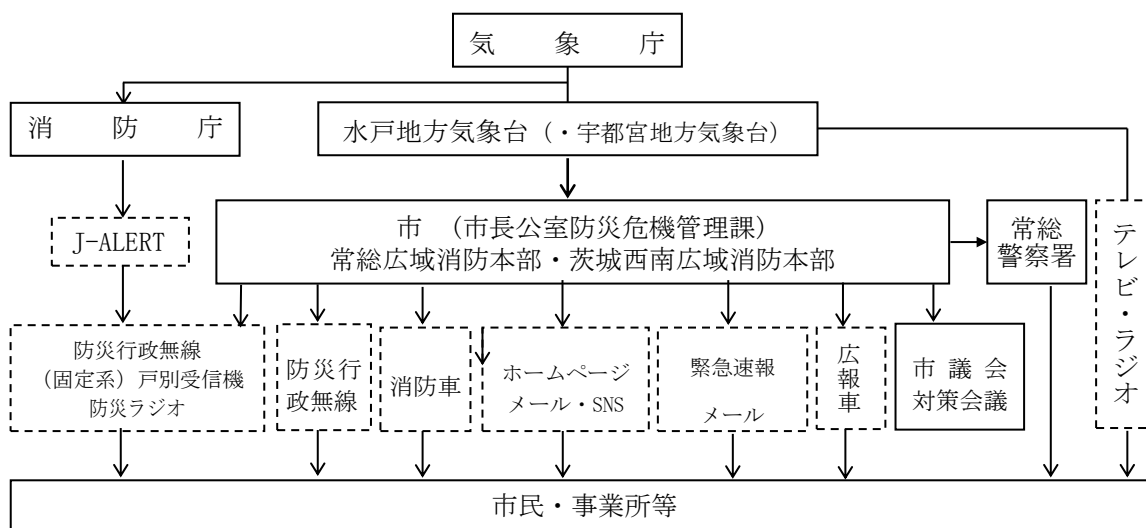
(3) 市民等からの問合せに関する対応

市民班は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答する。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報を収集するとともに、安否情報の提供にあたっては、被災者の個人情報の管理を徹底する。

3 広報手段

情報班は、保有する人員、資機材を活用して市民や事業所に対して効果的な広報活動を行う。



災害時の主な広報機関及び広報手段

(1) 広報資機材の活用

広報手段としては、次のようなものがある。

- ア 市防災行政無線（同報系）
- イ 防災ラジオ
- ウ 広報車による呼びかけ
- エ ハンドマイク等による呼びかけ

- オ ビラの配布
- カ インターネット（ホームページ、メール、SNS等）
- キ 立看板、掲示板
- ク Lアラート
- ケ 有線放送
- コ 消防団の消防車

(2) 自衛隊等への広報要請

情報班は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、本部統括班を通じて県、自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(3) Lアラートの活用

情報班は、避難指示等を発令または解除した場合及び避難所を開設または閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信する。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により情報班が上記の情報送信を実施することができない場合は、市に代わり県が実施する。

4 広報活動

情報班は、電話対応班に対し最新の情報を提供し、市民からの問い合わせに回答できるよう努め、市民に対する災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくとりまとめて広報を行う。

また、広報車を利用する際は、各地区で分担を定め、効果的な広報を行うとともに、災害発生時には地区毎の被害状況や電気、水道等の復旧状況についても適切な広報を行い、人心を安定させる。

(1) 災害発生前の広報

情報班は、災害に対するあらゆる情報を収集して災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ広報活動を実施する。

(2) 災害発生後の広報

ア 情報班は、災害状況を迅速かつ的確に把握し、被害の推移、避難指示等、応急措置の状況と人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請する。

イ 情報班は、あらゆる広報手段を活用し、また防災関係機関と連携して迅速に行う。

5 庁内連絡

本部統括班及び情報班は、災害情報及び被害状況の推移を庁内情報システム、庁内放送、市防災行政無線を利用し、職員に周知させる。また、各班に対し実施すべき事項及び伝達事項を併せて放送する。

【情報班】

第2 報道機関対応

1 広報資料の作成

情報班は、被害状況の確認、記録の保存のため、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集するほか、各関係機関と緊密な連絡をとり、また情報の提供を求めて資料の作成にあたる。

- (1) 広報担当者、他班及び関係機関が撮影した災害写真
- (2) 災害応急対策活動取材した写真
- (3) 各関係機関及び市民等が撮影した災害及び応急対策の写真

2 報道機関に対する協力及び発表

(1) 報道活動への協力

情報班は、報道機関から災害関係資料等の提供を依頼された場合、出来る限り提供する。

(2) 報道機関への発表

ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長（市長）が必要と認める情報について、情報班が速やかに実施する。

イ 発表は、原則として情報班が実施する。なお、必要に応じ各班において発表する場合は、あらかじめ情報班に発表事項及び発表場所等について了解を得て、発表後速やかにその内容について報告する。

ウ 情報班は、報道機関に発表した情報を、必要な班及び関係機関に送付する。

エ 情報班は、災害に関する情報を報道機関に発表する場合、原則として県の災害対策本部と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。

第3章 応援・受援

第1節 自衛隊災害派遣要請の要求の実施及び受入体制の確保

災害に際し、人命または財産の保護のために必要がある場合には、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

【本部統括班】

第1 自衛隊に対する災害派遣要請

1 実施責任者

本部長（市長）の判断のもと、本部統括班は知事（県）に対し、災害派遣の要請の要求を行う。
本部統括班は、必要に応じて、その旨及び市の当該地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

2 災害派遣要請基準

なお、自衛隊の災害派遣の実施は、以下の3要件が基準となる。

- | |
|--|
| ① 公共性
公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。 |
| ② 緊急性
差し迫った必要性があること。 |
| ③ 非代替性
自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。 |

3 災害派遣要請の範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

項 目	内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い被害状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道 路 ま た は 水 路 の 啓 開	道路もしくは水路が損壊または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応 急 医 療、救 護 及 び 防 疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による空輸は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付 ま た は 譲 与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けまたは譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通 信 支 援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広 報 活 動	航空機、車両等を用いて、市民に対する広報を行う。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 災害派遣要請の手続

本部長（市長）が自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、本部統括班は「自衛隊の災害派遣要請について（依頼）」により、知事（県）にその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

なお、緊急避難、人命救助のように事態が急迫し、知事（県）に要請を依頼する余裕がない場合は、直接陸上自衛隊施設学校（警備課防衛班）または古河駐屯地第1施設団（第3科防衛班）等に通報し、事後速やかに所定の手続を行う。

5 災害派遣要請先

(1) 県

担当部課名	電話番号	FAX番号	県防災行政無線
防災・危機管理部 防災・危機管理課	(029)301—2879 勤務時間外 (029)301—2885	(029)301—2898	電話 008—100—8401 FAX 008—100—8300 勤務時間外 電話 008—600—8401 FAX 008—600—8300

(2) 自衛隊

区 分	部 隊 等 の 長 (所 在 地)	連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉 3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地 当直司令	(029) 274—3211 内線 時間中 234 時間外 302
陸上自衛隊	第一施設団長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見 1195)	第3科長	団当直長	(0280) 32—4141 内線 時間中 236 時間外 203 防災行政無線 008—767—4031
航空自衛隊	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里 170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	(0299) 52—1331 内線 時間中 231 時間外 215
茨城地方協力本部	茨城県水戸市三の丸 3-11-9	—	—	代表(029)231-3315 代表(029)231-3317

6 自衛隊との連絡

本部長（市長）は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、本部統括班を通じて迅速かつ的確な状況把握、及び陸上自衛隊施設学校（警備課防衛班）または古河駐屯地第1施設団（第3科防衛班）等への通報を行うほか、必要な情報の交換をする。

【本部統括班】

第2 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生または発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ余裕がないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- 4 その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待つ余裕がないと認められること。

【本部統括班】

第3 災害派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるようにする。

1 災害派遣部隊到着前

- (1) 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- (2) 連絡職員を指名する。
- (3) 派遣部隊の展開、宿営のための後方支援拠点等を準備する。

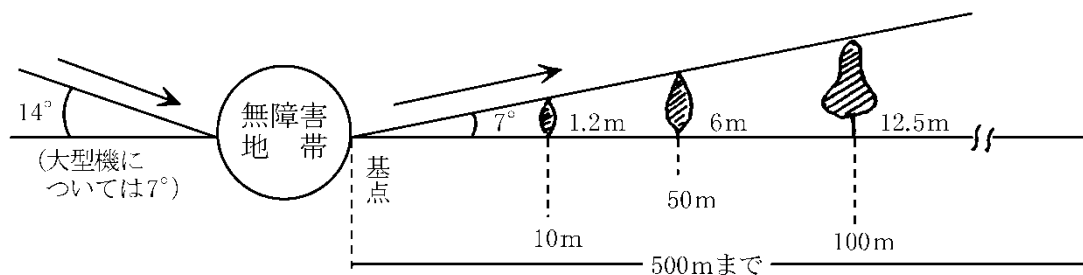
2 災害派遣部隊到着後

- (1) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- (2) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を知事等災害派遣要請者に報告する。

3 ヘリコプターの受入れ

本部長（市長）は、本部統括班によりヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、次の事項に留意し受入体制を整える。

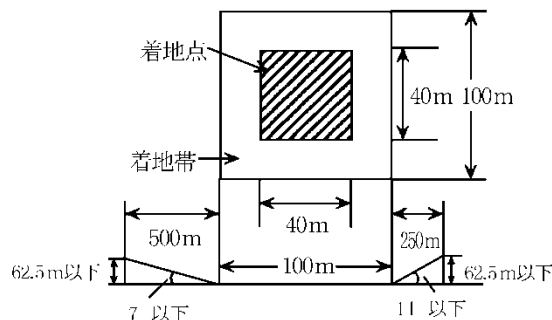
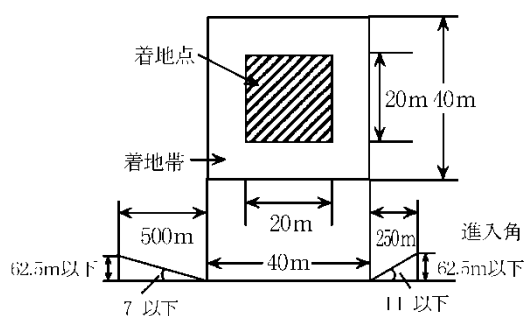
- (1) 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。



ア 離着地点及び無障害地帯の基準

① 中型機（UH—1・2、UH—60J）の場合

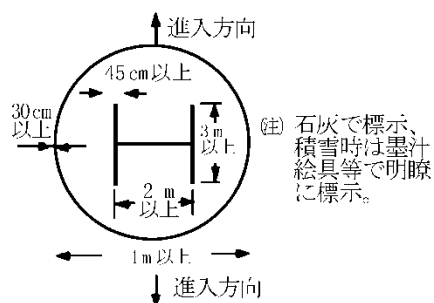
② 大型機（CH—47）の場合



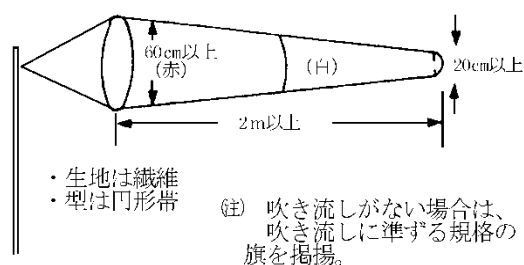
イ 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

- (2) 離着地点には、下記基準の㊦記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

ア ㊦記号の基準



イ 吹き流しの基準



(3) 危害予防の措置

ア 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせ
ない。

イ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ず
る。

(4) 災害応急ヘリコプター離着陸場

本部統括班等が災害応急対策のため自衛隊ヘリコプターの派遣を要請する場合は、資料編に
掲げるヘリコプター離着陸場または他の適切な場所に前記(1)及び(2)の要領により設営する。
なお、ヘリポート予定地内への車両の乗り入れ等を規制し、ヘリコプターの発着に支障をきたさ
ぬよう措置を講ずる。

資料編 ○ヘリコプター離着陸場

【本部統括班】

第4 災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、本部統括班は、「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について
(依頼)」により、速やかに知事（県）に対して撤収要請を依頼する。

【本部統括班】

第5 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、派遣を受けた場合に市が負担する経費は、おおむね次
のとおりである。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と本部統括班が協議する。

- 1 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

第2節 応援要請の実施及び受入体制の確保

市内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合に備え、積極的に相互応援協定を締結するとともに、災害時には、迅速かつ的確に応援要請の手続き及び受入体制の確保を行う。

【本部統括班、関係各班】

第1 応援要請の実施

本部統括班は、災害の規模や被害状況から、国や県、自衛隊等の協力が必要と認められるときは、災害対策基本法や自衛隊法、消防組織法及び相互応援協定により、速やかに関係機関に協力を要請する。また、これらの要請に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事（県）に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

1 実施責任者

県、他市町村等への応援要請は、本部長（市長）の責任のもとで本部統括班が行う。

2 応援要請

(1) 他市町村への要請

本部長（市長）が市内における適切な応急対策を実施するため必要があると認めるときは、「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、本部統括班は他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

(2) 県への応援要請または職員派遣の斡旋

本部長（市長）が県または指定地方行政機関等に応援もしくは職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって本部統括班が要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

本部統括班は、県があらかじめ作成する、災害時（その後の復旧・復興対策を含む）における市町村からの応援要請に対する派遣職員リストの作成に協力する。

ア 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

イ 職員派遣斡旋時に記載する事項

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

(3) 国の機関に対する職員等の派遣の要請

本部長（市長）が市内における災害応急対策または災害復旧のため必要があると認めるときは、本部統括班は指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員等の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する人員・機械等
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他派遣について必要な事項

なお、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所では、当該事務所が保有する災害対応用機械の派遣制度を設けている。

(4) 民間団体等に対する要請

本部長（市長）が、市内における災害応急対策または災害復旧のために必要があると認めるときは、各班は民間団体に協力を要請する。

【本部統括班、職員動員班、関係各班】

第2 応援受入体制の確保

1 連絡体制の確保

応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、本部長（市長）は迅速かつ的確にその状況を把握し、本部統括班が県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

2 受入体制の確保

(1) 応援・受援窓口の設置

応援・受援に係る県及び他市町村等との総合調整を行うための専門窓口として、応援・受援窓口を本部統括班に定める。

また、各班にも応援・受援窓口を設置し、本部統括班の応援・受援窓口との調整を行う。

本部統括班の応援・受援窓口の主な役割は、以下のとおりとする。

ア 応援・受援に関する状況把握・とりまとめ

各班の応援・受援窓口から応援活動のニーズ／状況の情報を収集し、とりまとめる。（何が、何を／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か／受けているか）

イ 資源の調達・管理

- ① 応援活動のニーズと現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
- ② 被害状況を基に今後求められる業務内容を検討し、必要となる応援を見積もる。
- ③ 今後、必要となる人的・物的資源の応援を要請する。
- ④ 人的／物的資源に対する要請・応援活動の内容を、応援・受援管理帳票に整理し、適切な管理を行う。

応援・受援管理帳票に記載する事項

	主な記載事項
応援要請側（町）の情報	・ 応援要請の内容（時間、場所、作業） ・ 応援要請を行った班名、担当者名、連絡先
応援要請先の情報	・ 応援要請先の自治体、会社等の情報 ・ 応援要請先の担当者名
応援資源の情報	・ 資源（人的／物的）の区分 ・ 資源の内容 ・ 資源の人数（個数） ・ 資源の要請場所（到着場所） ・ 資源の派遣（送付）手段 ・ 資源の出発（送付）予定及び到着予定 ・ 資源の到着日時 ・ 資源の待機（集積）場所 ・ 派遣（貸借）の終了予定日
備考	・ 返却義務の有無（物的） ・ 応援要請に係る協定等
帳票記入者の情報	・ 管理帳票の記入時刻、記入者名

ウ 応援職員への支援

- ① 職員動員班を通じ、応援職員の待機場所、応援職員によるミーティングが開催できる執務環境を提供する。
- ② 職員動員班を通じ、各班の応援・受援窓口が、応援職員に対して適切な執務環境を提供しているか把握する。

エ 庁内調整

- ① アでとりまとめた結果を、各班の応援・受援窓口に共有する。
- ② 調整の必要を検討し、必要がある場合には調整会議を実施する。

オ 調整会議の開催

- ① 全体調整が必要な際、調整会議を開催・運営する（関係班の応援・受援窓口の参加）。
- ② 必要に応じて、各班での意思決定に関わる職員へも参加を求める。

カ 専門性の高い業務に関する応援職員の要請

各班の所管する専門性の高い業務に関する応援は、必要に応じて本部統括班の応援・受援窓口を通さず、直接各班の応援・受援窓口から要請を行う。この場合、各班は本部統括班へ事後報告を行い、本部統括班が応援・受援管理帳票に記載する。

(2) 受入施設の整備

本部長（市長）の責任のもと、職員動員班は県及び他市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設として次の施設を定めているが、災害時に迅速に対応できるよう、整備しておくとともに、民間の物流倉庫等との協定締結を検討する。また、応援職員や防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておく。

地区区分	施設名	所在地	電話番号
水海道地区	ふれあい館	常総市水海道天満町 2472	(0297) 23—2233
	水海道総合体育館	常総市坂手町 3552	(0297) 27—1211
石下地区	常総ひかり農業協同組合 石下野菜集出荷所	常総市大沢 222	(0297) 42—1400

3 経費の負担

応援団体が支援に要した費用は、その内容が協定等に基づく場合は、協定等により定めた方法によるものとし、基づかない場合は、常総市受援計画に定める方法をもとに、必要に応じて応援自治体等と協議を行う。費用の管理は、市の職員動員班が行う。

【本部統括班、職員動員班】

第3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

1 応援要請

本部統括班は、自地域の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合には、他の消防機関に対し「茨城県広域消防相互応援協定書」に基づく応援要請を速やかに行う。

なお、応援派遣要請を必要とする災害規模としては、次のとおりである。

- (1) その災害が、協定市町村に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防御するため、協定市町村が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- (4) その他必要と認める場合

また、上記の消防相互応援協定をもってしても対応できない場合は、知事（県）に対し電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

消防本部は、消防相互応援協定または知事（県）の指示に基づき応援要請を受けた場合、また、緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、市の消防活動を応援する。特に、近隣市町村の被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

2 応援受入体制の確保

(1) 受入窓口の明確化

応援受入窓口は、災害対策本部事務局とする。

(2) 受入施設の整備

本部長（市長）の責任のもと、本部統括班は、人や物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

(3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- ア 災害状況の情報提供、連絡・調整
- イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示
- ウ 応援部隊の活動拠点の整備・提供
- エ 消防活動資機材の調達・提供

(4) 経費負担

経費の負担は、「茨城県広域消防相互応援協定書」によるものとし、必要に応じて、応援市町等と協議を行い定める。

【職員動員班】

第4 応援隊の派遣

他市町村等で災害が発生した場合には、各種相互応援協定及び知事（県）の指示により、職員動員班は職員を被災地に派遣し、被災自治体の活動を応援する。職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定すると共に、派遣職員の宿泊場所についても考慮する必要がある。特に、近隣市町村での被害に対しては、あらかじめ計画を定めておくこと等により、直ちに出動できる体制を確保する。

第4章 応急公用負担と労働力の確保

第1節 従事命令等

災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できない場合には、賃金職員等の雇上げ及び民間団体の協力により必要な要員を確保する。

【職員動員班】

第1 従事命令等の種類

職員動員班が実施する災害応急対策に必要な要員の確保は、本部長（市長）が責任者として実施する。ただし、災害の程度、規模等により、市において要員の確保ができないときは、必要な要員の応援を県に調達または斡旋を要請する。

法に定める従事命令等については、行使者により以下のような種類がある。

1 本部長（市長）が行使する従事命令（災害対策基本法第65条）

本部長（市長）は、防災上応急措置を実施するため、緊急の必要があるときは市内の市民または実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

また、本部長（市長）及びその委任を受けた市職員が現場にいないか、その者から権限行使を要求されたときは、警察官が命令できる。（同条第2項）

災害派遣要請を受けて出動した自衛官は、本部長（市長）及びその委任を受けた市職員が現場にいないときは命令できる。（同条第3項）

災害発生により市が事務の大部分以上を行えなくなったときは、県知事が職権を代行する。（法第73条）

2 県知事が行使する命令（災害対策基本法第71条関係）

県知事は、以下の職権を行使することができる。

本部長（市長）は、県知事の職権の一部を委任された場合、委任された職権を行使することができる。

(1) 従事命令

以下の者（災害救助法施行令第10条に規定）に対し、応急措置に従事させる命令。

- ア 医師、歯科医師または薬剤師
- イ 保健師、助産師または看護師
- ウ 土木技術者または建築技術者
- エ 大工、左官またはとび職
- オ 土木業者または建築業者及びこれらの従業者
- カ 地方鉄道業者及びその従業者
- キ 軌道経営者及び従業者
- ク 自動車運送業者及びその従業者
- ケ 船舶運送業者及びその従業者
- コ 港湾運送業者及びその従業者

(2) 協力命令

応急措置を要する者及びその近隣者を応急措置に協力させる命令。

(3) 管理

以下の施設（災害救助法施行令第6条に規定）を、施設の有する人員機材を一体として応急措置に動員すること。

ア 病院、診療所

イ 助産所

ウ ホテル・旅館

エ 飲食店

3 警察官が行使する命令（警察官職務執行法第4条関係）

警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができる。

4 消防吏員または消防団員が行使する命令（消防法第29条関係）

消防吏員及び消防団員は、消火もしくは延焼の防止、または人命の救助のために必要があるときは、火災が発生するおそれがある、または発生した消防対象物及びこれらのもののある土地を使用、処分またはその使用を制限することができる。

第2節 物的応急公用負担

応急措置に必要な土地建物や土石などが緊急に必要なときは、他人の所有するそれらを一定の手続きのもとで使用または収用できる。これを物的応急公用負担といい、以下のとおり法に定められている。

【職員動員班】

第1 種類

災害対策基本法第64条により、応急応急負担できるものは、以下のとおりである。

- 1 土地、建物その他の工作物の一時使用
- 2 土石、竹木その他の物件の使用及び収用

【職員動員班】

第2 実施者

応急応急負担の実施者は、優先順位ごとに以下のとおりとする。

- 1 本部長（市長）（災害対策基本法第64条第1項）
- 2 本部長（市長）の委任を受けて職権を行う市職員（地方自治法第153条第1項）
- 3 1、2のいずれも現場にいない場合またはこれらの者から要求があった場合、警察官（災害対策基本法第64条第7項）
- 4 1、2、3のいずれも現場にいない場合、自衛隊法により災害派遣を命じられた自衛隊の部隊等の自衛官（災害対策基本法第64条第8項）

【職員動員班】

第3 実施手続き（法施行令第24条）

権限を行使する場合は、その占有者、所有者その他当該土地建物に権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、当該土地建物等の名称または種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間または期日のその他必要な事項を通知しなければならない。占有者等の氏名及び住所が不明のときは、市庁舎、管轄の総合出張所または警察署に掲示しなければならない。

【職員動員班】

第4 実施上の注意事項

- 1 本部長（市長）に代わり職権を行使した警察官、及び自衛官は、直ちにその旨を本部長（市長）に通知しなければならない。（災害対策基本法第64条第7項及び第8項）
- 2 土地、建物等の一時使用及び土石、竹木等の物件の使用もしくは収用により通常生ずべき損失については、処分を実施した国または地方公共団体が補償しなければならない。（法第82条）

第3節 労働力の確保

災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労働力を市職員以外に求めるときは、自治会、ボランティア、企業への委託等を検討するほか、以下の手続きにより常総公共職業安定所や、その他人材派遣会社を通じて日雇求職者の斡旋を要請する。

【本部統括班、職員動員班】

第1 雇上げの方法

本部長または市長名で、文書または口頭により要請する。
要請を行う場合は、以下の事項を明らかにする。

- 1 求人者名（本部長または市長）
- 2 職種別の所要労務者数
- 3 作業場所及び作業内容
- 4 労働条件
- 5 宿泊施設の状況
- 6 その他必要な事項

【要配慮者班】

第2 民間団体への協力要請

要配慮者班は、円滑に災害応急対策を実施するため、常総市赤十字奉仕団等の民間団体へ協力要請を行う。

【本部統括班、職員動員班】

第3 災害救助法による賃金職員等雇上げ

1 賃金職員等雇上げの範囲

- (1) 被災者の避難に係る支援
- (2) 医療及び助産
- (3) 災害にかかった者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処理
- (7) 救助用物資の整理配分

2 期間

雇上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

3 経費

賃金の限度は、雇上げた地域における通常の実費とする。

資料編	○茨城県災害救助法施行細則

第5章 被害軽減対策

第1節 避難対策

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、関係機関の協力を得て、市民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行うとともに、「避難指示」の伝達を適切に行う。

【本部統括班、情報班】

第1 高齢者等避難、避難指示

1 避難に関する基本方針

(1) 迅速かつ的確な情報収集

本部統括班は、避難の指示の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの関係機関の連携を密にして情報の遺漏がないようにする必要がある。

(2) 関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、市、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底をはかることが必要である。

(3) 要配慮者に配慮した避難誘導

避難は近隣住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。

2 避難措置の発令者

避難指示等を行う権限のある者は次のとおりであるが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（市長）及び伝達を行う本部統括班を中心として、相互に緊密な連携を保ち実施する。

また、本部統括班は、あらかじめ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルなどを作成し、発災時に高齢者等避難を適切に発令する。

なお、市長不在時の指揮命令系統の職務代理者は、副市長、市長公室長、総務部長の順とする。本部統括班は、避難指示等を発令した際に、その経過の記録を作成する。

実 施 責 任 者	災 害 の 種 類	要 件	根 拠 法 令
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法 第60条
知事 (指示)	災害全般	市長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法 第60条
警察官 (指示)	災害全般	1 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条
		2 人命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第4条
知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法 第25条
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

3 避難指示等の種類

(1) 避難が必要となる災害

高齢者等避難、避難指示は、原則として次のような事態になったときにこれを行う。

また、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したときは、避難の指示の解除を行う。

- ア 地震発生後、地震活動による建物倒壊、延焼、堤防決壊、地すべり等のおそれがあるとき。
- イ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- ウ 大量の有害または有毒ガスあるいは可燃性ガスまたは液体の流出等があったとき。
- エ その他市民の生命、身体または財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

(2) 高齢者等避難、避難指示の実施

ア 本部長（市長）の責任のもと、本部統括班は、火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民に対して、速やかに避難の指示を行う。

イ 本部長（市長）の責任のもと、本部統括班は、必要に応じ、避難の指示を行う前段階（高齢者等避難）で、市民に避難の準備または避難に時間を要する者に対して、避難を適切に促す。避難所の準備・開設を待たずに、避難指示等が必要なタイミングで発令する。

(3) 高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難、避難指示は、次のような内容を明示して実施する。

- ア 避難（準備）が必要な地域
- イ 避難（準備）の理由
- ウ その他必要な事項

4 避難措置の周知

本部統括班は、高齢者等避難及び避難指示を発令した後は、当該地域の市民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡する。

(1) 市民への周知徹底

本部統括班は、避難の措置を行うにあたり、情報班と協力し、上記3の(3)に掲げる内容を市防災行政無線、広報車、市ホームページ、防災ラジオ、Ｌアラート等あらゆる手段を活用し、状況に応じて報道関係機関等を通じて市民に周知徹底する。また、危険の切迫性に依りて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動を喚起する。この場合、文書（点字版を含む。）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに情報の混乱を防止する。

避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令や、垂直避難の指示も検討する。

また、本部統括班は、自主防災組織等の地域コミュニティと協力・連携し、要配慮者をはじめ市民への周知漏れを防ぐ。

(2) 関係機関相互の連絡

本部統括班は、避難指示等を発令したときは、電話、県防災行政無線等の手段により速やかに知事（県）に報告を行う。また、本部統括班は、常総警察署、自衛隊等関係機関とその内容を相互に連絡する。

5 屋内退避等の指示

避難のための立退きを行うことでかえって危険が及ぶおそれがあると判断される場合には、本部統括班は、屋内での待避やその他の安全確保に関する措置（屋内での待避等の安全確保措置）を指示する。なお、当該事象に該当するときは、本部統括班は、速やかにこれを発出し、その際における指示の内容や伝達方法は、避難指示等の場合に準じる。

【本部統括班】

第2 警戒区域の設定

1 本部長（市長）の措置

本部長（市長）は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または当該地区域からの退去を命ずることができる。命令の伝達は本部統括班が行う。

2 警察官、自衛官の措置

本部長（市長）等が現場にいないとき、または本部長（市長）から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、本部長（市長）の職権を代行することができる。

3 知事（県）の措置

知事（県）は、本部長（市長）がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により本部長（市長）に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

【本部統括班、避難所班】

第3 避難誘導

1 避難の方法

避難の方法は、原則として次の区分による。

(1) 第1次避難（事前避難）

本部統括班は、早期に高齢者等避難を発令し、避難所班は、高齢者、幼児、妊産婦、病人等は自主的にあらかじめ指定された避難場所に避難させる。また、安全地域の親戚、知人宅等への避難について事前指導を行い、自主的に縁故避難を促進する。

(2) 第2次避難（緊急避難）

災害が切迫し、避難の指示が出された場合は、一般避難者をあらかじめ指定された施設に受入れる。

2 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法

市民の安全のため、警察・消防・消防団・自主防災組織等は、次の事項に留意して速やかに避難誘導を行う。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路・橋・堤防・その他新たな災害発生が予想される場所を避け、緊急輸送道路等を含む安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示、縄張りを設置し安全を確保すること。

ウ 市民に対し、高齢者・乳幼児・小児・障がい者等要配慮者の安全確保の支援及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いにより、全員が安全に避難するよう努めること。

エ 避難誘導は、受入先での救援物資の配給等を考慮して、自主防災組織単位で行うこと。

(2) 携行品の制限

市民は避難の際、貴重品（現金・貯金通帳・印鑑等）等を携行し、時間に余裕のある場合は、前記に加え、食料や日用品等を携行して避難する。

【本部統括班】

第4 広域避難（広域一時滞在）

本部統括班は、市外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定める。

本部統括班は、災害の規模や被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等を考慮し、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合、受入れについて県や県内の他市町村と直接連携する。また他都道府県への受入れについては、県に対し当該他都道府県との協議を求める。

また本部統括班は、県に対して、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力等、広域一時滞在の調整について協力を求める。

第2節 消防・救急救助活動

災害時における消防活動を円滑、適切に実施し、死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関と相互に連携し、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。

【本部統括班】

第1 消火活動

1 消防活動体制の整備

本部統括班は、あらかじめ消防活動の円滑な実施体制について十分計画を樹立しておき、災害時にはその施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害を防除し、被害を軽減させる。

本部統括班は、火災のおそれが予測される場合は、消防団に対し、警戒体制をとるよう要請する。各消防本部は、次の消火活動を実施する。

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を本部長（市長）及び知事（県）に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないようにする。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則に基づきそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動にあたる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

① 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 危険区域及び被害想定図の作成

本部統括班は、市内における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動を円滑に実施する。

- ア 住宅密集地帯の火災危険区域
- イ がけくずれ等の危険区域
- ウ 浸水危険区域
- エ 特殊火災危険区域（高層建築物、危険物及び放射線関係施設等）

【本部統括班、情報班、道路調査班】

第2 水防活動

1 地震発生時の水防活動

地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、または放流による洪水等の発生が予想されるので、道路課（道路調査班）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防活動に関する計画（第4編 風水害応急対策編 第5章第2節第2）に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、堤防等の施設の管理者、警察、消防の各機関及び市民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

2 地震発生時の施設管理者の措置

ため池、堤防、水閘門等の管理者は、地震が発生した場合、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領について（通知）」（平成30年5月18日国関整河管第4号）に基づき、次の各項により点検を行う。

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合、夜間休祭日に係わらず直ちに1次点検及び2次点検を実施する。
- (2) 震度4の地震が発生した場合において、以下のいずれかに該当する場合、夜間休祭日に係わらず直ちに1次点検を実施するものとし、1次点検により重大な被害が確認された場合には、2次点検を行う。
 - ア 直前に発生した地震もしくはその他原因により既に河川管理施設または許可工作物が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。
 - イ 地震後の点検中に震度4の地震が発生し、被害の発生が懸念される場合（直前に地震によりすでに点検を完了した区域も新たに1次点検の対象とする）。
- (3) 前項のほかに震度4の地震が発生した場合には、地震発生の日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、河川管理施設等の異常、変化等の把握を重点的に行い、重大な被害が確認された場合には2次点検を行う。

【本部統括班、市民班、救護防疫班】

第3 救出活動

災害のため生命、身体が危険な状態にある者あるいは生死不明の状態にある者を関係機関との協力により救出または捜索して要救助者を保護する。

1 実施機関

- (1) 救出・救助は、本部長（市長）の責任において、警察・消防・消防団等のほか、必要に応じ自衛隊等関係機関の協力を得て実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の責任において県が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町、県、自衛隊その他関係機関の応援を得て実施する。

2 救出・救助活動

- (1) 本部統括班は、通報あるいは職員、消防団員等からの情報を総合し、被害状況を把握する。
- (2) 救出活動は警察・消防・消防団等のほか、必要に応じ自衛隊等関係機関の協力を得て行い、負傷者を早期に発見する。なお、被災者の救出にあたっては、特に常総警察署に協力を要請し、常に緊密な連携のもとに救出にあたる。
- (3) 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (4) 救護防疫班は災害現場では必要に応じ医療救護所を設置し、医療機関、消防団、地域住民等と協力して、傷病者の応急手当、トリアージを行う。
- (5) 救護防疫班は、多数の死傷者がいる場合、医療機関等を通じて、医師等の現場派遣、医療機関への収容等必要な措置について応援を要請するとともに、必要に応じて避難者支援班も救護防疫班に協力する。
- (6) 本部統括班は、市民班が受け付けた情報により行方不明者があると判断した場合には、速やかに常総警察署等に協力を求め、警察署等による捜索活動の支援を行う。

3 救出用資機材の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員、設備、機械器具を利用して救出を行うが、救出用資機材が不足するときは、本部統括班を通じて建設業者、運送業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

4 関係機関等への要請

本部統括班は、災害が甚大で、市内のみの動員または市の資機材では救出が困難な事態の場合は、県、近隣市町に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣について知事（県）に要請する。

5 市民による初期救出の実施

大規模災害が発生した場合は、各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠である。

災害時には被害状況の把握及び負傷者の早期に発見し救出するとともに、警察、消防機関へ速やかに連絡する。

6 災害救助法による救出

災害救助法を適用した場合の救出は、同法及びその運用方針によるが、その概要は、次のとおりである。

- (1) 対象者
- ア 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者
- ① 火災の際に火中にとり残されたような場合
 - ② 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合
 - ③ 地すべり、がけくずれ等により生き埋めになったような場合
- イ 災害のため生死不明の状態にある者
- ① 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
 - ② 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者
- (2) 救出の費用
- 当該地域における通常の実費

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

【救護防疫班】

第4 救急活動

消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが激増している。特に、休日、夜間等における件数が多く、救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制を確立することとしている。本市における救急医療体制及び救急自動車の保有台数は、次のとおりである。

広域災害・救急医療情報システム参加医療機関 (救急告示医療機関)	きぬ医師会病院
	水海道さくら病院
	水海道西部病院
救急車保有台数	茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部（16台）
	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部（9台）

また、火災及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、次の事項に留意して、救急医療体制を整備、確保する。

1 情報収集、伝達

- (1) 被害状況の把握
- 119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。
- (2) 災害状況の報告
- 消防長は、災害の状況を本部長（市長）及び知事（県）に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないようにする。

2 通報

災害発生の第一報の受信機関から、医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡は迅速かつ適正に行う。

3 救助・救急要請への対応

警察、消防は、災害時に多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

- (1) 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

4 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

5 医療資機材等の確保

傷病者に対しては、大量の医療資機材を必要とするので、救護防疫班においては、これの確保計画、その運用及び医療施設に対する供給等に関してあらかじめ、医療機関等と協議して、円滑に運用する。

なお、災害長期化に対処して、現場における臨時の診療所設置に必要な天幕、医療資機材等の確保についても配慮が必要である。

6 民間の協力

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報・連絡・傷病者の移送等の協力によるところが少なくないので、十分な協力が得られるようあらかじめ配慮する。

7 費用

救急医療活動は、医療機関等の民間活動に頼らなければならない現状であるので、救護防疫班は、要請により出動した医師等に対する謝金・手当・不慮の死傷の場合における補償費・医療材料等の消耗品費その他救急医療活動に伴う直接・間接の所要経費の負担及び支払方法ならびにその支払責任者を明確にしておくとともに、災害の規模・態様に応じ隣接市町の協力を得た費用負担区分についても明確にするよう配慮する。

資料編 ○市内医療機関一覧

【本部統括班】

第5 自主防災組織による消火、救助・救急活動

1 出火防止

市民及び自主防災組織は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を行う。また、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。

2 消火活動

市民及び自主防災組織は、消防機関に協力し、または単独で地域での消火活動を行う。

3 救助・救急活動

市民及び自主防災組織は、自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動実施機関への搬送等を行う。

第3節 警備・交通計画

災害により道路、橋梁等の施設に被害が発生し、交通の安全と施設の保全上必要があると認められるときは、警察、道路管理者が相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限にとどめ、一般交通の安全と緊急通行車両等の通行が確保されるよう、また、緊急物資の輸送、消防活動等に支障がないよう道路交通を確保する。

【道路調査班】

第1 道路の被害状況の把握

1 被害状況の把握と連絡体制の強化

道路調査班及び各道路管理者は、被害状況を迅速かつ的確に把握するため、道路パトロール等を実施し、常総警察署等と協力して、道路・橋梁の危険箇所や災害箇所を早期に発見する。

2 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、または極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市あるいは警察署に通報し、市と警察が相互に連絡し、被害状況の把握に努める。

【道路調査班】

第2 交通規制の実施

1 交通規制の実施責任者

災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、または発見したときもしくは通報により承知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限を行うが、道路管理者及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

(1) 規制の種別及び根拠

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
警 察	公 安 委 員 会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限することができる。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑のため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において当該道路につき、一時歩行者または車両等の通行を禁止し、または制限することができる。	道路交通法 第6条第4項

(2) 異常気象時における通行規制

災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

2 交通規制の実施

(1) 道路調査班は、市の管理する道路施設の被害により危険な状態が予想される、もしくは発見したときまたは通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行う。

(2) 道路調査班は、市道以外の道路施設は常総工事事務所及び警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を行う。

3 緊急交通路の交通規制

道路調査班は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限することができる。

4 広報

道路調査班は、道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示または報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないようにするとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、併せて近隣市町に対しても速やかに規制の内容を通知する。

5 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条による通行の禁止または制限を行った場合、道路調査班は、知事（県）または公安委員会（県警察本部または常総警察署）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、認定を得て緊急通行を実施する。

(1) 確認手続

道路調査班は、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を県及び公安委員会に求める。

(2) 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事（県）または公安委員会から交付される標章及び証明書を、車両の前面の見やすい部位に表示及び携行して輸送を実施する。

6 通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、または区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

- ① 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者または管理者に対し、車などの移動を命ずる。

- ② 命ぜられた者が措置をとらないとき、または現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

ウ 消防職員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

【道路調査班】

第3 道路の確保

1 緊急輸送道路の確保

(1) 復旧順位

道路調査班は、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、災害対策用緊急輸送道路として次の順位により復旧する。

ア 第1次緊急輸送道路…被災地域へ通ずる国道、県道、市道

イ 第2次緊急輸送道路…その他応急対策活動上緊急度の高い道路

(2) 復旧資機材等の確保

道路調査班は、市内各地域の復旧資材、機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する供給体制を確立するとともに、復旧にあたっては相互に協力し、交通を確保する。

資料編 ○緊急輸送道路一覧

2 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

3 緊急啓開道路の確保

災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点を結ぶ主要道路において、市道については本部長（市長）の責任のもとで道路調査班が啓開し、国道・県道については各道路管理者に啓開を要請し、応急対策の実施体制を確保する。また、道路を啓開した場合には速やかに関係機関へ周知徹底する。

道路調査班及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等を確保する。

4 道路、橋梁の応急対策

道路、橋梁の被害によって交通が阻害されることは災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障を来すため、道路調査班は、応急処理により交通を確保する。

応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

- (1) 道路管理者は交通制限等の処置をする。
- (2) 迂回路を確保し、これを表示する。
- (3) 協定締結業者や、隣接土木（工事）事務所等または被害の少ない土木（工事）事務所等から機械、労力の応援を得て、上記処置にあたる。

5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路調査班は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域ならびにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設を早期に復旧する。また、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通を確保するとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を実施する。

6 運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しない。
- (3) 交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。
 - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
 - ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

7 放置車両対策

各道路管理者及び施設管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び施設管理者は道路啓開を行う。

【本部統括班、市民班、避難所班】

第4 警備対策

大規模な災害が発生した場合には、関係機関による災害応急対策及び復旧・復興対策を迅速かつ的確に推進し、災害から市民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。

このため県警察は、茨城県警察災害警備計画に基づき早期に警備体制を確立し、市の本部統括班や避難所班、関係機関との緊密な連携のもとに被害実態の把握、救出救助、避難誘導、交通の規制等所要の災害警備活動を行う。

1 被害状況の把握

被害状況の把握は、次の事項について行う。

(1) 初期的段階における被害実態の把握

- ア 火災の発生状況
- イ 死傷者等人的被害の発生状況
- ウ 家屋等の倒壊等建物被害の状況
- エ 市民の避難状況
- オ 主要道路、橋梁及び鉄道の被害状況
- カ 危険物貯蔵所及び重要施設の被害状況
- キ 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況
- ク 堤防・護岸等の損壊状況

(2) 初期的段階以降

- ア 被災者の動向
- イ 被災地・避難所等の被害状況及び流言飛語の状況
- ウ 被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- エ 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- オ 市・日赤・病院等の救護対策の状況

2 救出救助活動等

災害時において、速やかに所要の救助隊を編成し、人命を最優先とした被災者の救出救助活動及び行方不明者の捜索活動を実施する。

また、災害の種別、規模等に応じて必要があると認めるときは、市本部統括班と連携して被災地域に居住する市民の安否確認活動を実施する。

3 避難誘導等

避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

(1) 避難指示時の措置

市本部統括班が避難指示を行ったときは、被災地及びその周辺の災害危険箇所等の現状を把握した上で、あらかじめ作成した避難誘導計画を基に安全な避難経路を選定し、市避難所班及び消防の職員等と連携及び協力の上、避難誘導、広報等を実施する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険を伴う場合は、屋内安全確保に関する措置を考慮する。

(2) 雑踏事故等予想時の措置

災害時等において、鉄道の途絶、道路の寸断等により、駅、大規模集客施設等に帰宅困難者が集中的に滞留し、雑踏事故等の発生が予想されるときは、施設等の管理者及び防災関係機関の職員と連携及び協力の上、入場規制、避難所等への誘導、広報等を実施する。

(3) 災害危険箇所における災害発生時の措置

災害危険箇所等について、災害発生が予想されるときは、市本部統括班に連絡し、避難指示等の発令を促す。

(4) 通報受理時の措置

災害危険箇所等の管理者等から災害発生時等の通報を受けたときは、滞在者及び周辺住民の避難誘導、交通規制、立入禁止措置等被害の拡大を防止するための措置を講ずる。

(5) 危険性切迫時の措置

災害発生の危険性が切迫しているときは、警察官職務執行法に規定する避難等の措置を講ずる。

4 二次災害の防止

二次災害の発生のおそれのある危険場所等を把握し、把握した危険場所等については、速やかに市対策本部等に連絡し、避難指示等の発令を促す。

5 保安対策

(1) 猟銃等への対策

災害が発生し、法令に規定する銃砲刀剣類に対する県公安委員会の緊急措置が講じられる以前においては、所在不明銃の早期発見、避難所等に避難する猟銃等所持者の銃の保管及び銃砲刀剣類の製造販売業者に対する盗難防止等の措置を講ずる。

(2) 危険物等への対策

火薬類、高圧ガス、放射性物質、石油類等を貯蔵し、または取り扱う施設において、事故の発生または発生のおそれがあるときは、関係機関と連携するほか、所要の職員を派遣して付近住民の避難、警戒線の設定等の危険予防措置を講ずる。

(3) 各種犯罪への対策

災害発生後速やかに、所要の警戒班を編成し、被災地の混乱に乗じた各種犯罪の予防、警戒、取締り等を実施する。

6 死体の見分及び検視

災害時における死体見分及び検視については、消防及び市の市民班と協力の上、法令等に基づき、迅速かつ的確な死体見分、身元を確認等を行う。

7 被災者等への情報の発信

(1) 要望の把握

被災者、要配慮者等の要望を十分把握し、災害、避難、犯罪、交通規制等の関連情報の伝達活動を行う。

(2) 安否不明者相談窓口の設置

被災者の安否を気遣う親族等の相談に応じるため、市の市民班、ボランティア団体等と連携しながら安否不明者相談窓口を設置するなどの安否確認へ適切に対応する。

(3) 多様な媒体の活用

支援物資の配布に関する情報、混乱に乗じた悪質商法等に関する地域安全情報等について、県警X（旧ツイッター）、県警ホームページ、地元の広報媒体、自主防犯組織等を通じ、幅広く伝達する。

(4) 避難所訪問

避難所における被災者の避難実態、相談・要望の把握等を行うため、女性警察官を中心とした訪問班を編成し、避難所訪問による被災者の心情に寄り添った支援活動を推進する。

8 安否不明者等の搜索

市民班は、安否不明者相談窓口に寄せられた情報から安否不明あるいは、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を把握し、本部統括班・関係機関と情報を共有する。警察は市民班から情報提供を受け、自衛隊・消防機関、消防団等と協力して搜索を実施する。

上記団体だけでは十分な対応ができない場合、県、近隣市町、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。

第4節 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地ならびにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速かつ的確に実施する。

【資源管理班、道路調査班、関係各班】

第1 緊急輸送の実施

1 実施機関

- (1) 応急対策に必要な人員及び物質等の輸送は、本部長（市長）の責任のもと、道路調査班や資源管理班の協力を得ながら関係各班が実施する。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。

2 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行う。

(1) 総括的な輸送順位

- ア 人命の救助、安全の確保のために必要な輸送
- イ 被害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ 災害応急対策の円滑な実施のために必要な輸送

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- ① 前記アの続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- ① 前記イの続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

【本部統括班、資源管理班】

第2 緊急輸送の手段

1 自動車による輸送

(1) 庁用車両

災害時における庁用自動車の集中管理及び自動車の確保・配備は、資源管理班が行う。

(2) 車両の借上げ

資源管理班は、市の保有車両で不足する場合は、市内の輸送業者等に協力を依頼し調達する。

(3) 他自治体への協力要請

借上げ車両等をもってしてもなお必要な輸送が確保できないときは、協定締結市町村または県に協力を要請する。

2 鉄道による輸送

本部統括班は、災害時において自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地のため鉄道によって輸送することが適当な場合には、関東鉄道に輸送活動の協力を依頼する。

3 ヘリコプター等による空輸

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、本部長（市長）の責任のもと、本部統括班は、県に防災ヘリコプター等による空輸を要請する。

また、必要により、県に自衛隊ヘリコプター等による空輸の実施を要請する。

【本部統括班】

第3 災害救助法による実施基準

1 輸送の範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の捜索
- (6) 遺体の処理
- (7) 救助用物資の輸送

2 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

3 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

【本部統括班】

第4 防災ヘリコプターの要請

本部長（市長）の責任のもと、本部統括班は、災害の状況に応じ県に対して防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動を行う。

1 要請基準

本部長（市長）は当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリコプターの応援を必要と判断した場合は、本部統括班を通じて、知事（県）に対してその要請をすることができる。

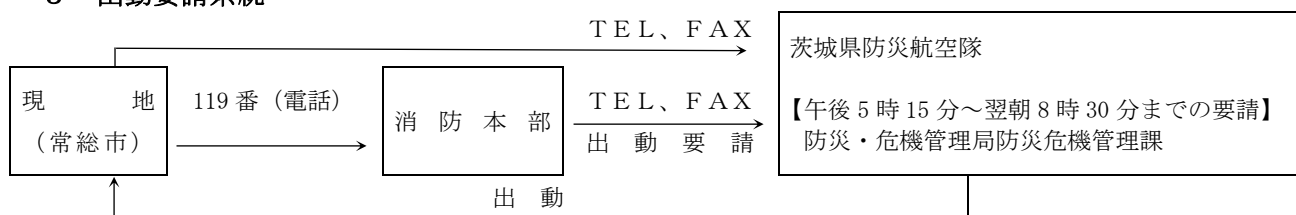
- (1) 災害が、複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 市の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他防災ヘリコプターの応援が必要と認められる場合

2 要請の方法

応援の要請は、県防災・危機管理部防災・危機管理課あてに、電話等により次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 出動要請系統



4 防災ヘリコプター運航基準

防災ヘリコプターの運航基準は、次のとおりである。

- (1) 救急活動
 - ア 山村等からの救急患者の搬送
 - イ 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の空輸
 - ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
 - エ 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送

(2) 救助活動

- ア 河川等での水難事故等における捜索・救助
- イ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ウ 高層建築物火災による救助
- エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

(3) 災害応急対策活動

- ア 地震等の災害の状況把握
- イ 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ウ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- エ 各種災害等における市民への避難誘導及び警報等の伝達

(4) 火災防御活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 火災における情報収集、伝達、市民等への避難誘導等の広報
- ウ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送

(5) 広域航空消防防災応援活動

近都県市等との航空消防防災応援協定による相互応援

(6) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長からの要請を含む。）
- ウ 市民への災害予防の広報

(7) 自衛訓練

(8) 一般行政活動

「茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に基づく一般行政利用活動

(9) その他総括管理者が必要と認める活動

5 緊急運航の要請基準

(1) 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、前記「4 防災ヘリコプター運航基準」の(1)から(5)までに掲げる活動で、次の要件を満たす場合に運航することができる。

要件	内容
公 共 性	地域ならびに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、市民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）。
非代替性	防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、または活動できない場合）。

(2) 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、本部長（市長）の責任のもと、本部統括班が「防災ヘリコプター緊急運航要請書」により県防災・危機管理部防災・危機管理課長に行う。

第5節 燃料の確保

災害時においても、県や市町村の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速かつ的確に実施する。

【資源管理班】

第1 連絡体制の確保

資源管理班、県、及び県石油業協同組合、県石油商業組合は、災害発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

【資源管理班】

第2 燃料の確保

資源管理班及び県は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、「災害時における燃料の供給に関する協定」に基づき、県石油業協同組合及び県石油商業組合に対して燃料の確保を依頼する。資源管理班はあらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼するとともに、本庁舎及び石下庁舎の非常用発電機燃料タンクへの燃料配送優先給油、タンクローリーの手配も行う。

【資源管理班】

第3 「災害時緊急給油票」の発行

県及び市は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておく。

【情報班、資源管理班】

第4 市民への広報

情報班は、資源管理班より情報を得て、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第6節 医療・助産対策

災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療及び助産を施し、被災者を保護する。

【本部統括班】

第1 実施機関

- 1 医療及び助産は、本部長（市長）の責任において実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の責任で県が自ら行うことを妨げない。
- 2 本市のみで実施が困難な場合は、本部統括班の要請により、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。

【救護防疫班】

第2 応急医療体制の確保

1 初動体制の確保

被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な救護防疫班職員等が中心となって、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行う。なお、本市における医療機関は、資料編のとおりである。

資料編 ○市内医療機関一覧

2 医療救護チームの編成・出動及びDMAT等への協力要請

救護防疫班は、災害の種類や程度により地域医師会に協力を要請し、医療救護活動を行う。

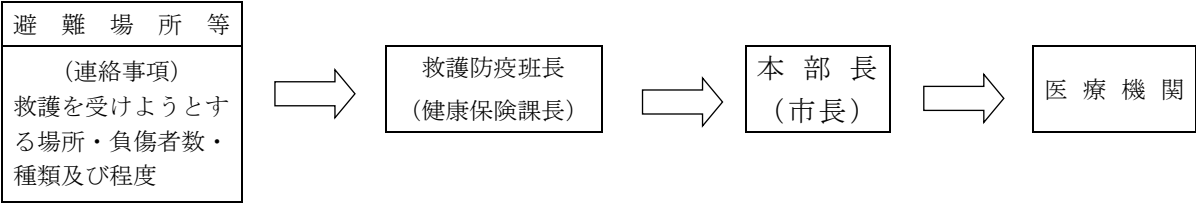
また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときは、救護防疫班は、県を通じて県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）指定医療機関及びDPAT登録機関、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、独立行政法人地域医療機能推進機構に協力を要請する。

医療救護チーム・DMAT等は、自らの移動手段の確保等を行う。

救護防疫班は資源管理班と連携して、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMAT等への特段の配慮を行う。

救護防疫班は、DMAT等及び病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）の配置にあたり、関係機関と協議・調整を行う。

医療救護班の派遣要請連絡系統図



3 医療救護チーム・DMAT等の業務

医療救護チームの業務は、次に示すとおりである。

- (1) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認
- (5) 死体の検案
- (6) その他状況に応じた処置

DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

4 医療救護所の設置

救護防疫班は、学校、公民館等の避難所、病院、診療所等に医療救護所を設置する。

医療救護所を速やかに立ち上げ、効果的に運営していくための体制整備について以下の点をあらかじめ整理しておく。

- (1) 他の医療機関との役割分担を明確にしておくとともに、活動の手順を定めておき、必要な機材、書類等を整備しておく。

また、救護所の立ち上げから活動における場面を想定し、実働訓練を行っておく。

- (2) 救護所別当番表を作成しておく。

ア 配置スタッフ（医師、薬剤師、保健師、看護師、事務職等）の種別、人員数、所属、氏名
イ 集合場所・時間・勤務時間

- (3) 上記(2)のため、特に医師会や薬剤師会等との、平時からのスタッフ確保の調整及びそれらを行う上での担当窓口の確認を十分行っておく。

5 医薬品等の確保

医薬品等は、災害の規模、種類に応じて市内の薬局、薬店から調達する。

医薬品等の確保が市内のみでは困難な場合は、協定締結市町村または県に要請する。

【救護防疫班、避難者支援班】

第3 後方支援活動

1 患者受入先病院の確保

- (1) 後方医療施設の確保

救護防疫班は、医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行うよう、消防機関に要請する。

- (2) 被災病院等の入院患者の受入れ

救護防疫班は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域域の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、県や県医師会等と連携して、後方医療施設の確保を行う。

2 搬送体制の確保

(1) 後方医療施設への搬送

災害現場や医療救護所に到着した救急隊員は、トリアージを行い、傷病者の程度に応じて、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮を払う。

消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護防疫班や救急隊に対して情報伝達する。

(2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、救急自動車確保できない場合は、救護防疫班は、資源管理班の協力を得て輸送車両を確保するとともに、状況により県に対して患者搬送のため県防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの出動要請をする。

3 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要であることから、救護防疫班は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなどして受療を確保する。

4 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

救護防疫班は、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ医療機関等の協力を得て在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

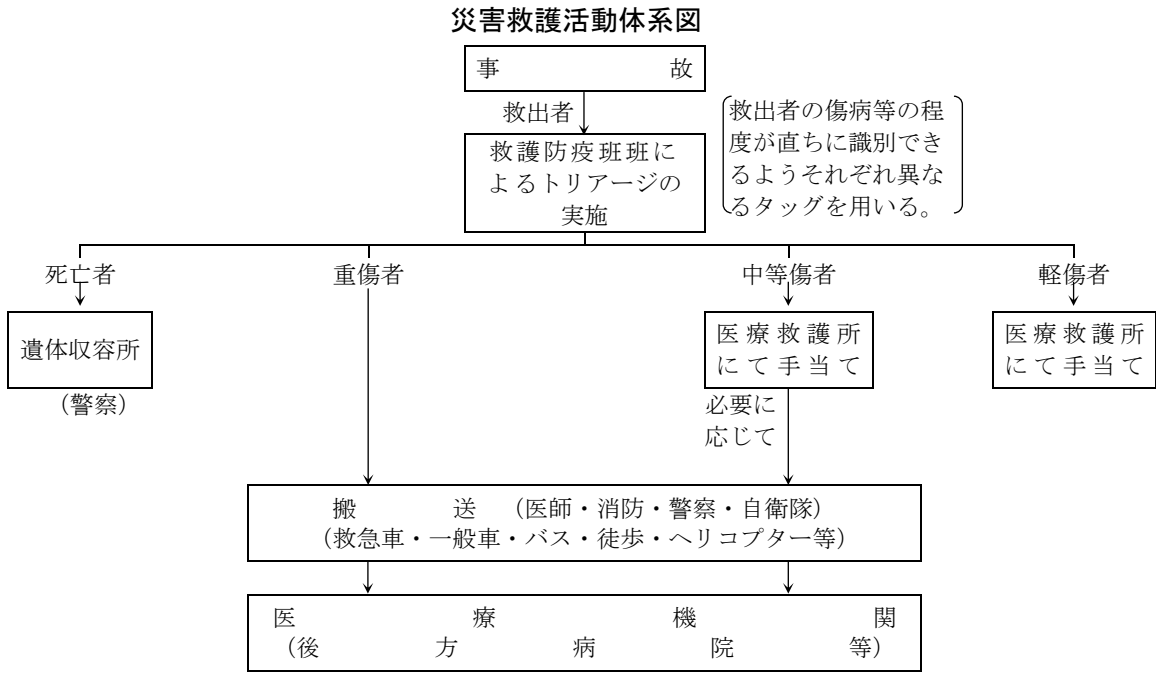
また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料を提供する。

5 周産期医療

避難者支援班は保健所の協力を得ながら、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。

消防機関は、県の救急医療情報コントロールセンター及び周産期センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握し、周産期医療が必要な妊婦の搬送を実施する。患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。



【本部統括班、救護防疫班、避難者支援班】

第4 災害救助法による医療及び助産

災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。

1 医療

(1) 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

(2) 実施方法

救護防疫班及び避難者支援班が実施する。ただし、緊急患者等については病院、診療所に移送し治療する。

(3) 医療の範囲及び費用の限度額

ア 医療の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤または治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ④ 病院または診療所への収容
- ⑤ 看護

イ 費用の限度額

- ① 救護防疫班及び避難者支援班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費
- ② 一般病院、診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内

③ 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内

ウ 実施期間

災害発生の日から原則として14日以内とする。

2 助産

(1) 対象者

災害のために助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

(2) 実施方法

救護防疫班及び避難者支援班により実施する。ただし、必要に応じて助産師、産院または一般医療機関で行う。

(3) 助産の範囲及び費用の限度額

ア 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前、分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

イ 費用の限度額

- ① 救護防疫班及び避難者支援班、産院、一般医療機関の場合
衛生材料費、処置費（救護防疫班及び避難者支援班の場合を除く。）、薬剤の実費
- ② 助産師による場合
当該地域における慣行料金の8割以内の額

ウ 実施期間

分べんした日から原則として7日以内とする。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

第7節 危険物等応急保安対策

災害発生時には、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害を防止するために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

【本部統括班、情報班】

第1 危険物等流出対策

災害により危険物等施設が損傷し、大量の危険物等が流出または漏洩した場合は、市本部統括班または情報班、県及び危険物等取扱事業所は、次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害を防止する。

1 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、市本部統括班、県等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携をとり、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

2 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

3 市の対応

本部統括班は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、情報班に命じて速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

4 地域住民に対する広報

災害により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全のため、次により広報活動を実施する。

(1) 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、市情報班、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 市

情報班は、広報車、市防災行政無線、防災ラジオ等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知する。

資料編 ○危険物等施設の現況

【本部統括班】

第2 石油类等危険物施設の安全確保

1 事業所における応急処置の実施

災害による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は、各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

2 被害の把握と応急措置

本部統括班は、市内の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

【本部統括班、情報班】

第3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

1 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、災害発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

2 市の対応

災害発生時には、情報班は必要により県及び県高圧ガス保安協会から被災情報を収集するとともに、情報班は、広報車、市防災行政無線、防災ラジオ等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行う。

資料編 ○火薬類、高圧ガス取扱事業所の現況

【本部統括班、情報班、避難所班】

第4 毒劇物取扱施設の安全確保

1 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物のタンク及び配管に異状がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒物または劇物の流出等を起こすおそれがある場合、または流出等を起こした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署または消防機関に連絡し、併せて本部統括班に連絡する。

2 市による施設付近の状況調査及び市民の避難誘導

本部統括班は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、情報班に命じて速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、情報班及び避難所班は、警察、消防機関と協力のうえで市民への広報活動及び避難誘導を行う。

第6章 被災者生活支援

第1節 被災者の把握

【本部統括班、情報班、市民班、被害認定調査班、生活再建プロジェクト】

第1 基本事項

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。

なお、市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。さらに、災害時には、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 被災者台帳の作成

災害対策基本法に基づき、市は被災者一人ひとりの被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した「被災者台帳」を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

【本部統括班、情報班、市民班、被害認定調査班】

第3 被災者支援システム

1 被災者支援システムの整備

中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を関係各班で情報共有ができる「被災者支援システム」を整備し、これを運用する。

2 被災者支援システムの管理及び運用

地震その他災害により市民の生命・財産に被害のおそれがある場合、被災者支援システムを管理及び運用する。関係各班の役割は以下のとおり。

担当班	役割
本部統括班	被災者支援システムの統括、管理
情報班	被災者支援システムの運用支援
市民班	被災者支援システムへの住基情報の提供
被害認定調査班	被害認定調査、罹災証明書発行

3 被災者支援システムの活用

被災者支援に係る関係各班が収集した情報や支援実施状況について被災者支援システムに入力し、関係各班間で情報共有することにより、迅速で的確な支援の実施に努める。

【入力情報例】

- ・住家の被害認定
- ・罹災証明書
- ・災害見舞金
- ・義援金
- ・災害弔慰金、災害障害見舞金
- ・被災者生活再建支援制度
- ・災害援護資金
- ・住宅の応急修理制度
- ・避難行動要支援者名簿

【本部統括班、市民班、住宅支援班、避難所班、
教育班、要配慮者班、生活再建プロジェクト】

第4 避難者等の調査の実施

1 調査体制の整備

本部統括班、市民班、住宅支援班、要配慮者班、生活再建プロジェクトは、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

(1) 調査チームの編成

本部統括班、市民班、住宅支援班、要配慮者班、生活再建プロジェクトは、被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

(2) 調査・報告方法の確立

本部統括班、市民班、住宅支援班、要配慮者班、生活再建プロジェクトは、調査用紙、報告用紙を作成し、周知徹底するとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておく。

2 調査の実施

本部統括班、市民班、住宅支援班、要配慮者班、生活再建プロジェクトは、1に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

3 調査結果の報告

本部統括班、市民班、住宅支援班、要配慮者班、生活再建プロジェクトは、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について、県に対し調査結果を報告する。

第2節 避難生活の確保

【本部統括班、避難所班、教育班、関係各班】

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設及び運営

1 実施責任者

避難所の開設は、本部長（市長）の責任において避難所開設担当職員が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の責任において県が行う。避難所開設担当職員は、発災後避難所に行く際に、避難所開設キットのほか、必要最低限のものを持参する。

2 避難所の開設

災害の状況により、市職員は避難所の開設を行う。災害発生時においては、あらかじめ指名された避難所開設担当職員が施設の開錠・受付を行うとともに、避難者の協力を得て設営を行う。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(1) 基本事項

ア 対象者

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ② 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ③ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

イ 設置場所

- ① 避難所としてあらかじめ指定している施設（資料編参照）
- ② 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外受入れ施設

資料編 ○避難所一覧

(2) 避難所開設の協力要請

ア 本部統括班は、避難所が不足する場合は、「災害時における水海道郵便局、水海道市間の協力に関する覚書」、「災害時における石下町、石下郵便局間の協力に関する覚書」に基づき水海道郵便局、石下郵便局施設の提供を求める。

イ 災害の状況により市内での対処が困難な場合には、県または「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき県内市町村へ受入れを依頼する。

資料編 ○災害協定締結一覧

(3) 避難所開設の報告

避難所班、教育班は、避難所を開設した場合は直ちに次の事項を本部統括班に報告する。

ア 避難所開設の目的

イ 箇所数及び受入れ人員

ウ 開設期間の見込み

3 避難所の運営

避難所の開設に伴い、自主防災組織や自治区の代表者などが主体となって運営チームを編成し、市職員や施設管理者が協力しながら、事前に策定したマニュアルを参考にして避難所運営を行う。

その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて以下のような男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮する。さらに避難者の健康維持のため、必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

なお、公営住宅や空き家等、既存住宅のあっせん等により、避難所の早期閉鎖を目指す。

(1) 男女双方の視点

- ア 女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等
- イ 生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付

(2) 避難所の安全性の確保

- ア 巡回警備や防犯ブザーの配布

(3) 避難者の食事に対する配慮

- ア 避難者の食事のカロリー管理
- イ 避難者の病気履歴、アレルギーへの配慮

(4) 避難所からの移動手段の確保

- ア 避難所からの通院・通所・通学等に対する移動手段の確保

4 避難所における市民の心得

避難所に避難した市民は、次のような点に心掛け、避難所を混乱回避し秩序を維持するとともに、生活環境の悪化を防止する。

- (1) 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- (2) 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- (3) ごみの分別、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- (4) 要配慮者への配慮
- (5) プライバシーの保護
- (6) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

5 避難所の集約・統合・閉鎖

ライフラインが回復し、仮設住宅への入居が開始される時期になると、避難者数の減少に伴い、避難所の撤収や集約・統合が進められる。同時に、避難所の集約・統合によって、避難所運営チームの集約・統合を同時に進めることも求められる。

避難所班及び教育班を中心とし、避難者や地域住民、ボランティアは協力して、避難所の閉鎖に伴う後片付けや清掃、避難者の移動支援を行う。特に自立が困難な避難者に対しては、市が適切な受入先のあっせんを行い、自立に対する支援を行うものとする。

避難所の集約・統合・閉鎖に向けた避難者の合意形成、避難所の後片付けは、以下の手順で行う。

- ① 避難所班及び教育班は、ライフラインの復旧状況などから災害対策本部と避難所撤収の時期について協議する。
- ② 避難所が民間の施設の場合には、避難者の減少に伴い早期に公的な施設の避難所に統合・集約する。避難所の統廃合は、概ね民間施設、県立高校、市立中学校、市立小学校、市立施設（公民館など）の順に集約することを基本とする。ただし、福祉避難所として開設した施設は、この順によらず、要配慮者の避難を優先するものとする。
- ③ 災害対策本部の指示を受けて避難所班及び教育班は、避難所閉鎖の準備に取りかかり、避難所閉鎖のために、いつまでに何をするかの計画を作成する。

- ④ 避難所の閉鎖時期や撤収準備などについて避難者に説明し、避難者の合意形成を行う。事前に住民リーダー等と協議を重ねる。
- ⑤ 避難所の閉鎖や集約に伴う避難者の移動にあたっては、民生委員や自治会などと協議し、できるだけ血縁や地縁のつながりを保てるよう配慮して執り行う。
- ⑥ 避難所の閉鎖にあたって、設備や物資について、返却、回収、処分などを災害対策本部と協議して実施する。
- ⑦ 避難者は地域住民やボランティアの協力も受けて、避難所施設内外の片付け、整理・整頓、清掃とごみ処理を行う。
- ⑧ 避難所班及び教育班は、避難所運営に用いた各種の記録、資料を災害対策本部に提出し、避難所閉鎖の日に解散する。

【本部統括班、避難所班、教育班、関係各班】

第2 災害救助法による避難所の設置

災害救助法を適用した場合の避難所の設置は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

1 対象者

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- (3) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

2 実施方法

避難所は、学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地、旅館、工場等の既存の建物を利用することとし、これらの中から本計画に定めた場所に受入れ保護する。

なお、既存の建物がない場合または既存の建物だけでは受入れができないときは、仮設物を設置し受入れ保護する。

3 費用の範囲及び限度額

(1) 費用の範囲

- ア 賃金職員等雇上費
- イ 消耗器材費
- ウ 建物、器物等使用謝金
- エ 燃料費
- オ 仮設便所及び炊事場の設置費等
- カ 衛生管理費

(2) 限度額

災害救助法施行細則に定める基準による。

4 開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

【本部統括班、市民班、避難者支援班、
救護防疫班、物資調達班、ボランティア班】

第3 避難所外避難者対策

市民班や避難者支援班は、在宅避難者や車中泊避難者などの避難所外避難者に対し、必要に応じて、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への搬送等の支援を行う。

(1) 状況の把握

避難所外避難者は、自主防災組織や自治区等を通じ、市・消防機関・警察機関または最寄りの指定避難所に現状を連絡することで、孤立化を防ぐ。

市民班は、本部統括班を通じて県・自主防災組織・自治区等の協力を得ながら、避難所外避難者の避難状況（場所、人数、支援の要否・内容など）を調査し、必要な支援を行う。また、市民班は県を通じて、関係機関に支援を要請することが出来る。なお、避難所外避難者の状況は、災害発生後速やかに把握し、必要な支援を開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

避難者支援班は、指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く指定避難所、福祉避難所、福祉施設または医療機関へ搬送する。

(3) エコノミークラス症候群の予防

避難所外避難者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、市民班は、予防法等に関する知識を普及し意識を啓発する。

(4) 支援の実施

避難者支援班は、避難所外避難者の状況を把握した後、必要に応じて救護防疫班や物資調達班の協力を得て、以下の支援を行う。

ア 新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウス、キャンピングカー等）

イ 食料・物資の供給

ウ 避難者の健康管理、健康指導

エ 車中泊避難者に対するエコノミークラス症候群等の予防指導

支援にあたっては、本部統括班やボランティア班と連携し、自主防災組織、地区・自治区、災害ボランティア、NPO団体等に協力を依頼する。

【避難所班、救護防疫班、避難者支援班、下水道班、教育班】

第4 避難所生活環境の整備

1 衛生環境の維持

避難所班、教育班は、救護防疫班及び下水道班の協力を得て、避難者が健康状態を損なわずに生活を維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な消毒用アルコール・石鹸及びうがい薬の提供、仮設トイレの管理に必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、福祉施設の活用等により入浴の提供を行う。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースも確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

必要な物資等の不足が生じたときは、物資調達班に対し応援を要請する。物資調達班は、避難所班等の要請に基づき、衛生環境の維持に必要な物資等の配送を行う。

2 対象者に合わせた場所の確保

避難所班、教育班は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所

等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合、必要に応じて避難者支援班は福祉避難所を設置する。

3 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

避難所班、教育班は、避難者支援班の協力を得て、新型インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

【避難所班、救護防疫班、避難者支援班、教育班】

第5 健康管理

1 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

- (1) 救護防疫班及び避難者支援班は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。必要に応じて、公衆衛生医師や保健師、管理栄養士等で構成するチームを編成し、対応する。
- (2) 避難者支援班は、「茨城県災害時保健活動マニュアル」及び市の「保健師初動マニュアル」に基づき、健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェイズに応じた災害時保健活動を実施する。
- (3) 避難者支援班は、活動で把握した内容や問題等を災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるようにする。
- (4) 避難者支援班は、避難所で生活する妊産婦及び乳児に対して、食事、授乳、睡眠等、生活環境の変化への対策等について保健指導を行う。
- (5) 避難者支援班は、栄養士と連携して、避難者の食事の状況を把握し、必要に応じて、物資調達班に避難者の要望や状態に応じて求められる食品等の供給を要請する。

2 被災者の精神状態の把握

- (1) 避難所班、教育班は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象にレクリエーション等を行い、ストレスを軽減させる。
- (2) 避難所班、教育班は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

3 避難所の感染症対策

避難者支援班は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大を防止する。

4 継続的要援助者のリストアップ

救護防疫班及び避難者支援班は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

5 関係機関との連携の強化

避難者支援班は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携し入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないように継続的な援助を行う。

【避難者支援班】

第6 精神保健、心のケア対策

1 精神保健、心のケア活動の実施体制

避難者支援班は、県（障害福祉課）及び精神保健福祉センター（以下「センター」という。）がD P A T（災害派遣精神医療チーム）調整本部を設置して行う精神科医療機関の現状把握、保健所や市が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（F A X等）に積極的に協力する。

避難者支援班は必要に応じ、県（障害福祉課）を通じて国や関係団体へD P A Tの派遣を要請することができる。D P A Tは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

避難者支援班は、D P A T、保健所、日赤心のケアチーム、その他の関係機関と連携をとりながら、以下のような精神保健、心のケア活動を実施する。

段階	活動内容
第一段階 ～ 第二段階	心の健康相談、D P A Tによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時D P A Tとの同行訪問
第三段階	継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A Tへの情報提供
第四段階	① 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問） ② P T S D（心的外傷後ストレス障害）への対応

2 児童、高齢者、障がい者、外国人に対する心のケア対策の実施

避難者支援班は、ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行う。

3 心のケアに対する対応

(1) 情報の周知及び相談窓口の設置

災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、A S D）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）の情報や災害時の心的反応プロセスを、パンフレットを通じて被災者や関係者に周知するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

(2) ハイリスク者の把握

災害直後から、見守りの必要があると思われる市民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。

(3) ハイリスク者の対応

医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているD P A Tの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

第3節 ボランティアの活動支援体制

大規模な災害が発生した場合には、市及び防災関係機関だけでは、充分に対応できないことが予想される。市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害の拡大を防止する。

第1 社会福祉協議会の位置づけ

社会福祉協議会は災害発生時にはボランティア班として災害対策本部に職員を派遣し、各班とボランティアの受入れの調整やニーズを把握する。又、ボランティアセンターとの連絡調整・情報の提供・収集を行う。

【ボランティア班】

第2 災害ボランティアセンターの設置・運営

1 受入体制の確保

ボランティア班は、災害発生後、社会福祉協議会（候補地：福祉センター及びふれあい館）に災害ボランティアセンターを設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

2 ボランティアセンターの業務

ボランティア班が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (1) 被災者ニーズの把握・情報収集
- (2) ボランティアの受付・割振り
- (3) ボランティア活動用資機材・物資の確保
- (4) ボランティア連絡協議会の開催
- (5) 市との連絡調整
- (6) 災害ボランティアセンター運営支援に係る職員派遣等調整
- (7) その他被災者の生活支援に必要な活動

3 市とボランティアセンターとの連携

要配慮者班（社会福祉課）は、災害発生後、ボランティア担当窓口を開設し、ボランティアセンターの活動を支援する。

4 ボランティアに協力依頼する内容

- (1) 被害状況、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活の支援（食事・飲料水の配布、支援物資の仕分け、要配慮者の介護等）
- (3) 復旧支援（家の掃除、片付等）
- (4) 在宅者の支援（要配慮者の介護、食事・飲料水の配布等）
- (5) 配送拠点での支援（物資の搬出入、仕分け、配達等）
- (6) その他被災者の生活支援に必要な活動

【要配慮者班、ボランティア班、関係各班】

第3 ボランティアの受入れについて

ボランティア班は、被災者・各班等からの要請に従いボランティアの派遣を行う。各班はボランティア班に、ボランティアのニーズを伝える。

専門ボランティアに関しては、ボランティア班と担当班が協議し、受入れを検討する。

調整窓口の担当班	活動分野	主な個人・団体
救護防疫班	医療・看護等	医師・看護師、薬剤師、歯科医師、接骨師、歯科衛生士
住宅支援班	応急危険度判定	応急危険度判定士
被害認定調査班	罹災証明書発行に関する家屋調査	建築士
避難者支援班	要配慮者支援	各種支援団体
市民班	外国語通訳，翻訳，情報提供	茨城県国際交流協会、水海道国際交流友の会等

第4節 ニーズに応じた相談窓口の設置、情報提供

【市民班、避難者支援班、ボランティア班、生活再建プロジェクト】

第1 ニーズの把握

1 被災者のニーズの把握

市民班、避難者支援班、生活再建プロジェクトは、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、市民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。その際、女性が抱えるニーズに対しても、助成職員が対応する等して把握する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみの分別等）
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズの把握については、避難者支援班、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービスの供給を早期に確保するとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズを把握する。

- (1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (2) 病院通院介助
- (3) 話相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡
- (6) 母国との連絡

【生活再建プロジェクト、関係各班】

第2 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

生活再建プロジェクトは、下記の2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

- 総合窓口設置場所（候補）：市役所駐車場プレハブ庁舎

2 各種相談窓口の設置

市民班、要配慮者班、避難者支援班ほか関係各班は、被災者のニーズに応じて個別に相談窓口を設置する。

個別の相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係各班、関係団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

【本部統括班、市民班、電話対応班、生活再建プロジェクト】

第3 被災者への情報提供**1 生活情報の提供**

生活再建プロジェクトは、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を、各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) インターネットの活用

生活再建プロジェクトは、ホームページやSNS等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。また、インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報を提供する。

(2) F A Xの活用

生活再建プロジェクトは、避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、F A Xを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(3) 広報紙等の発行

生活再建プロジェクトは、様々な生活情報を集約して、チラシの作成、臨時広報紙の発行等を行い、避難所、各関係機関等に広く配布する。

2 安否情報の提供

本部統括班、市民班、電話対応班は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答する。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報を収集するとともに、安否情報の提供にあたっては、被災者の個人情報管理を徹底する。

第5節 応急給水

災害のため飲料水が枯渇し、または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し保護するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保する。

【水道班】

第1 実施機関

- 1 被災者への飲料水の供給は、本部長（市長）の責任で水道班が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の責任で県が自ら実施すること。
- 2 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。
- 3 水道施設の応急復旧は、市水道班が行う。

第2 応急給水の実施

水道班は、給水状況や市民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

応急給水の行動指針

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること。
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと。
- ・水道事業者等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治区等による市民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること。
- ・高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと。
- ・継続して多量の給水が必要とする救急病院等の施設を明らかにすること。
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること。

1 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

2 飲料水供給の方法

水道事業者は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、市保有車及び調達車両によって行う。

また、次の浄水場の水を有効利用し、市が保有する給水車またはポリタンク等を使用して応急給水を実施する。

市内浄配水場一覧

区 分	浄水場名称	所 在 地	電話番号	給水能力／日
県	水海道浄水場	常総市大塚戸町 1956	(0297) 27-1410	34,600m ³
常総市	相野谷浄水場	常総市中山町 1145-1	(0297) 23-1881	20,678m ³
	坂手配水場	常総市坂手町 6039	(0297) 27-1852	15,336m ³
	東部浄水場	常総市本石下 3739	(0297) 42-2542	5,800m ³
	西部浄水場	常総市古間木 1988-5	(0297) 42-5989	4,500m ³

3 給水量

飲料水の供給を行うときは、1人1日最小限度3ℓとする。

応急給水の目標設定例

災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生～3日まで	3ℓ／人・日	おおむね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車
10日	20ℓ／人・日	おおむね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100ℓ／人・日	おおむね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量（約 250ℓ／人・日）	おおむね 10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

4 給水の優先順位

給水は、医療機関・避難所・市役所等緊急性の高いところから行う。

給水車等配備状況

給水車			給水タンク			給水用ポリタンク・給水袋		
台数	容量(m³)	合計容量	台数	容量(m³)	合計容量	個数	容量 (ℓ)	合計容量 (ℓ)
1	1	1	1	2	3	20	20	36,900
			1	1. 5		1	500	
						6,000	6	

【水道班、環境班】

第3 応急復旧

水道施設の応急復旧は、本復旧に先立ち次により行う。

1 応急復旧方針

水源（取水）施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設（送配水管、配水本管、配水小管）、給水装置の順に復旧する。

なお、応急給水活動を行う拠点に至る各管路についても可能な限り優先して復旧する。

2 応援・協力

水道事業者は、指定給水装置工事事業者と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道事業者、水道工事事業者等の応援または協力を求める。

3 広報・問い合わせ対応

水道班は、断水した場合、市民に対し給水所の案内や配水停止・通水復旧についての状況等について市防災行政無線、防災ラジオ、避難所等への掲示等により適切な広報を実施する。

4 検査の実施

水道班及び環境班は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸、プール、泉、河川等の水を飲用しなければならない場合は、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行う。必要があれば、県に検査の実施を要請する。

【本部統括班、水道班】

第4 災害救助法による飲料水の供給基準

1 対象

災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

2 費用の限度

ろ水機、その他給水に必要な機械器具の借入費、修繕費、燃料費及び浄水用の薬品及び資材費等で、当該地域における通常の実費

3 供給期間

災害発生の日から原則として7日以内

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

第6節 食料・生活必需品供給

災害が発生した場合、被災者に対し食料や生活必需品の調達及び供給を迅速かつ円滑に実施する。
物資調達班は、速やかに地域内輸送拠点を開設し、避難所等への輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。

【避難所班、物資調達班】

第1 食料の供給

1 実施機関

- (1) 災害時の食料の供給は、本部長（市長）の責任で実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の責任で県が自ら実施することを妨げない。
- (2) 物資調達班は、あらかじめ定めた供給計画に基づき市内業者等より食料を調達し、避難所班が被災者等に供給する。本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。応援の要請は、物資調達班が行う。

2 炊き出し及び食品の給与の対象者

- (1) 避難所に避難した者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊または床上浸水等であって炊事ができない者
- (3) 住家に被害を受けたため、一時縁故先へ避難する者
- (4) 災害地において救助作業措置その他応急復旧作業する者

3 食料の調達

物資調達班は被害の状況等から判断して必要と認めたときは、市が備蓄している食料を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、県、その他食品製造業及び小売業等関係業界から食料を調達し供給を行う。

(1) 市の備蓄

物資調達班は、災害時には市内小・中学校等の防災倉庫に備蓄している食料等を放出するとともに、今後も計画的に備蓄する。

(2) 流通在庫備蓄

物資調達班は、次の手順により食料及び飲料水を迅速に調達し供給する。

ア 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合

- ① 物資調達班は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合、災害協定を締結している事業所以下「事業者」という。）に対する物資の調達要請を決定する。
- ② 物資調達班は、事業者へ文書または口頭により物資の調達要請をする。
同時に、物資調達班が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。
- ③ 事業者は、物資調達班が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。
- ④ 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引き取る。

イ 前記アによる輸送が困難な場合

物資調達班は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、緊急輸送車両登録庁用車による輸送、市内運送業者等による輸送を行う。

資料編 ○防災資機材等備蓄品一覧 ○災害協定締結一覧

(3) 他市町村等からの調達

物資調達班は、市のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めたときは、「災害時等の相互応援に関する協定」締結市町村または県等に応援を要請する。

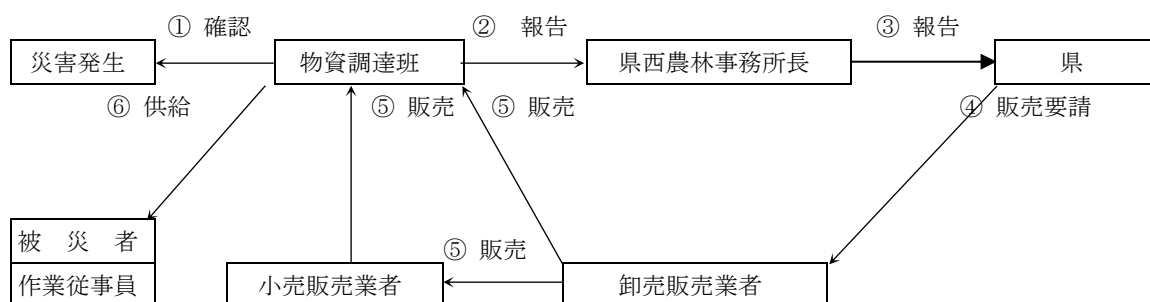
(4) 政府所有米穀の調達

ア 米穀

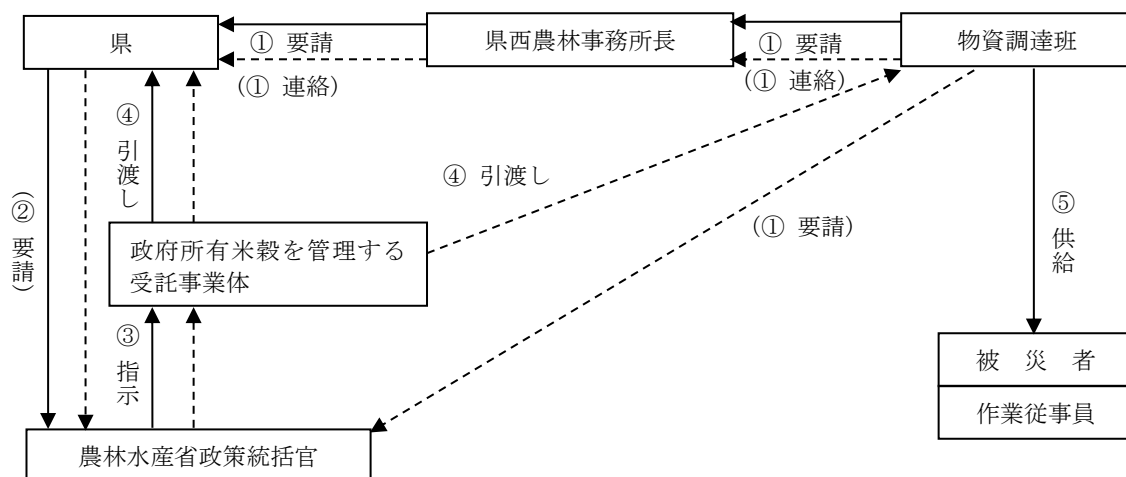
① 本部長（市長）の責任のもと、物資調達班は販売業者から所要の米穀を購入し、被災者等に供給する。この場合の各関係機関の措置は次のとおりである。

a 物資調達班は、食料供給が必要な人員を、県西農林事務所を通じ県に報告する。

b 県は、aの報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を卸売業者に通知し、手持精米の販売を要請する。



② 県は、災害の状況等により必要と認める場合は、物資調達班の要請に基づき、農林水産省政策統括官に災害救助用米穀の引渡しを要請する。



③ 物資調達班が直接、政策統括官に連絡した場合は、必ず県に連絡することとし、県は、政策統括官（担当者）に連絡する。

4 食料の集積地

物資調達班は、県等から輸送される食料の集積場所を次の施設に開設する。なお、その所在地についてあらかじめ関係機関に周知しておく。また、物資調達班は、集積場所に管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

救援物資集積場所

地区区分	施設名	所在地	電話番号
水海道地区	ふれあい館	常総市水海道天満町 2472	(0297) 23—2233
	水海道総合体育館	常総市坂手町 3552	(0297) 27—1211
石下地区	常総ひかり農業協同組合 石下野菜集出荷所	常総市大沢 222	(0297) 42—1400

5 食料の給与

(1) 炊き出し施設の選定

避難所班は、避難所内またはその近くの適当な炊き出し場所等を選定する。

(2) 県、近隣市町への協力要請

物資調達班は、多大な被害を受けたことにより、市において食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町に炊き出し等について協力を要請する。

なお、市応援要請時における県の措置は、次のとおりである。

ア 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請

イ 集団給食施設への炊飯委託

ウ 調理不要な乾パン、パン、おかゆ等の供給3品目

米穀（米飯を含む。）、乾パン、パン、おかゆ等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

6 災害救助法による食料の給与基準

災害救助法を適用した場合の食料の給与は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

(1) 対象

避難所に避難した者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため、炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要がある者

(2) 費用の限度

災害救助法施行細則に定める基準による。

(3) 給与期間

災害発生の日から原則として7日以内

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合、この期間内に3日分以内を現物支給する。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

【本部統括班、避難所班、資源管理班、救護防疫班、

第2 生活必需品の供給

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失または毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのご程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与または貸与する。

1 実施機関

- (1) 被服、寝具その他の生活必需品の給与または貸与は、本部長（市長）の判断により物資調達班が主体となり実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の判断により県が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。応援の要請は、物資調達班が行う。

2 生活必需品の調達

物資調達班は被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県、その他小売業等関係業界から生活必需品を調達し供給を行う。

(1) 流通在庫備蓄

物資調達班は、次の手順により生活必需品を迅速に調達し、避難所班に引き渡して避難者へ供給する。

ア 市内事業者等が輸送する場合

- ① 物資調達班は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、市内事業者に対する物資の調達要請を決定する。
- ② 物資調達班は、事業者等へ文書または口頭により物資の調達要請をする。
同時に、物資調達班が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。
- ③ 事業者は、物資調達班が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。
- ④ 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引き取る。

イ 前記アによる輸送が困難な場合

物資調達班は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、緊急輸送車両登録庁用車による輸送、市内運送業者等による輸送を行う。

(2) 他市町村等からの調達

物資調達班は、市のみでは十分な生活必需品の調達・供給ができないと認めたときは、「災害時の相互応援に関する協定」締結市町村または県等に応援を要請する。

資料編 ○災害協定締結一覧

3 生活必需品の給（貸）与

(1) 対象者

ア 災害により、住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの）の被害を受けた者

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

(2) 県、近隣市町への協力要請

物資調達班は、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町に対して協力を要請する。

(3) 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

寝 具	毛布等
日用品雑貨	消毒用アルコール、石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等
衣 料 品	作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等
炊 事 用 具	鍋、釜、やかん、包丁、缶切等
食 器	箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
光 熱 材 料	ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等
そ の 他	ビニールシート等

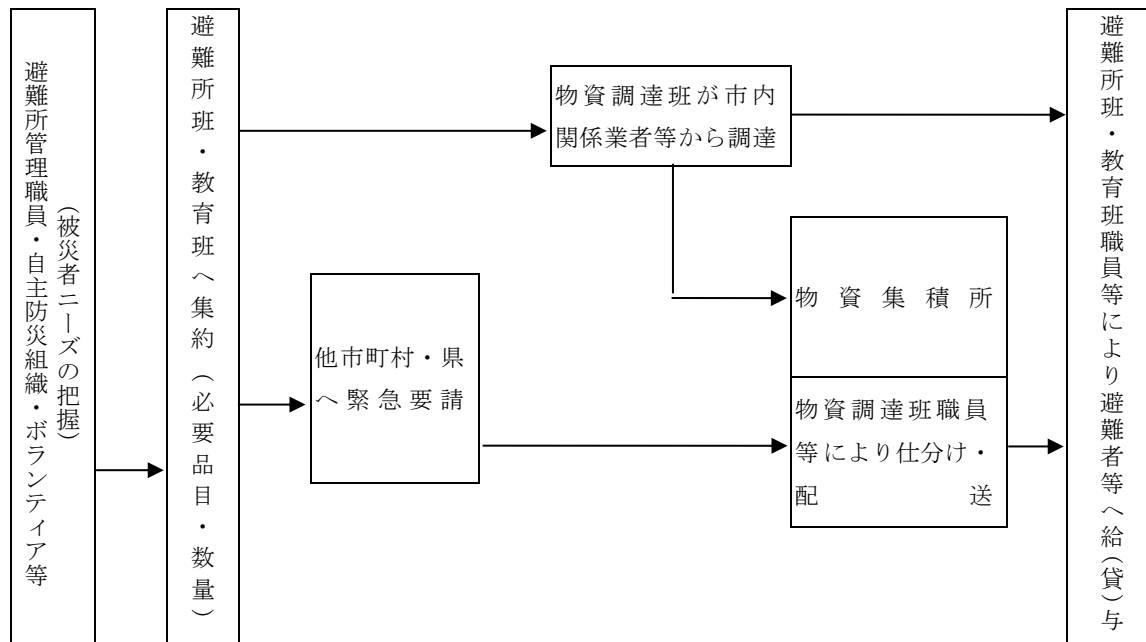
(4) 供給及び配分の要領

物資の給与または貸与については、避難所班、教育班が次のとおり行うが、必要により、救護防疫班やボランティア班を通じて常総市赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

なお、配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等を明らかにして、被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。

また、各指定避難所における避難者等のニーズを迅速に把握し、適時的確に物資を供給するための仕組みを構築しておく。

生活必需品の供給フロー



4 救援物資の集積場所

被害が甚大で、救援物資による供給を行う場合は、次により実施する。

(1) 救援物資の集積場所

調達した物資または県等からの救援物資の集積場所は、次のとおりである。

救援物資集積場所

地区区分	施設名	所在地	電話番号
水海道地区	ふれあい館	常総市水海道天満町 2472	(0297) 23—2233
	水海道総合体育館	常総市坂手町 3552	(0297) 27—1211
石下地区	常総ひかり農業協同組合 石下野菜集出荷所	常総市大沢 222	(0297) 42—1400

(2) 救援物資の供給

ア 物資等の調達、配送等は次の区分にて行う。

担当部班	調達等の内容
資源管理班	市有車両の確保及び緊急車両の調達
物資調達班	食料の調達
	生活必需品等の調達
	救援物資の仕分け
	炊き出しに伴う給食施設の管理
避難所班、教育班	救援物資の支給、食料の配給、炊き出しの手配

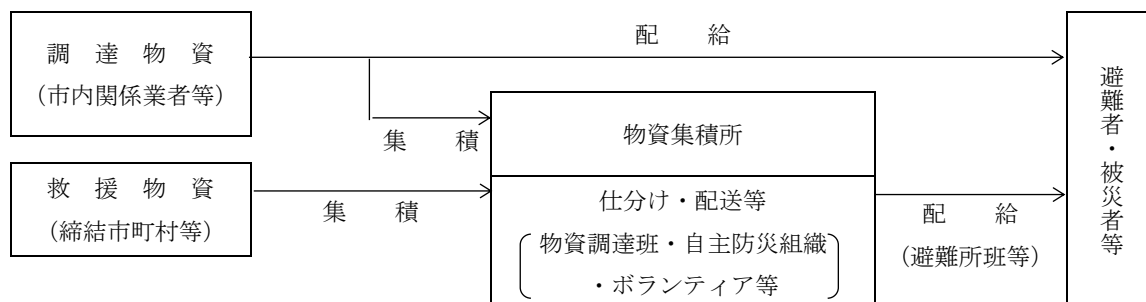
イ 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他班の職員及びボランティアの協力を得て行う。

ウ 避難所における供給計画

甚大な災害により避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行う。

区 分	食 料	生活必需品等
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品、テレビ、ラジオ等の設置
第三段階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 洗濯機等の設置

災害時の食料、生活必需品等供給の流れ



5 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準

(1) 対象

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者

(2) 品目

ア 被服及び寝具

イ 日用品等

ウ 食器等

エ 光熱材料

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則に定める基準による。

(4) 給（貸）与期間

災害発生の日から原則として10日以内

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

第7節 要配慮者安全確保対策

地震災害時には、突発的な災害により突然、避難行動要支援者は非常に困難かつ混乱した状況に陥る。避難行動要支援者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な状況や不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

また、要配慮者対策は避難指示等が解除された後も長期に渡って、十分なケアが必要であることに留意し、長期的に対応が可能な体制を確立するものとする。

【要配慮者班、避難者支援班】

第1 実施機関

- 1 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策は、要配慮者班及び避難者支援班が実施する。
- 3 要配慮者の安全確保対策は、当該施設及び市のみならず、近隣市町、県、その他関係機関の応援や、地域住民やボランティア組織等、地域全体の協力を得て実施する。

【避難者支援班、避難所班、教育班】

第2 要配慮者への配慮

要配慮者は、年齢、性別、障害や病気の程度によって配慮すべき点が異なる。集団で生活を営むことが困難な要配慮者に対しては、空き教室を利用する等の対応をとる等、それぞれの特徴を踏まえた対応及び支援を行うものとする。特に避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の提供等を行うとともに、情報の提供についても、十分配慮する。発災時には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者についての安全確保対策が的確に行われるようにする。

1 福祉避難所の開設・運営

避難者支援班は、避難所を開設する際には、乳幼児、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮するが、特に、障がい者、寝たきりの高齢者等一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等に対しては、要配慮者専用スペースを確保するほか、状況に応じて適切な施設に福祉避難所を開設し、必要なスタッフを確保する。

要配慮者専用スペース選定上の留意点

①静かでケアのしやすい場所	②トイレ、水道等に近い場所
③一階等階段を使用する必要の無い場所	④空気、温度条件のよい場所

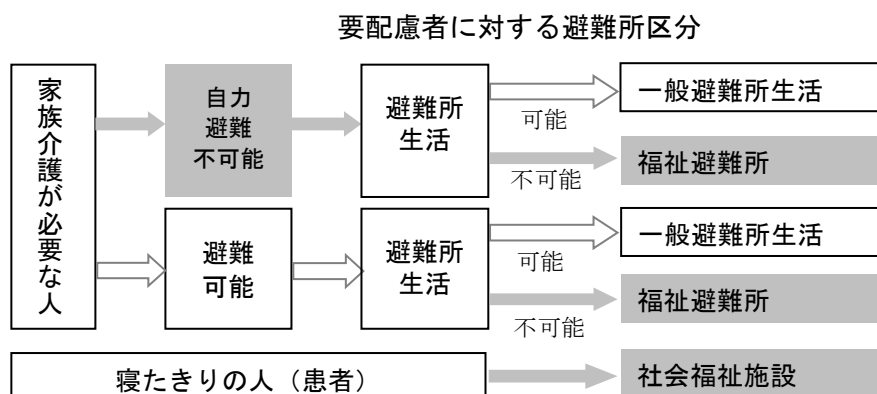
福祉避難所の開設、運営は、避難者支援班が市社会福祉協議会、自主防災組織、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て行う。

避難者支援班は、福祉避難所を開設した場合は直ちに次の事項を本部統括班に報告する。

- (1) 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- (2) 福祉避難所開設の目的
- (3) 箇所名、各対象受入れ人員（高齢者、障がい者等）
- (4) 開設期間の見込み

2 福祉避難所への送致

避難者支援班は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる要配慮者がおり、特に配慮が必要であると判断される場合は、対象者を福祉避難所へ送致する。



【水道班、物資調達班、要配慮者班、避難者支援班、ボランティア班】

第3 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

1 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難確保計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

要配慮者班及び避難者支援班は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町に応援を要請する。また、近隣の要配慮者利用施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

2 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。

要配慮者班及び避難者支援班は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、他の要配慮者利用施設に受入先を確保する。

3 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じたときは、水道班や物資調達班に対し応援を要請する。

水道班及び物資調達班は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、他の要配慮者利用施設及び避難者支援班に対し応援を要請する。

避難者支援班は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等を確保するため、他の要配慮者利用施設やボランティア等へ協力を要請する。

5 巡回相談の実施

避難者支援班は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6 ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者利用施設機能を早期に回復するため、優先して復旧する。

【要配慮者班、避難者支援班、ボランティア班】

第4 在宅要配慮者に対する安全確保対策

1 安否確認、救助活動

要配慮者班及び避難者支援班は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（市社会福祉協議会、市シルバークラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。特に、避難者支援班は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや各要支援者に関する個別避難計画に基づく適切な避難支援を実施する。

2 搬送体制の確保

要配慮者班及び避難者支援班は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者利用施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、要配慮者班及び避難者支援班は、県に対して輸送車両、防災ヘリコプター等による避難行動要支援者の搬送要請を行う。

3 福祉避難所の運営体制の確保

避難者支援班は、介護が必要な避難行動要支援者のための「福祉避難所」を確保するとともに、看護協会やソーシャルワーカー協会、社会福祉協会など他団体の応援を得て、福祉避難所の運営体制の確立、一般の避難所の中に避難行動要支援者が避難できるスペースの確保に努める。

4 要配慮者の状況調査及び情報の提供

避難者支援班は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

5 食料、飲料水及び生活必需品等の確保ならびに配布を行う際の要配慮者への配慮

避難者支援班は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、福祉避難所の食料品の備蓄にあたっては、栄養士の助言のもと、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

6 保健・医療・福祉巡回サービス

避難者支援班は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど、医療・福祉サービスや保健指導を実施する。巡回にあたっては、薬剤師や栄養士、歯科衛生士、理学療法士、マッサージ師等とも連携して、避難所によって巡回する職種が偏らないようにする。

7 保健・医療・福祉相談窓口の開設

避難者支援班は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

【情報班、市民班、ボランティア班】

第5 外国人に対する安全確保対策

1 外国人の避難誘導

市民班は、語学ボランティアの協力を得て、市防災行政無線、防災ラジオ、広報車等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

市民班は、警察、近隣住宅（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市民班は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報紙などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

情報班は市民班と連携し、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。

(3) 外国人旅行者に対する情報の提供

情報班は、市民班や県、観光施設・宿泊施設などと連携し、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進などを行う。

4 外国人相談窓口の開設

市民班は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、「相談窓口」をネットワーク化し、外国人の生活相談に係る情報を共有する。

5 語学ボランティアへの協力依頼

市民班は、状況に応じて県国際交流協会が受入れる語学ボランティアの協力を要請する。

県国際交流協会は、災害発生後に「受入れ窓口」を開設し、次のような活動を行う。

(1) 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣

(2) 県担当窓口や市町村等との連絡調整

(3) その他

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

(1) 外国語の通訳

(2) 外国語の資料の作成・翻訳

(3) その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

第8節 児童・生徒

災害により教育施設等が被災し、通常の学校教育の実施が困難となった場合は、関係機関と連携し園児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全及び教育を確保する。

【要配慮者班（こども課）、教育班】

第1 実施責任者

- 1 幼稚園、小・中学校の応急教育及び市立教育施設の応急復旧対策ならびに教職員の確保は、教育班が行い、保育所の応急教育及び応急復旧等については、本部長（市長）の責任のもとで要配慮者班（こども課）が行う。
- 2 災害に対する各学校（所）等の措置については、校長・園長等（以下「校長等」という。）が具体的な応急対策をたてる。

【避難所班、教育班】

第2 児童生徒等の安全確保

1 児童・生徒等、教職員等の対策

(1) 情報等の収集、伝達

- ア 避難所班及び教育班は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合には、校長等に対し災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- イ 校長等は、避難所班や教育班、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達するとともに、自らラジオ、テレビ等により市内の被害状況等災害情報を収集する。なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。
- ウ 校長等は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、またはそのおそれがある場合は、直ちにその状況を避難所班や教育班、その他関係機関に報告する。
- エ 避難所班、教育班及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等を整備するとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

(2) 児童・生徒等の避難

保育所、幼稚園及び学校における児童・生徒等の集団避難については、以下の各項に掲げるとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期する。

ア 留意点

① 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

② 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童・生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要な場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

③ 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、通学路の安全について日頃から点検を行い、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずる。

④ 校内保護

校長等は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者へ連絡する。なお、この場合、速やかに避難所班または教育班に対し児童・生徒数その他必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童・生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携し、共通の理解を持つ。

⑤ 保健衛生

校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

イ 避難の順序

秩序正しく非常出入口に近いところから低学年あるいは年少者を最初に避難させる。

ウ 避難誘導責任者及び補助者

避難誘導責任者は、小・中学校にあっては教頭、幼稚園・保育所等にあっては上席職員とし、補助者はその他の教職員とする。

エ 避難誘導の要領、措置

- ① 避難誘導にあたっては、教職員を必ず付けて誘導する。
- ② 避難はまず屋外運動場等広場を目標とし、状況判断のうえ第2目標へ誘導する。
- ③ 避難にあたっては、充分状況判断のうえ、履物、学用品等の携行を考慮する。
- ④ 実施責任者は、避難誘導の状況を逐次教育長、避難所班または教育班に報告し、さらに保護者に通報する。
- ⑤ 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

オ 児童・生徒等の帰宅、引き渡し、保護

- ① 児童・生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童・生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- ② 災害の状況によっては、教職員の引率あるいは通学区域毎の集団下校または保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- ③ 災害の状況及び児童・生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校または避難所において保護する。この場合、速やかに県や市町村に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで保護を継続する。なお、通信網の遮断等を想定し、児童・生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携し、共通の理解を持つ。

カ 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法、保護者への連絡体制等について計画を立て、明らかにしておく。

キ 実施責任者は、毎年2回以上避難訓練をするとともに、必要に応じ避難計画を修正する。

2 状況別対応行動

次の表に、地震発生時の状況に応じて児童・生徒等がとる基本的な行動を例示する。児童・生徒等の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態に応じた対応を検討する。

	児童・生徒等の行動
登下校時	・登下校中の児童・生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校が近い場合は学校へ避難する。 ・交通機関利用生徒等は、駅員等の指示に従う。 ・在宅の場合は登校しない。ただし、危険予想地域在住の児童・生徒等は、直ちに避難所へ避難する。 【地震発生時の注意点】 ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 【避難時の注意点】 ・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・がけ下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれているところ、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	留守家庭の児童及び交通機関利用生徒等は、学校に留まる。 【教室】 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 【廊下・階段】 ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 【グラウンド】 ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 【注意点】 ・教職員の指示通り行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。
校外活動時	基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。 【所属校から離れている場合】 ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難地へ避難する。 ・避難については市あるいは地元市町村の指示に従う。 ・山崩れ、がけ崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 【所属校に近い場所】 ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例：勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。

児 童 ・ 生 徒 等 の 行 動	
部 活 動 時	〔校内の場合〕
	・ 顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・ 1人で勝手に行動しない。 ・ 人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・ 帰宅できない児童・生徒等は顧問の指示に従う。
	〔校外の場合〕
	・ 校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難地へ集団で避難する。 ・ 合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

3 児童クラブ

児童クラブにおいても、学校、保育所・幼稚園同様に、職員は避難経路の確保や火災等二次災害の防止を行い、児童の安全を確保するとともに、「児童台帳」に記載されている保護者へ直接引き渡すことを基本として、職員が保護者へ連絡をし、引渡しが完了するまで、児童を保護する。

【教育班】

第3 応急教育

1 応急教育

(1) 教育施設及び授業

- ア 県教育委員会及び市教育委員会は、被害状況を速やかに把握し、関係機関との連絡をとり、その措置に万全を期する。
- イ 県教育委員会及び市教育委員会は、被害状況に応じ次の措置を講ずる。
- ① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
 - ② 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併または二部授業を行う。
 - ③ 学校施設の使用不可能または通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
 - ④ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用または他の学校の一部を使用し授業を行う。
 - ⑤ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(2) 学校給食

災害の状況によっては、給食の一時中止または献立内容を変更する。

(3) 教科書、学用品等の補給

- ア 教育班は、災害により教科書、学用品等（以下「学用品等」という。）を、喪失またはき損し、就学上支障をきたしている児童・生徒等に対して学用品等を補給する。なお、災害救助法が適用された場合における学用品等の補給の対象者、期間及び費用の限度額については、3「(3) 学用品の品目及び費用の限度」のとおりである。
- イ 教育班は、自ら学用品等の補給の実施が困難な場合は、県へ学用品等の補給の実施、調達について応援を要請する。

(4) 教職員の確保

教育班は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じる。

- ア 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。

イ 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員を確保する。

2 避難所との共存

- (1) 教育班は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について協議する。
- (2) 教育班は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- (3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- (5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるようにする。

3 災害救助法による学用品の給与

(1) 支給対象者

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水により学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等部生徒（特別支援学校の小学部児童、中学校生徒及び高等部生徒を含む。）とする。

(2) 調達、支給方法

教科書、文房具及び通学用品の調達、支給については、本部長（市長）の責任のもとで教育班が実施する。

(3) 学用品の品目及び費用の限度

災害救助法施行細則に定める基準による。

(4) 期間

ア 教科書 災害発生の日から1箇月以内

イ 文房具及び通学用品 災害発生の日から原則として15日以内

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

【救護防疫班】

第4 応急保育

幼稚園や保育所等では、応急保育を実施する。

【避難所班、教育班】

第5 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関の長は、災害が発生しまたは発生のおそれがある場合は、前記第2に準じて、施設利用者の安全のための措置を講ずる。

第9節 帰宅困難者対策

市内にて帰宅困難となった者に対し、県・公共交通機関・大規模集客施設の事業者等と連携して適切な情報の提供・保護・支援などの対策を実施する。

【本部統括班、情報班、避難所班】

第1 各組織による帰宅困難者対策

1 市の取組

(1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性のあるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

本部統括班は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等を備蓄する。

(3) 情報提供等

情報班は、帰宅困難者にとって必要な交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

帰宅困難者に伝える情報例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等・路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等・通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等・一時滞在施設の開設状況等、その他の支援情報 |
|---|

(4) 交通事業者との連携体制の整備

本部統括班は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。本部統括班と交通事業者は、協議の上、滞在場所の確保等を推進する。

また、滞在場所の確保にあたっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮して運営する。

2 企業等の取組

(1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留める。

(2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布等の物資を備蓄する。

(3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止、防水扉及び防水板の整備など、従業員等が安全に待機できる環境を整備する。

(4) 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておく。

(5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、SNS等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておく。

(6) 市、自主防災組織との連携

企業等は、本部統括班や組織と、大規模災害発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃から連携する。

3 大規模集客施設の取組

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、本部統括班、避難所班、関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切に待機や誘導を行う。

4 各学校の取組

(1) 鉄道事業者との連携

各学校等は、日頃から児童・生徒等の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるようにする。

(2) 帰宅困難者への情報提供

各学校は、あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制を整備し、情報の提供方法を構築する。

(3) 飲料水等の備蓄

各学校は、災害発生時に児童・生徒等を学校に留めておくことができるように、飲料水等を備蓄しておく。

【避難所班、教育班】

第2 帰宅活動への支援

各関係機関は、帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

避難所班、教育班は、帰宅困難者が発生した場合、指定避難所に一時滞在施設を開設し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

【環境班】

第10節 愛玩動物の保護及び適正飼養

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物を保護する。飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておく。

また、環境班は、避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。

災害時のペット対策における各々の役割（参考：人とペットの災害対策ガイドライン（環境省））

飼い主が行うべき主な対策	・人とペットの安全確保
	・避難が必要な際のペットとの同行避難
	・避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保等）
県が行う主な対策	・危険動物の逸走などに係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など）
	・被災者と被災ペットについての情報収集
	・関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの支援要請
	・指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査
	・市への、ペットとの避難や救護に係る指導と助言
	・避難動物、放浪動物などに関する相談窓口の設置
	・動物愛護推進員への協力の要請など
	・獣医師の派遣依頼と派遣調整
	・現地動物救護本部等の設置の検討
	・放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動
	・被災住民への動物救護に関する情報の提供
	・避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導
	・動物由来感染症の防疫と予防
	・救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り
市が行う主な対策	・ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
	・指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
	・指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する県等への情報提供
	・指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援
	・県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力
	・被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供

第7章 災害救助法の適用

【本部統括班】

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事の責任で県が実施する。ただし、県が実施することが困難であると認められるため救助事務の内容、期間等を本部長（市長）に通知したときは、本部長（市長）の責任で行う。

知事の責任で県が実施する場合、本部統括班はその実施を補助し、県による救助の実施を待つ余裕がない場合は本部統括班が行う。

【本部統括班】

第2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

1 基準1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

市の住家滅失世帯数が、下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
60,834 人（令和2年10月1日現在）	80 世帯

2 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

被害が相当広範な地域にわたり、県の区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
60,834 人（令和2年10月1日現在）	40 世帯

3 基準3号（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

県の区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合であって、本市の区域内の被害世帯数が多数あるとき。

4 基準4号（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

市の被害が1、2及び3に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、または多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合（内閣総理大臣に事前協議を要する。）

【本部統括班】

第3 住家滅失世帯数の算定基準等

1 住家滅失世帯数の算定

- (1) 全壊、全焼または流失等により滅失した世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって1世帯とする。

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家の全壊、全焼、流失

ア 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの

イ 住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの

(2) 住家の半壊または半焼

ア 住家の損壊、焼失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの

イ 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの

(3) 住家の床上浸水

ア (1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの

イ 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に住居のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ一住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

【本部統括班】

第4 適用手続

本部統括班は、災害救助法の適用を知事（県）に要請する場合は、市内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、次に掲げる事項について口頭または電話をもって要請する。後日、書面によりあらためて報告する。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の原因及び被害状況
- 3 適用を要請する理由
- 4 必要な救助の種類
- 5 適用を必要とする期間
- 6 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- 7 その他必要な事項

各班長は、その分掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を整理し、救助事務の実施の都度または完了後速やかに情報班に提出し、情報班は内容を取りまとめて本部統括班に報告する。

知事（県）は、本部統括班の要請や報告により、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

【本部統括班、関係各班】

第5 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりであり、知事責任で県が実施するが、県が実施することが困難であると認められるために、救助事務の内容、期間等を本部長（市長）に通知したときは、本部長（市長）の責任により関係各班が行う。

県が実施する場合、関係各班はその実施を補助し、県による救助の実施を待つ余裕がない場合は関係各班が行う。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与（避難所班、住宅支援班）
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（避難所班、水道班）
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与（避難所班）
- 4 医療及び助産（救護防疫班、避難者支援班）
- 5 被災者の救出（本部統括班）
- 6 被災した住宅の応急修理（住宅支援班）
- 7 学用品の給与（教育班）
- 8 埋葬（市民班）
- 9 死体の搜索及び処理（市民班）
- 10 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（環境班）

【本部統括班、関係各班】

第6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の基準

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」の定めるとおりである。救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

【本部統括班、避難所班、市民班】

第7 災害救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

災害救助法が適用されない場合において、本部長（市長）の責任により避難所班が被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）を行なった場合、または市民班が災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県罹災救助基金管理規則（昭和46年茨城県規則第39号）の定めるところにより、知事（県）に対し、要した額の補助申請をする。

1 補助を受けられる場合

滅失世帯が10世帯以上に達したとき。なお、滅失世帯の算定は次による。

- (1) 住家が半壊し、または半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家が滅失した世帯とみなす。
- (2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、5世帯をもって住家が滅失した世帯とみなす。

2 救助補助額

それぞれ次に定める額の範囲で現に救助に要した額とする。

- (1) 被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）
「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」を参照
- (2) 災害による死亡者の埋葬
「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」を参照

3 申請の手続

本部統括班は、補助金の交付を受けようとするときは、救助が完了した日から1か月以内に「小災害救助補助金交付申請書」を知事（県）に提出する。

第8章 応急復旧・事後処理

第1節 住宅・建築物の応急復旧

大規模な地震の発生により被害を受けた建築物が、その後の地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）や、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合の擁壁の倒壊やのり面の崩壊等、宅地の危険性の判定（以下「被災宅地危険度判定」という。）を行い、被災建築物や宅地の二次災害を防止し、市民の安全を確保する。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、または、災害のため住宅が半壊または半焼した者に対しては応急修理を行い保護していく。

【住宅支援班、教育班】

第1 危険度判定

1 危険度判定体制

(1) 判定の実施決定

住宅支援班または教育班は、被害状況をもとに、判定実施を決定したときは、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(2) 判定士の確保

住宅支援班または教育班は、地元判定士に協力を要請するとともに、県に応急危険度判定士の派遣要請を行い、必要な判定士を確保する。

2 応急危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

ア 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。

イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定結果の責任は、本部長（市長）が負う。

(2) 判定の関係機関

住宅支援班または教育班は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行い、県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

(3) 判定作業概要

ア 判定作業は、住宅支援班または教育班の指示により実施する。

イ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（一財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

ウ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

エ 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。

オ 調査は、原則として「目視」により行う。

カ 調査は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

キ 住宅支援班または教育班は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険会社の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

3 被災宅地危険度判定

(1) 判定の基本的事項

ア 危険度判定は、本部長（市長）の責任において住宅支援班または教育班が行い、県は、住宅支援班または教育班の要請により、危険度判定活動を支援する。

イ 判定結果の責任については、本部長（市長）が負う。

(2) 判定の関係機関

住宅支援班または教育班は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行い、県は、判定士の派遣計画や後方支援を行う。

(3) 判定作業概要

ア 判定作業は、住宅支援班または教育班の指示に従い実施する。

イ 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により行う。

ウ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。

エ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。

オ 住宅支援班または教育班は、建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険会社の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

【住宅支援班】

第2 住宅の応急修理計画

1 実施機関

(1) 住宅の応急修理は、本部長（市長）の責任により住宅支援班が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には県が実施することを妨げない。

(2) 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害により住宅が半焼または半壊した者に対して日常生活に不可欠な部分について応急的に修理する。

(2) 応急修理の方法

住宅支援班による応急修理は住宅支援班職員の監督指導のもとに建設業者との請負契約により実施する。

3 資材調達

市において資材が不足した場合は、住宅支援班が県（土木部）に要請し、調達の協力を求める。

【住宅支援班】

第3 応急仮設住宅の設置計画

1 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の供与・閉鎖は、本部長（市長）の責任により住宅支援班が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には、住宅支援班が被災状況等をもとに必要となる応急仮設住宅の戸数を知事（県）に報告し、県が行う。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、県その他関係機関の応援を得て実施する。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 基本事項

災害発生の日から原則として20日以内に着工し、その供与期間は完成の日から2年以内とする。また、建物の形式は軽量鉄骨組立方式とする。

(2) 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼または流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

(3) 設置場所

設置予定場所は、公有地を優先して選定するが、私有地の場合は市と所有者との間に賃貸契約を締結する。なお、設置予定場所の選定にあたっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、関係業者・団体等と協定を締結し、その協力を得て建設する。

(5) 入居者の選定等

住宅支援班は県と連携して、入居者の選定基準を作成する。選定基準は次の基準に基づき決定する。

ア 住家が全焼、全壊、または流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること。

- ① 生活保護法の被保護者ならびに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない未亡人ならびに母子世帯、高齢者世帯、身体障がい者世帯、病弱者等
- ④ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
- ⑤ ①～④に準ずる経済的弱者

住宅支援班は、知事（県）からの委託により選定及び入居手続き事務を行い、県は住宅支援班を支援する。

住宅支援班は、選定基準に基づき入居者を認定し採否の結果を応募者に通知するとともに、県に結果を報告する。

(6) 建設上の留意点

住宅支援班は、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者を優先して入居させる。

(7) 応急仮設住宅の管理

県が行う応急仮設住宅の管理について、住宅支援班は協力をする。ただし、県から委任された場合には住宅支援班が行う。

(8) みなし仮設住宅

応急仮設住宅の設置にあたっては、民間賃貸住宅等の借り上げにより、みなし仮設住宅として提供する方法も検討する。県から借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などの提供を受けて、住宅支援班が必要な住宅の借り上げを行う。

【本部統括班、住宅支援班】

第4 災害救助法による実施基準

1 応急仮設住宅

(1) 対象者

災害により住宅が全壊、全焼または流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに供与する。

(2) 設置計画の作成等

住宅支援班は、被災状況等をもとに必要となる応急仮設住宅の戸数を県に報告する。

県は、住宅支援班からの報告をもとに全体計画を作成する。

(3) 建物の規模及び費用

一戸当たりの規模は応急救助の趣旨を踏まえ、知事（県）が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、費用は災害救助法施行細則に定める額以内とする。

(4) 建設の時期

災害発生の日から原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長する。

(5) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

2 応急修理

(1) 修理対象者

災害のため住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 修理の範囲

災害に直接起因する損壊のうち、居室、便所、炊事場など日常生活に必要な最小限度の部分とする。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(4) 修理の期間

災害発生の日から1箇月以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

(5) 資材調達

市において資材が不足した場合は、住宅支援班が県（土木部）に要請し、調達を求める。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

第2節 交通・土木施設の応急復旧

災害発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たす。

これらの施設は、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携しつつ迅速に対応する。

【道路調査班】

第1 道路の応急復旧

1 応急措置

道路調査班及び道路管理者は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、巡視を実施する。また、関係機関、地域住民等から道路情報を収集する。

道路調査班及び道路管理者は、情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、県等関係機関に報告を行うとともに、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路を確保する。

2 応急復旧対策

道路調査班及び道路管理者は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通を確保する。特に緊急輸送道路指定路線を最優先に復旧作業を行う。

資料編 ○緊急輸送道路一覧

第2 鉄道の応急復旧

事業者は、以下の応急措置を実施する。

1 初動措置

(1) 運転規制

輸送指令は、強い地震を感知した場合は、観測した震度により必要な運転規制を行う。

(2) 乗務員の措置

運転士は、運転中に地震を感知して列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

2 旅客の救出救護

旅客を安全な場所に誘導し避難させるとともに、状況により、警察署、消防署に救援を要請する。

3 災害時の輸送

地震により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所の代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力を尽くし、早急に輸送の回復に努める。

【本部統括班、道路調査班、物資調達班】

第3 その他土木施設の応急復旧

1 河川施設の応急復旧

災害により河川施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、道路調査班及び河川管理者は施設の応急復旧を行い、被害が拡大しない措置を講ずる。

道路調査班及び本部統括班は、堤防及び護岸の破壊等について、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水を排除する。

2 農業用施設の応急復旧

災害により農業用施設が被害を受けた場合は、受益土地改良区は被害状況を速やかに調査し、応急復旧を行う。

(1) 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。農道については市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

土地改良区は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

土地改良区は、排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

道路調査班及び物資調達班は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通を確保する。

3 農作物等の応急対策

応急措置の内容は、風水害応急対策編第8章第4節の「第2 農作物等の応急対策」の記載に準じて、必要に応じて実施するものとする。

第3節 ライフライン施設の応急復旧

電力、電話、都市ガス、上下水道等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たす。

これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、本部統括班等は県及び各事業者と相互に連携しつつ、迅速かつ円滑に対応する。

第1 電力施設の応急復旧

事業者は、次の応急復旧措置を実施する。

1 応急復旧の実施

(1) 災害時における基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

(2) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、事業者は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(3) 災害時における広報

ア 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため、広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 対策要員の確保

ア 対策要員の確保

① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事務所に出勤する。

② 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する支部に出勤する。

③ 交通途絶等により所属する支部に出勤できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する支部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(5) 災害時における復旧資材の確保

ア 調達

事業者は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 支部相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

イ 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

ウ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(6) 復旧計画

ア 支部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本部に速やかに報告する。

- ① 復旧応援要員の必要の有無
- ② 復旧要員の配置状況
- ③ 復旧資材の調達
- ④ 電力系統の復旧方法
- ⑤ 復旧作業の日程
- ⑥ 仮復旧の完了見込
- ⑦ 宿泊施設、食料等の手配
- ⑧ その他必要な対策

イ 上級本部は、前項の報告に基づき支部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(7) 復旧順位

電気設備の復旧計画の策定及び実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復 旧 順 位
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の重要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に係る送電用変電所 ② 重要施設に配電する中間・配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ② その他の回線
通信設備	① 給電指令回線(制御・監視及び保護回線) ② 災害復旧に使用する保安回線 ③ その他保安回線

第2 電話施設の応急復旧

事業者は、次の応急復旧措置を実施する。

1 電話停止時の応急措置

(1) 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

(3) 通信の利用制限

通信が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

(4) 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

2 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

(1) 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国または地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※ 上記のうち特に重要なユーザー（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

(2) 復旧を優先する電気通信サービス

ア 電話サービス（固定系・移動系）

イ 総合デジタル通信サービス

ウ 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）

エ パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）

オ 衛星電話サービス

(3) 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	(1)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、(2)に示す復旧優先サービスの復旧のほか、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引き続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする。

※ 激甚な災害等発生時は、被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

第3 携帯電話施設の応急復旧

事業者は、災害による障害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

第4 都市ガス施設の応急復旧

1 ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、事業者は、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

- (1) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
- (2) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等により対応できるよう、調達できる体制を整備しておく。

2 応急復旧の実施

ガス施設の被災による二次災害の防止、ならびに速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持する。

(1) 応急対策

非常災害対策本部は、災害発生後は直ちに二次災害防止のため各班を通じて次の措置をとる。

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等から被災状況等の情報収集
- イ 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- ウ 整圧所の受入量及び送出量の調整・停止
- エ 製造所・整圧所・ガバナステーション及びバルブステーションの上空放散
- オ ガス施設または需要家の被害状況によるガス供給の地域的しや断
- カ 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- キ その他、状況に応じた適切な措置

(2) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- ア 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- イ 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の展開
- ウ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
- エ その他、現場の状況により適切な措置

(3) 被害復旧活動資機材の備蓄

ア 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

イ 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

ウ 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて県内の他の事業所が、被災事業所に諸機材を貸与し、緊急事態に対応する。

【水道班】

第5 上水道施設の応急復旧

水道班は、指定給水装置工事事業者に協力を依頼し、次の応急復旧措置を実施する。

1 上水道停止時の代替措置

本編第6章第5節「応急給水」の定めるところによる。

2 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

水道班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、水道班のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

水道班は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的に作業を行う。

応急復旧の行動指針

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順位や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

ア 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

ウ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう市民に周知する。

(3) 応急復旧資機材の確保

水道班は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

(4) 市民への広報

水道班は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

【下水道班】

第6 下水道施設及び農業集落排水施設の応急復旧

下水道班は次の応急復旧措置を実施する。

1 仮設トイレの設置・管理・撤去

下水道班は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置し、適切に管理する。また、避難所の閉鎖等で仮設トイレが不要になった場合は、速やかに撤去を行う。

2 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

下水道班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、下水道班のみでは作業が困難な場合は、県、応援協定市町村、近隣の市町村に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

ア 管路施設

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能を回復させる。

イ ポンプ場、処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、ポンプ施設や管路の状態を確認したうえで機能回復までの間、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるようにする。

処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を行う。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能を回復する。

(3) 市民への広報

下水道班は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

第4節 遺体の処理

災害によって死亡した者について遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施する。

【市民班】

第1 遺体の処理

1 遺体の発見状況の記録

遺体を発見した場合、警察が主体となり、自衛隊・消防機関が協力して遺体発見状況の記録を行う。

2 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、市民班は医師等の協力を得て、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

3 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、警察が主体となって実施する。ただし、遺体が多数の場合等で警察のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。

4 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、警察機関、自衛隊、消防機関等が協力して市民班の設置する遺体収容所に収容する。

(1) 遺体収容所（安置所）の設置

市民班は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて近隣市町等に対して、設置、運営の協力を要請する。

(2) 棺の確保

市民班は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市民班は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品ともに少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

(4) 身元確認

市民班は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

【市民班】

第2 遺体の埋葬

1 埋葬の実施基準

警察は市民班と協力し、遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合に、災害によって死亡した者を応急的に火葬する。

2 埋葬の実施方法

- (1) 火葬は、警察が市民班と協力して次の火葬場において行うが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他の施設へ搬送し火葬を行う。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、警察が市民班と協力して納骨堂または寺院に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

火葬場一覧

施設名	所在地	電話番号
常総市斎場	常総市豊岡町乙 3140—1	(0297) 24—0049
ヘキサホールきぬ	下妻市下栗 250	(0296) 43—7766

【本部統括班、市民班】

第3 災害救助法による遺体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋葬は、同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。

1 遺体の搜索

- (1) 搜索を受ける者
行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者
- (2) 搜索の方法
搜索は、消防機関、警察官、自衛隊、地域住民の協力等により搜索に必要な機械、器具を借上げて実施する。
- (3) 費用の範囲及び限度額
ア 費用の範囲
機械器具の借上費、修繕費、燃料費
イ 限度額
当該地域における通常の実費
- (4) 搜索の期間
災害発生の日から原則として10日以内とする。

2 遺体の処理

- (1) 遺体の処理を行う場合
災害による社会混乱のため、遺体の処理を行うことができない場合
- (2) 遺体の処理の方法
ア 遺体の一時保存のための施設等の設置、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施する。
イ 検案は市民班が実施する。ただし、遺体が多数の場合等、市民班によることができない場合は、一般開業の医師の協力を得て実施する。

市民班が実施する。ただし、遺体が多い場合等、市民班によることができない場合は、一般開業の医師の協力を得て実施する。

(3) 費用の範囲及び限度額

区 分	限 度 額
遺体の洗浄、縫合、消毒等のための費用	1 体当たり 3,500 円以内
遺体の一時保存のための費用	一時利用施設利用時 通常の実費
	上記が利用できない場合 5,500 円以内
検案料（救護防疫班以外の場合に限る。）	慣行料金の額以内

(4) 遺体処理の期間

災害発生の日から原則として 10 日以内とする。

3 埋葬

(1) 埋葬を行う場合

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者
- イ 災害のため火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

埋葬の程度は応急的な仮葬とし、土葬または火葬とする。

(3) 費用の範囲及び限度額

- ア 費用の範囲
 - 火葬料、埋葬料、棺、骨つぼ
- イ 限度額
 - 災害救助法施行細則に定める基準による。
- ウ 埋葬の期間
 - 災害発生の日から原則として 10 日以内とする。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

第5節 防疫

災害発生時における防疫措置を迅速かつ適切に実施し、感染症発生等を未然に防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この項において「感染症法」という。）及び予防接種法に基づき次の事項を行う。

なお、その他、災害防疫の実施にあたり、この節に定めのない事項については、「災害防疫の実施について」（昭和40年5月10日付衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により行う。

【救護防疫班、避難者支援班】

第1 実施責任者

防疫活動は本部長（市長）の責任のもとで救護防疫班及び避難者支援班が実施するが、本市のみでは実施が困難な場合には、県に応援の要請を行う。

【救護防疫班、避難者支援班】

第2 防疫組織の設置

救護防疫班及び避難者支援班は、感染症などのまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、防疫関係の組織をつくるとともに、必要な予防教育等を実施する。

【救護防疫班、避難者支援班】

第3 防疫措置情報の収集・報告

救護防疫班及び避難者支援班は、災害の発生後において、警察、消防の協力を得て、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、救護所との連絡を密にする。

【救護防疫班、物資調達班】

第4 消毒薬品・器具機材等の調達

救護防疫班は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達し、物資調達班に配送を要請する。また、市内取扱業者、協定締結市町村、県等の協力を求める。

資料編 ○災害協定締結一覧

【救護防疫班、避難者支援班】

第5 防疫措置等の実施

救護防疫班及び避難者支援班は、災害発生時において感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するため必要があるときは、感染症法及び予防接種法の規定に基づき、次の措置を実施する。

- 1 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症法第27条第2項及び第29条第2項）
- 2 ねずみ族・昆虫等の駆除（感染症法第28条第2項）
- 3 生活用水の供給（感染症法第31条第2項）
- 4 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

【救護防疫班、避難者支援班】

第6 衛生管理及び防疫指導

避難所は、多数の避難者を受入れるため、また、応急的なものであるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。救護防疫班及び避難者支援班は避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。また、炊き出し場所、避難所、仮設住宅、食品営業施設等における食品の衛生管理にも十分留意する。

【救護防疫班、避難者支援班】

第7 患者等の措置

救護防疫班及び避難者支援班は、感染症法に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

【救護防疫班、避難者支援班】

第8 予防教育及び広報活動の実施

救護防疫班及び避難者支援班は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線や防災ラジオによる広報、広報車による巡回放送、パンフレット等の配布を行う。

【救護防疫班】

第9 記録の整備及び状況等の報告

救護防疫班は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況や防疫活動状況等を把握し、保健所に報告する。

【救護防疫班】

第10 医療ボランティア

救護防疫班は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティア等の確保を依頼する。

第6節 障害物等の除去・災害廃棄物の処理

【環境班、物資調達班（農政課）】

第1 障害物等の除去

環境班及び物資調達班（農政課）は、災害により、住居の敷地内の土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）を除去し、被災者の日常生活を保護する。

1 実施機関

- (1) 障害物の除去は、本部長（市長）の責任のもとで環境班及び物資調達班（農政課）が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の責任で県が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。

2 建築関係障害物の除去

住居の敷地内の障害物等は、本部長（市長）の命を受けた環境班が地元建築業者等の協力を得て除去を実施する。

3 道路関係障害物の除去

道路管理者は、道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、管理者間で情報共有を行う。

4 河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川区域内の障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

5 農地関係障害物の除去

物資調達班（農政課）は、農地にある障害物の状況を把握し、地元建築業者等の協力を得て、障害物の除去を実施する。

6 障害物の集積場所

除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

7 災害救助法による障害物の除去

災害救助法を適用した場合の障害物の除去は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

(1) 対象者

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- イ 住家が半壊または床上浸水したもので、自らの資力では障害物の除去ができない者

(2) 費用の限度

災害救助法施行細則に定める基準による。

(3) 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

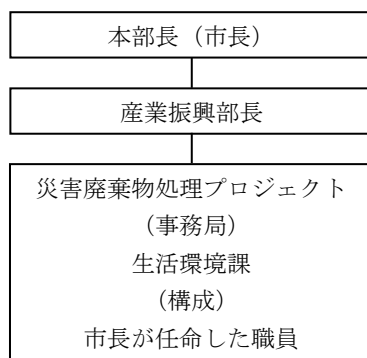
【災害廃棄物処理プロジェクト、環境班】

第2 災害廃棄物処理プロジェクトの編成

災害時における廃棄物の処理は、混乱の最中に同時大量の収集・運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通の輻輳等多くの困難が予想される。

激甚災害の指定や災害救助法の適用を受けるなど、規模の甚大な災害が発生し、他の災害対応業務と切り離して対応を行わなければならないと認められる場合、環境班（生活環境課）は、災害対策本部会議に諮り、本部長（市長）の指導のもとで災害廃棄物処理プロジェクトを組織化して、プロジェクトの体制を整備する。

また、災害廃棄物処理プロジェクトの組織化にあたっては、明確な責任体制のもとに、全市的施策を調整しながら進める必要があるため、従来の組織とは独立した組織として設置するものである。



災害廃棄物処理プロジェクトの設置

【災害廃棄物処理プロジェクト、環境班、下水道班】

第3 災害廃棄物の処理

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の最中に同時大量の収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通の輻輳等多くの困難が予想されるので、災害廃棄物処理プロジェクトは、地域住民の保健衛生を確保し環境を保全するよう迅速かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

1 実施責任者

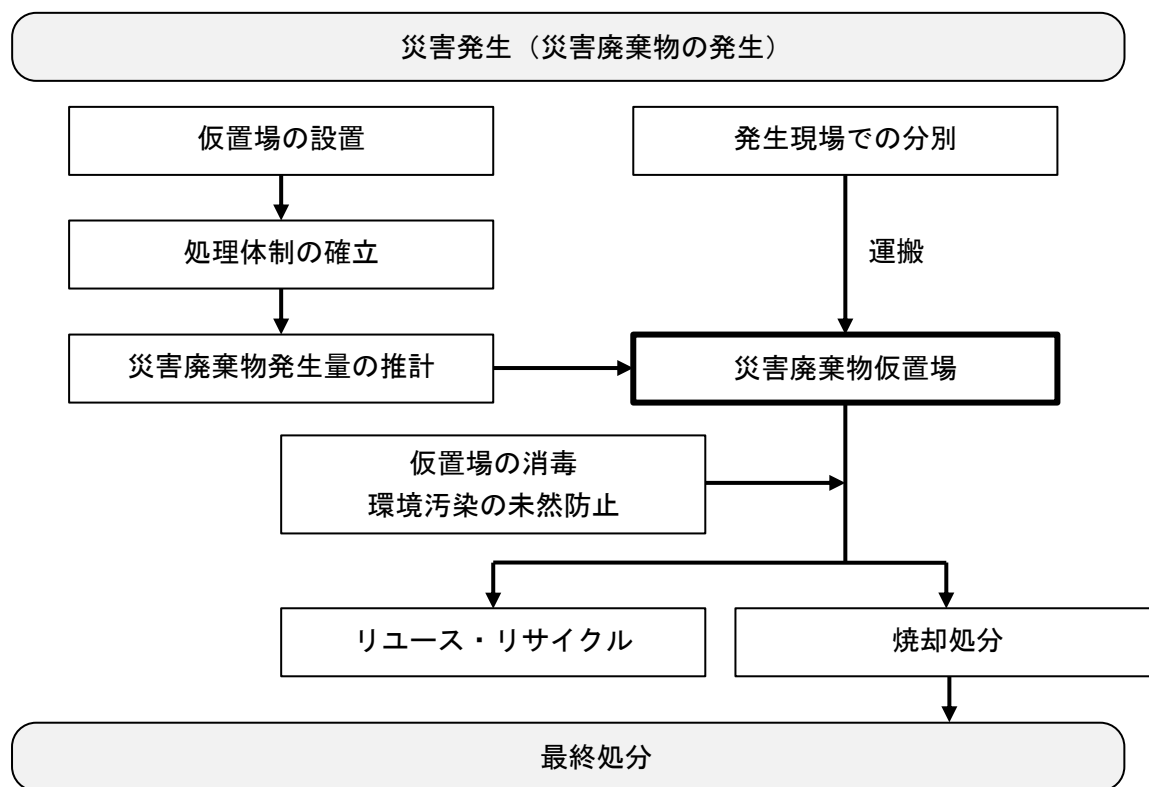
被災地における災害廃棄物処理実行計画の樹立とその運営は、本部長（市長）の責任のもとで災害廃棄物処理プロジェクトが行う。

2 状況の把握及び災害廃棄物処理計画

災害廃棄物処理プロジェクトは、災害が発生した場合、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況を把握し、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理の主体として、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて、近隣市町村等と広域的な相互協力体制による処理を行う。

3 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は以下の流れで行う。



(1) 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物処理プロジェクトは、被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位を用いて災害廃棄物の発生量を推計する。また、仮置場内の測量等による実績値を用いて発生量を見直す。

(2) 処理体制の確立

災害廃棄物処理プロジェクトは、災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

(3) 処理対策

ア 状況把握

災害廃棄物処理プロジェクトは、職員による巡視、市民の電話等による要請等により迅速に被災地域の状況を把握する。

イ 市民への広報

災害廃棄物処理プロジェクトは、速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮置場の利用方法等について市民に広報する。

ウ 処理の実施

災害廃棄物処理プロジェクトは、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて、近隣市町村等と広域的な相互協力体制による処理を行う。

ごみ処理施設

(平成30年4月1日現在)

施設管理者	所在地	ごみ焼却施設		ごみ燃料化施設		粗大ごみ処理施設	
		規模 (t/日)	処理 方式	規模 (t/5h)	処理 方式	規模 (t/5h)	処理 方式
常総地方広域市町村圏事務組合 「常総環境センター」	守谷市野木崎 4605	258	連続燃 焼炉	44	P R F	83	併用
下妻地方広域事務組合 「クリーンポート・きぬ」	下妻市中居指 1100	200	連続燃 焼炉	—	—	45	併用

(注)「併用」とは、可燃性、不燃性粗大ごみを併せて破碎処理する施設である。

(4) 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

災害廃棄物処理プロジェクトは、速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。業務量が膨大であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他班の職員及びボランティアの協力を得て行う。設置した仮置場については、市ホームページや防災行政無線、防災ラジオ等を用いて市民へ周知を行う。

また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保するとともに、収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的に行う。

(5) 連携体制の確保

災害廃棄物処理プロジェクトは、県による調整の下、県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援を実施し、近隣市町村、県及び災害廃棄物処理の協力協定締結団体である一般社団法人茨城県産業資源循環協会等と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。

また、県内の市町村や事業者で災害廃棄物処理に対応しきれない場合、県は、他都道府県との災害時の相互支援協定や、「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づき、広域的な処理を実施する。

さらに災害廃棄物処理プロジェクトは、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. W a s t e e - N e t)へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

(6) 国による代行処理

災害廃棄物処理プロジェクトは、廃棄物処理特例地域に指定された場合、国(環境大臣)に対して災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を要請する。

(7) その他一般生活ごみ等の収集

災害の発生により短期間でのごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、一般生活ごみの集積場を指定し被災地域からの搬出を行う。生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、環境班は直営及び委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、清掃工場へ搬送し焼却処理する。

4 し尿

(1) 作業体制の確保

下水道班は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行えるよう、し尿処理対策の実施に必要な人員を確保する。また、次のし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。

し尿処理施設

(平成30年4月1日現在)

施設管理者	所在地	規模 (kℓ/日)	処理方式	竣工(使用開始) 年 月
常総衛生組合 「クリーンセンターきぬ」	つくばみらい市大字小絹 1450	100	標・脱	10. 3
下妻地方広域事務組合「城山公苑」	常総市馬場 364	130	高・脱	59. 11

(注)「標・脱」は標準脱窒素処理方式＋高度処理、「高・脱」は高負荷脱窒素処理方式

(2) 処理対策

ア 状況把握

下水道班は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況を把握する。

イ 市民への指導

下水道班は、水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導する。

ウ 処理の実施

下水道班は、避難所等に設置した仮設トイレのし尿の収集・処理を行う。また、必要があれば、県、近隣市町に応援を要請する。

収集・処理は民間のし尿処理関連業者等に依頼する。

5 死亡獣畜処理

死亡獣畜は、物資調達班（農政課）が処理し、処理できない場合には、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理を行う。

6 協力要請

- (1) 状況により市民自らによる処理あるいは集積場所への運搬等を市民に対し協力を求める。
- (2) ごみ、し尿等の処理が不可能な場合は、市内清掃事業者、土木、運送事業者の協力または近隣市町の応援を要請する。
- (3) 近隣市町等の応援または協力が得られない場合は、県に対し他の市町村の応援、廃棄物処理業者の団体等の協力について斡旋を要請する。

【住宅支援班】

第4 建築物のアスベスト飛散防止対策

1 アスベストの飛散状況の実態調査

災害により建築物等が被災した場合、アスベストが露出・飛散するおそれがあるため、住宅支援班は、発災後にアスベスト含有建材等が露出されている建築物の実態調査を実施する。

その場合、該当建築物の所有者に対しては、応急飛散防止措置をとるよう徹底し、健康被害の拡大防止に努める。

応急飛散防止措置例

種類	概要
養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る。
散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い、湿潤化・固定化等の措置を行う。
立入禁止	上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する。
その他	建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する。

2 解体事業者への周知徹底

住宅支援班は、被災した建築物等の解体工事を行う事業者に対し、解体時のアスベスト飛散防止対策について、「大気汚染防止法」、「石綿障害予防規則」等に従うとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）等を参考にし、適切な処理を実施するよう周知徹底に努める。

3 アスベスト環境モニタリング調査の実施

災害発生後、住宅支援班は建築物からのアスベスト飛散状況を把握するため、アスベスト環境モニタリング調査を実施する。また、被災した建築物の解体現場及び災害廃棄物仮置場においても同調査を実施する。

第9章 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対応措置計画

(注)

中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書が、平成29年9月に、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」として取りまとめられた。

本報告を踏まえ、政府は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行い、それも踏まえて、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向けて、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定としている。

その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、本情報の運用開始（平成29年11月1日）に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わないこととしている。

本章の内容については、政府が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応に関する計画等を整理した際に、必要な修正を行う。

第10章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震については、東日本大震災の教訓を踏まえ、最大クラスの地震・津波による被害想定を、令和3年12月に内閣府が公表した。被害想定では、冬季における積雪寒冷の影響を考慮し、最悪のケースで、死者数が約19万9千人にのぼるなど、甚大な被害が発生する可能性があることを明らかにした一方で、避難の迅速化や津波避難タワーの整備などの防災対策を徹底することで、死者数が最大で約8割減少するなど被害を大幅に減らすことが可能であることも併せて示した。

これらを踏まえ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策について、先に対策が進められてきた南海トラフ地震に係るものと同程度に強化するため、衆議院災害対策特別委員長提案により「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、令和4年5月に成立したところである。

この法律は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策における重要な課題である津波避難対策の充実・強化を図るための新たな措置等を盛り込んだものである。

第4編 風水害応急対策編

この計画は、風水害が発生し、または発生するおそれがある場合に、それぞれの防災関係機関が、その全機能を発揮してその発生を防御し、または応急的な救助を行う等災害の拡大を防止するために行うべき措置について定める。

第1章 初動対応

第1節 職員参集・動員

災害応急対策活動に必要な要員を把握して、災害応急対策活動を確実にするため各部課、各班において状況に応じた所要人員を動員する。

【防災危機管理課、各課／本部統括班、関係各班】

第1 非常配備体制

災害が予想される場合において被害の防除及び軽減ならびに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、以下の状況で、市長が必要と認めたとき、非常配備体制をとる。

非常配備体制

体制	状況※	要員	配備内容
情報連絡体制	- 大雨（大雪）注意報 - 洪水注意報 - 強風注意報 - 台風被害を予想	- 市長公室長及び 防災危機管理課 部長指名者 - 都市建設部及び部長指名者 *情報班・電話対応班配備 (部長指名者)	情報収集活動 (被害抑止活動)
警戒体制 【警戒本部】 ※状況に応じて 議会棟大会議室 に警戒本部設置	- 大雨（大雪）警報 - 洪水警報 - 暴風（雪）警報 - 記録的短時間大雨情報 - 土砂災害警戒情報 - 台風被害を予想 - 顕著な大雨に関する気象 情報	- 部長会議メンバー - 防災危機管理課 課長指名者 - 産業振興部長指名者 - 都市建設部長指名者 - 暮らしの窓口課長及び補佐*状況に応じて 第1次動員を検討 *情報班・電話対応班配備	情報収集活動 被害抑止活動 応急対応処置
緊急体制 【警戒本部】 *状況に応じて災 害対策本部設置 を検討	- 大雨特別警報 - 大規模災害発生を予想	<u>第1次動員</u> <u>第2次動員</u> *状況に応じて <u>第3次動員</u> を検討	応急対策活動
非常体制 【災害対策本部】	大規模災害発生	<u>第3次動員</u>	応急対策活動

※部長指名者：部長より各部長を通じ指名した者

※第1次動員：①課長補佐級以上 ②あらかじめ各部課長が指名した係員

※第2次動員：①係長以上 ②あらかじめ各部課長が指名した係員

※第3次動員：全職員（再任用職員週3日勤務者及び会計年度任用職員を除く）

※その他、異常現象又は人為的原因による災害で市長が必要と判断した時は、該当する体制をとるものとする。

※情報連絡体制で、早期注意情報（警報級の可能性）が「中」の場合には、協議により情報班・電話対応班（部長指名者）を配備する。「高」の場合は、即時に配備

【防災危機管理課、総務課、各課／本部統括班、職員動員班、関係各班】

第2 動員計画

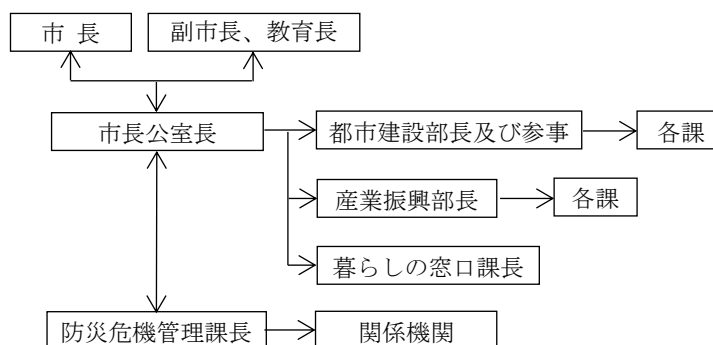
本部長は、配備基準に従って動員を発令する。本部長が決定した配置体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期する。

1 動員の伝達方法

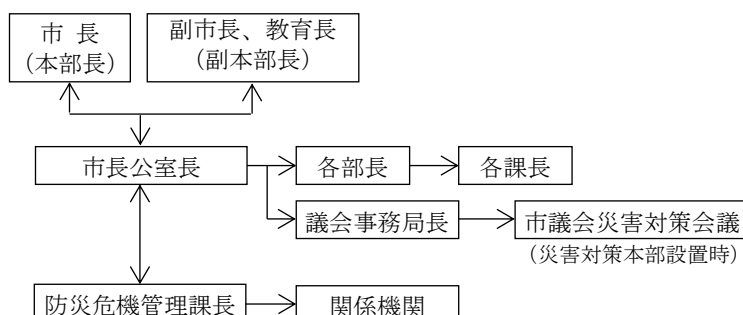
職員等への動員配備指令の伝達は、次により行う。

- (1) 市長公室長は、本部長（市長）の指示により配備体制を決定し、市長公室より各部課長等これを伝達する。
- (2) 各課長等は、配備体制の指示に基づき、直ちに各所属職員に連絡し、所定の配備により業務に従事させる。
- (3) 防災危機管理課は、関係機関に配備体制等を伝達する。
- (4) 全職員は、気象情報等の状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁する。

○警戒体制の場合



○緊急体制及び非常体制の場合



2 柔軟な配備対応

各配備体制とも、職員の参集状況や災害の規模、復旧の進捗状況等に応じた災害対応活動を行うため、各班間において人員を柔軟に移動させ配置する。

3 配備報告

各班長は、各統括責任者等が取りまとめた職員の参集・動員状況を速やかに把握確認し、本部統括班に報告する。本部統括班は、速やかに本部長に報告する。

また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き、1時間単位とする。

報告する事項は、以下のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 班名(2) 参集・動員連絡済職員の職氏名、人数(3) 連絡が不通となっている職員の職氏名、人数(4) 参集（動員）職員の職氏名、人数(5) 参集に遅れるまたは困難となっている職員の職氏名、人数(6) その他（職員の被災状況） |
|---|

【本部統括班、情報班、市民班、道路調査班、
下水道班、水道班、避難所班、教育班、関係各班】

第3 初動期の活動内容

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- 1 職員の安否確認
- 2 災害対策本部の設置
- 3 避難場所の開放（市民の避難状況、指定避難場所及び避難所の被災状況の把握）
- 4 災害情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- 5 ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）
- 6 機器機能の点検・確保
 - (1) 通信網（電話、FAX、携帯電話、庁内LAN、その他防災関連機器等）
 - (2) 電源
 - (3) その他庁舎機能
- 7 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- 8 市民への広報活動（二次災害の注意、デマへの注意等）
- 9 住民基本台帳データのダウンロード

【本部統括班、関係各班】

第4 職員の参集

1 職員の参集

(1) 緊急体制の場合

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部課、各班と連絡をとり、または自らの判断で、本庁舎職員は本庁勤務場所（勤務時間外は本庁舎1階市民ホール）に、本庁舎以外勤務職員は、原則として当該勤務場所（施設）に自動参集し、各部課長等より参集の確認を受ける。また、施設の被害状況等の確認・報告を行う。

警戒体制または緊急体制において、災害警戒本部は、本庁舎2階防災危機管理課に設置する。

(2) 非常体制の場合

全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害の発生または災害が発生するおそれがあることを知ったときは、連絡を待たずに、自ら所属機関へ参集（自動参集）する（第1参集場所）。交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、次に定める順により最寄りの市の機関（第2参集場所）へ参集する。交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておく。ただし、災害により家族が死亡または傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に災害対策本部に参加する。

〔非常体制時参集場〕

（第1参集場所）	所属機関（勤務場所へ、自動参集すること。）
（第2参集場所）	その他最寄りの市の機関（学校、保育所等を含む。）

(3) 緊急的な初動対応

職員の迅速な参集が困難な場合には、登庁した職員により順次初動に必要な業務にあたる。

(4) 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置されたときは、速やかに災害対策本部の班構成に移行する。

(5) 配備状況の報告

各部課長は、所属職員の参集状況を記録して総務部長に報告する。

(6) 災害活動の相互援助

本部長の指示があったときは、自らの所属以外の災害対策活動についても協力する。

(7) 災害活動の報告

各班員は班内の災害活動状況につき把握し、適宜各自の班長に報告する。

2 参集時の留意事項

配備体制の指示・連絡があった場合は、自身と家族等の安全を確保した後、速やかに原則として本庁舎1階市民ホールに参集する。また、災害発生時には、通信の途絶などにより直接の動員命令が伝達できない事態も予想される。その場合、職員はあらかじめ定められている災害時職員動員計画に基づき、動員命令を待つことなく自主的に参集する。参集に際しては、雨風等周りの状況に注意する。

(1) 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮した服装で、次に掲げるものを携行・着用して登庁する。

身分証明書	災害時職員初動マニュアル	雨具・防寒着・軍手等
自分用の食料・飲料水（可能な範囲の量）	ラジオ・懐中電灯	など

なお、職員は、速やかに参集できるよう上記の用具をリュックサック等に入れ、平素から自宅に準備しておく。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報を収集し、被害情報収集システムを活用して報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するが、参集途中において、火災や人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防や警察へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。

(3) 参集に問題が生じた場合の対応

職員は、道路事情や交通手段等の途絶により参集に遅れる、または困難となった場合には、次に定めるところにより対応する。

ア 通信手段（機能）が確保されている場合

職員は、参集に遅れるまたは困難となった旨を所属長または本部統括班に連絡する。

なお、遅れが生じることになっても可能な限り参集する。

イ 通信手段も途絶している場合

職員は、遅れが生じることとなっても可能な限り参集する。

なお、参集困難者は、道路事情や交通手段、通信手段が好転した場合は、速やかに所属長または本部統括班に連絡し、所定の場所に参集する。

【職員動員班、関係各班】

第5 職員の配置

各班長は、職員の参集状況に応じ、順次、災害応急対策のための班を編成するとともに、次の措置を講ずる。

- 1 災害に対処できるよう職員を配置
- 2 職員の非常参集方法及び交代方法（交代時間の目安や休息時間の指示）に関する措置
- 3 高次の配備体制に移行できる措置
- 4 他班（局）への応援の要請

【全ての職員（常勤職員と会計年度任用職員、再任用職員）】

第6 職員の服務

全ての職員は、災害対策本部体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守するものとする。

なお、全ての職員とは、常勤職員のほか、会計年度任用職員、再任用職員を含むものとする。

また、応急活動を実施することが困難である者その他本部長が認める者は動員から除外することができる。

1 主に勤務時間内における遵守事項

- (1) 勤務場所を離れる場合は、所属長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。
- (2) 不急の行事、会議、出張等中止する。
- (3) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (4) 自らの言動によって市民に不安を与え、もしくは市民の誤解を招き、または市の活動に反感を抱かせるようなことのないよう、発言には細心の注意をする。

- (5) 自らの所属する班の事務に精通することはもとより、本部の一員であることを自覚し、班長の指示により他の班への協力を求められたときは積極的にこれを遂行する。

2 主に勤務時間外における遵守事項

- (1) 災害が発生し、その災害が災害対策本部設置の基準を満たすことを知ったとき、または満たすことが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に参集する。
- (2) 負傷などやむを得ない理由によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段でその旨を所属長もしくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- (3) 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装の着用、出来る範囲の量の飲料水及び食料品とする。
- (4) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。
- (5) 参集においては、雨風等周りの状況に注意し、危険のないようにする。

【職員動員班、関係各班】

第7 職員への配慮

1 食事の手配

食事の手配は職員動員班が行うが、職員は参集時に、各自必要な分の食事を持参する。

2 心身状態の管理、ケア

職員動員班は、応急活動に従事する職員について、班内でローテーションを組んで対応出来る体制を取っているか等、健康管理を行い、適宜休養を取ることができるよう各班の班長と連携する。

また、応急活動における悩みや不安、ストレスを解消するため、災害対策本部内に職員のための相談窓口を設ける。必要に応じて、心のケア等を行う。

第2節 災害対策本部

市及び防災関係機関は、市内において災害が発生した場合、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整えるため、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、あらかじめ定められた職員は、業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、防災関係機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

【本部統括班、関係各班】

第1 災害対策本部の設置

本部統括班は、常総市災害対策本部条例（昭和38年条例第5号）の定めるところにより常総市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所議会棟2階大会議室に置く。ただし、災害により市役所本庁舎が浸水する恐れがある場合や、災害対策活動が実施不可能になった場合には、次の施設を代替設置場所とする。

【風水害時】代替実施場所

第1候補地	水海道総合体育館（常総市坂手町3552）
第2候補地	石下総合体育館（常総市鴻野山1670）

2 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次のような場合に設置する。

- (1) 気象業務法に基づく暴風雨、大雨、洪水等の警報等が発令され、大規模な災害が市内に発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 災害救助法の適用を要する災害が発生し、または発生するおそれのあるとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

3 廃止基準

本部長（市長）は、次の要件に該当するときは、災害対策本部を廃止する。災害対策本部の廃止に伴って職員を解散する場合の伝達は、本部統括班より行う。

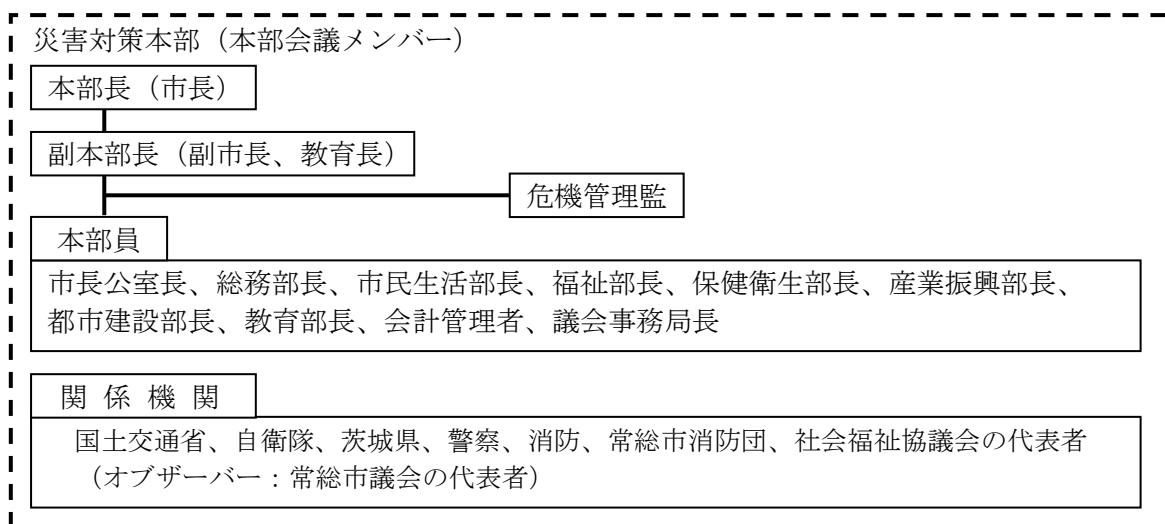
- (1) 予想された災害の危険が解消したとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) 本部長が適当と認めたとき。

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置または配置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。設置した場合は、災害対策本部の標識を市役所庁舎に掲示する。事後処理を必要とする班は、本部の設置体制に準じて事務を継続し、対処する。

5 組織の概要

災害対策本部の組織構成は以下のとおりとする。



各班班長等

各班班長等は災害対策本部に入室し、本部に対し班所管の災害情報の伝達や、応急対策の実施状況の報告を行うとともに、本部の連絡事項を班員に伝達する。

災害対策本部の組織及び所掌事務は、別表に掲載のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各班の相互応援体制をとる。

6 本部会議

(1) 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。本部長及び副本部長の秘書は、情報班(秘書課)が務める。

(2) 本部会議の開催

本部長は、本部の運営ならびに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集する。

(3) 本部会議の協議事項

- ア 災害救助法に関すること。
- イ 本部の活動体制に関すること。
- ウ 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- エ 応援要請に関すること。
- オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- カ 災害広報に関すること。
- キ 県に対する要望に関すること。
- ク 災害対策本部の廃止に関すること。
- ケ その他重要な事項に関すること。

資料編 ○常総市防災会議条例 ○災害対策本部条例

別表1 災害対策本部の班構成

○ 災害対策本部の班構成

●：班の統括、総合調整を行う部長等。

○：課長が班長となる課。複数課が連携する班の中で、調整、取りまとめを行う課長等が所属する課。

災害対策本部構成班	統括責任者	担当課
本部統括班	●市長公室長	○防災危機管理課
情報班	●市長公室長	○秘書課／常創戦略課
	総務部長	総務課（庶務係、法制係、契約係）／デジタル推進課
市民班	●市民生活部長	○市民課／市民と共に考える課／人権推進課／暮らしの窓口課（市民生活サービス係）
電話対応班	総務部長	○財政課
	市民生活部長	市民と共に考える課／人権推進課
	●会計管理者	会計課
	監査委員事務局長	監査委員事務局
職員動員班	●総務部長	○人事課（人事給与係、人材育成係）
資源管理班	●市長公室長	○資産活用課
復興計画班	●市長公室長	○常創戦略課
	総務部長	財政課
被害認定調査班（全庁対応型）	●総務部長	○課税課／収納課
道路調査班	●都市建設部長	○道路課
水道班	●都市建設部長	○水道課
避難所班（全庁対応型）	●福祉部長	○社会福祉課／介護保険課／こども課／施設管理者（保育所）
	市民生活部長	健康保険課
		暮らしの窓口課（保健福祉サービス係）
	教育部長	学校教育課／生涯学習課／図書館／学校給食センター／施設管理者（公民館、幼稚園等）
要配慮者班	●福祉部長	○高齢福祉課／介護保険課／社会福祉課／こども課
	市民生活部長	健康保険課
住宅支援班	●都市建設部長	○都市計画課／都市整備課
救護防疫班	●市民生活部長	○健康保険課
	福祉部長	保健推進課
避難者支援班	●福祉部長	○保健推進課／高齢福祉課／社会福祉課
ボランティア班	●福祉部長	○社会福祉協議会／社会福祉課
環境班	●産業振興部長	○生活環境課
	都市建設部長	下水道課
物資調達班（全庁対応型）	●産業振興部長	○商工観光課／農業政策課
	農業委員会事務局長	農業委員会事務局
	教育部長	学校給食センター
教育班	●教育部長	○学校教育課／生涯学習課／指導課／図書館
議会班	●議会事務局長	○議会事務局

※ 職員動員班と連携し担当以外から応援を要請できる。なお、特段の事業がないかぎり、依頼を受けた班等は要請に応じるものとする。

別表2 プロジェクトチームの構成

プロジェクト	主体となる課
生活再建プロジェクト	防災危機管理課
災害廃棄物処理プロジェクト	生活環境課

別表3 課ごとの逆引き表

部・組織	課	係・(備考)	班・プロジェクト
市長公室	秘書課		情報班
	常創戦略課		情報班
	資産活用課		資源管理班
	防災危機管理課		本部統括班、生活再建プロジェクト
総務部	総務課		情報班
	人事課		職員動員班
	財政課		電話対応班、復興計画班
	デジタル推進課		情報班
	課税課		被害認定調査班
	収納課		被害認定調査班
市民生活部	市民と共に考える課		市民班、電話対応班
	市民課		市民班
	暮らしの窓口課	市民生活サービス係	市民班
		保健福祉サービス係	避難所班
	健康保険課		避難所班、要配慮者、救護防疫班
	人権推進課		市民班、電話対応班
福祉部	社会福祉課		避難所班、要配慮者班、避難者支援班
			ボランティア班
	高齢福祉課		要配慮者班、避難者支援班
	介護保険課		避難所班、要配慮者班
	こども課		避難所班、要配慮者班
	保健推進課		救護防疫班、避難者支援班
産業振興部	農業政策課		物資調達班
	商工観光課		物資調達班
	生活環境課		環境班、災害廃棄物処理プロジェクト
都市建設部	都市計画課		住宅支援班
	都市整備課		住宅支援班
	道路課		道路調査班
	下水道課		環境班
	水道課		水道班
会計管理者	会計課		電話対応班
市議会	議会事務局		議会班
教育委員会	学校教育課		避難所班、教育班
	生涯学習課		避難所班、教育班
	指導課		教育班
	学校給食センター		避難所班、物資調達班
	図書館		避難所班、教育班
農業委員会	農業委員会事務局		物資調達班
監査委員	監査委員事務局		電話対応班
社会福祉協議会			ボランティア班

別表4 災害対策本部の事務分掌（本部長：市長 副本部長：副市長、教育長）

各班に共通する事務			1. 班の庶務に関する事 2. 本部長、関係機関及び他の班との連絡・調整に関する事 3. 班内職員の動員、配備に関する事 4. 班の所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報のとりまとめ、及び本部長への報告に関する事 5. 班の所管施設の応急対策及び災害復旧計画のとりまとめならびに本部長への報告に関する事 6. 他の班への協力、応援に関する事 7. 応援の受入れや協定締結団体への連絡・要請に関する事 8. 班の活動状況、所管事項に係る被害状況の撮影、記録に関する事 9. 復興事業の実施に関する事
班	統括責任者	担当課	分掌事務
本部統括班	市長公室長	防災危機管理課	・災害対策本部の設置に関する事
			・防災会議その他関係機関との連絡に関する事
			・本部会議に関する事
			・各部班との連絡調整に関する事
			・追加で発生した災害対応の采配に関する事
			・予警報及び災害情報の受領、伝達に関する事
			・避難の指示その他本部長命令の伝達に関する事
			・職員の動員、解散の伝達に関する事
			・市防災行政無線の管理、運用に関する事
			・県、防災関係機関との連絡に関する事
			・消防団の招集、配備に関する事
			・自主防災組織との連絡に関する事
			・県、他市町村、自衛隊等への応援要請に関する事
			・広域消防本部との調整に関する事
			・水防本部及び水防活動に関する事
			・救出活動に関する事
			・災害救助法の適用申請に関する事
			・ライフライン（電気・ガス・通信）事業者、公共交通（鉄道・バス）事業者との連絡、調整に関する事
			・本部の対応状況の撮影、記録、保管に関する事
			・プロジェクトチームの構成員の選任に関する事
情報班		秘書課／常創戦略課／総務課／デジタル推進課	・住民への広報活動に関する事（秘書課）
			・報道機関との連絡及び記者会見等に関する事（秘書課）
			・本部長、副本部長の秘書に関する事（秘書課）
			・災害対策本部の庶務に関する事
			・被害状況、対応状況の把握及び取りまとめに関する事
			・本部の対応状況の撮影、記録、保管に関する事
			・災害視察者及び見舞客に関する事（秘書課）
			・情報セキュリティ対策に関する事（デジタル推進課）
			・庁内ネットワークシステムの管理運営に関する事（デジタル推進課）
復興計画班		常創戦略課／財政課	・復興方針及び復興計画の策定に関する事
			・災害応急対策に関する予算措置に関する事（財政課）
			・ふるさと納税の対応に関する事（財政課）
			・災害復興対策の予算に関する事

班	統括 責任者	担当課	分掌事務
資源管理班	市長公室長	資産活用課	・ 公有財産の災害調査に関すること
			・ 庁舎等の被害調査及び応急対策に関すること
			・ 庁用車両の管理、配車に関すること
			・ 燃料の確保に関すること
			・ 庁舎等の復旧に関すること
職員動員班	総務部長	人事課	・ 職員の安否確認に関すること
			・ 職員の動員、解散の伝達に関すること
			・ 全庁対応型の班への職員の動員に関すること
			・ 本部職員の休養及び健康管理に関すること
			・ 職員の心のケアに関すること
			・ 職員の食事の手配に関すること
			・ 災害活動従事者の食料等の確保に関すること
			・ 職員の派遣に関すること
			・ 応援職員の対応に関すること
			・ 派遣を受けた職員の経費負担に関すること
			・ プロジェクトチームの構成員の選任に関すること
被害認定調査班		課税課／収納課	・ 住家の被害認定調査に関すること
			・ 住家の被害認定調査結果の判定に関すること
			・ 罹災証明書の発行に関すること
			・ 被災住民への生活再建にむけた相談、相談窓口の設置に関すること
			・ 市税の延期及び減免に関すること
市民班	市民生活部長	市民課／ 市民と共に考える 課／人権推進課／ 暮らしの窓口課 （市民生活サービ ス係）	・ 行方不明者の搜索の受付に関すること
			・ 遺体安置所の設置管理に関すること
			・ 死体の処理及び埋火葬に関すること
			・ 住民からの問い合わせの対応に関すること
			・ 罹災証明書の発行に関すること
			・ 避難所外避難者への生活支援に関すること
			・ ボランティア（通訳、翻訳）の把握・要請に関すること
			・ 女性相談窓口の設置に関すること
			・ 外国人の安全確保に関すること
・ 被災住民への生活再建にむけた相談、相談窓口の設置に関すること			

班	統括 責任者	担当課	分掌事務
避難所班	福祉部長	社会福祉課／ 介護保険課／ こども課／ 健康保険課／ （保育所、幼稚園、公民館等）／ 暮らしの窓口課 （保健福祉サービス係）／ 学校教育課／ 生涯学習課／ 図書館／ 学校給食センター	・ 所管施設の災害調査及び災害対策に関すること（所管課）
			・ 避難所のマネジメントに関すること
			・ 福祉避難所の開設に関すること
要配慮者班		高 齢 福 祉 課 ／ 介護保険課 社会福祉課／ こども課／ 健康保険課	・ 要配慮者の救助救援、安否確認に関すること
			・ 保育所等の乳幼児・利用者の安全確保に関すること（こども課）
			・ 民間の障がい者施設の被害状況の把握に関すること（社会福祉課）
			・ 民間の高齢者施設の被害状況の把握に関すること（高齢福祉課）
			・ 障がい者福祉サービス等、利用者負担額の減免に関すること（社会福祉課）
			・ 介護保険料、利用者負担額の減免に関すること（介護保険課）
			・ 被災住民に対する心のケア対策に関すること（社会福祉課）
			・ 高齢被災者住民の問題行動への対応（高齢福祉課）
			・ 避難者の福祉避難所への送致に関すること
			・ 在宅要配慮者の保健指導に関すること
	・ 要配慮者の生活支援に関すること		
ボランティア班	社会福祉協議会／ 社会福祉課	・ 災害ボランティアセンターの設立、運営に関すること	
		・ 社会福祉課（要配慮者班）との連絡調整に関すること	
		・ 生活福祉資金の貸付に関すること	

班	統括 責任者	担当課	分掌事務
救護防疫班	市民生活部長	健康保険課／ 保健推進課	・災害医療情報の収集に関する事
			・救護所の設置調整に関する事
			・被災者の医療救護に関する事
			・医薬品、衛生材料、防疫活動に必要な物資等の調達に関する事
			・公私医療機関への情報伝達と調整に関する事
			・国民年金保険料、国民健康保険税の減免に関する事
			・防疫活動に関する事
避難者支援班	福祉部長	保健推進課／ 高齢福祉課／ 社会福祉課	・感染症予防及び指導に関する事
			・避難所・福祉避難所への巡回相談の実施に関する事
			・妊産婦及び乳幼児の保健指導に関する事
			・避難者への臨時健康相談、健康診断の実施に関する事
環境班		生活環境課／ 下水道課	・廃棄物処理施設の災害調査に関する事
			・住居敷地内の障害物の除去に関する事
			・愛玩動物の救護に関する事
			・関係施設の災害調査及び災害対策に関する事
			・し尿に関する事
			・仮設トイレの設置、管理及び収集に関する事
			・必要な機械器具、車両及び材料等の調達ならびに保管に関する事
物資調達班	産業振興部長	商工観光課／ 農業政策課 農業委員会事務局／ 学校給食センター	・関係施設の災害調査及び災害対策に関する事
			・食料、生活必需品等の調達に関する事
			・義援物資の受入れ、保管、仕分けに関する事
			・農地の応急対策に関する事（農業政策課）
			・農地内の障害物の状況把握ならびに除去に関する事（農業政策課）
			・農作物等の応急対策に関する事（農業政策課）
			・死亡獣畜の処理に関する事（農業政策課）
			・家畜伝染病の予防及び防疫に関する事（農業政策課）
			・雇用対策に関する事（商工観光課）
			・被災事業者への災害融資に関する事（商工観光課）
			・関係団体との連絡調整、協力要請に関する事
			・被災農林業者への災害融資に関する事

班	統括 責任者	担当課	分掌事務
住宅支援班	都市建設部長	都市計画課／ 都市整備課	・被災宅地、被災建築物応急危険度判定に関すること
			・避難所の応急危険度判定に関すること
			・市営住宅入居者の安否に関すること
			・市営住宅の点検、復旧に関すること
			・住家の被害認定調査への協力に関すること
			・被害家屋の応急修理に関すること
			・被災者の住宅のあっせん、提供に関すること
			・都市公園等の点検、修復に関すること
道路調査班		道路課	・道路の通行の規制に関すること
			・緊急輸送道路の確保に関すること
			・道路、橋梁、河川等の災害調査に関すること
			・道路、橋梁、河川等の復旧ならびに災害対策に関すること
			・応急復旧用土木資材及び機器の確保に関すること
			・土木作業用施設及び車両の管理に関すること
			・路上障害物の状況把握ならびに除去に関すること
水道班		水道課	・関係施設の災害調査及び災害対策に関すること
			・応急給水に関すること
			・被災地及び避難所における飲料水（上水道）の水質保全に関すること
	・必要な機械器具、車両及び材料等の調達ならびに保管に関すること		
	・節水、断水及び給水に係る広報に関すること		

班	統括 責任者	担当課	分掌事務
電話対応班	会計管理者	財政課／ 市民と共に考える課 人権推進課／ 会計課／ 監査委員事務局	・住民からの問い合わせ（電話受付）に関する事
			・災害経費の出納及び伝票の管理分類に関する事
			・災害対策の決算に関する事
			・風評による人権侵害等防止に関する事
議会班	議会事務局長	議会事務局	・議員の安否確認及び被災状況の把握に関する事
			・市議会災害対策会議との連絡に関する事
			・地域の被災状況等、情報収集に関する事
			・議員への情報提供に関する事
			・議員からの照会等への対応に関する事

班	統括 責任者	担当課	分掌事務
教育班	教育部長	学校教育課／ 生涯学習課／ 指導課／図書館	・関係施設の災害調査及び災害復旧対策に関すること
			・児童生徒の安全確保、安否確認に関すること
			・施設利用者の安全確保に関すること
			・避難所の応急危険度判定に関すること
			・学校教育施設及び教員の確保に関すること
			・所管施設における避難所の設置、管理及び運営の協力に関すること
			・災害時の応急教育に関すること
			・文化財の災害調査及び災害対策に関すること（生涯学習課）

別表5 プロジェクトの事務分掌

プロジェクト	主体となる課	分掌事務
生活再建 プロジェクト	防災危機管理課	・災害弔慰金、災害障害見舞金の支給に関すること
		・災害援護資金及び利子補給に関すること
		・被災者生活再建支援制度に関すること
		・被災住民への生活再建にむけた相談、総合窓口（相談窓口）の設置に関すること
		・災害見舞金の支給に関すること
災害廃棄物処理 プロジェクト	生活環境課	・災害廃棄物に係る情報の収集及び処理対策に関すること

【本部統括班、関係各班】

第2 本部長の職務代理者の決定

市長が不在等の場合は、以下の順位で職務代理者とする。

第1順位 副市長 第2順位 市長公室長 第3順位 総務部長

【議会班、関係各班】

第3 災害対策本部と市議会災害対策会議との情報共有

災害対策本部は、市議会議長・副議長及び常任委員会・議会運営委員会の各委員長からなる市議会災害対策会議と災害情報・対応等に関して情報を共有するとともに、同対策会議は市議会議員と情報を共有する。

この際、同対策会議の代表者が災害対策本部にオブザーバーとして参加できる。

【本部統括班、関係各班】

第4 現地災害対策本部の設置

本部長（市長）の責任のもと、本部統括班は、被災地において効率的な応急対策活動を必要とするとき、現地にあって災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

1 現地本部の設置及び廃止の基準

現地本部は、市の地域内に局地的な激甚災害が発生し、災害対策本部から遠隔地の場合、または、被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合など、本部長（市長）が現地での指揮の必要性を認めたときに本部統括班が現地本部を設置する。また、当該地域の応急対策が完了したと認められたとき、本部長（市長）の判断で本部統括班が現地本部を廃止する。

2 現地本部の組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部職員により組織される。現地本部長は、その都度、本部長（市長）が副本部長、本部員その他の職員の中から指名し、現地本部の職員は現地本部長の要請により災害対策本部職員の中から指名する。

第2章 災害情報の収集・伝達

第1節 災害情報の収集・伝達・報告

【本部統括班、情報班、電話対応班、関係各班】

第1 災害情報等の収集

災害関係の気象及び水防に関する警報、注意報及び情報の伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施し、被害を最小限に防止する。

1 気象警報・注意報等

平成22年5月27日から気象業務法に基づく警報・注意報等は市町村ごとに発表されるよう制度改正された。テレビなどでは、重要な内容を簡潔に伝えられるよう、これまでどおり広域的な範囲で報道していることが多い。本市の発表基準は、以下のとおりである。

常総市の警報・注意報等の発表基準（平成29年7月7日現在）

警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	23
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	147
	洪水		流域雨量指数基準	飯沼川流域=19.3、八間堀川流域=6.6、将門川流域=5.1、東仁連川流域=11.5
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	小貝川〔黒子・上郷・小貝川水海道〕、鬼怒川〔川島・鬼怒川水海道〕、利根川中流部〔芽吹橋〕
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
注意報	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	101
	洪水		流域雨量指数基準	飯沼川流域=15.4、八間堀川流域=5.2、将門川流域=4、東仁連川流域=9.2
			複合基準	鬼怒川流域= (5、66.8) ※1
			指定河川洪水予報による基準	小貝川〔上郷・小貝川水海道〕、鬼怒川〔川島・鬼怒川水海道〕、利根川中流部〔芽吹橋〕
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	雷			落雷等により被害が予想される場合
	濃霧	視程		100m
	乾燥			最小湿度 40%で、実効湿度 60% ※2
	低温			夏期：最低気温 15℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下
	霜			早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下
	着氷・着雪			著しい着氷・着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※2 湿度は水戸地方気象台の値。

土壌雨量指数：降った雨が土壌中にどれだけ貯まっているかを見積もり、土砂災害の危険性を示したもの

流域雨量指数：流域で降った雨の量や流下する時間などを考慮し、対象区域の洪水の危険度を示したもの

表面雨量指数：地面の被覆状況や地質、地形、勾配等を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの

注意報・警報以外にも、台風情報や記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報などの気象情報が、水戸地方気象台から発表される。また、平成25年8月31日から、警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の気象現象に対する「特別警報」が運用されている。

特別警報の発表基準

気象	大雨	十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、大雨になると予想される場合 ※雨に関する50年に一度の値(目安)【常総市】(平成30年3月8日現在) ・48時間降水量:294mm ・3時間降水量:120mm ・土壌雨量指数:209
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 ※50年に一度の積雪深:26cm(地点「つくば」の参考値)
地象	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
	地面現象	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、本市での発表基準は100mmである。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。

また、竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域(概ね一つの県)を対象に発表される。有効期間は発表から1時間で、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

このほか、気象庁は、全国111の活火山(近隣では富士山、箱根山、浅間山、那須岳)を対象として、噴火警報・噴火予報を発表している。

竜巻注意情報の発表例

〇〇県竜巻注意情報 第1号 平成××年4月20日10時27分 △△地方気象台発表〇〇県では、竜巻発生のおそれがあります。 竜巻は積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全を確保してください。この情報は、20日11時30分まで有効です。

2 火災気象通報

水戸地方気象台は消防法第22条の規定に基づき、市長が、茨城県知事から火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災警報を発令する。

(1) 火災気象通報実施基準

水戸地方気象台から茨城県知事に通報される火災気象の実施基準は、次のとおりである。

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合。 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

(2) 火災警報発令中の火の使用制限

火災警報発令中の火の使用制限は、次の各号による。

- ア 山林、原野等における火入れ
- イ 煙火の消費
- ウ 屋外における火遊びまたはたき火
- エ 屋外において、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近での喫煙
- オ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰または火粉の始末
- カ 屋外において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じる。

(3) 警戒広報

警戒広報は、火災警報が発令されたとき、及びその他に警戒を必要とするときに行う。

ア 広報担当

警戒広報は、消防本部（署）広報車等により、市街地、密集地または管内全域を巡回し行う。

イ 協力

広報のため必要があるときは、災害対策本部事務局統括班がこれに協力する。

ウ 通報

火災警報等が発令されたときは、火災警報等、通報要綱に基づき関係機関に通報する。

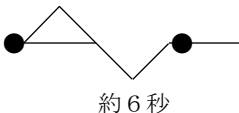
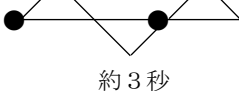
(4) 火災警報の解除

気象状況が平常気象に復したときまたは降雨、降雪等により、火災の危険が少なくなったときは、火災警報を解除する。

(5) 市民に対する周知の方法

市民に対する周知の方法は、サイレン、旗、吹流し、掲示板及び広報車等で行う。

火 災 警 報 信 号

種別	打鐘信号	余韻防止付きサイレン信号	その他の信号
火災警報 発令信号	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	約 30 秒  約 6 秒	掲示板 赤地に白文字形状及び大きさは適宜とする。 旗  赤 吹流し  赤 白
火災警報 解除信号	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● (1点2個と2点との斑打)	約 10 秒 約 1 分  約 3 秒	口頭伝達、掲示板の撤去 吹流し及び旗の降下

火災警報発令信号、火災警報解除信号は、各々一種または二種以上を併用することができる。

3 洪水予報河川の洪水予報

- (1) 水戸地方气象台、宇都宮地方气象台及び下館河川事務所は、共同で鬼怒川（田川放水路含む。）及び小貝川（大谷川含む。）の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する。これらの洪水予報は、下館河川事務所が県（土木部河川課）に通報し、県は各土木（工事）事務所を通じて市に伝達する。

なお、関係市町村への伝達は担当の河川（国道）事務所からも行われる。

また、水戸地方气象台は、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）のほか関係防災機関（N T T 東日本株式会社へは警報のみ）及び報道機関に通報する。さらに、洪水警報の表題のみN T T 東日本株式会社の通信系統により市に伝達する。

- (2) 気象庁予報部と国土交通省関東地方整備局は、共同で利根川（上流部）の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する。これらの洪水予報は、関東地方整備局が県（土木部河川課）に通報し、県は各土木（工事）事務所を通じて市に伝達する。

また、水戸地方气象台は、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）のほか防災関係機関（N T T 東日本株式会社へは警報のみ）及び報道機関に通報する。さらに、洪水警報の表題のみN T T 東日本株式会社の通信系統により市に伝達する。

4 水位周知河川の水位情報等

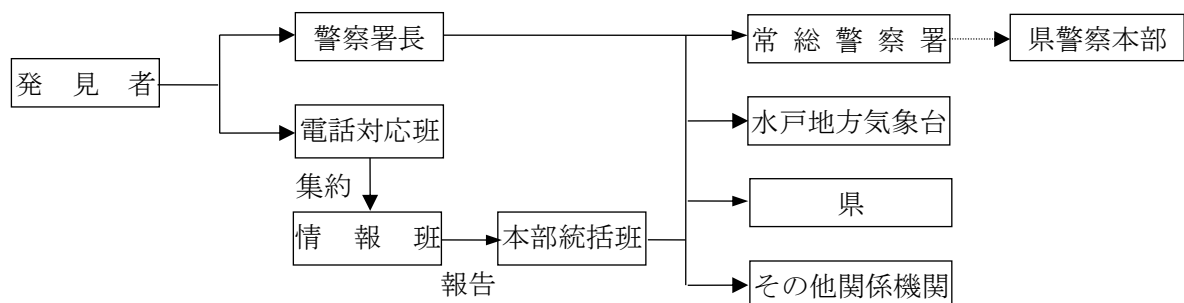
県【各土木（工事）事務所】は、県が管理する水位周知河川について、河川の水位が氾濫危険水位に達したときは、当該河川の水位または流量を示して、関係市町村に伝達する。

5 土砂災害警戒情報

土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害が発生するおそれが高まったときに、茨城県と水戸地方气象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。

6 異常現象の発見者の通報と措置

- (1) 災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市（市民からの通報は電話対応班が受け、情報班が集約し、本部統括班に報告）または警察署長に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- (2) 市民から通報を受けた警察署長は、その旨を速やかに本部統括班に通報する。
- (3) 発見者等から通報を受けた電話対応班は、内容を本部統括班に伝達し、本部統括班はその旨を遅滞なく、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）、水戸地方气象台及びその他防災関係機関に通報すると同時に、市民その他関係団体にも周知させる。



被害について収集する情報は、次表のとおりとする。

収集する情報	担当班
被害状況のとりまとめ	情報班
市内公有財産被害・役所庁舎被害	資源管理班（資産活用）
市職員被害	職員動員班（総務課）
廃棄物処理施設被害	環境班（生活環境課）
障がい者施設被害	避難所班（社会福祉課）
高齢者施設被害	避難所班（幸せ長寿課）
保育所施設及び児童被害	避難所班（こども課）
要配慮者被害	要配慮者班
市内医療機関及び水海道保健センター被害	救護防疫班（保健推進課）
農地・農作物・農業施設被害・家畜及び畜産施設被害	物資調達班（農政課）
商工観光施設被害	物資調達班（商工観光課）
道路・橋梁・河川被害	道路調査班
住家被害	被害認定調査班、住宅支援班
市営住宅被害・公園緑地被害	住宅支援班（都市計画課）
下水道・農業集落排水施設・排水路被害	下水道班（下水道課）
水道施設・配水池被害	水道班（水道課）
学校施設及び児童・生徒等被害	教育班（学校教育課）
社会教育施設被害・社会体育施設被害・文化財被害	教育班（生涯学習課）
学校給食センター被害	物資調達班（学校給食センター）

【本部統括班、情報班、住宅支援班、道路調査班、関係各班】

第2 被害状況等の把握

1 各機関の報告に基づく概況把握

各班が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、情報班が取りまとめ、本部統括班を通じて本部長に報告する。総括された情報は、班長会議を定期的に開催するなどし、本部事務局内において適切に共有する。

2 重点的に把握すべき被害概況

情報収集や調査を担当する関係各班は、次の被害については特に留意して調査、報告を行う。

- (1) 建築物の被害状況
- (2) 道路、鉄道の被害
- (3) がけ崩れの状況
- (4) 道路渋滞の状況
- (5) 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）
- (6) 浸水の被害状況

【本部統括班、情報班、市民班、住宅支援班、道路調査班、関係各班】

第3 被害情報・措置情報の収集・伝達

1 被害情報・措置情報の種類

(1) 被害情報

情報収集や調査を担当する関係各班は、死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、道路・鉄道被害、公共施設被害等に関する以下の情報を収集する。

- ア 被害発生時刻
- イ 被害地域（場所）
- ウ 被害様相（程度）
- エ 被害の原因

(2) 措置情報

- ア 災害対策本部の設置状況
- イ 主な応急措置（実施、実施予定）
- ウ 応急措置実施上の措置
- エ 応援の必要性の有無
- オ 災害救助法適用の必要性

2 被害情報収集・伝達活動

- (1) 情報収集や調査を担当する関係各班は、自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集して情報班へ報告し、本部統括班が、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報を報告する。

- ア 市災害対策本部が設置されたとき。
- イ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

- (2) 確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、災害応急対策完了後10日以内に行う。

- (3) 本部統括班は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について県に連絡する。

- (4) 本部統括班は、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、第一報を県に加え、国（消防庁）に対しても、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合、本部統括班は第一報後の報告についても、引き続き国（消防庁）に対しても行う。

- (5) 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、本部統括班がその旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

- (6) 本部統括班は、地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。
- (7) 本部統括班は、大規模災害により被災した場合は、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市町村行政機能チェックリストにより県に報告する。
- ア トップマネジメントは機能しているか
 - イ 人的体制（マンパワー）は充足しているか
 - ウ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか
- (8) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市民班は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関が行う情報収集に基づき、正確な情報を把握する。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

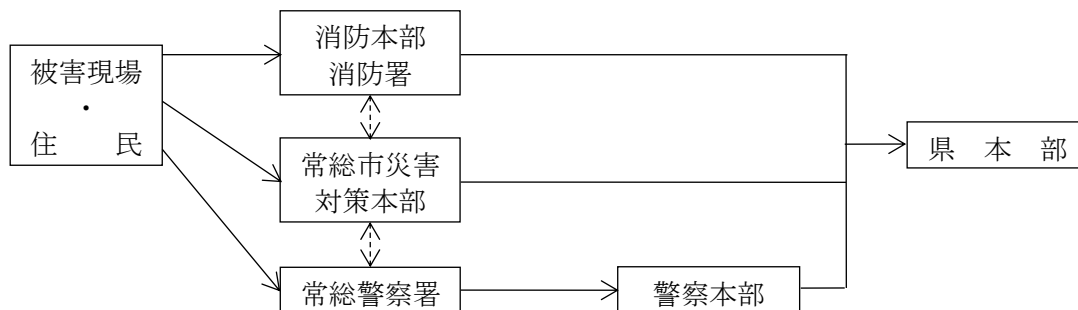
国（消防庁）への連絡先

回線別	区分	平日（9：30～18：15）※応急対策室	左記以外※宿直室
N T T 回 線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
消 防	電 話	90—49013	90—49102
	F A X	90—49033	90—49036
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	電 話	T N—048—500—90—49013	T N—048—500—90—49102
	F A X	T N—048—500—90—49033	T N—048—500—90—49036

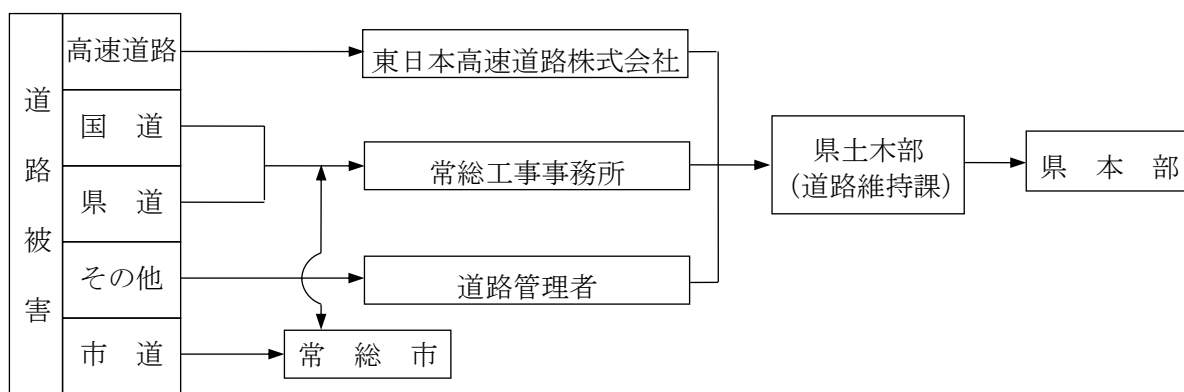
3 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

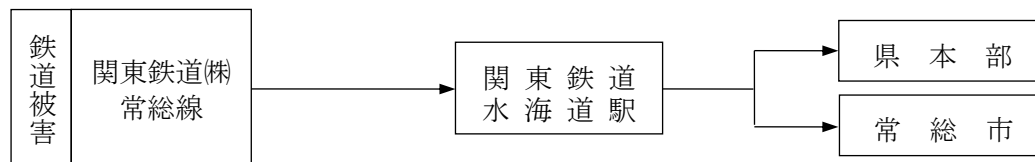
(1) 情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）



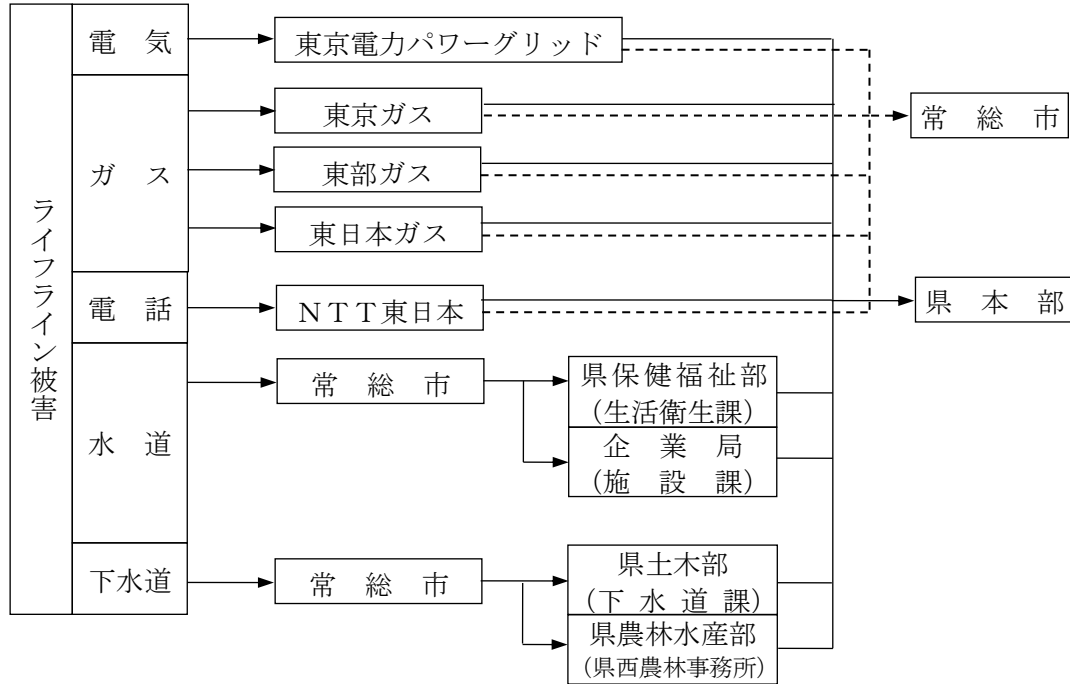
(2) 情報収集・伝達系統2（道路被害）



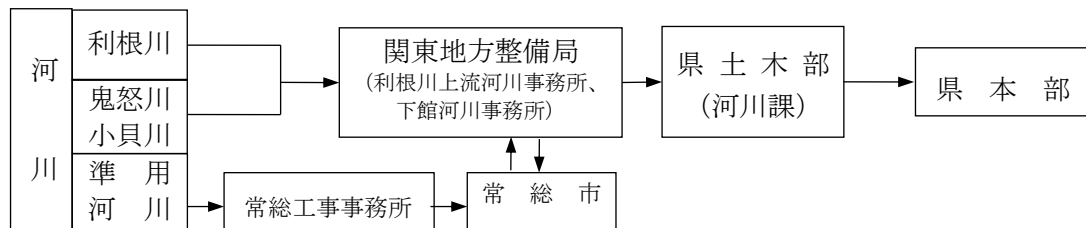
(3) 情報収集・伝達系統3（鉄道被害）



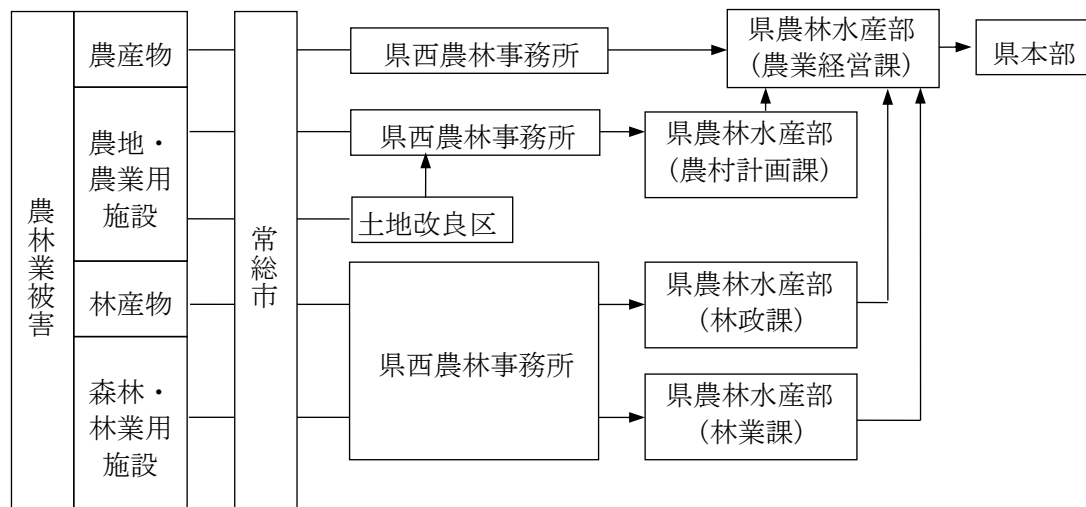
(4) 情報収集・伝達系統4（ライフライン被害）



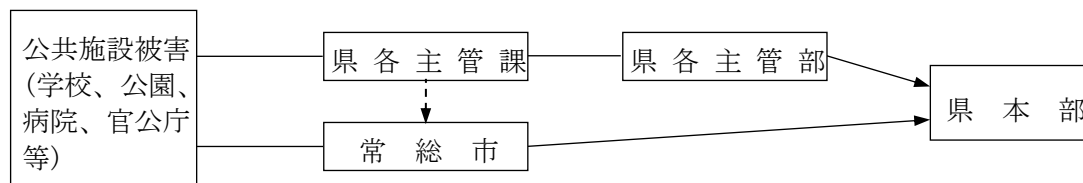
(5) 情報収集・伝達系統5（河川）



(6) 情報収集・伝達系統6（農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地）



(7) 情報収集・伝達系統7（その他公共施設）



【本部統括班、情報班、関係各班】

第4 災害対応の記録

各班で所有するカメラやビデオを用い、被害状況や、災害対策本部の対応状況を可能な限り正確に記録する。記録した情報は情報班に報告し、情報班は、報告内容を保管に適した書類簿冊等として取りまとめ、本部統括班に報告する。取りまとめた情報は庁内で速やかに共有し、あわせて本部統括班が県や関係機関に伝達する。

第2節 通信手段の確保

防災関係機関と相互に協力して、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保する。

【本部統括班、情報班、関係各班】

第1 関係機関との連絡方法

本部統括班は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、次の方法により県や防災関係機関と連絡を取り、得た情報は情報班を通じて市民に報告または通報する。防災行政無線や防災ラジオ及び登録制メールの配信は、防災危機管理課が主体となって防災行政無線室にて行う。

連絡機関	連絡方法
市 ↔ 県	県防災行政無線、電話、電報、電子メール
市 ↔ 警察署	電話、使送
市 ↔ 消防署	県防災行政無線、電話、使送、専用直通内線通話
市 ↔ 消防団	電話、市防災行政無線（同報系）
市 ↔ 市民	市防災行政無線（同報系）、防災ラジオ、広報車

【本部統括班、資源管理班】

第2 公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能もしくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話または電報を利用する。

1 非常・緊急通話用電話の指定

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、市は、あらかじめNTT東日本茨城支店長に対し、電話番号を指定し災害時優先電話としての承認を受けている。

市内における災害時優先電話の設置状況は、資料編のとおりである。

資料編 ○災害時優先電話登録回線一覧

2 非常・緊急通話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすい。

なお、相手等の通信設備の被害状況などによってつなぐことのできない場合もある。

3 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を頼信する場合は、本部統括班が発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と朱書して電報取扱局に申込む。なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、本庁の電話番号及び頼信責任者名を電報取扱局に申し出る。非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、次表のとおりである。

緊急通話・緊急電報の内容等

区分	通 話 及 び 電 報 の 内 容	機 関 等
緊急通話	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命に係る事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	1 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間 2 緊急事態の発生的事实を知った者と1の機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	1 警察機関相互間 2 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3 国会議員または地方公共団体の長もしくはその議会の議員の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
	5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	1 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 2 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 3 預貯金業務を行う金融機関相互間 4 国または地方公共団体の機関相互間
緊急電報	1 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告または警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	1 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間 2 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と1の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	1 警察機関相互間 2 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員または地方公共団体の長もしくはその議会の議員の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受けまたは指示を与えるために必要な事項	船舶と病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	1 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 2 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 3 預貯金業務を行う金融機関相互間 4 国または地方公共団体の機関相互間

【本部統括班、情報班】

第3 電話の輻輳対策

本部統括班は情報班を通じて、大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、NTT東日本が開設する地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする災害用伝言ダイヤル“171”の利用方法等に関する情報を提供する。

【本部統括班、資源管理班】

第4 公衆電気通信設備が利用できない場合

1 他機関の通信設備の使用等

本部長（市長）は、災害に関する予警報の伝達等、災害対策基本法第55条及び第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法第3条第4項第3号に掲

げる者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる。

(1) 使用または利用できる通信設備

- 警察通信設備 ○鉄道通信設備 ○消防通信設備 ○自衛隊通信設備
- 気象通信設備 ○水防通信設備 ○電力通信設備

(2) 事前協議

本部長（市長）は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、本部統括班を通じてあらかじめ当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておく（災害が発生した場合の災害対策基本法第79条に基づく優先使用を除く）。なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。

(3) 警察通信設備の使用手続

警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合、警察本部との協定に基づき、本部統括班が警察電話使用申込書によって使用申請を行う。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話または口頭により行う。

2 非常通信の利用

本部長（市長）及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないかまたはこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用する。なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ茨城地区非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておく。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきかを判断のうえ行う。

(1) 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるものまたはこれに準ずる。

- ア 人命の救助に関するもの
- イ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ウ 緊急を要する気象等の観測資料
- エ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ク 遭難者救護に関するもの
- ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- コ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- サ 災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(2) 取扱い無線局

官公庁、会社、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外

の通信を取り扱うことができることとなっている。ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておく。

(3) 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（用意できなければどんな用紙でもよい。）に電文形式（片仮名）または平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

ア 宛先の住所・氏名（職名）及び（分かれば）電話番号

イ 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。

ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって、次のマスをあけない。

エ 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

3 放送の利用

本部長（市長）は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合または著しく困難な場合においては、「災害時における放送要請に関する協定」により、知事（県）を通じてNHK水戸放送局及び株式会社茨城放送に災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を要請する。

4 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合、各防災関係機関は使送により通信を確保する。

5 アマチュア無線の活用

前各号により通信を確保するが、これらにより通信の確保が困難な場合は、市内のアマチュア無線局の協力を求め、通信を確保する。

6 自衛隊への通信支援

本部統括班は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事（県）に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を要求する。なお、自衛隊の派遣要請の手続き等については、第4編第3章第1節「自衛隊災害派遣要請の実施及び受入体制の確保」に規定するとおりである。

第3節 災害情報の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心を安定させ秩序を維持するとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と協力して、災害及び応急対策の状況等を迅速かつ的確に周知するよう広報活動を行う。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、在日外国人、訪日外国人等情報が入手困難な被災者等に対する情報の伝達に配慮する。

災害が終息してからは、民心の安定と速やかな復旧のため、広聴活動を展開し、災害地市民の動向と要望事項を把握する。

【情報班】

第1 広報活動

1 実施責任者

災害時の広報活動は、情報班が行う。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、各班において積極的に関係機関へ伝達し、事後、本部統括班に報告する。

2 広報内容

(1) 市民に対する広報内容

情報班（秘書課）は、各班と連携して被災地の市民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。また、聴覚障がい者に対する広報は特に留意し、文書を用いたり、近隣住民や消防団等による個別訪問を実施したりする。

- ア 避難指示等が発令されている地域及び内容
- イ 避難所・救護所の開設状況
- ウ インフラ関係の被害状況、復旧状況
- エ 鉄道・バス等の交通状況
- オ 遺体の安置場所・死亡手続き等の情報
- カ 被災者への相談サービスの開設状況
- キ 救援物資・食料・水の配布等の状況
- ク 流言・飛語防止・犯罪防止の呼びかけ
- ケ 災害廃棄物仮置場の開設状況
- コ その他住民に周知すべき情報

その他、必要に応じて市外の住民に対する広報を行う。

(2) 被災地外の市民に対する広報内容

情報班は、被災地外の市民に対して、被災地内への広報内容のほか、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけに関する広報を行う。

- ア 被災地への見舞電話自粛の呼びかけ
- イ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ウ 被災地への物資支援に関する呼びかけ（必要な支援物資・十分に足りている物資の情報等）

災害時に有効な伝達手段及びその特色

伝達手段	特色
市防災行政無線	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用。
防災ラジオ	〃
広報車による呼びかけ	〃
消防団による呼びかけ (避難広報)	〃
立看板・掲示板	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効。
情報紙	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ。
新聞折り込み	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能。
市ホームページ	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障がい者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人等も市の情報が入手可能。
メール・SNS	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能。
緊急速報メール	

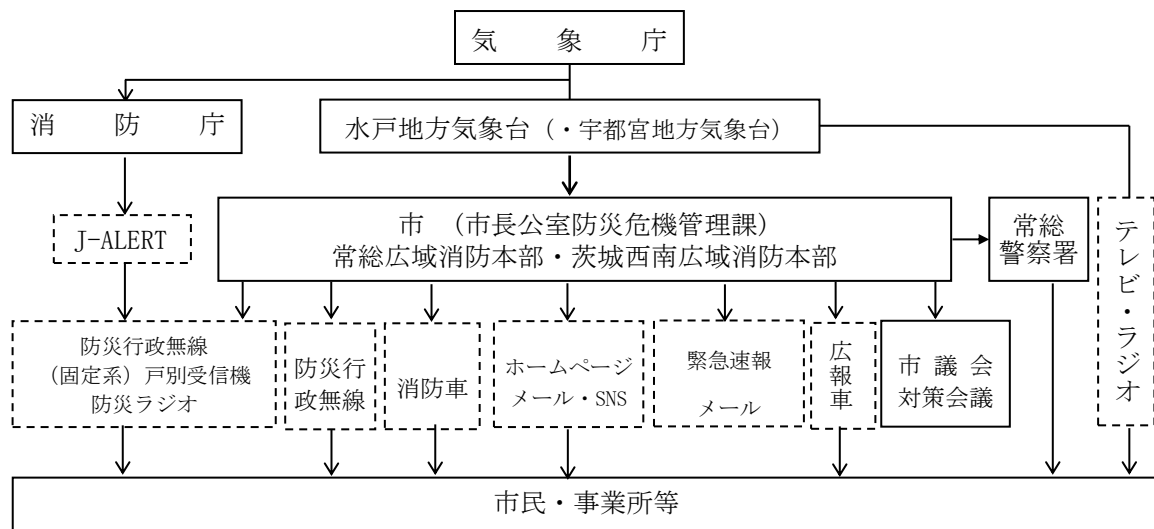
(3) 市民等からの問合せに関する対応

市民班は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答する。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報を収集するとともに、安否情報の提供にあたっては、被災者の個人情報の管理を徹底する。

3 広報手段

情報班は、保有する人員、資機材を活用して市民や事業所に対して効果的な広報活動を行う。



災害時の主な広報機関及び広報手段

(1) 広報資機材の活用

広報手段としては、次のようなものがある。

- ア 市防災行政無線（同報系）
- イ 防災ラジオ
- ウ 広報車による呼びかけ
- エ ハンドマイク等による呼びかけ

- オ ビラの配布
- カ インターネット（ホームページ、メール、SNS等）
- キ 立看板、掲示板
- ク Lアラート
- ケ 消防団の消防車

(2) 自衛隊等への広報要請

情報班は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、本部統括班を通じて県、自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(3) Lアラートの活用

情報班は、避難指示等を発令または解除した場合及び避難所を開設または閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信する。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により情報班が上記の情報送信を実施することができない場合は、市に代わり県が実施する。

4 広報活動

情報班は、電話対応班に対し、最新の情報を提供し、市民からの問い合わせに回答できるように努め、一般市民に対する災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくとりまとめて広報を行う。また、広報車を利用する際は、各地区で分担を定め、効果的な広報を行うとともに、災害発生時には地区毎の被害状況や電気、水道等の復旧状況についても適切な広報を行い、人心を安定させる。

(1) 災害発生前の広報

情報班は、災害に対するあらゆる情報を収集して災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ広報活動を実施する。

(2) 災害発生後の広報

ア 情報班は、災害状況を迅速かつ的確に把握し、被害の推移、避難指示等、応急措置の状況と人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請する。

イ 情報班は、あらゆる広報手段を活用し、また防災関係機関と連携して迅速に行う。

ウ 台風など事前に予測可能な災害については、予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民にわかりやすく適切に状況を伝達する

5 庁内連絡

本部統括班及び情報班は、災害情報及び被害状況の推移を庁内情報システム、庁内放送、市防災行政無線を利用し、職員に周知させる。また、各班に対し実施すべき事項及び伝達事項を併せて放送する。

【情報班】

第2 報道機関対応

1 広報資料の作成

情報班は、被害状況の確認、記録の保存のため、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集するほか、各関係機関と緊密な連絡をとり、また情報の提供を求めて資料の作成にあたる。

- (1) 広報担当者、他班及び関係機関が撮影した災害写真
- (2) 災害応急対策活動取材した写真

(3) 各関係機関及び市民等が撮影した災害及び応急対策の写真

2 報道機関に対する協力及び発表

(1) 報道活動への協力

情報班は、報道機関から災害関係資料等の提供を依頼された場合、出来る限り提供する。

(2) 報道機関への発表

ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長（市長）が必要と認める情報について、情報班が速やかに実施する。

イ 発表は、原則として情報班が実施する。なお、必要に応じ各班において発表する場合は、情報班に発表事項及び発表場所等について了解を得て、発表後速やかにその内容について報告する。

ウ 情報班は、報道機関に発表した情報を、必要な班及び関係機関に送付する。

エ 情報班は、災害に関する情報を報道機関に発表する場合、原則として県の災害対策本部と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。

第3章 応援・受援

第1節 自衛隊災害派遣要請の要求の実施及び受入体制の確保

災害に際し、人命または財産の保護のために必要がある場合には、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

【本部統括班】

第1 自衛隊に対する災害派遣要請

1 実施責任者

本部長（市長）の判断のもと、本部統括班は知事（県）に対し、災害派遣の要請の要求を行う。
本部統括班は、必要に応じて、その旨及び町の当該地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

2 災害派遣要請基準

なお、自衛隊の災害派遣の実施は、以下の3要件が基準となる。

- | |
|--|
| ① 公共性
公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。 |
| ② 緊急性
差し迫った必要性があること。 |
| ③ 非代替性
自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。 |

3 災害派遣要請の範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による空輸は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けしまたは譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、市民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 災害派遣要請の手続

本部長（市長）が自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、本部統括班は「自衛隊の災害派遣要請について（依頼）」により、知事（県）にその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

なお、緊急避難、人命救助のように事態が急迫し、知事（県）に要請を依頼する余裕がない場合は、直接陸上自衛隊施設学校（警備課防衛班）または古河駐屯地第1施設団（第3科防衛班）等に通報し、事後速やかに所定の手続を行う。

5 災害派遣要請先

(1) 県

担当部課名	電話番号	FAX番号	県防災行政無線
防災・危機管理部 防災・危機管理課	(029)301—2879 勤務時間外 (029)301—2885	(029)301—2898	電話 008—100—8401 FAX 008—100—8300 勤務時間外 電話 008—600—8401 FAX 008—600—8300

(2) 自衛隊

区 分	部 隊 等 の 長 (所 在 地)	連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉 3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地 当直司令	(029) 274—3211 内線 時間中 234 時間外 302
陸上自衛隊	第一施設団長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見 1195)	第3科長	団当直長	(0280) 32—4141 内線 時間中 236 時間外 203 防災行政無線 008—767—4031
航空自衛隊	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里 170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	(0299) 52—1331 内線 時間中 231 時間外 215
茨城地方協力本部	茨城県水戸市三の丸 3-11-9	—	—	代表(029)231-3315 代表(029)231-3317

6 自衛隊との連絡

本部長（市長）は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、本部統括班を通じて迅速かつ的確な状況把握、及び陸上自衛隊施設学校（警備課防衛班）または古河駐屯地第1施設団（第3科防衛班）等への通報を行うほか、必要な情報の交換をする。

【本部統括班】

第2 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生または発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ余裕がないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- 4 その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待つ余裕がないと認められること。

【本部統括班】

第3 災害派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるようにする。

1 災害派遣部隊到着前

- (1) 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- (2) 連絡職員を指名する。
- (3) 派遣部隊の展開、宿営のための後方支援拠点等を準備する。

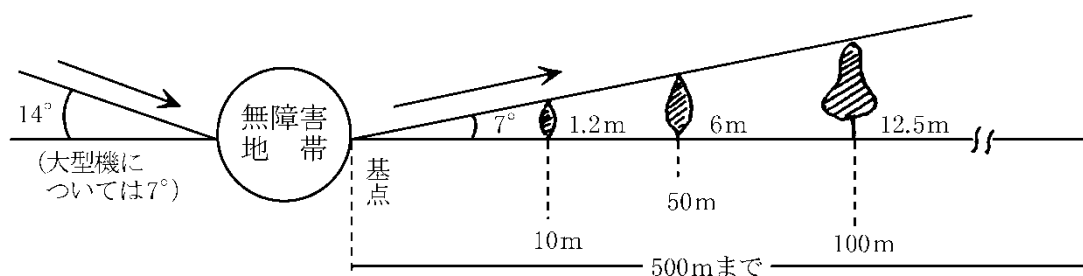
2 災害派遣部隊到着後

- (1) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- (2) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を知事等災害派遣要請者に報告する。

3 ヘリコプターの受入れ

本部長（市長）は、本部統括班によりヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、次の事項に留意し受入体制を整える。

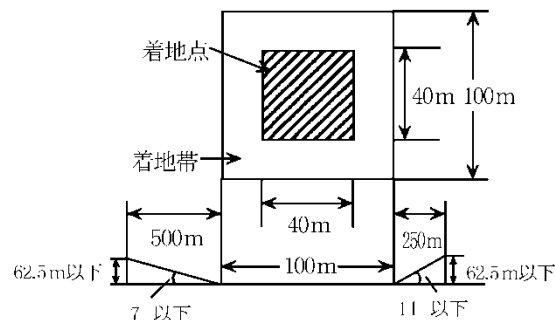
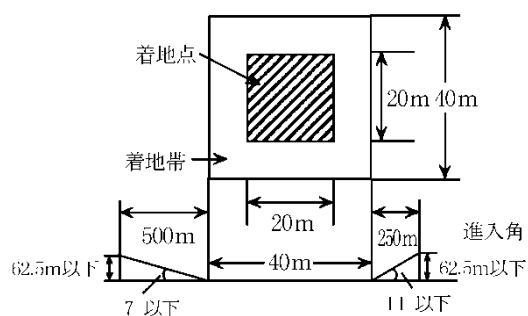
- (1) 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。



ア 離着地点及び無障害地帯の基準

① 中型機（UH-1・2、UH-60J）の場合

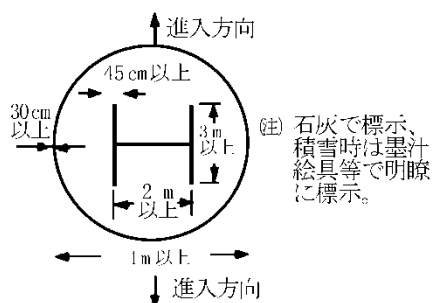
② 大型機（CH-47）の場合



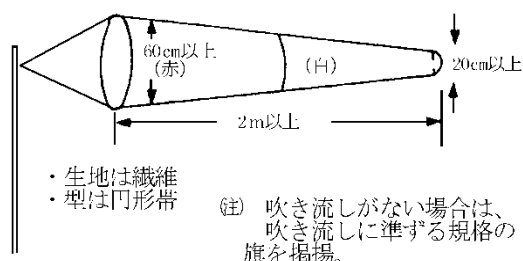
イ 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

- (2) 離着地点には、下記基準の㊦記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

ア ㊦記号の基準



イ 吹き流しの基準



(3) 危害予防の措置

ア 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせ
ない。

イ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ず
る。

(4) 災害応急ヘリコプター離着陸場

本部統括班等が災害応急対策のため自衛隊ヘリコプターの派遣を要請する場合は、資料編に
掲げるヘリコプター離着陸場または他の適切な場所に前記(1)及び(2)の要領により設営する。
なお、ヘリポート予定地内への車両の乗り入れ等を規制し、ヘリコプターの発着に支障をきたさ
ぬよう措置を講ずる。

資料編 ○ヘリコプター離着陸場

【本部統括班】

第4 災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、本部統括班は、「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について
(依頼)」により、速やかに知事（県）に対して撤収要請を依頼する。

【本部統括班】

第5 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、派遣を受けた場合に市が負担する経費は、おおむね次
のとおりである。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と本部統括班が協議する。

- 1 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

第2節 応援要請の実施及び受入体制の確保

市内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合に備え、積極的に相互応援協定を締結するとともに、災害時には、迅速かつ的確に応援要請の手続き及び受入体制の確保を行う。

【本部統括班、関係各班】

第1 応援要請の実施

本部統括班は、災害の規模や被害状況から、国や県、自衛隊等の協力が必要と認められるときは、災害対策基本法や自衛隊法、消防組織法及び相互応援協定により、速やかに関係機関に協力を要請する。また、これらの要請に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事（県）に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

1 実施責任者

県、他市町村等への応援要請は、本部長（市長）の責任のもとで本部統括班が行う。

2 応援要請

(1) 他市町村への要請

本部長（市長）が市内における適切な応急対策を実施するため必要があると認めるときは、「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、本部統括班は他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

(2) 県への応援要請または職員派遣の斡旋

本部長（市長）が県または指定地方行政機関等に応援もしくは職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって本部統括班が要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

本部統括班は、県があらかじめ作成する、災害時（その後の復旧・復興対策を含む）における市町村からの応援要請に対する派遣職員リストの作成に協力する。

ア 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

イ 職員派遣斡旋時に記載する事項

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

(3) 国の機関に対する職員等の派遣の要請

本部長（市長）が市内における災害応急対策または災害復旧のため必要があると認めるときは、本部統括班は指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員等の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する人員・機械等
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他派遣について必要な事項

なお、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所では、当該事務所が保有する災害対応用機械の派遣制度を設けている。

(4) 民間団体等に対する要請

本部長（市長）が、市内における災害応急対策または災害復旧のために必要があると認めるときは、各班は民間団体に協力を要請する。

【本部統括班、職員動員班、関係各班】

第2 応援受入体制の確保

1 連絡体制の確保

応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、本部長（市長）は迅速かつ的確にその状況を把握し、本部統括班が県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

2 受入体制の確保

(1) 応援・受援窓口の設置

応援・受援に係る県及び他市町村等との総合調整を行うための専門窓口として、応援・受援窓口を本部統括班に定める。

また、各班にも応援・受援窓口を設置し、本部統括班の応援・受援窓口との調整を行う。

本部統括班の応援・受援窓口の主な役割は、以下のとおりとする。

ア 応援・受援に関する状況把握・とりまとめ

各班の応援・受援窓口から応援活動のニーズ／状況の情報を収集し、とりまとめる。（何が、何を／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か／受けているか）

イ 資源の調達・管理

- ① 応援活動のニーズと現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
- ② 被害状況を基に今後求められる業務内容を検討し、必要となる応援を見積もる。
- ③ 今後、必要となる人的・物的資源の応援を要請する。
- ④ 人的／物的資源に対する要請・応援活動の内容を、応援・受援管理帳票に整理し、適切な管理を行う。

応援・受援管理帳票に記載する事項

	主な記載事項
応援要請側（町）の情報	・ 応援要請の内容（時間、場所、作業） ・ 応援要請を行った班名、担当者名、連絡先
応援要請先の情報	・ 応援要請先の自治体、会社等の情報 ・ 応援要請先の担当者名
応援資源の情報	・ 資源（人的／物的）の区分 ・ 資源の内容 ・ 資源の人数（個数） ・ 資源の要請場所（到着場所） ・ 資源の派遣（送付）手段 ・ 資源の出発（送付）予定及び到着予定 ・ 資源の到着日時 ・ 資源の待機（集積）場所 ・ 派遣（貸借）の終了予定日
備考	・ 返却義務の有無（物的） ・ 応援要請に係る協定等
帳票記入者の情報	・ 管理帳票の記入時刻、記入者名

ウ 応援職員への支援

- ① 職員動員班を通じ、応援職員の待機場所、応援職員によるミーティングが開催できる執務環境を提供する。
- ② 職員動員班を通じ、各班の応援・受援窓口が、応援職員に対して適切な執務環境を提供しているか把握する。

エ 庁内調整

- ① アでとりまとめた結果を、各班の応援・受援窓口に共有する。
- ② 調整の必要を検討し、必要がある場合には調整会議を実施する。

オ 調整会議の開催

- ① 全体調整が必要な際、調整会議を開催・運営する（関係班の応援・受援窓口の参加）。
- ② 必要に応じて、各班での意思決定に関わる職員へも参加を求める。

カ 専門性の高い業務に関する応援職員の要請

各班の所管する専門性の高い業務に関する応援は、必要に応じて本部統括班の応援・受援窓口を通さず、直接各班の応援・受援窓口から要請を行う。この場合、各班は本部統括班へ事後報告を行い、本部統括班が応援・受援管理帳票に記載する。

(2) 受入施設の整備

本部長（市長）の責任のもと、職員動員班は県及び他市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設として次の施設を定めているが、災害時に迅速に対応できるよう、整備しておくとともに、民間の物流倉庫等との協定締結を検討する。また、応援職員や防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておく。

地区区分	施設名	所在地	電話番号
水海道地区	ふれあい館	常総市水海道天満町 2472	(0297) 23—2233
	水海道総合体育館	常総市坂手町 3552	(0297) 27—1211
石下地区	常総ひかり農業協同組合 石下野菜集出荷所	常総市大沢 222	(0297) 42—1400

3 経費の負担

応援団体が支援に要した費用は、その内容が協定等に基づく場合は、協定等により定めた方法によるものとし、基づかない場合は、常総市受援計画に定める方法をもとに、必要に応じて応援自治体等と協議を行う。費用の管理は、市の職員動員班が行う。

【本部統括班、職員動員班】

第3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

1 応援要請

本部統括班は、自地域の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合には、他の消防機関に対し「茨城県広域消防相互応援協定書」等に基づく応援要請を速やかに行う。

なお、応援派遣要請を必要とする災害規模としては、次のとおりである。

- (1) その災害が、協定市町村に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防御するため、協定市町村が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- (4) その他必要と認める場合

また、上記の消防相互応援協定をもってしても対応できない場合は、知事（県）に対し電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

消防本部は、消防相互応援協定または知事（県）の指示に基づき応援要請を受けた場合、また、緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、市の消防活動を応援する。特に、近隣市町村の被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

2 応援受入体制の確保

- (1) 受入窓口の明確化

応援受入窓口は、災害対策本部事務局とする。

- (2) 受入施設の整備

本部長（市長）の責任のもと、本部統括班は、人や物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

- (3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- ア 災害状況の情報提供、連絡・調整
- イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示
- ウ 部隊の活動拠点の整備・提供
- エ 消防活動資機材の調達・提供

- (4) 経費負担

経費の負担は、「茨城県広域消防相互応援協定書」によるものとし、必要に応じて、応援市町村等と協議を行い定める。

【職員動員班】

第4 応援隊の派遣

他市町村等で災害が発生した場合には、各種相互応援協定及び知事（県）の指示により、職員動員班は職員を被災地に派遣し、被災自治体の活動を応援する。職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定すると共に、宿泊場所についても考慮する必要がある。特に、近隣市町村での被害に対してはあらかじめ計画を定めておくこと等により、直ちに出動できる体制を確保する。

第4章 応急公用負担と労働力の確保

第1節 従事命令等

災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できない場合には、賃金職員等の雇上げ及び民間団体の協力により必要な要員を確保する。

【職員動員班】

第1 従事命令等の種類

職員動員班が実施する災害応急対策に必要な要員の確保は、本部長（市長）が責任者として実施する。ただし、災害の程度、規模等により、市において要員の確保ができないときは、必要な要員の応援を県に調達または斡旋を要請する。

法に定める従事命令等については、行使者により以下のような種類がある。

1 本部長（市長）が行使する従事命令（法第65条）

本部長（市長）は、防災上応急措置を実施するため、緊急の必要があるときは市内の市民または実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

また、本部長（市長）及びその委任を受けた市職員が現場にいないか、その者から権限行使を要求されたときは、警察官が命令できる。（同条第2項）

災害派遣要請を受けて出動した自衛官は、本部長（市長）及びその委任を受けた市職員が現場にいないときは命令できる。（同条第3項）

災害発生により市が事務の大部分以上を行えなくなったときは、県知事が職権を代行する。（法第73条）

2 県知事が行使する命令（法第71条関係）

県知事は、以下の職権を行使することができる。

本部長（市長）は、県知事の職権の一部を委任された場合、委任された職権を行使することができる。

(1) 従事命令

以下の者（災害救助法施行令第10条に規定）に対し、応急措置に従事させる命令。

- ア 医師、歯科医師または薬剤師
- イ 保健師、助産師または看護師
- ウ 土木技術者または建築技術者
- エ 大工、左官またはとび職
- オ 土木業者または建築業者及びこれらの従業者
- カ 地方鉄道業者及びその従業者
- キ 軌道経営者及び従業者
- ク 自動車運送業者及びその従業者
- ケ 船舶運送業者及びその従業者
- コ 港湾運送業者及びその従業者

(2) 協力命令

応急措置を要する者及びその近隣者を応急措置に協力させる命令。

(3) 管理

以下の施設（災害救助法施行令第6条に規定）を、施設の有する人員機材を一体として応急措置に動員すること。

ア 病院、診療所

イ 助産所

ウ 旅館

エ 飲食店

3 警察官が行使する命令（警察官職務執行法第4条関係）

警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができる。

4 消防吏員または消防団員が行使する命令（消防法第29条関係）

消防吏員及び消防団員は、消火もしくは延焼の防止、または人命の救助のために必要があるときは、火災が発生するおそれがある、または発生した消防対象物及びこれらのもののある土地を使用、処分またはその使用を制限することができる。

第2節 物的応急公用負担

応急措置に必要な土地建物や土石などが緊急に必要なときは、他人の所有するそれらを一定の手続きのもとで使用または収用できる。これを物的公用負担といい、以下のとおり法に定められている。

【職員動員班】

第1 種類

災害対策基本法第64条により、応急公用負担できるものは、以下のとおりである。

- 1 土地、建物その他の工作物の一時使用
- 2 土石、竹木その他の物件の使用及び収用

【職員動員班】

第2 実施者

応急公用負担の実施者は、優先順位ごとに以下のとおりとする。

- 1 本部長（市長）（災害対策基本法第64条第1項）
- 2 本部長（市長）の委任を受けて職権を行う市職員（地方自治法第153条第1項）
- 3 1、2のいずれも現場にいない場合またはこれらの者から要求があった場合、警察官（災害対策基本法第64条第7項）
- 4 1、2、3のいずれも現場にいない場合、自衛隊法により災害派遣を命じられた自衛隊の部隊等の自衛官（災害対策基本法第64条第8項）

【職員動員班】

第3 実施手続き（法施行令第24条）

権限を行使する場合は、その占有者、所有者その他当該土地建物に権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、当該土地建物等の名称または種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間または期日のその他必要な事項を通知しなければならない。占有者等の氏名及び住所が不明のときは、市庁舎、管轄の総合出張所または警察署に掲示しなければならない。

【職員動員班】

第4 実施上の注意事項

- 1 本部長（市長）に代わり職権を行使した警察官、及び自衛官は、直ちにその旨を本部長（市長）に通知しなければならない。（災害対策基本法第64条第7項及び第8項）
- 2 土地、建物等の一時使用及び土石、竹木等の物件の使用もしくは収用により通常生ずべき損失については、処分を実施した国または地方公共団体が補償しなければならない。（法第82条）

第3節 労働力の確保

災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労働力を市職員以外に求めるときは、自治会、ボランティア、企業への委託等を検討するほか、以下の手続きにより常総公共職業安定所や、その他人材派遣会社を通じて日雇求職者の斡旋を要請する。

【本部統括班、職員動員班】

第1 雇上げの方法

本部長または市長名で、文書または口頭により要請する。

要請を行う場合は、以下の事項を明らかにする。

- 1 求人者名（本部長または市長）
- 2 職種別の所要労務者数
- 3 作業場所及び作業内容
- 4 労働条件
- 5 宿泊施設の状況
- 6 その他必要な事項

【要配慮者班】

第2 民間団体への協力要請

要配慮者班は、円滑に災害応急対策を実施するため、常総市赤十字奉仕団等の民間団体へ協力要請を行う。

【本部統括班、職員動員班】

第3 災害救助法による賃金職員等雇上げ

1 賃金職員等雇上げの範囲

- (1) 被災者の避難に係る支援
- (2) 医療及び助産
- (3) 災害にかかった者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処理
- (7) 救助用物資の整理配分

2 期間

雇上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

3 経費

賃金の限度は、雇上げた地域における通常の実費とする。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

第5章 被害軽減対策

第1節 避難対策

災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の市民等を安全地域に避難させ、人身被害を軽減する。また、災害のために被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物または野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

また、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達する。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮し、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用をはかるほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設を確保する。またマイタイムラインの普及を図り「逃げ遅れゼロ」を実現するため地域防災力の向上に取り組む。

【本部統括班、情報班】

第1 高齢者等避難、避難指示

1 避難に関する基本方針

(1) 迅速かつ的確な情報収集

本部統括班は、避難指示等の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの関係機関の連携を密にして情報の遺漏がないようにする必要がある。

(2) 関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、市、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底をはかることが必要である。

(3) 要配慮者に配慮した避難誘導

避難は近隣住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。

2 避難措置の発令者

避難指示等を行う権限のある者は次のとおりであるが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（市長）及び伝達を行う本部統括班を中心として、相互に緊密な連携を保ち実施する。

また、本部統括班は、あらかじめ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルなどを作成し、発災時に高齢者等避難を適切に発令する。

なお、避難指示等の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。

なお、市長不在時の指揮命令系統の職務代理者は、副市長、市長公室長、総務部長の順とする。
本部統括班は、避難指示等を発令した際に、その経過の記録を作成する。

実 施 責 任 者	災害の種類	要 件	根 拠 法 令
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法 第60条
知事 (指示)	災害全般	市長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法 第60条
警察官 (指示)	災害全般	1 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条
		2 人命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第4条
知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法 第25条
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

3 避難指示等の種類

(1) 避難が必要となる災害

高齢者等避難、避難指示は、原則として次のような事態になったときにこれを行う。

また、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したときは、避難指示等の解除を行う。

(2) 警戒レベルと各情報の対応

警戒レベル	市町村が発令	取るべき行動	気象庁が発表	
			雨の情報	川の情報
5	緊急安全確保	命を守る行動	大雨特別警報	氾濫発生情報
4	避難指示	全員避難	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
3	高齢者等避難	高齢者等は避難	大雨警報	洪水警報 氾濫警戒情報
2		避難方法の確認	大雨注意報	洪水注意報 氾濫注意情報
1	早期注意情報 (警報級の可能性)	最新情報の確認		

区 分	発令の主要考慮事項（基準）
高齢者等避難 警戒 レベル3	■ 暴風・大雨・洪水等の警報が発令され、局地的災害が発生し、または発生するおそれがあるとき ■ 大雨警報（浸水害）の危険度分布が「警戒」を示し、さらに危険が高まると判断したとき ■ 洪水警報の危険度分布が「警戒」を示し、さらに危険が高まると判断したとき ■ 以下の洪水予報河川の観測所の水位が避難判断水位を超え、なお高まるおそれがあるとき - 利根川の芽吹橋観測所 : 6.90m - 鬼怒川の川島観測所 : 2.40m／鬼怒川の鬼怒川水海道観測所 : 5.30m - 小貝川の黒子観測所 : 5.10m／小貝川の上郷観測所 : 4.90m - 小貝川の小貝川水海道観測所 : 6.10m ■ 八間堀川（水位周知河川）の三坂新田観測所の水位が避難判断水位（4.04m）を超え、なお高まるおそれがあるとき※ ■ 上記河川の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇のおそれのある場合） ■ 軽微な漏水、侵食等が発見されたとき ■ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（対象とする地域状況を勘案する） ■ 大雨警報（土砂災害）の危険分布が「警戒」（赤色）とされたとき。
避難指示 警戒 レベル4	■ 局地的な災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき ■ 大雨警報（浸水害）の危険度分布が「非常に危険」を示し、さらに危険が高まると判断したとき ■ 洪水警報の危険度分布が「非常に危険」を示し、さらに危険が高まると判断したとき ■ 以下の洪水予報河川の観測所の水位が氾濫危険水位を超えたとき - 利根川の芽吹橋観測所 : 7.40m - 鬼怒川の川島観測所 : 3.40m／鬼怒川の鬼怒川水海道観測所 : 6.00m - 小貝川の黒子観測所 : 5.80m／小貝川の上郷観測所 : 5.30m - 小貝川の小貝川水海道観測所 : 6.50m ■ 八間堀川（水位周知河川）の三坂新田観測所の水位が氾濫危険水位（4.25m）を超えたとき ■ 上記河川の水位が堤防天端高または背後地盤高を超えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ■ 異常な漏水、侵食等が発見されたとき ■ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（対象とする地域状況を勘案する） ■ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒区域に大雨警報（土砂災害）の危険分布が「非常に危険」（うす紫色）とされたとき
緊急安全 確保 警戒 レベル5	■ 決壊や越水、溢水が発生したとき ■ 災害が発生し、人命に危険があると認められたとき ■ 大雨警報（浸水害）の危険度分布が「極めて危険」を示したとき ■ 洪水警報の危険度分布が「極めて危険」を示したとき ■ 洪水予報河川の観測所（利根川（芽吹橋）、鬼怒川（川島、鬼怒川水海道）、小貝川（黒子、上郷、小貝川水海道））の水位が氾濫危険水位を超え、堤防天端高または背後地盤高に達するおそれが高いとき ■ 八間堀川（水位周知河川）の三坂新田観測所の水位が氾濫危険水位を超え、堤防天端高または背後地盤高に達するおそれが高いとき ■ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき ■ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき（発令対象区域を限定する） ■ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒区域に大雨警報（土砂災害）の危険分布が「極めて危険」（濃い紫色）とされたとき ■ 大雨特別警報が発令され、最善の行動を取らざるを得ないとき

※ 水位周知河川を判断基準とする場合には、高齢者等避難が発令する前であっても段階を踏まずに避難指示を発令する場合がある。

(2) 高齢者等避難、避難指示の実施

ア 本部長（市長）の責任のもと、本部統括班は、火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民に対して、速やかに避難の指示を行う。

イ 本部長（市長）の責任のもと、本部統括班は、必要に応じ、避難指示等を行う前段階（高齢者等避難）で、市民に避難の準備または避難に時間を要する者に対して、避難を適切に促す。避難所の準備・開設を待たずに、避難指示等が必要なタイミングで発令する。

(3) 高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難、避難指示は、次のような内容を明示して実施する。

ア 避難（準備）が必要な地域

イ 避難（準備）の理由

ウ その他必要な事項

4 避難措置の周知

本部統括班は、高齢者等避難を出した後及び避難指示を発令した後は、当該地域の市民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡する。

(1) 市民への周知徹底

本部統括班は、避難の措置を行うにあたり、情報班と協力し、上記3の(3)に掲げる内容を市防災行政無線、広報車、市ホームページ、防災ラジオ、Ｌアラート等あらゆる手段を活用し、状況に応じて報道関係機関等を通じて市民に周知徹底する。また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動を喚起する。この場合、文書（点字版を含む。）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに情報の混乱を防止する。

避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令や、垂直避難の指示も検討する。

また、本部統括班は、自主防災組織等の地域コミュニティと協力・連携し、要配慮者をはじめ市民への周知漏れを防ぐ。

(2) 関係機関相互の連絡

本部統括班は、避難指示等を発令したときは、電話、県防災行政無線等の手段により速やかに知事（県）に報告を行う。また、本部統括班は、常総警察署、自衛隊等関係機関とその内容を相互に連絡する。

5 屋内退避等の指示

避難のための立退きを行うことでかえって危険が及ぶおそれがあると判断される場合には、本部統括班は、屋内での待避やその他の安全確保に関する措置（屋内での待避等の安全確保措置）を指示する。

なお、当該事象に該当するときは、本部統括班は、速やかにこれを発出し、その際における指示の内容や伝達方法は、避難指示の場合に準じる。

【本部統括班】

第2 警戒区域の設定

1 本部長（市長）の措置

本部長（市長）は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。命令の伝達は本部統括班が行う。

2 警察官、自衛官の措置

本部長（市長）等が現場にいないとき、または本部長（市長）から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、本部長（市長）の職権を代行することができる。

3 知事（県）の措置

知事（県）は、本部長（市長）がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により本部長（市長）に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

【本部統括班、避難所班】

第3 避難誘導

1 避難の方法

避難の方法は、原則として次の区分による。

(1) 第1次避難（事前避難）

本部統括班は、早期に高齢者等避難を発令し、避難所班は、高齢者、幼児、妊産婦、病人等は自主的にあらかじめ指定された避難所等に避難させる。また、安全地域の親戚、知人宅等への避難について事前指導を行い、自主的に縁故避難を促進する。

(2) 第2次避難（緊急避難）

災害が切迫し、避難指示等が発令された場合は、避難者をあらかじめ指定された施設に受入れる。

2 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法

市民の安全のため、警察・消防・消防団・自主防災組織等は、次の事項に留意して速やかに避難誘導を行う。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路・橋・堤防・その他新たな災害発生が予想される場所を避け、緊急輸送道路等を含む安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示、縄張りを設置し安全を確保すること。

ウ 市民に対し、高齢者・乳幼児・小児・障がい者等要配慮者の安全確保の支援及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いにより、全員が安全に避難するよう努めること。

エ 避難誘導は、受入先での救援物資の配給等を考慮して、自主防災組織単位で行うこと。

(2) 携行品の制限

市民は避難の際、貴重品（現金・貯金通帳・印鑑等）等を携行し、時間に余裕のある場合は、前記に加え、食料や日用品等を携行して避難する。

【本部統括班】

第4 広域避難（広域一時滞在）

本部統括班は、災害の規模や被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等を考慮し、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合、受入れについて県や県内の他市町村と直接連携する。また他都道府県への受入れについては、県に対し当該他都道府県との協議を求める。

また本部統括班は、県に対して、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力等、広域一時滞在の調整について協力を求める。

第2節 消防・救急救助活動

災害時における消防活動を円滑、適切に実施し、死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関と相互に連携し、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。

【本部統括班】

第1 消火活動

1 消防活動体制の整備

本部統括班は、あらかじめ消防活動の円滑な実施体制について十分計画を樹立しておき、災害時にはその施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害を防除し、被害を軽減させる。

本部統括班は、火災のおそれが予測される場合は、消防団に対し、警戒体制をとるよう要請する。各消防本部は、次の消火活動を実施する。

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を本部長（市長）及び知事（県）に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないようにする。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則に基づきそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、消防隊を集中して消火活動にあたる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

- ① 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 危険区域及び被害想定図の作成

本部統括班は、市内における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動を円滑に実施する。

ア 住宅密集地帯の火災危険区域

イ がけくずれ等の危険区域

ウ 浸水危険区域

エ 特殊火災危険区域（高層建築物、危険物及び放射線関係施設等）

第2 水防活動

1 水防活動

(1) 水防団の出動区分

水防団及び消防機関の出動準備は水防警報が発せられたときまたは水防管理者が水防上必要と認めたとき、出動は水防警報が発せられたとき、氾濫注意水位に達したとき及び水防管理者が水防上必要と認めたときに行い、出動区分は次のとおりとする。

区 分	水防警報（準備） 水防団待機水位	水防警報（出動） 氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
利根川（芽吹橋）	2.00m	5.00m	6.90m	7.40m
鬼怒川（川島）	0.00m	1.10m	2.40m	3.40m
鬼怒川 （鬼怒川水海道）	1.50m	3.50m	5.30m	6.00m
小貝川（黒子）	2.50m	3.80m	5.10m	5.80m
小貝川（上郷）	3.00m	3.60m	4.90m	5.30m
小貝川 （小貝川水海道）	3.80m	4.60m	6.10m	6.50m
八間堀川 （三坂新田）	3.38m	3.64m	4.04m	4.25m
洪水予報	—	氾濫注意情報	氾濫警戒情報	氾濫危険情報
活動体制	○区間を担当する 水防団に対し「準備」を指示する	○区間を担当する 水防団に対し「出動」を指示する		

資料編 ○河川の水位標

(2) 水防信号及び標識

ア 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

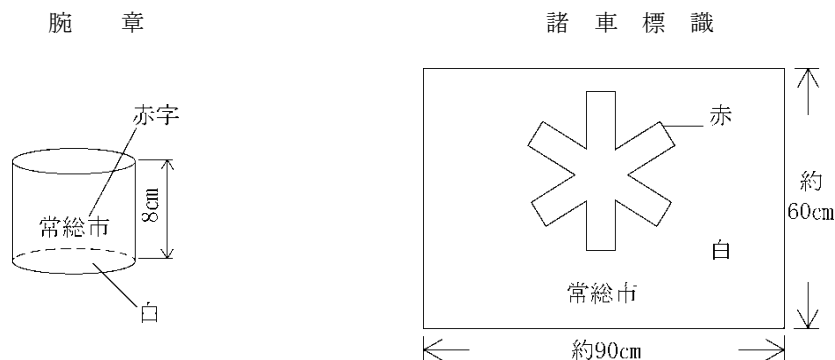
水防信号

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒  休止  休止  休止  休止  （約15秒）（約15秒）（約15秒）（約15秒）
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒  休止  休止  休止  休止  （約6秒）（約6秒）（約6秒）（約6秒）
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約10秒 約10秒 約10秒  休止  休止  休止  （約5秒）（約5秒）（約5秒）
第4信号	乱 打	約1分 約1分 約1分  休 止  休 止  （約5秒）（約5秒）

- 備考1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険があったときは、口頭伝達により周知させる。

イ 標識

水防期間中従事する者の腕章及び諸車標識は、次のとおりとする。



(3) 水防作業

ア 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ、一種類の工法を施工するだけで効果を上げる場合が多い。しかし、ときには数種類の工法を併用して初めて目的を達成することがあるから、当初の工法で効果が認められない場合は別の工法により、極力水防を行う。工法を選ぶにあたり、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態を考慮して最も有効な工法を施工する。

イ 水防活動上の心得

- ① 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- ② 作業中には私語を慎み、敢闘精神をもって作業にあたること。
- ③ 夜間等特に言動に注意し、みだりに「越水」、「破損」等の想像による口語をしてはならない。
- ④ 命令情報の伝達は、特に迅速、的確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させ、またはいたずらに水防団員を緊張によって疲れさせないように留意して、最大の効果を発揮できるよう心掛けること。
- ⑤ 洪水時において、堤防に異常の起こる時期は滞水時間にもよるが、大体水位が最大時またはその前後である。しかし、法崩れや陥没は、通常減水時に生じる場合が多いことから、洪水最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

ウ 水防活動時の安全確保

水防活動に従事する際には、安全確保に留意して、水防活動を実施するものとする。

- ① 水防活動には、ライフジャケットを着用する。
- ② 水防活動時には、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ③ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通信機器を常に携行する。
- ④ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ⑤ 指揮者または監視員は、現場状況の把握に努め、水防団の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ⑥ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- ⑦ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。

(4) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防法第28条の規定により水防管理者、水防団長または消防機関の長は、水防の現場においては次の権限を行使することができる。

ア 緊急時における公用収用及び公用使用

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他の資材の使用、若しくは収用
- ③ 車両、その他の運搬具若しくは器具の使用
- ④ 工作物、その他の障害物の処分

イ 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者、水防団長または消防機関の長及びその委任を受けた者は、公用負担権限委任証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

ウ 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として水防管理者発行の公用負担命令票を目的物の所有者、管理者またはこれらに準ずべき者に直接交付する。

(5) 避難のための立ち退き

〈避難の指示及び避難所〉

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、本部統括班は、必要と認める区域の住民に対し、水防信号または広報網を利用し、水防法第29条の規定による避難のための立ち退きまたはその準備を指示する。この場合において、本部統括班は、その旨を常総警察署長、常総工事事務所長、境工事事務所長及び下館河川事務所長に通知する。

なお、立ち退きの際の避難所については、資料編に定めるとおりとする。

資料編 ○避難所一覧

(6) 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、水防の必要がなくなったときは、本部統括班は、水防解除を命ずるとともに一般に周知させ、かつ、その旨を知事に報告する。

2 協力応援

(1) 水防管理団体相互の協力応援

ア 本部統括班は、水防のため緊急の必要があるときは、水防法第23条の規定により水防管理者または市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限り協力しなければならない。また水防資機材等についても共用の便をはかる。

イ 応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動する。

ウ 水防管理団体の相互援助協力については、あらかじめその必要な事項を協定しておく。

連絡事項

水位	① 水防団待機水位に達したとき。
	② 以後水防団待機水位以下になるまでの間、毎時間
	③ 氾濫注意水位に達したとき。
	④ 避難判断水位に達したとき。
	⑤ 氾濫注意水位を下がったとき。
雨量	① 1時間雨量 20mm に達したとき。
	② 3時間雨量 50mm に達したとき。
	③ 6時間雨量 60mm に達したとき。
	④ 12時間雨量 80mm に達したとき。
	⑤ 24時間雨量 100mm に達したとき。
	⑥ 連続雨量 80mm を越えたときは毎時間ごと

(2) 体制強化

ア 警察官の援助要請

水防管理者は、水防法第 22 条により警察官の援助を求めるため、あらかじめ警察署長と協定しておく。

イ 居住者の出動

水防管理者は、水防法第 24 条により区域内居住者を水防に従事させるため、あらかじめ出動人員、出動区域等を計画しておく。

ウ 自衛隊の災害派遣要請

本部統括班は、第3編及び第4編第3章第1節「自衛隊災害派遣要請の要求の実施及び受入体制の確保」に定めるところにより自衛隊の派遣要請を要求する。

3 水防報告

(1) 緊急報告

本部統括班は、次の場合は速やかに下館河川事務所長及び常総工事事務所長に報告する。

ア 氾濫注意水位に達したときまたはそれ以外の場合で水防団または消防機関が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

ウ 堤防等に異常を発見したとき及びこれに関する処置をしたとき。

エ 一般被害の生じたとき。

(2) 水防てん末報告

水防が終了したときは、本部統括班は、遅滞なく次の事項を取りまとめ、常総工事事務所を経由して知事（県）に報告する。

ア 気象の状況

イ 出水、雨量、水位の状況

ウ 水防団員及び消防機関に属する者の出動、終結の時刻及び人員

エ 堤防その他の施設等の異常の有無

オ 水防作業の状況及びその結果

- カ 使用水防資材の種類、員数及び経費ならびにその消耗分と回収分
- キ 水防法第28条による公用負担下命の種類及び員数
- ク 応援の状況
- ケ 居住者の出勤状況
- コ 警察、自衛隊援助の状況
- サ 現場指導員氏名
- シ 避難立退きの状況
- ス 水防関係者の死傷状況
- セ 功労者及びその功績について
- ソ 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

【本部統括班、市民班、救護防疫班】

第3 救出活動

災害のため生命、身体が危険な状態にある者あるいは生死不明の状態にある者を関係機関との協力により救出または捜索して要救助者を保護する。

1 実施機関

- (1) 救出・救助は、本部長（市長）の責任において、警察・消防・消防団等のほか、必要に応じ自衛隊等関係機関の協力を得て実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の責任において県が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町、県、自衛隊その他関係機関の応援を得て実施する。

2 救出・救助活動

- (1) 本部統括班は、通報あるいは職員、消防団員等からの情報を総合し、被害状況を把握する。
- (2) 救出活動は警察・消防・消防団等のほか、必要に応じ自衛隊等関係機関の協力を得て行い、負傷者を早期に発見する。なお、被災者の救出にあたっては、特に常総警察署に協力を要請し、常に緊密な連携のもとに救出にあたる。
- (3) 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (4) 救護防疫班は災害現場では必要に応じ医療救護所を設置し、医療機関、消防団、地域住民等と協力して、傷病者の応急手当、トリアージを行う。
- (5) 救護防疫班は、多数の死傷者がいる場合、医療機関等を通じて、医師等の現場派遣、医療機関への収容等必要な措置について応援を要請するとともに、必要に応じて避難者支援班も救護防疫班に協力する。
- (6) 本部統括班は、市民班が受け付けた情報により行方不明者があると判断した場合には、速やかに常総警察署等に協力を求め、警察署等による捜索活動の支援を行う。

3 救出用資機材の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員、設備、機械器具を利用して救出を行うが、救出用資機材が不足するときは、本部統括班を通じて建設業者、運送業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

4 関係機関等への要請

本部統括班は、災害が甚大で、市内のみの動員または市の資機材では救出が困難な事態の場合は、県、近隣市町に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣について知事（県）に要請する。

5 市民による初期救出の実施

大規模災害が発生した場合は、各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠である。

災害時には被害状況の把握及び負傷者の早期に発見し救出するとともに、警察、消防機関へ速やかに連絡する。

6 災害救助法による救出

災害救助法を適用した場合の救出は、同法及びその運用方針によるが、その概要は、次のとおりである。

(1) 対象者

ア 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

- ① 火災の際に火中にとり残されたような場合
- ② 水害の際に流失家屋と共に流されたり、孤立した地点にとり残されたような場合
- ③ 地すべり、がけくずれ等により生き埋めになったような場合

イ 災害のため生死不明の状態にある者

- ① 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
- ② 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2) 救出の費用

当該地域における通常の実費

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

【救護防疫班】

第4 救急活動

消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが激増している。特に、休日、夜間等における件数が多く、救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制を確立することとしている。本市における救急医療体制及び救急自動車の保有台数は、次のとおりである。

広域災害・救急医療情報システム参加医療機関 (救急告示医療機関)	きぬ医師会病院
	水海道さくら病院
	水海道西部病院
救急車保有台数	茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部（16台）
	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部（9台）

また、火災及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、次の事項に留意して、救急医療体制を整備、確保する。

1 情報収集、伝達

(1) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を本部長（市長）及び知事（県）に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないようにする。

2 通報

災害発生の第一報の受信機関から、医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡は迅速かつ適正に行う。

3 救助・救急要請への対応

警察、消防は、災害時に多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

(1) 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

(2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

4 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

5 医療資機材等の確保

傷病者に対しては、大量の医療資機材を必要とするので、救護防疫班においては、これの確保計画、その運用及び医療施設に対する供給等に関してあらかじめ、医療機関等と協議して、円滑に運用する。

なお、災害長期化に対処して、現場における臨時の診療所設置に必要な天幕、医療資機材等の確保についても配慮が必要である。

6 民間の協力

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報・連絡・傷病者の移送等の協力によるところが少なくないので、十分な協力が得られるようあらかじめ配慮する。

7 費用

救急医療活動は、医療機関等の民間活動に頼らなければならない現状であるので、救護防疫班は、要請により出動した医師等に対する謝金・手当・不慮の死傷の場合における補償費・医療材料等の消耗品費その他救急医療活動に伴う直接・間接の所要経費の負担及び支払方法ならびにその支払責任者を明確にしておくとともに、災害の規模・態様に応じ隣接市町の協力を得た費用負担区分についても明確にするよう配慮する。

資料編 ○市内医療機関一覧

第5 自主防災組織による消火、救助・救急活動

1 出火防止

市民及び自主防災組織は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を行う。また、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に通報し協力する。

2 消火活動

市民及び自主防災組織は、消防機関に協力し、または単独で地域での消火活動を行う。

3 救助・救急活動

市民及び自主防災組織は、自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動実施機関への搬送等を行う。

第3節 警備・交通計画

災害により道路、橋梁等の施設に被害が発生し、交通の安全と施設の保全上必要があると認められるときは、警察、道路管理者が相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限にとどめ、交通の安全と緊急通行車両等の通行が確保されるよう、また、緊急物資の輸送、消防活動等に支障がないよう道路交通を確保する。

【道路調査班】

第1 道路の被害状況の把握

1 被害状況の把握と連絡体制の強化

道路調査班及び各道路管理者は、被害状況を迅速かつ的確に把握するため、道路パトロール等を実施し、常総工事事務所及び常総警察署等と協力して、道路・橋梁の危険箇所や災害箇所を早期に発見する。

2 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、または極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市あるいは警察署に通報し、市と警察が相互に連絡し、被害状況の把握に努める。

【道路調査班】

第2 交通規制の実施

1 交通規制の実施責任者

災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想される、または発見したときもしくは通報により承知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限を行うが、道路管理者及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

(1) 規制の種別及び根拠

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限することができる。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑のため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において当該道路につき、一時歩行者または車両等の通行を禁止し、または制限することができる。	道路交通法 第6条第4項

(2) 異常気象時における通行規制

災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

2 交通規制の実施

- (1) 道路調査班は、市の管理する道路施設の被害により危険な状態が予想され、もしくは発見したときまたは通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行う。
- (2) 道路調査班は、市道以外の道路施設は常総工事事務所及び警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を行う。

3 緊急交通路の交通規制

道路調査班は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限することができる。

4 広報

道路調査班は、道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示または報道機関を通じ、交通関係業者、通行者に対し広報することにより、交通にできる限り支障のないようにするとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、併せて近隣市町に対しても速やかに規制の内容を通知する。

5 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条による通行の禁止または制限を行った場合、道路調査班は、知事（県）または公安委員会（県警察本部または常総警察署）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、認定を得て緊急通行を実施する。

(1) 確認手続

道路調査班は、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を県及び公安委員会に求める。

(2) 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事（県）または公安委員会から交付される標章及び証明書を、車両の前面の見やすい部位に表示及び携行して輸送を実施する。

6 通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、または区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

- ① 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者または管理者に対し、車などの移動を命ずる。
- ② 命ぜられた者が措置をとらないとき、または現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

ウ 消防職員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

【道路調査班】

第3 道路の確保

1 緊急輸送道路の確保

(1) 復旧順位

道路調査班は、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、災害対策用緊急輸送道路として次の順位により復旧する。

ア 第1次緊急輸送道路…被災地域へ通ずる国道、県道、市道

イ 第2次緊急輸送道路…その他応急対策活動上緊急度の高い道路

(2) 復旧資機材等の確保

道路調査班は、市内各地域の復旧資材、機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する供給体制を確立するとともに、復旧にあたっては相互に協力し、交通を確保する。

資料編 ○緊急輸送道路一覧

2 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

3 緊急啓開道路の確保

災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点を結ぶ主要道路において、市道については本部長（市長）の責任のもとで道路調査班が啓開し、国道・県道については各道路管理者に啓開を要請し、応急対策の実施体制を確保する。また、道路を啓開した場合には速やかに関係機関へ周知徹底する。

道路調査班及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等を確保する。

4 道路、橋梁の応急対策

道路、橋梁の被害によって交通が阻害されることは災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障を来すため、道路調査班は、応急処理により交通を確保する。

応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

(1) 道路管理者は交通制限等の処置をする。

- (2) 迂回路を確保し、これを表示する。
- (3) 協定締結業者や、隣接土木（工事）事務所等または被害の少ない土木（工事）事務所等から機械、労力の応援を得て、上記処置にあたる。

5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路調査班は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域ならびにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設を早期に復旧する。また、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通を確保するとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を実施する。

6 運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しない。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。
 - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
 - ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

7 放置車両対策

各道路管理者及び施設管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び施設管理者は道路啓開を行う。

【本部統括班、市民班、避難所班】

第4 警備対策

大規模な災害が発生した場合には、関係機関による災害応急対策及び復旧・復興対策を迅速かつ的確に推進し、災害から市民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。

このため県警察は、茨城県警察災害警備計画に基づき早期に警備体制を確立し、市の本部統括班や避難所班、関係機関との緊密な連携のもとに被害実態の把握、救出救助、避難誘導、交通の規制等所要の災害警備活動を行う。

1 被害状況の把握

被害状況の把握は、次の事項について行う。

(1) 初期的段階における被害実態の把握

- ア 火災の発生状況
- イ 死傷者等人的被害の発生状況
- ウ 家屋等の倒壊等建物被害の状況
- エ 市民の避難状況
- オ 主要道路、橋梁及び鉄道の被害状況
- カ 危険物貯蔵所及び重要施設の被害状況
- キ 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況
- ク 堤防・護岸等の損壊状況

(2) 初期的段階以降

- ア 被災者の動向
- イ 被災地・避難所等の被害状況及び流言飛語の状況
- ウ 被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- エ 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- オ 市町村・日赤・病院等の救護対策の状況

2 救出救助活動等

災害時において、速やかに所要の救助隊を編成し、人命を最優先とした被災者の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動を実施する。

また、災害の種別、規模等に応じて必要があると認めるときは、市本部統括班と連携して被災地域に居住する市民の安否確認活動を実施する。

3 避難誘導等

避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

(1) 避難指示時の措置

市本部統括班が避難指示を行ったときは、被災地及びその周辺の災害危険箇所等の現状を把握した上で、あらかじめ作成した避難誘導計画を基に安全な避難経路を選定し、市避難所班及び消防の職員等と連携及び協力の上、避難誘導、広報等を実施する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険を伴う場合は、屋内安全確保に関する措置を考慮する。

(2) 雑踏事故等予想時の措置

災害時等において、鉄道の途絶、道路の寸断等により、駅、大規模集客施設等に帰宅困難者が

集中的に滞留し、雑踏事故等の発生が予想されるときは、施設等の管理者及び防災関係機関の職員と連携及び協力の上、入場規制、避難所等への誘導、広報等を実施する。

(3) 災害危険箇所における災害発生時の措置

災害危険箇所等について、災害発生が予想されるときは、市本部統括班に連絡し、避難指示等の発令を促す。

(4) 通報受理時の措置

災害危険箇所等の管理者等から災害発生時等の通報を受けたときは、滞在者及び周辺住民の避難誘導、交通規制、立入禁止措置等被害の拡大を防止するための措置を講ずる。

(5) 危険性切迫時の措置

災害発生の危険性が切迫しているときは、警察官職務執行法に規定する避難等の措置を講ずる。

4 二次災害の防止

二次災害の発生のおそれのある危険場所等を把握し、把握した危険場所等については、速やかに市対策本部等に連絡し、避難指示等の発令を促す。

5 保安対策

(1) 猟銃等への対策

災害が発生し、法令に規定する銃砲刀剣類に対する県公安委員会の緊急措置が講じられる以前においては、所在不明銃の早期発見、避難所等に避難する猟銃等所持者の銃の保管及び銃砲刀剣類の製造販売業者に対する盗難防止等の措置を講ずる。

(2) 危険物等への対策

火薬類、高圧ガス、放射性物質、石油類等を貯蔵し、または取り扱う施設において、事故の発生または発生のおそれがあるときは、関係機関と連携するほか、所要の職員を派遣して付近住民の避難、警戒線の設定等の危険予防措置を講ずる。

(3) 各種犯罪への対策

災害発生後速やかに、所要の警戒班を編成し、被災地の混乱に乗じた各種犯罪の予防、警戒、取締り等を実施する。

6 死体の見分及び検視

災害時における死体見分及び検視については、消防及び市の市民班と協力の上、法令等に基づき、迅速かつ的確な死体見分、身元を確認等を行う。

7 被災者等への情報の発信

(1) 要望の把握

被災者、要配慮者等の要望を十分把握し、災害、避難、犯罪、交通規制等の関連情報の伝達活動を行う。

(2) 安否不明者相談窓口の設置

被災者の安否を気遣う親族等の相談に応じるため、市の市民班、ボランティア団体等と連携しながら安否不明者相談窓口を設置するなどの安否確認へ適切に対応する。

(3) 多様な媒体の活用

支援物資の配布に関する情報、混乱に乗じた悪質商法等に関する地域安全情報等について、県警ツイッター、県警ホームページ、地元の広報媒体、自主防犯組織等を通じ、幅広く伝達する。

(4) 避難所訪問

避難所における被災者の避難実態、相談・要望の把握等を行うため、女性警察官を中心とした訪問班を編成し、避難所訪問による被災者の心情に寄り添った支援活動を推進する。

8 安否不明者等の捜索

市民班は、安否不明者相談窓口に寄せられた情報から安否不明あるいは、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を把握し、本部統括班・関係機関と情報を共有する。警察は市民班から情報提供を受け、自衛隊・消防機関、消防団等と協力して捜索を実施する。

上記団体だけでは十分な対応ができない場合、県、近隣市町、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。

第4節 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地ならびにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速かつ的確に実施する。

【資源管理班、道路調査班、関係各班】

第1 緊急輸送の実施

1 実施機関

- (1) 応急対策に必要な人員及び物質等の輸送は、本部長（市長）の責任のもと、道路調査班や資源管理班の協力を得ながら関係各班が実施する。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。

2 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行う。

(1) 総括的な輸送順位

- ア 人命の救助、安全の確保のために必要な輸送
- イ 被害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ 災害応急対策の円滑な実施のために必要な輸送

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- ① 前記アの続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- ① 前記イの続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

【本部統括班、資源管理班】

第2 緊急輸送の手段

1 自動車による輸送

(1) 庁用車両

災害時における庁用自動車の集中管理及び自動車の確保・配備は、資源管理班が行う。

(2) 車両の借上げ

資源管理班は、市の保有車両で不足する場合は、市内の輸送業者等に協力を依頼し調達する。

(3) 他自治体への協力要請

借上げ車両等をもってしてもなお必要な輸送が確保できないときは、協定締結市町村または県に協力を要請する。

2 鉄道による輸送

本部統括班は、災害時において自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地のため鉄道によって輸送することが適当な場合には、関東鉄道に輸送活動の協力を依頼する。

3 ヘリコプター等による空輸

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、本部長（市長）の責任のもと、本部統括班は、県に防災ヘリコプター等による空輸を要請する。

また、必要により、県に自衛隊ヘリコプター等による空輸の実施を要請する。

【本部統括班】

第3 災害救助法による実施基準

1 輸送の範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処理
- (7) 救助用物資の輸送

2 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

3 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

【本部統括班】

第4 防災ヘリコプターの要請

本部長（市長）の責任のもと、本部統括班は、災害の状況に応じ県に対して防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動を行う。

1 要請基準

本部長（市長）は当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリコプターの応援を必要と判断した場合は、本部統括班を通じて、知事（県）に対してその要請をすることができる。

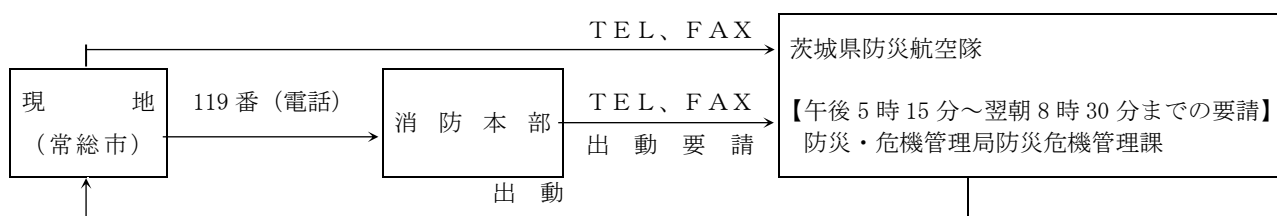
- (1) 災害が、複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 市の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他防災ヘリコプターの応援が必要と認められる場合

2 要請の方法

応援の要請は、県防災・危機管理部防災・危機管理課あてに、電話等により次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 出動要請系統



4 防災ヘリコプター運航基準

防災ヘリコプターの運航基準は、次のとおりである。

(1) 救急活動

- ア 山村等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の空輸
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- エ 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送

(2) 救助活動

- ア 河川での水難事故等における搜索・救助
- イ 山岳遭難事故等における搜索・救助
- ウ 高層建築物火災による救助
- エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

(3) 災害応急対策活動

- ア 台風、豪雨等の災害の状況把握
- イ 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ウ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- エ 各種災害等における市民への避難誘導及び警報等の伝達

(4) 火災防御活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 火災における情報収集、伝達、市民等への避難誘導等の広報
- ウ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送

(5) 広域航空消防防災応援活動

近都県市等との航空消防防災応援協定による相互応援

(6) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長からの要請を含む。）
- ウ 市民への災害予防の広報

(7) 自衛訓練

(8) 一般行政活動

「茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に基づく一般行政利用活動

(9) その他総括管理者が必要と認める活動

5 緊急運航の要請基準

(1) 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、前記「4 防災ヘリコプター運航基準」の(1)から(5)までに掲げる活動で、次の要件を満たす場合に運航することができる。

要件	内容
公共性	地域ならびに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊急性	差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、市民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）。
非代替性	防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、または活動できない場合）。

(2) 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、本部長（市長）の責任のもと、本部統括班が「防災ヘリコプター緊急運航要請書」により県防災・危機管理部防災・危機管理課長に行う。

第5節 燃料の確保

災害時においても、県や市町村の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速かつ的確に実施する。

【資源管理班】

第1 連絡体制の確保

資源管理班、県、及び県石油業協同組合、県石油商業組合は、災害発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

【資源管理班】

第2 燃料の確保

資源管理班及び県は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、「災害時における燃料の供給に関する協定」に基づき、県石油業協同組合及び県石油商業組合に対して燃料の確保を依頼する。資源管理班はあらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼するとともに、本庁舎及び石下庁舎の非常用発電機燃料タンクへの燃料配送優先給油、タンクローリーの手配も行う。

【資源管理班】

第3 「災害時緊急給油票」の発行

県及び市は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておく。

【情報班、資源管理班】

第4 市民への広報

情報班は、資源管理班より情報を得て、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第6節 医療・助産対策

災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療及び助産を施し、被災者を保護する。

【本部統括班】

第1 実施機関

- 1 医療及び助産は、本部長（市長）の責任において実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の責任で県が自ら行うことを妨げない。
- 2 本市のみで実施が困難な場合は、本部統括班の要請により、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。

【救護防疫班】

第2 応急医療体制の確保

1 初動体制の確保

被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な救護防疫班職員等が中心となって、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行う。なお、本市における医療機関は、資料編のとおりである。

資料編 ○市内医療機関一覧

2 医療救護チームの編成・出動及びDMAT等への協力要請

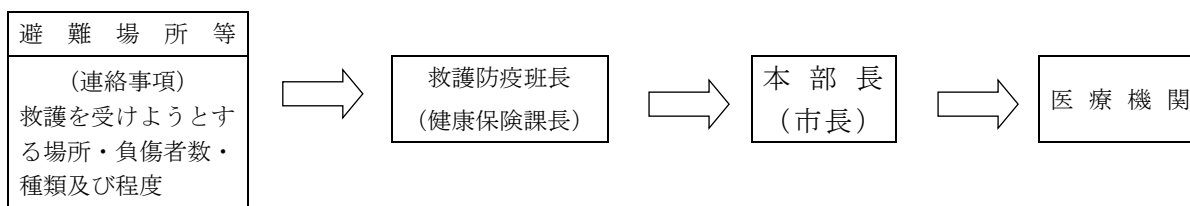
救護防疫班は、災害の種類や程度により地域医師会に協力を要請し、医療救護活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときは、救護防疫班は、県を通じて県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）指定医療機関及びDPAT登録機関、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、独立行政法人地域医療機能推進機構に協力を要請する。医療救護チーム・DMAT等は、自らの移手段の確保等を行う。

救護防疫班は資源管理班と連携して、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMAT等への特段の配慮を行う。

救護防疫班は、DMAT等及び病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）の配置にあたり、関係機関と協議・調整を行う。

医療救護班の派遣要請連絡系統図



3 医療救護チーム・DMAT等の業務

医療救護チームの業務は、次に示すとおりである。

- (1) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認
- (5) 死体の検案
- (6) その他状況に応じた処置

DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

4 医療救護所の設置

救護防疫班は、学校、公民館等の避難所、病院、診療所等に医療救護所を設置する。

医療救護所を速やかに立ち上げ、効果的に運営していくための体制整備について以下の点をあらかじめ整理しておく。

- (1) 他の医療機関との役割分担を明確にしておくとともに、活動の手順を定めておき、必要な機材、書類等を整備しておく。

また、救護所の立ち上げから活動における場面を想定し、実働訓練を行っておく。

- (2) 救護所別当番表を作成しておく。

ア 配置スタッフ（医師、薬剤師、保健師、看護師、事務職等）の種別、人員数、所属、氏名
イ 集合場所・時間・勤務時間

- (3) 上記(2)のため、特に医師会や薬剤師会等との、平時からのスタッフ確保の調整及びそれらを行う上での担当窓口の確認を十分行っておく。

5 医薬品等の確保

医薬品等は、災害の規模、種類に応じて市内の薬局、薬店から調達する。

医薬品等の確保が市内のみでは困難な場合は、協定締結市町村または県に要請する。

【救護防疫班、避難者支援班】

第3 後方支援活動

1 患者受入先病院の確保

- (1) 後方医療施設の確保

救護防疫班は、医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行うよう、消防機関に要請する。

- (2) 被災病院等の入院患者の受入れ

救護防疫班は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域域の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、県や県医師会等と連携して、後方医療施設の確保を行う。

2 搬送体制の確保

(1) 後方医療施設への搬送

災害現場や医療救護所に到着した救急隊員は、トリアージを行い、傷病者の程度に応じて、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮を払う。

消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護防疫班や救急隊に対して情報伝達する。

(2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、救急自動車が確保できない場合は、救護防疫班は、資源管理班の協力を得て輸送車両を確保するとともに、状況により県に対して患者搬送のため県防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの出動要請をする。

3 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性の患者に対して提供することが必要であることから、救護防疫班は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなどして受療を確保する。

4 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

救護防疫班は、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ医療機関等の協力を得て在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

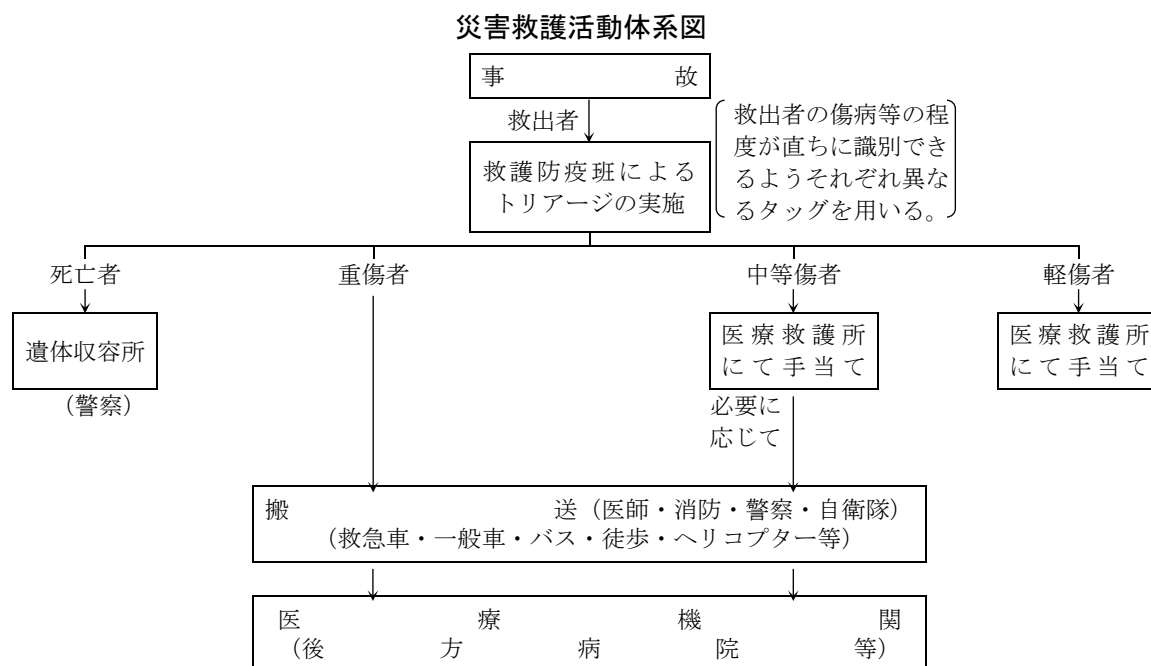
また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料を提供する。

5 周産期医療

避難者支援班は保健所の協力を得ながら、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。

消防機関は、県の救急医療情報コントロールセンター及び周産期センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握し、周産期医療が必要な妊婦の搬送を実施する。患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。



【本部統括班、救護防疫班、避難者支援班】

第4 災害救助法による医療及び助産

災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。

1 医療

(1) 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

(2) 実施方法

救護防疫班及び避難者支援班が実施する。ただし、緊急患者等については病院、診療所に移送し治療する。

(3) 医療の範囲及び費用の限度額

ア 医療の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤または治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ④ 病院または診療所への収容
- ⑤ 看護

イ 費用の限度額

- ① 救護防疫班及び避難者支援班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費
- ② 病院、診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
- ③ 施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内

ウ 実施期間

災害発生の日から原則として14日以内とする。

2 助産

(1) 対象者

災害のために助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

(2) 実施方法

救護防疫班及び避難者支援班により実施する。ただし、必要に応じて助産師、産院または医療機関で行う。

(3) 助産の範囲及び費用の限度額

ア 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前、分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

イ 費用の限度額

- ① 救護防疫班及び避難者支援班、産院、医療機関の場合
衛生材料費、処置費（救護防疫班及び避難者支援班の場合を除く。）、薬剤の実費
- ② 助産師による場合
当該地域における慣行料金の8割以内の額

ウ 実施期間

分べんした日から原則として7日以内とする。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

第7節 危険物等応急保安対策

災害発生時には、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害を防止するために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

【本部統括班、情報班】

第1 危険物等流出対策

災害により危険物等施設が損傷し、大量の危険物等が流出または漏洩した場合は、市本部統括班または情報班、県及び危険物等取扱事業所は、次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害を防止する。

1 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、市本部統括班、県等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携をとり、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

2 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

3 市の対応

本部統括班は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、情報班に命じて速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

4 地域住民に対する広報

災害により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全のため、次により広報活動を実施する。

(1) 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、市情報班、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 市

情報班は、広報車、市防災行政無線、防災ラジオ等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知する。

資料編 ○危険物等施設の現況

【本部統括班】

第2 石油类等危険物施設の安全確保

1 事業所における応急処置の実施

災害による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は、各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

2 被害の把握と応急措置

本部統括班は、市内の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

【本部統括班、情報班】

第3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

1 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、災害発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

2 市の対応

災害発生時には、情報班は必要により県及び県高圧ガス保安協会から被災情報を収集するとともに、情報班は、広報車、市防災行政無線、防災ラジオ等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行う。

資料編 ○火薬類、高圧ガス取扱事業所の現況

【本部統括班、情報班、避難所班】

第4 毒劇物取扱施設の安全確保

1 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物のタンク及び配管に異状がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒物または劇物の流出等を起こすおそれがある場合、または流出等を起こした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署または消防機関に連絡し、併せて本部統括班に連絡する。

2 市による施設付近の状況調査及び市民の避難誘導

本部統括班は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、情報班に命じて速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、情報班及び避難所班は、警察、消防機関と協力のうえで市民への広報活動及び避難誘導を行う。

第6章 被災者生活支援

第1節 被災者の把握

【本部統括班、情報班、市民班、被害認定調査班】

第1 被災者台帳の作成

災害対策基本法に基づき、市は個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した「被災者台帳」を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

【本部統括班、情報班、市民班、被害認定調査班】

第2 被災者支援システム

1 被災者支援システムの整備

中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を関係各班で情報共有ができる「被災者支援システム」を整備し、これを運用する。

2 被災者支援システムの管理及び運用

風水害その他災害により市民の生命・財産に被害のおそれがある場合、被災者支援システムを管理及び運用する。関係各班の役割は以下のとおり。

担当班	役割
本部統括班	被災者支援システムの統括・管理
情報班	被災者支援システムの運用支援
市民班	被災者支援システムへの住基情報の提供
被害認定調査班	被害認定調査・被災者支援システムの運用

3 被災者支援システムの活用

被災者支援に係る関係各班が収集した情報や支援実施状況について被災者支援システムに都度入力し、関係各班間で情報共有することにより、迅速で的確な支援実施に努める。

【入力情報例】

- ・住家の被害認定
- ・罹災証明書
- ・災害見舞金
- ・義援金
- ・災害弔慰金、災害障害見舞金
- ・被災者生活再建支援制度
- ・災害援護資金
- ・住宅の応急修理制度
- ・避難行動要支援者名簿

【本部統括班、市民班、住宅支援班、
避難所班、教育班、要配慮者班、生活再建プロジェクト】

第3 避難者等の調査の実施

1 調査体制の整備

本部統括班、市民班、住宅支援班、要配慮者班、生活再建プロジェクトは、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

(1) 調査チームの編成

本部統括班、市民班、住宅支援班、要配慮者班、生活再建プロジェクトは、被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

(2) 調査・報告方法の確立

本部統括班、市民班、住宅支援班、要配慮者班、生活再建プロジェクトは、調査用紙、報告用紙を作成し、周知徹底するとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておく。

2 調査の実施

本部統括班、市民班、住宅支援班、要配慮者班、生活再建プロジェクトは、1に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

3 調査結果の報告

本部統括班、市民班、住宅支援班、要配慮者班、生活再建プロジェクトは、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について、県に対し調査結果を報告する。

第2節 避難生活の確保

【本部統括班、避難所班、教育班、関係各班】

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設及び運営

1 実施責任者

避難所の開設は、本部長（市長）の責任において避難所開設担当職員が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の責任において県が行う。避難所開設担当職員は、発災後避難所に行く際に、避難所開設キットのほか、必要最低限のものを持参する。

2 避難所の開設

災害の状況により、市職員は避難所の開設を行う。災害発生時においては、あらかじめ指名された避難所開設担当職員が施設の開錠・受付を行うとともに、避難者の協力を得て設営を行う。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(1) 基本事項

ア 対象者

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ② 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ③ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

イ 設置場所

- ① 避難所としてあらかじめ指定している施設（資料編参照）
- ② 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外受入れ施設

資料編 ○避難所一覧

(2) 避難所開設の協力要請

ア 本部統括班は、避難所が不足する場合は、「災害時における水海道郵便局、水海道市間の協力に関する覚書」、「災害時における石下町、石下郵便局間の協力に関する覚書」に基づき水海道郵便局、石下郵便局施設の提供を求める。

イ 災害の状況により市内での対処が困難な場合には、県または「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき県内市町村へ受入れを依頼する。

資料編 ○災害協定締結一覧

(3) 避難所開設の報告

避難所班、教育班は、避難所を開設した場合は直ちに次の事項を本部統括班に報告する。

ア 避難所開設の目的

イ 箇所数及び受入れ人員

ウ 開設期間の見込み

3 避難所の運営

避難所の開設に伴い、自主防災組織や自治区の代表者などが主体となって運営チームを編成し、市職員や施設管理者が協力しながら、事前に策定したマニュアルを参考にして避難所運営を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて以下のような男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮する。さらに避難者の健康維持のため必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

なお、公営住宅や空き家等、既存住宅のあっせん等により、避難所の早期閉鎖を目指す。

(1) 男女双方の視点

- ア 女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等
- イ 生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付

(2) 避難所の安全性の確保

- ア 巡回警備や防犯ブザーの配布

(3) 避難者の食事に対する配慮

- ア 避難者の食事のカロリー管理
- イ 避難者の病気履歴、アレルギーへの配慮

(4) 避難所からの移動手段の確保

- ア 避難所からの通院・通所・通学等に対する移動手段の確保

4 避難所における市民の心得

避難所に避難した市民は、次のような点に心掛け、避難所を混乱回避し秩序を維持するとともに、生活環境の悪化を防止する。

- (1) 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- (2) 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- (3) ごみの分別、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- (4) 要配慮者への配慮
- (5) プライバシーの保護
- (6) その他避難所の秩序維持に必要なと思われる事項

5 避難所の集約・統合・閉鎖

ライフラインが回復し、仮設住宅への入居が開始される時期になると、避難者数の減少に伴い、避難所の撤収や集約・統合が進められる。同時に、避難所の集約・統合によって、避難所運営チームの集約・統合を同時に進めることも求められる。

避難所班及び教育班を中心とし、避難者や地域住民、ボランティアは協力して、避難所の閉鎖に伴う後片付けや清掃、避難者の移動支援を行う。特に自立が困難な避難者に対しては、市が適切な受入先のあっせんを行い、自立に対する支援を行うものとする。

避難所の集約・統合・閉鎖に向けた避難者の合意形成、避難所の後片付けは、以下の手順で行う。

- ①避難所班及び教育班は、ライフラインの復旧状況などから災害対策本部と避難所撤収の時期について協議する。
- ② 避難所が民間の施設の場合には、避難者の減少に伴い早期に公的な施設の避難所に統合・集約する。避難所の統廃合は、概ね民間施設、県立高校、市立中学校、市立小学校、市立施設（公民館など）の順に集約することを基本とする。ただし、福祉避難所として開設した施設は、この順によらず、要配慮者の避難を優先するものとする。
- ③ 災害対策本部の指示を受けて避難所班及び教育班は、避難所閉鎖の準備に取りかかり、避難所閉鎖のために、いつまでに何をするかの計画を作成する。
- ④ 避難所の閉鎖時期や撤収準備などについて避難者に説明し、避難者の合意形成を行う。事前に住民リーダー等と協議を重ねる。
- ⑤ 避難所の閉鎖や集約に伴う避難者の移動にあたっては、民生委員や自治会などと協議し、できるだけ血縁や地縁のつながりを保てるよう配慮して執り行う。
- ⑥ 避難所の閉鎖にあたって、設備や物資について、返却、回収、処分などを災害対策本部と協議して実施する。
- ⑦ 避難者は地域住民やボランティアの協力も受けて、避難所施設内外の片付け、整理・整頓、清掃とごみ処理を行う。
- ⑧避難所班及び教育班は、避難所運営に用いた各種の記録、資料を災害対策本部に提出し、避難所閉鎖の日に解散する。

【本部統括班、避難所班、教育班、関係各班】

第2 災害救助法による避難所の設置

災害救助法を適用した場合の避難所の設置は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

1 対象者

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- (3) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

2 実施方法

避難所は、学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地、旅館、工場等の既存の建物を利用することとし、これらの中から本計画に定めた場所に受入れ保護する。

なお、既存の建物がない場合または既存の建物だけでは受入れができないときは、仮設物を設置し受入れ保護する。

3 費用の範囲及び限度額

(1) 費用の範囲

- ア 賃金職員等雇上費
- イ 消耗器材費
- ウ 建物、器物等使用謝金
- エ 燃料費
- オ 仮設便所及び炊事場の設置費等
- カ 衛生管理費

(2) 限度額

災害救助法施行細則に定める基準による。

4 開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

【本部統括班市民班、避難者支援班、
救護防疫班、物資調達班、ボランティア班】

第3 避難所外避難者対策

市民班や避難者支援班は、在宅避難者や車中泊避難者などの避難所外避難者に対し、必要に応じて、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への搬送等の支援を行う。

(1) 状況の把握

避難所外避難者は、自主防災組織や自治区等を通じ、市・消防機関・警察機関または最寄りの指定避難所に現状を連絡することで、孤立化を防ぐ。

市民班は、本部統括班を通じて県・自主防災組織・自治区等の協力を得ながら、避難所外避難者の避難状況（場所、人数、支援の要否・内容など）を調査し、必要な支援を行う。また、市民班は県を通じて、関係機関に支援を要請することが出来る。なお、避難所外避難者の状況は、災害発生後速やかに把握し、必要な支援を開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

避難者支援班は、指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く指定避難所、福祉避難所、福祉施設または医療機関へ搬送する。

(3) エコノミークラス症候群の予防

避難所外避難者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、市民班は、予防法等に関する知識を普及し意識を啓発する。

(4) 支援の実施

避難者支援班は、避難所外避難者の状況を把握した後、必要に応じて救護防疫班や物資調達班の協力を得て、以下の支援を行う。

ア 新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウス、キャンピングカー等）

イ 食料・物資の供給

ウ 避難者の健康管理、健康指導

エ 車中泊避難者に対するエコノミークラス症候群等の予防指導

支援にあたっては、本部統括班やボランティア班と連携し、自主防災組織、地区・自治区、災害ボランティア、NPO団体等に協力を依頼する。

【避難所班、救護防疫班、避難者支援班、下水道班、教育班】

第4 避難所生活環境の整備

1 衛生環境の維持

避難所班、教育班は、救護防疫班及び下水道班の協力を得て、避難者が健康状態を損なわずに生活を維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な消毒用アルコール、石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理に必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、福祉施設の活用等により入浴の提供を行う。

必要な物資等の不足が生じたときは、物資調達班に対し応援を要請する。物資調達班は、避難所班等の要請に基づき、衛生環境の維持に必要な物資等の配送を行う。

2 対象者に合わせた場所の確保

避難所班、教育班は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合、必要に応じて避難者支援班は福祉避難所を設置する。

3 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

避難所班、教育班は、避難者支援班の協力を得て、新型インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

【避難所班、救護防疫班、避難者支援班、教育班】

第5 健康管理

1 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

- (1) 救護防疫班及び避難者支援班は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。必要に応じて、公衆衛生医師や保健師、管理栄養士等で構成するチームを編成し、対応する。
- (2) 避難者支援班は、「茨城県災害時保健活動マニュアル」及び市の「保健師初動マニュアル」に基づき、健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾病の予防など、フェイズに応じた災害時保健活動を実施する。
- (3) 避難者支援班は、活動で把握した内容や問題等を災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるようにする。
- (4) 避難者支援班は、避難所で生活する妊産婦及び乳児に対して、食事、授乳、睡眠等、生活環境の変化への対策等について保健指導を行う。
- (5) 避難者支援班は、栄養士と連携して、避難者の食事の状況を把握し、必要に応じて、物資調達班に避難者の要望や状態に応じて求められる食品等の供給を要請する。

2 被災者の精神状態の把握

- (1) 避難所班、教育班は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象にレクリエーション等を行い、ストレスを軽減させる。
- (2) 避難所班、教育班は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

3 避難所の感染症対策

避難者支援班は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大を防止する。

4 継続的要援助者のリストアップ

救護防疫班及び避難者支援班は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

5 関係機関との連携の強化

避難者支援班は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・病院及び精神病院等と連携し入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

【避難者支援班】

第6 精神保健、心のケア対策

1 精神保健、心のケア活動の実施体制

避難者支援班は、県（障害福祉課）及び精神保健福祉センター（以下「センター」という。）がDPAT（災害派遣精神医療チーム）調整本部を設置して行う精神科医療機関の現状把握、保健所や市が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（FAX等）に積極的に協力する。

避難者支援班は必要に応じ、県（障害福祉課）を通じて国や関係団体へDPATの派遣を要請することができる。DPATは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

避難者支援班は、DPAT、保健所、日赤心のケアチーム、その他の関係機関と連携をとりながら、以下のような精神保健、心のケア活動を実施する。

段階	活動内容
第一段階 ～ 第二段階	心の健康相談、DPATによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時DPATとの同行訪問
第三段階	継続的な対応が必要なケースの把握、対応、DPATへの情報提供
第四段階	① 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問） ② PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

2 児童、高齢者、障がい者、外国人に対する心のケア対策の実施

避難者支援班は、ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行う。

3 心のケアに対する対応

(1) 情報の周知及び相談窓口の設置

災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の情報や災害時の心的反応プロセスを、パンフレットを通じて被災者や関係者に周知するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

(2) ハイリスク者の把握

災害直後から、見守りの必要があると思われる市民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。

(3) ハイリスク者の対応

医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているD P A Tの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

第3節 ボランティアの活動支援体制

大規模な災害が発生した場合には、市及び防災関係機関だけでは、充分に対応できないことが予想される。市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害の拡大を防止する。

第1 社会福祉協議会の位置づけ

社会福祉協議会は災害発生時にはボランティア班として災害対策本部に職員を派遣し、各班とボランティアの受入れの調整やニーズを把握する。又、ボランティアセンターとの連絡調整・情報の提供・収集を行う。

【ボランティア班】

第2 災害ボランティアセンターの設置・運営

1 受入体制の確保

ボランティア班は、災害発生後、社会福祉協議会（候補地：福祉センター及びふれあい館）に災害ボランティアセンターを設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

2 ボランティアセンターの業務

ボランティア班が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (1) 被災者ニーズの把握・情報収集
- (2) ボランティアの受付・割振り
- (3) ボランティア活動用資機材・物資の確保
- (4) ボランティア連絡協議会の開催
- (5) 市との連絡調整
- (6) 災害ボランティアセンター運営支援に係る職員派遣等調整
- (7) その他被災者の生活支援に必要な活動

3 市とボランティアセンターとの連携

要配慮者班（社会福祉課）は、災害発生後、ボランティア担当窓口を開設し、ボランティアセンターの活動を支援する。

4 ボランティアに協力依頼する内容

- (1) 被害状況、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活の支援（食事・飲料水の配布、支援物資の仕分け、要配慮者の介護等）
- (3) 復旧支援（家の掃除、片付等）
- (4) 在宅者の支援（要配慮者の介護、食事・飲料水の配布等）
- (5) 配送拠点での支援（物資の搬出入、仕分け、配達等）
- (6) その他被災者の生活支援に必要な活動

【要配慮者班、ボランティア班、関係各班】

第3 ボランティアの受入れについて

ボランティア班は、被災者・各班等からの要請に従いボランティアの派遣を行う。各班はボランティア班に、ボランティアのニーズを伝える。

専門ボランティアに関しては、ボランティア班と担当班が協議し、受入れを検討する。

調整窓口の担当班	活動分野	主な個人・団体
救護防疫班	医療・看護等	医師・看護師、薬剤師、歯科医師、接骨師、歯科衛生士
住宅支援班	応急危険度判定	応急危険度判定士
被害認定調査班	罹災証明書発行に関する家屋調査	建築士
避難者支援班	要配慮者支援	各種支援団体
市民班	外国語通訳，翻訳，情報提供	茨城県国際交流協会等

第4節 ニーズに応じた相談窓口の設置、情報提供

【市民班、避難者支援班、ボランティア班、生活再建プロジェクト】

第1 ニーズの把握

1 被災者のニーズの把握

市民班、避難者支援班、生活再建プロジェクトは、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、市民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。その際、女性が抱えるニーズに対しても、助成職員が対応する等して把握する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみの分別等）
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズの把握については、避難者支援班、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービスの供給を早期に確保するとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズを把握する。

- (1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (2) 病院通院介助
- (3) 話相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡
- (6) 母国との連絡

【生活再建プロジェクト、関係各班】

第2 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

生活再建プロジェクトは、下記の2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

- 総合窓口設置場所（候補）：市役所駐車場プレハブ庁舎

2 各種相談窓口の設置

市民班、要配慮者班、避難者支援班ほか関係各班は、被災者のニーズに応じて個別に相談窓口を設置する。

個別の相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係各班、関係団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

【本部統括班、市民班、電話対応班、生活再建プロジェクト】

第3 被災者への情報提供

1 生活情報の提供

生活再建プロジェクトは、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を、各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) インターネットの活用

生活再建プロジェクトは、ホームページやSNS等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。また、インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報を提供する。

(2) FAXの活用

生活再建プロジェクトは、避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、FAXを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(3) 広報紙等の発行

生活再建プロジェクトは、様々な生活情報を集約して、チラシの作成、臨時広報紙の発行等を行い、避難所、各関係機関等に広く配布する。

2 安否情報の提供

本部統括班、市民班、電話対応班は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答する。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報を収集するとともに、安否情報の提供にあたっては、被災者の個人情報管理を徹底する。

第5節 応急給水

災害のため飲料水が枯渇し、または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し保護するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保する。

【水道班】

第1 実施機関

- 1 被災者への飲料水の供給は、本部長（市長）の責任で水道班が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の責任で県が自ら実施すること。
- 2 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。
- 3 水道施設の応急復旧は、市水道班が行う。

【水道班】

第2 応急給水の実施

水道班は、給水状況や市民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

応急給水の行動指針

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること。
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと。
- ・水道事業者等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治区等による市民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること。
- ・高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと。
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること。
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること。

1 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

2 飲料水供給の方法

水道事業者は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、市保有車及び調達車両によって行う。

また、次の浄水場の水を有効利用し、市が保有する給水車またはポリタンク等を使用して応急給水を実施する。

市内浄配水場一覧

区 分	浄水場名称	所 在 地	電話番号	給水能力／日
県	水海道浄水場	常総市大塚戸町 1956	(0297) 27-1410	34,600m ³
常総市	相野谷浄水場	常総市中山町 1145-1	(0297) 23-1881	20,678m ³
	坂手配水場	常総市坂手町 6039	(0297) 27-1852	15,336m ³
	東部浄水場	常総市本石下 3739	(0297) 42-2542	5,800m ³
	西部浄水場	常総市古間木 1988-5	(0297) 42-5989	4,500m ³

3 給水量

飲料水の供給を行うときは、1人1日最小限度3ℓとする。

応急給水の目標設定例

災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生～3日まで	3ℓ／人・日	おおむね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車
10日	20ℓ／人・日	おおむね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100ℓ／人・日	おおむね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量（約 250ℓ／人・日）	おおむね 10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

4 給水の優先順位

給水は、医療機関・避難所・市役所等緊急性の高いところから行う。

給水車等配備状況

給水車			給水タンク			給水用ポリタンク・給水袋		
台数	容量(m ³)	合計容量	台数	容量(m ³)	合計容量	個数	容量(ℓ)	合計容量(ℓ)
1	1	1	1	2	3	20	20	36,900
			1	1.5		1	500	
						6,000	6	

【水道班、環境班】

第3 応急復旧

水道施設の応急復旧は、本復旧に先立ち次により行う。

1 応急復旧方針

水源（取水）施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設（送配水管、配水本管、配水小管）、給水装置の順に復旧する。

なお、応急給水活動を行う拠点に至る各管路についても可能な限り優先して復旧する。

2 応援・協力

水道事業者は、指定給水装置工事事業者と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道事業者、水道工事業者等の応援または協力を求める。

3 広報・問い合わせ対応

水道班は、断水した場合、市民に対し給水所の案内や配水停止・通水復旧についての状況等について市防災行政無線、防災ラジオ、避難所等への掲示等により適切な広報を実施する。また、配水停止についての問い合わせ等に対応する。

4 検査の実施

水道班及び環境班は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸、プール、泉、河川等の水を飲用しなければならない場合は、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行う。必要があれば、県に検査の実施を要請する。

【本部統括班、水道班】

第4 災害救助法による飲料水の供給基準

1 対象

災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

2 費用の限度

ろ水機、その他給水に必要な機械器具の借入費、修繕費、燃料費及び浄水用の薬品及び資材費等で、当該地域における通常の実費

3 供給期間

災害発生の日から原則として7日以内

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

第6節 食料・生活必需品供給

災害が発生した場合、被災者に対し食料や生活必需品の調達及び供給を迅速かつ円滑に実施する。
物資調達班は、速やかに地域内輸送拠点を開設し、避難所等への輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。

【避難所班、物資調達班】

第1 食料の供給

1 実施機関

- (1) 災害時の食料の供給は、本部長（市長）の責任で実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の責任で県が自ら実施することを妨げない。
- (2) 物資調達班は、あらかじめ定めた供給計画に基づき市内業者等より食料を調達し、避難所班が被災者等に供給する。本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。応援の要請は、物資調達班が行う。

2 炊き出し及び食品の給与の対象者

- (1) 避難所に避難した者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊または床上浸水等であって炊事ができない者
- (3) 住家に被害を受けたため、一時縁故先へ避難する者
- (4) 災害地において救助作業措置その他応急復旧作業する者

3 食料の調達

物資調達班は被害の状況等から判断して必要と認めたときは、市が備蓄している食料を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、県、その他食品製造業及び小売業等関係業界から食料を調達し供給を行う。

(1) 市の備蓄

物資調達班は、災害時には市内小・中学校等の防災倉庫に備蓄している食料等を放出するとともに、今後も計画的に備蓄する。

(2) 流通在庫備蓄

物資調達班は、次の手順により食料及び飲料水を迅速に調達し供給する。

ア 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合

- ① 物資調達班は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合、災害協定を締結している事業所以下「事業者」という。）に対する物資の調達要請を決定する。
- ② 物資調達班は、事業者へ文書または口頭により物資の調達要請をする。
同時に、物資調達班が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。
- ③ 事業者は、物資調達班が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。
- ④ 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引き取る。

イ 前記アによる輸送が困難な場合

物資調達班は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、緊急輸送車両登録庁用車による輸送、市内運送業者等による輸送を行う。

資料編 ○防災資機材等備蓄品一覧 ○災害協定締結一覧

(3) 他市町村等からの調達

物資調達班は、市のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めたときは、「災害時等の相互応援に関する協定」締結市町村または県等に応援を要請する。

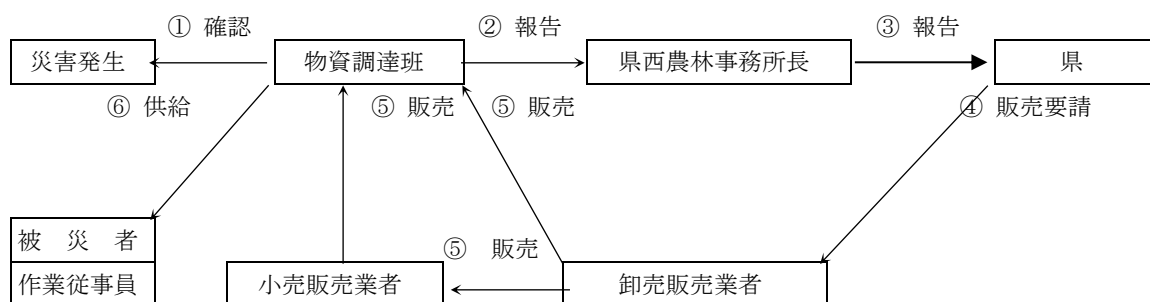
(4) 政府所有米穀の調達

ア 米穀

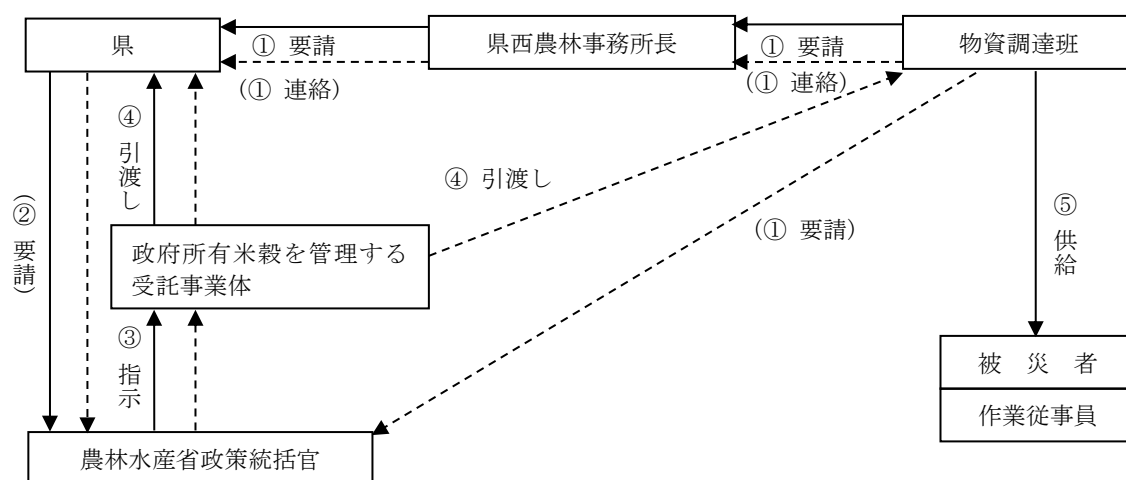
① 本部長（市長）の責任のもと、物資調達班は販売業者から所要の米穀を購入し、被災者等に供給する。この場合の各関係機関の措置は次のとおりである。

a 物資調達班は、食料供給が必要な人員を、県西農林事務所を通じ県に報告する。

b 県は、aの報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を卸売業者に通知し、手持精米の販売を要請する。



② 県は、災害の状況等により必要と認める場合は、物資調達班の要請に基づき、農林水産省政策統括官に災害救助用米穀の引渡しを要請する。



③ 物資調達班が直接、政策統括官に連絡した場合は、必ず県に連絡することとし、県は、政策統括官（担当者）に連絡する。

4 食料の集積地

物資調達班は、県等から輸送される食料の集積場所を次の施設に開設する。なお、その所在地についてあらかじめ関係機関に周知しておく。また、物資調達班は、集積場所に管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

救援物資集積場所

地区区分	施設名	所在地	電話番号
水海道地区	ふれあい館	常総市水海道天満町 2472	(0297) 23—2233
	水海道総合体育館	常総市坂手町 3552	(0297) 27—1211
石下地区	常総ひかり農業協同組合 石下野菜集出荷所	常総市大沢 222	(0297) 42—1400

5 食料の給与

(1) 炊き出し施設の選定

避難所班は、避難所内またはその近くの適当な炊き出し場所等を選定する。

(2) 県、近隣市町への協力要請

物資調達班は、多大な被害を受けたことにより、市において食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町に炊き出し等について協力を要請する。

なお、市応援要請時における県の措置は、次のとおりである。

ア 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請

イ 集団給食施設への炊飯委託

ウ 調理不要な乾パン、パン、おかゆ等の供給3品目

米穀（米飯を含む。）、乾パン、パン、おかゆ等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

6 災害救助法による食料の給与基準

災害救助法を適用した場合の食料の給与は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

(1) 対象

避難所に避難した者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため、炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要がある者

(2) 費用の限度

災害救助法施行細則に定める基準による。

(3) 給与期間

災害発生の日から原則として7日以内

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合、この期間内に3日分以内を現物支給する。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

【本部統括班、避難所班、資源管理班、救護防疫班、

物資調達班、教育班、ボランティア班】

第2 生活必需品の供給

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失または毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのご程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与または貸与する。

1 実施機関

- (1) 被服、寝具その他の生活必需品の給与または貸与は、本部長（市長）の判断により物資調達班が主体となり実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の判断により県が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。応援の要請は、物資調達班が行う。

2 生活必需品の調達

物資調達班は被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県、その他小売業等関係業界から生活必需品を調達し供給を行う。

(1) 流通在庫備蓄

物資調達班は、次の手順により生活必需品を迅速に調達し、避難所班に引き渡して避難者へ供給する。

ア 市内事業者等が輸送する場合

- ① 物資調達班は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、市内事業者に対する物資の調達要請を決定する。
- ② 物資調達班は、事業者等へ文書または口頭により物資の調達要請をする。
同時に、物資調達班が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。
- ③ 事業者は、物資調達班が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。
- ④ 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引き取る。

イ 前記アによる輸送が困難な場合

物資調達班は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、緊急輸送車両登録庁用車による輸送、市内運送業者等による輸送を行う。

(2) 他市町村等からの調達

物資調達班は、市のみでは十分な生活必需品の調達・供給ができないと認めたときは、「災害時の相互応援に関する協定」締結市町村または県等に応援を要請する。

資料編 ○災害協定締結一覧

3 生活必需品の給（貸）与

(1) 対象者

- ア 災害により、住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの）の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

(2) 県、近隣市町への協力要請

物資調達班は、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町に対して協力を要請する。

(3) 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

寝 具	毛布等
日用品雑貨	消毒用アルコール、石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等
衣 料 品	作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等
炊 事 用 具	鍋、釜、やかん、包丁、缶切等
食 器	箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
光 熱 材 料	ろうソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等
そ の 他	ビニールシート等

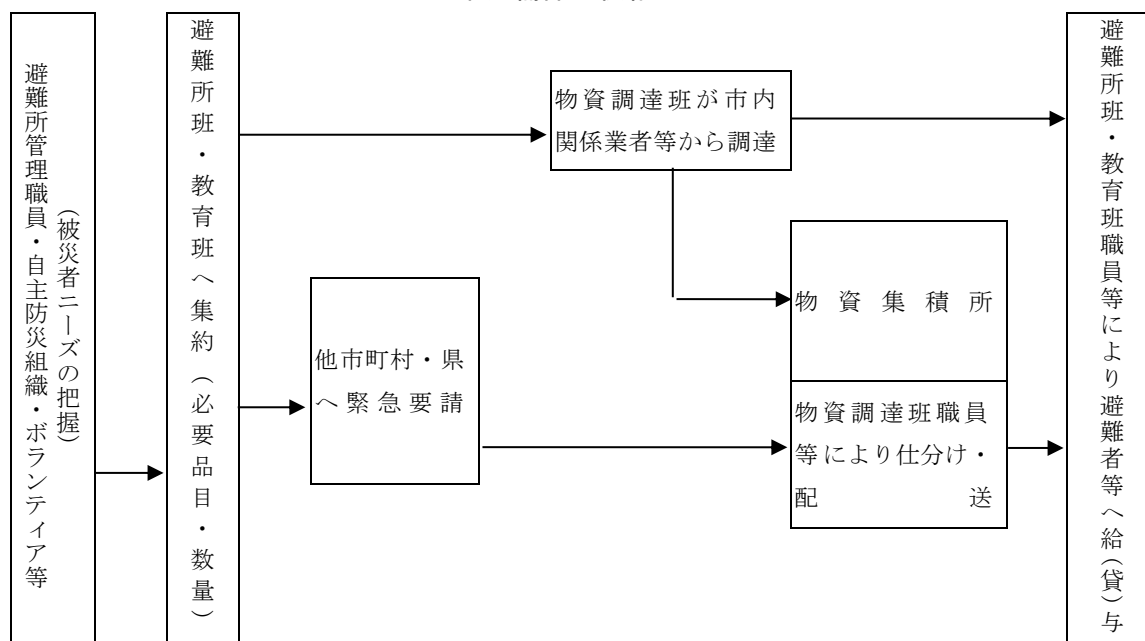
(4) 供給及び配分の要領

物資の給与または貸与については、避難所班、教育班が次のとおり行うが、必要により、救護防疫班やボランティア班を通じて常総市赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

なお、配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等を明らかにして、被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。

また、各指定避難所における避難者等のニーズを迅速に把握し、適時的確に物資を供給するための仕組みを構築しておく。

生活必需品の供給フロー



4 救援物資の集積場所

被害が甚大なもので、救援物資による供給を行う場合は、次により実施する。

(1) 救援物資の集積場所

調達した物資または県等からの救援物資の集積場所は、次のとおりである。

救援物資集積場所

地区区分	施設名	所在地	電話番号
水海道地区	ふれあい館	常総市水海道天満町 2472	(0297) 23—2233
	水海道総合体育館	常総市坂手町 3552	(0297) 27—1211
石下地区	常総ひかり農業協同組合 石下野菜集出荷所	常総市大沢 222	(0297) 42—1400

(2) 救援物資の供給

ア 物資等の調達、配送等は次の区分にて行う。

担当部班	調達等の内容
資源管理班	市有車両の確保及び緊急車両の調達
物資調達班	食料の調達
	生活必需品等の調達
	救援物資の仕分け
	炊き出しに伴う給食施設の管理
避難所班、教育班	救援物資の支給、食料の配給、炊き出しの手配

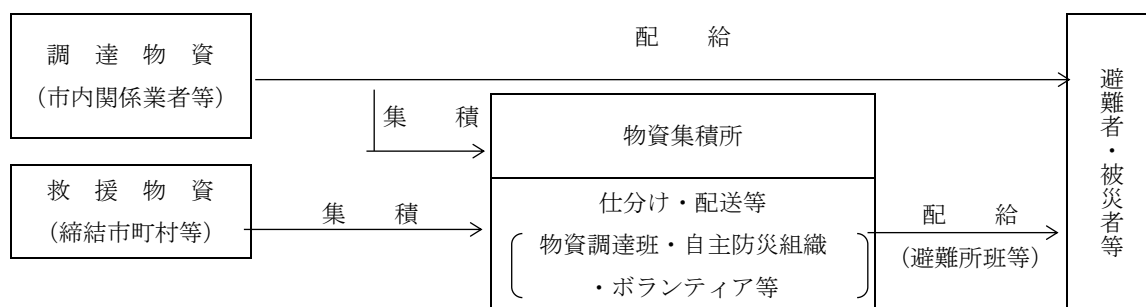
イ 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他班の職員及びボランティアの協力を得て行う。

ウ 避難所における供給計画

甚大な災害により避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行う。

区 分	食 料	生活必需品等
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品、テレビ、ラジオ等の設置
第三段階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 洗濯機等の設置

災害時の食料、生活必需品等供給の流れ



5 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準

(1) 対象

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者

(2) 品目

ア 被服及び寝具

イ 日用品等

ウ 食器等

エ 光熱材料

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則に定める基準による。

(4) 給（貸）与期間

災害発生の日から原則として10日以内

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

第7節 要配慮者安全確保対策

災害時には、避難行動要支援者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害から的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な状況や不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

また、要配慮者対策は避難指示等が解除された後も長期に渡って、十分なケアが必要であることに留意し、長期的に対応が可能な体制を確立するものとする。

【要配慮者班、避難者支援班】

第1 実施機関

- 1 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策は、要配慮者班及び避難者支援班が実施する。
- 3 要配慮者の安全確保対策は、当該施設及び市のみならず、近隣市町、県、その他関係機関の応援や、地域住民やボランティア組織等、地域全体の協力を得て実施する。

【避難者支援班、避難所班、教育班】

第2 要配慮者への配慮

要配慮者は、年齢、性別、障害や病気の程度によって配慮すべき点が異なる。集団で生活を営むことが困難な要配慮者に対しては、空き教室を利用する等の対応をとる等、それぞれの特徴を踏まえた対応及び支援を行うものとする。特に避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の提供等を行うとともに、情報の提供についても、十分配慮する。発災時には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者についての安全確保対策が的確に行われるようにする。

1 福祉避難所の開設・運営

避難者支援班は、避難所を開設する際には、乳幼児、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮するが、特に、障がい者、寝たきりの高齢者等一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等に対しては、要配慮者専用スペースを確保するほか、状況に応じて適切な施設に福祉避難所を開設し、必要なスタッフを確保する。

要配慮者専用スペース選定上の留意点

①静かでケアのしやすい場所	②トイレ、水道等に近い場所
③一階等階段を使用する必要の無い場所	④空気、温度条件のよい場所

福祉避難所の開設、運営は、避難者支援班が市社会福祉協議会、自主防災組織、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て行う。

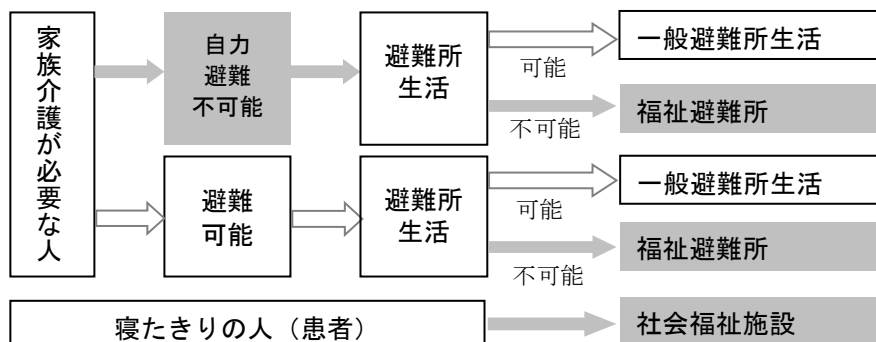
避難者支援班は、福祉避難所を開設した場合は直ちに次の事項を本部統括班に報告する。

- (1) 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- (2) 福祉避難所開設の目的
- (3) 箇所名、各対象受入れ人員（高齢者、障がい者等）
- (4) 開設期間の見込み

2 福祉避難所への送致

避難者支援班は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる要配慮者がおり、特に配慮が必要であると判断される場合は、対象者を福祉避難所へ送致する。

要配慮者に対する避難所区分



【水道班、物資調達班、要配慮者班、避難者支援班、ボランティア班】

第3 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

1 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難確保計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

要配慮者班及び避難者支援班は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町に応援を要請する。また、近隣の要配慮者利用施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

2 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。

要配慮者班及び避難者支援班は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、他の要配慮者利用施設に受入先を確保する。

3 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じたときは、水道班や物資調達班に対し応援を要請する。

水道班及び物資調達班は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、他の要配慮者利用施設及び避難者支援班に対し応援を要請する。

避難者支援班は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等を確保するため、他の要配慮者利用施設やボランティア等へ協力を要請する。

5 巡回相談の実施

避難者支援班は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6 ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者利用施設機能を早期に回復するため、優先して復旧する。

【要配慮者班、避難者支援班、ボランティア班】

第4 在宅要配慮者に対する安全確保対策

1 安否確認、救助活動

要配慮者班及び避難者支援班は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（市社会福祉協議会、市シルバークラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。特に、避難者支援班は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや各要支援者に関する個別避難計画に基づく適切な避難支援を実施する。

2 搬送体制の確保

要配慮者班及び避難者支援班は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者利用施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、要配慮者班及び避難者支援班は、県に対して輸送車両、防災ヘリコプター等による避難行動要支援者の搬送要請を行う。

3 福祉避難所の運営体制の確保

避難者支援班は、介護が必要な避難行動要支援者のための「福祉避難所」を確保するとともに、看護協会やソーシャルワーカー協会、社会福祉協会など他団体の応援を得て、福祉避難所の運営体制の確立、一般の避難所の中に避難行動要支援者が避難できるスペースの確保に努める。

4 要配慮者の状況調査及び情報の提供

避難者支援班は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

5 食料、飲料水及び生活必需品等の確保ならびに配布を行う際の要配慮者への配慮

避難者支援班は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、福祉避難所の食料品の備蓄にあたっては、栄養士の助言のもと、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

6 保健・医療・福祉巡回サービス

避難者支援班は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど、医療・福祉サービスや保健指導を実施する。巡回にあたっては、薬剤師や栄養士、歯科衛生士、理学療法士、マッサージ師等とも連携して、避難所によって巡回する職種が偏らないようにする。

7 保健・医療・福祉相談窓口の開設

避難者支援班は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

【情報班、市民班、ボランティア班】

第5 外国人に対する安全確保対策

1 外国人の避難誘導

市民班は、語学ボランティアの協力を得て、市防災行政無線、防災ラジオ、広報車等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

市民班は、警察、近隣住宅（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市民班は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報紙などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

情報班は市民班と連携し、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。

(3) 外国人旅行者に対する情報の提供

情報班は、市民班や県、観光施設・宿泊施設などと連携し、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進などを行う。

4 外国人相談窓口の開設

市民班は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、「相談窓口」をネットワーク化し、外国人の生活相談に係る情報を共有する。

5 語学ボランティアへの協力依頼

市民班は、状況に応じて県国際交流協会が受入れる語学ボランティアの協力を要請する。

県国際交流協会は、災害発生後に「受入れ窓口」を開設し、次のような活動を行う。

(1) 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣

(2) 県担当窓口や市町村等との連絡調整

(3) その他

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

(1) 外国語の通訳

(2) 外国語の資料の作成・翻訳

(3) その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

第8節 児童・生徒

災害により教育施設等が被災し、通常の学校教育の実施が困難となった場合は、関係機関と緊密に連携し園児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全及び教育を確保する。

【要配慮者班（こども課）、教育班】

第1 実施責任者

- 1 幼稚園、小・中学校の応急教育及び市立教育施設の応急復旧対策ならびに教職員の確保は、教育班が行い、保育所の応急教育及び応急復旧等については、本部長（市長）の責任のもとで要配慮者班（こども課）が行う。
- 2 災害に対する各学校（所）等の措置については、校長・園長等（以下「校長等」という。）が具体的な応急対策をたてる。

【避難所班、教育班】

第2 児童生徒等の安全確保

1 児童・生徒等、教職員等の対策

(1) 情報等の収集、伝達

- ア 避難所班及び教育班は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合には、校長等に対し災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- イ 校長等は、避難所班や教育班、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達するとともに、自らラジオ、テレビ等により市内の被害状況等災害情報を収集する。なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。
- ウ 校長等は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、またはそのおそれがある場合は、直ちにその状況を避難所班や教育班、その他関係機関に報告する。
- エ 避難所班、教育班及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等を整備するとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

(2) 児童・生徒等の避難

保育所、幼稚園及び学校における児童・生徒等の集団避難については、以下の各項に掲げるとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期する。

ア 留意点

① 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

② 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童・生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要な場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

③ 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、通学路の安全について日頃から点検を行い、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずる。

④ 校内保護

校長等は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者へ連絡する。なお、この場合、速やかに避難所班または教育班に対し児童・生徒数その他必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童・生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携し、共通の理解を持つ。

⑤ 保健衛生

校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

イ 避難の順序

秩序正しく非常出入口に近いところから低学年あるいは年少者を最初に避難させる。

ウ 避難誘導責任者及び補助者

避難誘導責任者は、小・中学校にあつては教頭、幼稚園・保育所等にあつては上席職員とし、補助者はその他の教職員とする。

エ 避難誘導の要領、措置

- ① 避難誘導にあたっては、教職員を必ず付けて誘導する。
- ② 避難はまず屋外運動場等広場を目標とし、状況判断のうえ第2目標へ誘導する。
- ③ 避難にあたっては、充分状況判断のうえ、履物、学用品等の携行を考慮する。
- ④ 実施責任者は、避難誘導の状況を逐次教育長、避難所班または教育班に報告し、さらに保護者に通報する。
- ⑤ 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

オ 児童・生徒等の帰宅、引き渡し、保護

- ① 児童・生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童・生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- ② 災害の状況によっては、教職員の引率あるいは通学区域毎の集団下校または保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- ③ 災害の状況及び児童・生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校または避難所において保護する。この場合、速やかに県や市町村に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで保護を継続する。なお、通信網の遮断等を想定し、児童・生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携し、共通の理解を持つ。

カ 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法、保護者への連絡体制等について計画を立て、明らかにしておく。

キ 実施責任者は、毎年2回以上避難訓練をするとともに、必要に応じ避難計画を修正する。

2 学校、保育所、幼稚園、児童クラブにおける安全確保

登校前に警報等が発表された場合の対応について、校長等は事前に検討した計画にのっとり、休校・休園などの措置を行う。

登校後に警報等が発表された場合は、各学校や地域の状況に応じて、校長等が適切な措置を講じる。事態が悪化する前にできるだけ迅速に行動を判断する。

【教育班】

第3 応急教育

1 応急教育

(1) 教育施設及び授業

ア 県教育委員会及び市教育委員会は、被害状況を速やかに把握し、関係機関との連絡をとり、その措置に万全を期する。

イ 県教育委員会及び市教育委員会は、被害状況に応じ次の措置を講ずる。

- ① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- ② 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併または二部授業を行う。
- ③ 学校施設の使用不可能または通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- ④ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用または他の学校の一部を使用し授業を行う。
- ⑤ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(2) 学校給食

災害の状況によっては、給食の一時中止または献立内容を変更する。

(3) 教科書、学用品等の補給

ア 教育班は、災害により教科書、学用品等（以下「学用品等」という。）を、喪失またはき損し、就学上支障をきたしている児童・生徒等に対して学用品等を補給する。なお、災害救助法が適用された場合における学用品等の補給の対象者、期間及び費用の限度額については、3「(3) 学用品の品目及び費用の限度」のとおりである。

イ 教育班は、自ら学用品等の補給の実施が困難な場合は、県へ学用品等の補給の実施、調達について応援を要請する。

(4) 教職員の確保

教育班は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じる。

ア 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。

イ 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員を確保する。

2 避難所との共存

- (1) 教育班は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について協議する。
- (2) 教育班は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- (3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- (5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるようにする。

3 災害救助法による学用品の給与

- (1) 支給対象者
住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水により学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等部生徒（特別支援学校の小学部児童、中学校生徒及び高等部生徒を含む。）とする。
- (2) 調達、支給方法
教科書、文房具及び通学用品の調達、支給については、本部長（市長）の責任のもとで教育班が実施する。
- (3) 学用品の品目及び費用の限度
災害救助法施行細則に定める基準による。
- (4) 期間
 - ア 教科書 災害発生の日から1箇月以内
 - イ 文房具及び通学用品 災害発生の日から原則として15日以内

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

【救護防疫班】

第4 応急保育

幼稚園や保育所等では、応急保育を実施する。

【避難所班、教育班】

第5 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関の長は、災害が発生しまたは発生のおそれがある場合は、前記第2に準じて、施設利用者の安全のための措置を講ずる。

第9節 帰宅困難者対策

市内にて帰宅困難となった者に対し、県・公共交通機関・大規模集客施設の事業者等と連携して適切な情報の提供・保護・支援などの対策を実施する。

【本部統括班、情報班、避難所班】

第1 各組織による帰宅困難者対策

1 市の取組

(1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性のあるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

本部統括班は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等を備蓄する。

(3) 情報提供等

情報班は、帰宅困難者にとって必要な交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

帰宅困難者に伝える情報例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等・路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等・通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等・一時滞在施設の開設状況等、その他の支援情報 |
|--|

(4) 交通事業者との連携体制の整備

本部統括班は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。本部統括班と交通事業者は、協議の上、滞在場所の確保等を推進する。

また、滞在場所の確保にあたっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮して運営する。

2 企業等の取組

(1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留める。

(2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布等の物資を備蓄する。

(3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境を整備する。

(4) 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておく。

(5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、SNS等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておく。

(6) 市、自主防災組織との連携

企業等は、本部統括班や組織と、大規模災害発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃から連携する。

3 大規模集客施設の取組

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、本部統括班、避難所班、関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切に待機や誘導を行う。

4 各学校の取組

(1) 鉄道事業者との連携

各学校等は、日頃から児童・生徒等の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるようにする。

(2) 帰宅困難者への情報提供

各学校は、あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制を整備し、情報の提供方法を構築する。

(3) 飲料水等の備蓄

各学校は、災害発生時に児童・生徒等を学校に留めておくことができるように、飲料水等を備蓄しておく。

【避難所班、教育班】

第2 帰宅活動への支援

各関係機関は、帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

避難所班、教育班は、帰宅困難者が発生した場合、指定避難所に一時滞在施設を開設し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

第10節 愛玩動物の保護及び適正飼養

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物を保護する。飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておく。

また、環境班は、避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。

災害時のペット対策における各々の役割(参考:人とペットの災害対策ガイドライン(環境省))

飼い主が行うべき主な対策	・人とペットの安全確保
	・避難が必要な際のペットとの同行避難
	・避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保等）
県が行う主な対策	・危険動物の逸走などに係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など）
	・被災者と被災ペットについての情報収集
	・関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの支援要請
	・指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査
	・市への、ペットとの避難や救護に係る指導と助言
	・避難動物、放浪動物などに関する相談窓口の設置
	・動物愛護推進員への協力の要請など
	・獣医師の派遣依頼と派遣調整
	・現地動物救護本部等の設置の検討
	・放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動
	・被災住民への動物救護に関する情報の提供
	・避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導
	・動物由来感染症の防疫と予防
	・救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り
市が行う主な対策	・ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
	・指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
	・指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する県等への情報提供
	・指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援
	・県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力
	・被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供

第7章 災害救助法の適用

【本部統括班】

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事の責任で県が実施する。ただし、県が実施することが困難であると認められるため救助事務の内容、期間等を本部長（市長）に通知したときは、本部長（市長）の責任で行う。

知事の責任で県が実施する場合、本部統括班はその実施を補助し、県による救助の実施を待つ余裕がない場合は本部統括班が行う。

【本部統括班】

第2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

1 基準1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

市の住家滅失世帯数が、下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
60,834（令和2年10月1日現在）	80世帯

2 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

被害が相当広範な地域にわたり、県の区域内の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
60,834（令和2年4月1日現在）	40世帯

3 基準3号（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

県の区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合であって、本市の区域内の被害世帯数が多数あるとき。

4 基準4号（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

市の被害が1、2及び3に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、または多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合（内閣総理大臣に事前協議を要する。）

【本部統括班】

第3 住家滅失世帯数の算定基準等

1 住家滅失世帯数の算定

- (1) 全壊、全焼または流失等により滅失した世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって1世帯とする。

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家の全壊、全焼、流失

ア 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの

イ 住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの

(2) 住家の半壊または半焼

ア 住家の損壊、焼失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの

イ 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの

(3) 住家の床上浸水

ア (1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの

イ 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に住居のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ一住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

【本部統括班】

第4 適用手続

本部統括班は、災害救助法の適用を知事（県）に要請する場合は、市内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、次に掲げる事項について口頭または電話をもって要請する。後日、書面によりあらためて報告する。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の原因及び被害状況
- 3 適用を要請する理由
- 4 必要な救助の種類
- 5 適用を必要とする期間
- 6 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- 7 その他必要な事項

各班長は、その分掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を整理し、救助事務の実施の都度または完了後速やかに情報班に提出し、情報班は内容を取りまとめて本部統括班に報告する。

知事（県）は、本部統括班の要請や報告により、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

【本部統括班、関係各班】

第5 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりであり、知事責任で県が実施するが、県が実施することが困難であると認められるために、救助事務の内容、期間等を本部長（市長）に通知したときは、本部長（市長）の責任により関係各班が行う。

県が実施する場合、関係各班はその実施を補助し、県による救助の実施を待つ余裕がない場合は関係各班が行う。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与（避難所班、住宅支援班）
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（避難所班、水道班）
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与（避難所班）
- 4 医療及び助産（救護防疫班、避難者支援班）
- 5 被災者の救出（本部統括班）
- 6 被災した住宅の応急修理（住宅支援班）
- 7 学用品の給与（教育班）
- 8 埋葬（市民班）
- 9 死体の搜索及び処理（市民班）
- 10 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（環境班）

【本部統括班、関係各班】

第6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の基準

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」の定めるとおりである。救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

【本部統括班、避難所班、市民班】

第7 災害救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

災害救助法が適用されない場合において、本部長（市長）の責任により避難所班が被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）を行なった場合、または市民班が災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県罹災救助基金管理規則（昭和46年茨城県規則第39号）の定めるところにより、知事（県）に対し、要した額の補助申請をする。

1 補助を受けられる場合

滅失世帯が10世帯以上に達したとき。なお、滅失世帯の算定は次による。

- (1) 住家が半壊し、または半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家が滅失した世帯とみなす。

- (2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、5世帯をもって住家が滅失した世帯とみなす。

2 救助補助額

それぞれ次に定める額の範囲で現に救助に要した額とする。

- (1) 被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）
「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」を参照
- (2) 災害による死亡者の埋葬
「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」を参照

3 申請の手続

本部統括班は、補助金の交付を受けようとするときは、救助が完了した日から1か月以内に「小災害救助補助金交付申請書」を知事（県）に提出する。

第8章 応急復旧・事後処理

第1節 住宅・建築物の応急復旧

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合の擁壁の倒壊やのり面の崩壊等、宅地の危険性の判定（以下「被災宅地危険度判定」という。）を行い、被災建築物や宅地の二次災害を防止し、市民の安全を確保する。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、または、災害のため住宅が半壊または半焼した者に対しては応急修理を行い保護していく。

【住宅支援班、教育班】

第1 被災宅地危険度判定

1 判定の基本的事項

- (1) 危険度判定は、本部長（市長）の責任において住宅支援班または教育班が行い、県は、住宅支援班または教育班の要請により、危険度判定活動を支援する。
- (2) 判定結果の責任については、本部長（市長）が負う。

2 判定の関係機関

住宅支援班または教育班は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行い、県は、判定士の派遣計画や後方支援を行う。

3 判定作業概要

- (1) 判定作業は、住宅支援班または教育班の指示に従い実施する。
- (2) 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により行う。
- (3) 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- (4) 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。
- (5) 住宅支援班または教育班は、建築物の住家被害認定調査及び民間の保険会社の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

【住宅支援班】

第2 住宅の応急修理計画

1 実施機関

- (1) 住宅の応急修理は、本部長（市長）の責任により住宅支援班が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には県が実施することを妨げない。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害により住宅が半焼または半壊した者に対して日常生活に不可欠な部分について応急的に修理する。

(2) 応急修理の方法

住宅支援班による応急修理は住宅支援班職員の監督指導のもとに建設業者との請負契約により実施する。

3 資材調達

市において資材が不足した場合は、住宅支援班が県（土木部）に要請し、調達の協力を求める。

【住宅支援班】

第3 応急仮設住宅の設置計画

1 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の供与・閉鎖は、本部長（市長）の責任により住宅支援班が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には、住宅支援班が被災状況等をもとに必要となる応急仮設住宅の戸数を知事（県）に報告し、県が行う。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、県その他関係機関の応援を得て実施する。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 基本事項

災害発生の日から原則として20日以内に着工し、その供与期間は完成の日から2年以内とする。また、建物の形式は軽量鉄骨組立方式とする。

(2) 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼または流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

(3) 設置場所

設置予定場所は、公有地を優先して選定するが、私有地の場合は市と所有者との間に賃貸契約を締結する。なお、設置予定場所の選定にあたっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、関係業者・団体等と協定を締結し、その協力を得て建設する。

(5) 入居者の選定等

住宅支援班は県と連携して、入居者の選定基準を作成する。選定基準は次の基準に基づき決定する。

ア 住家が全焼、全壊、または流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること。

- ① 生活保護法の被保護者ならびに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない未亡人ならびに母子世帯、高齢者世帯、身体障がい者世帯、病弱者等
- ④ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
- ⑤ ①～④に準ずる経済的弱者

住宅支援班は、知事（県）からの委託により選定及び入居手続き事務を行い、県は住宅支援班を支援する。

住宅支援班は、選定基準に基づき入居者を認定し採否の結果を応募者に通知するとともに、県に結果を報告する。

(6) 建設上の留意点

住宅支援班は、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者を優先して入居させる。

(7) 応急仮設住宅の管理

県が行う応急仮設住宅の管理について、住宅支援班は協力をする。ただし、県から委任された場合には住宅支援班が行う。

(8) みなし仮設住宅

応急仮設住宅の設置にあたっては、民間賃貸住宅等の借り上げにより、みなし仮設住宅として提供する方法も検討する。県から借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などの提供を受けて、住宅支援班が必要な住宅の借り上げを行う。

【本部統括班、住宅支援班】

第4 災害救助法による実施基準

1 応急仮設住宅

(1) 対象者

災害により住宅が全壊、全焼または流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに供与する。

(2) 設置計画の作成等

住宅支援班は、被災状況等をもとに必要となる応急仮設住宅の戸数を県に報告する。

県は、住宅支援班からの報告をもとに全体計画を作成する。

(3) 建物の規模及び費用

一戸当たりの規模は応急救助の趣旨を踏まえ、知事（県）が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、費用は災害救助法施行細則に定める額以内とする。

(4) 建設の時期

災害発生の日から原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長する。

(5) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

2 応急修理

(1) 修理対象者

災害のため住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 修理の範囲

災害に直接起因する損壊のうち、居室、便所、炊事場など日常生活に必要最小限度の部分とする。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(4) 修理の期間

災害発生の日から1箇月以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

(5) 資材調達

市において資材が不足した場合は、住宅支援班が県（土木部）に要請し、調達を求める。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

第2節 交通・土木施設の応急復旧

災害発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たす。

これらの施設は、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携しつつ迅速に対応する。

【道路調査班】

第1 道路の応急復旧

1 応急措置

道路調査班及び道路管理者は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、巡視を実施する。また、関係機関、地域住民等から道路情報を収集する。

道路調査班及び道路管理者は、情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、県等関係機関に報告を行うとともに、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路を確保する。

2 応急復旧対策

道路調査班及び道路管理者は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通を確保する。特に緊急輸送道路指定路線を最優先に復旧作業を行う。

資料編 ○緊急輸送道路一覧

第2 河川施設の応急復旧

災害により河川施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、道路調査班及び河川管理者は施設の応急復旧を行い、被害が拡大しない措置を講ずる。

道路調査班及び本部統括班は、堤防及び護岸の破壊等について、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水を排除する。

第3節 ライフライン施設の応急復旧

電力、電話、都市ガス、上下水道等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たす。

これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、本部統括班等は県及び各事業者と相互に連携しつつ、迅速かつ円滑に対応する。

第1 電力施設の応急復旧

事業者は、次の応急復旧措置を実施する。

1 応急復旧の実施

(1) 災害時における基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速・適切に実施する。

(2) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、事業者は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(3) 災害時における広報

ア 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため、広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 対策要員の確保

ア 対策要員の確保

- ① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。
- ② 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する支部に出動する。
- ③ 交通途絶等により所属する支部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する支部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(5) 災害時における復旧資材の確保

ア 調達

事業者は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 支部相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

イ 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

ウ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(6) 復旧計画

ア 支部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本部に速やかに報告する。

- ① 復旧応援要員の必要の有無
- ② 復旧要員の配置状況
- ③ 復旧資材の調達
- ④ 電力系統の復旧方法
- ⑤ 復旧作業の日程
- ⑥ 仮復旧の完了見込
- ⑦ 宿泊施設、食料等の手配
- ⑧ その他必要な対策

イ 上級本部は、前項の報告に基づき支部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(7) 復旧順位

電気設備も復旧計画策定及び実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復 旧 順 位
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の重要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に係る送電用変電所 ② 重要施設に配電する中間・配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ② その他の回線
通信設備	① 給電指令回線(制御・監視及び保護回線) ② 災害復旧に使用する保安回線 ③ その他保安回線

第2 電話施設の応急復旧

事業者は、次の応急復旧措置を実施する。

1 電話停止時の応急措置

(1) 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

(3) 通信の利用制限

通信が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

(4) 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

2 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

(1) 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国または地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※ 上記のうち特に重要なユーザー（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

(2) 復旧を優先する電気通信サービス

ア 電話サービス（固定系・移動系）

イ 総合デジタル通信サービス

ウ 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）

エ パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）

オ 衛星電話サービス

(3) 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	(1)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、(2)に示す復旧優先サービスの復旧のほか、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引き続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする。

※ 激甚な災害等発生時は、被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

第3 携帯電話施設の応急復旧

事業者は、災害による障害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

第4 都市ガス施設の応急復旧

1 ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、事業者は、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

- (1) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
- (2) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等により対応できるよう、調達できる体制を整備しておく。

2 応急復旧の実施

ガス施設の被災による二次災害の防止、ならびに速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持する。

(1) 応急対策

非常災害対策本部は、災害発生後は直ちに二次災害防止のため各班を通じて次の措置をとる。

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等から被災状況等の情報収集
- イ 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- ウ 整圧所の受入量及び送出量の調整・停止
- エ 製造所・整圧所・ガバナステーション及びバルブステーションの上空放散
- オ ガス施設または需要家の被害状況によるガス供給の地域的しゃ断
- カ 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- キ その他、状況に応じた適切な措置

(2) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- ア 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- イ 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の展開
- ウ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
- エ その他、現場の状況により適切な措置

(3) 被害復旧活動資機材の備蓄

ア 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

イ 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

ウ 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて県内の他の事業所が、被災事業所に諸機材を貸与し、緊急事態に対応する。

【水道班】

第5 上水道施設の応急復旧

水道班は、指定給水装置工事事業者に協力を依頼し、次の応急復旧措置を実施する。

1 上水道停止時の代替措置

本編第6章第5節「応急給水」の定めるところによる。

2 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

水道班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、水道班のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

水道班は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的に作業を行う。

応急復旧の行動指針

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順位や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

ア 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

ウ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう市民に周知する。

(3) 応急復旧資機材の確保

水道班は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

(4) 市民への広報

水道班は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

【下水道班】

第6 下水道施設及び農業集落排水施設の応急復旧

下水道班は、次の応急復旧措置を実施する。

1 仮設トイレの設置・管理・撤去

下水道班は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置し、適切に管理する。また、避難所の閉鎖等で仮設トイレが不要になった場合は、速やかに撤去を行う。

2 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

下水道班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、下水道班のみでは作業が困難な場合は、県、応援協定市町村、近隣の市町村に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

ア 管路施設

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能を回復させる。

イ ポンプ場、処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、ポンプ施設や管路の状態を確認したうえで機能回復までの間、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるようにする。

処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を行う。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能を回復する。

(3) 市民への広報

下水道班は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

第4節 農地・農業の応急対策

物資調達班及び土地改良区等は、災害時、特に水害における農地及び農作物等に対する応急対策を実施し、被害を防御または拡大を防止する。

【物資調達班】

第1 農地の応急対策

1 農地の排水

物資調達班及び土地改良区等は、農地が被災により当該農地が湛水し自然排水を待つ状況において、復旧工事の施行または農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、関係団体と協力し、ポンプ排水及び堤防切開工事等を行い、被害を最小限にとどめる。

2 農業用施設

(1) 堤防

物資調達班及び土地改良区等は、湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れの場合における腹付工及び土止杭柵工事を行う。

(2) 水路

物資調達班及び土地改良区等は、仮水路（素掘り）木造置樋、木造掛樋、土管敷設工事及び揚水機工（応急）を行うとともに、ごみ等の清掃を十分行い、排水をよくする。

3 頭首工

物資調達班及び土地改良区等は、一部被害の場合は土のう積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工、杵堰、そだ堰工及び揚水機工（応急）を行う。

4 農道

物資調達班は、特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

【物資調達班】

第2 農作物等の応急対策

物資調達班は、農家に対し次に掲げる措置の実施を指導し、被害を軽減する。

1 農作物の応急措置

	作物名	事項
風 害	水 陸 稲	1 完熟期に近いものの倒伏は早めに刈取り架干すること。 2 完熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は一時落水し、4～5株あて結束するか竹などで支えて稔実を行うこと。 3 病害の発生予防のため薬剤散布を行うこと。
	落 花 生	病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 収穫期にあるものは若取を行うこと。 2 被害部分の整理を行い、早期回復を行うこと。 3 早期回復のため、肥料の葉面散布、液肥の追肥を行うこと。 4 病害の発生を予防するため、薬剤散布を行うこと。
	た ば こ	1 脱落葉は速やかに乾燥する。乾燥室にゆとりのないときは、遊休乾燥室を利用するか、または自然黄変後乾燥を行うこと。 2 倒伏したものは、幹起しを行うこと。 3 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果 樹	1 枝から折れたり裂けたりした場合は切り捨て、切り口に「接ロウ」を塗ること。 2 傷が浅いときは、縄でかたく括ってゆ着すること。 3 倒伏樹は早く起こし、支柱を立て固定すること。
	茶	病虫害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	桑	1 被害時期が早ければ枝条の折損したものは折損部分から切直すとともに速攻性肥料の追肥を行うこと（8月以前まで）。 2 病虫害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	飼 料 作 物	刈取適期または直前のものは、早目に家畜にあたえるか、サイレージまたは乾燥すること。
水 害	水稻（苗代期）	1 冠水したものは早目に葉先の出る程度まで排水すること。 2 傷みのない場合はなるべく早く植付けること。 3 傷んでいる場合は回復を待って植付けること。 4 田植3日位前に追肥し、発根を容易ならしめること。 5 病虫害発生を予防するため薬剤散布を行うこと。 6 被害激甚のときは追播きを行うこと（7月上旬まで）。
	（ 本 田 ）	1 短期間冠水した場合 （1）冠水したものは早急に排水し、汚物を洗い落とすこと。 （2）中耕は退水後直ちに行うこと。 （3）土砂が押入った場合は早く株直しを行うこと。 2 長期間（2週間程度）冠水した場合 （1）追播きを実施し、退水後の処置に備えること。 （2）残苗は仮移植しておくこと。 （3）残苗がない場合は、減株分株により再植すること。 （4）病虫害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	陸 稲	1 冠水、浸水した場合、早急に排水すること。 2 根ぎわの土が洗い流された場合は土寄せを行うこと。 3 被害激甚の場合は追播きを行うこと。 4 病虫害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	麦	1 冠水したものは早急に排水すること。 2 根ぎわの土を流された場合は、土寄せを行うこと。 3 成熟に近いものは天気を見て早めに刈取り脱穀し、通風乾燥機で乾燥すること。

	作物名	事 項
水 害	落 花 生	1 生育初期に欠株が生じたときは追播きを行うこと。 2 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	大 豆	1 冠水、滞水した場合は排水溝を作り、排水すること。 2 欠株を生じた場合は補植をすること。
	そさい及びビニールハウス	1 収穫期の若いものは若取りすること。 2 速やかに排水すること。 3 肥料の葉面散布を行うこと。 4 中耕古葉の除去を行い、土壌を乾燥させること。
	た ば こ	1 過湿の状態を防ぐため、ほ地を排水すること。 2 根が洗い出されたら必ず土寄せを行うこと。 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果 樹	極力排水を行うこと。
	飼 料 作 物	1 冠水した場合、直ちに排水を行うこと。 2 収穫近いものは家畜に利用すること。 3 まき直し種子の早期手配及び確保を行うこと。 4 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。

2 家畜の応急措置

(1) 風害

- ア 被害畜舎の早期修理、復旧を行うこと。
- イ 外傷家畜の治療と看護を行うこと。
- ウ 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止すること。

(2) 水害

- ア 畜舎内浸水汚物の排除清掃すること。
- イ 乾燥後畜舎内外の消毒を励行すること。
- ウ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当を受けること。
- エ 栄養回復のための飼料調達ならびに給与を行うこと。
- オ 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

第5節 遺体の処理

災害によって死亡した者について遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施する。

【市民班】

第1 遺体の処理

1 遺体の発見状況の記録

遺体を発見した場合、警察が主体となり、自衛隊・消防機関が協力して遺体発見状況の記録を行う。

2 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、市民班は医師等の協力を得て、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

3 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、警察が主体となって実施する。ただし、遺体が多数の場合等で警察のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。

4 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、警察機関、自衛隊、消防機関等が協力して市民班の設置する遺体収容所に収容する。

(1) 遺体収容所（安置所）の設置

市民班は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて近隣市町等に対して、設置、運営の協力を要請する。

(2) 棺の確保

市民班は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市民班は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品ともに少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

(4) 身元確認

市民班は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

【市民班】

第2 遺体の埋葬

1 埋葬の実施基準

警察は市民班と協力し、遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合に、災害によって死亡した者を応急的に火葬する。

2 埋葬の実施方法

- (1) 火葬は、警察が市民班と協力して次の火葬場において行うが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他の施設へ搬送し火葬を行う。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、警察が市民班と協力して納骨堂または寺院に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

火葬場一覧

施設名	所在地	電話番号
常総市斎場	常総市豊岡町乙 3140—1	(0297) 24—0049
ヘキサホールきぬ	下妻市下栗 250	(0296) 43—7766

【本部統括班、市民班】

第3 災害救助法による遺体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋葬は、同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。

1 遺体の搜索

(1) 搜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 搜索の方法

搜索は、消防機関、警察官、自衛隊、地域住民の協力等により搜索に必要な機械、器具を借上げて実施する。

(3) 費用の範囲及び限度額

ア 費用の範囲

機械器具の借上費、修繕費、燃料費

イ 限度額

当該地域における通常の実費

(4) 搜索の期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

2 遺体の処理

(1) 遺体の処理を行う場合

災害による社会混乱のため、遺体の処理を行うことができない場合

(2) 遺体の処理の方法

ア 遺体の一時保存のための施設等の設置、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施する。

イ 検案は市民班が実施する。ただし、遺体が多数の場合等、市民班によることができない場合は、一般開業の医師の協力を得て実施する。

(3) 費用の範囲及び限度額

区 分	限 度 額
遺体の洗浄、縫合、消毒等のための費用	1体当たり 3,500円以内
遺体の一時保存のための費用	一時利用施設利用時 通常の実費
	上記が利用できない場合 5,500円以内
検案料（救護防疫班以外の場合に限る。）	慣行料金の額以内

(4) 遺体処理の期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

3 埋葬

(1) 埋葬を行う場合

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者
- イ 災害のため火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

埋葬の程度は応急的な仮葬とし、土葬または火葬とする。

(3) 費用の範囲及び限度額

- ア 費用の範囲
火葬料、埋葬料、棺、骨つぼ
- イ 限度額
災害救助法施行細則に定める基準による。
- ウ 埋葬の期間
災害発生の日から原則として10日以内とする。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

第6節 防疫

災害発生時における防疫措置を迅速かつ適切に実施し、感染症発生及びまん延の未然防止に万全を期するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この項において「感染症法」という。）及び予防接種法に基づき次の事項を行う。

なお、その他、災害防疫の実施にあたり、この節に定めのない事項については、「災害防疫の実施について」（昭和40年5月10日付衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により行う。

【救護防疫班、避難者支援班】

第1 実施責任者

防疫活動は本部長（市長）の責任のもとで救護防疫班及び避難者支援班が実施するが、本市のみでは実施が困難な場合には、県に応援の要請を行う。

【救護防疫班、避難者支援班】

第2 防疫組織の設置

救護防疫班及び避難者支援班は、感染症などのまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、防疫関係の組織をつくるとともに、必要な予防教育等を実施する。

【救護防疫班、避難者支援班】

第3 防疫措置情報の収集・報告

救護防疫班及び避難者支援班は、災害の発生後において、警察、消防の協力を得て、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、救護所との連絡を密にする。

【救護防疫班、物資調達班】

第4 消毒薬品・器具機材等の調達

救護防疫班は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達し、物資調達班に配送を要請する。また、必要に応じ、市内取扱業者、協定締結市町村、県等の協力を求める。

資料編 ○災害協定締結一覧

【救護防疫班、避難者支援班】

第5 防疫措置等の実施

救護防疫班及び避難者支援班は、災害発生時において感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するため必要があるときは、感染症法及び予防接種法の規定に基づき、次の措置を実施する。

- 1 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症法第27条第2項及び第29条第2項）
- 2 ねずみ族・昆虫等の駆除（感染症法第28条第2項）
- 3 生活用水の供給（感染症法第31条第2項）
- 4 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

【救護防疫班、避難者支援班】

第6 衛生管理及び防疫指導

避難所は、多数の避難者を受入れるため、また、応急的なものであるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。救護防疫班及び避難者支援班は避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。また、炊き出し場所、避難所、仮設住宅、食品営業施設等における食品の衛生管理にも十分留意する。

【救護防疫班、避難者支援班】

第7 患者等の措置

救護防疫班及び避難者支援班は、感染症法に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

【救護防疫班、避難者支援班】

第8 予防教育及び広報活動の実施

救護防疫班及び避難者支援班は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線や防災ラジオによる広報、広報車による巡回放送、パンフレット等の配布を行う。

【救護防疫班】

第9 記録の整備及び状況等の報告

救護防疫班は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況や防疫活動状況等を把握し、保健所に報告する。

【救護防疫班】

第10 医療ボランティア

救護防疫班は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティア等の確保を依頼する。

第7節 障害物等の除去・災害廃棄物の処理

【環境班、物資調達班（農政課）】

第1 障害物等の除去

環境班及び物資調達班（農政課）は、災害により、住居の敷地内の土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）を除去し、被災者の日常生活を保護する。

1 実施機関

- (1) 障害物の除去は、本部長（市長）の責任のもとで環境班及び物資調達班（農政課）が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の責任で県が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を得て実施する。

2 建築関係障害物の除去

住居の敷地内の障害物等は、本部長（市長）の命を受けた環境班が地元建築業者等の協力を得て除去を実施する。

3 道路関係障害物の除去

道路管理者は、道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、管理者間で情報共有を行う。

4 河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川区域内の障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

5 農地関係障害物の除去

物資調達班（農政課）は、農地にある障害物の状況を把握し、地元建築業者等の協力を得て、障害物の除去を実施する。

6 障害物の集積場所

除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

7 災害救助法による障害物の除去

災害救助法を適用した場合の障害物の除去は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

(1) 対象者

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- イ 住家が半壊または床上浸水したもので、自らの資力では障害物の除去ができない者

(2) 費用の限度

災害救助法施行細則に定める基準による。

(3) 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

資料編 ○茨城県災害救助法施行細則

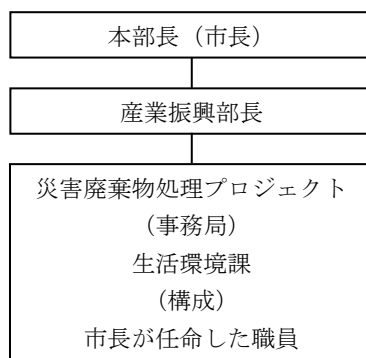
【災害廃棄物処理プロジェクト、環境班】

第2 災害廃棄物処理プロジェクトの編成

災害時における廃棄物の処理は、混乱の最中に同時大量の収集・運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通の輻輳等多くの困難が予想される。

激甚災害の指定や災害救助法の適用を受けるなど、規模の甚大な災害が発生し、他の災害対応業務と切り離して対応を行わなければならないと認められる場合、環境班（生活環境課）は、災害対策本部会議に諮り、本部長（市長）の指導のもとで災害廃棄物処理プロジェクトを組織化して、プロジェクトの体制を整備する。

また、災害廃棄物処理プロジェクトの組織化にあたっては、明確な責任体制のもとに、全市的施策を調整しながら進める必要があるため、従来の組織とは独立した組織として設置するものである。



災害廃棄物処理プロジェクトの設置

【災害廃棄物処理プロジェクト、環境班、下水道班】

第3 災害廃棄物の処理

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の最中に同時大量の収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通の輻輳等多くの困難が予想されるので、災害廃棄物処理プロジェクトは、地域住民の保健衛生を確保し環境を保全するよう迅速かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

1 実施責任者

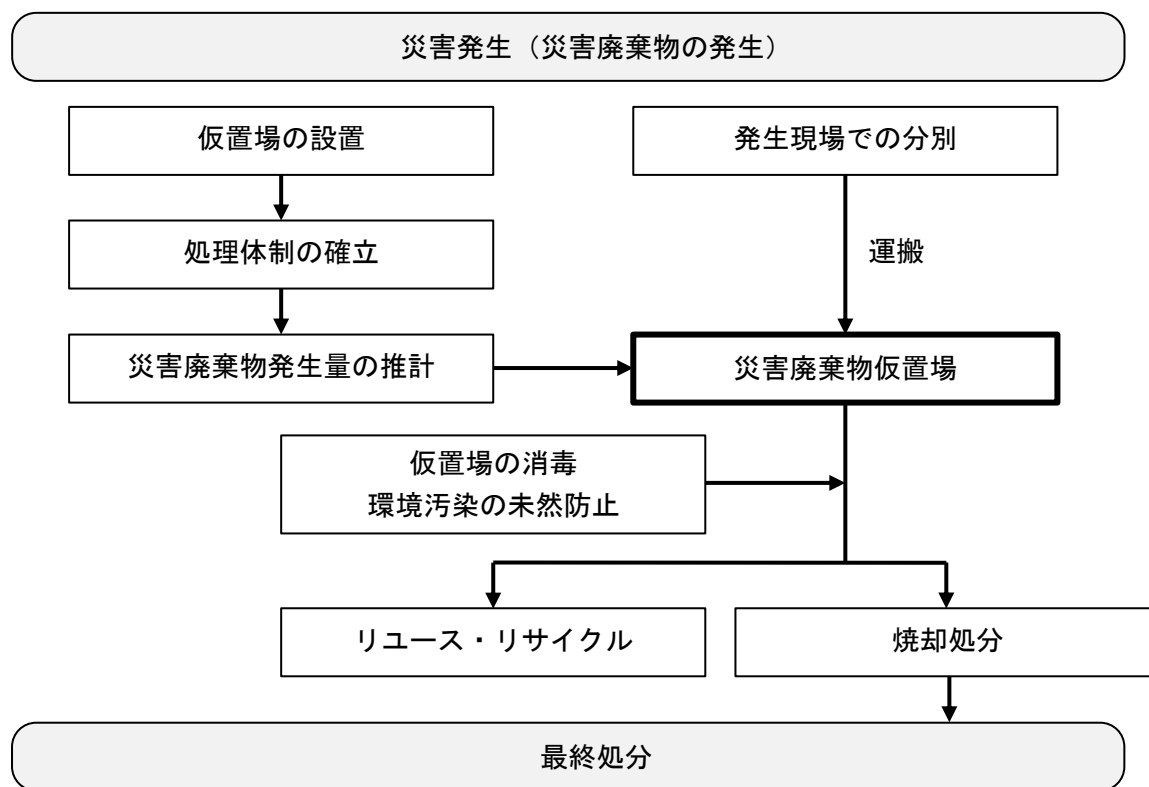
被災地における災害廃棄物処理実行計画の樹立とその運営は、本部長（市長）の責任のもとで災害廃棄物処理プロジェクトが行う。

2 状況の把握及び災害廃棄物処理計画

災害廃棄物処理プロジェクトは、災害が発生した場合、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況を把握し、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理の主体として、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて、近隣市町村等と広域的な相互協力体制による処理を行う。

3 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は以下の流れで行う。



(1) 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物処理プロジェクトは、被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位を用いて災害廃棄物の発生量を推計する。また、仮置場内の測量等による実績値を用いて発生量を見直す。

(2) 処理体制の確立

災害廃棄物処理プロジェクトは、災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

(3) 処理対策

ア 状況把握

災害廃棄物処理プロジェクトは、職員による巡視、市民の電話等による要請等により迅速に被災地域の状況を把握する。

イ 市民への広報

災害廃棄物処理プロジェクトは、速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮置場の利用方法等について市民に広報する。

ウ 処理の実施

災害廃棄物処理プロジェクトは、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて、近隣市町村等と広域的な相互協力体制による処理を行う。

エ 風水害による災害廃棄物の留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することから、災害廃棄物処理プロジェクトは、早急に処理する。

また、竜巻等の風害では、災害廃棄物が散乱するという特徴があり、その中には危険物・有害物等が混入しているおそれがある。災害廃棄物処理プロジェクトはこのことに留意し、収集運搬、分別、保管、処分を行う。

ごみ処理施設

(平成30年4月1日現在)

施設管理者	所在地	ごみ焼却施設		ごみ燃料化施設		粗大ごみ処理施設	
		規模 (t/日)	処理 方式	規模 (t/5h)	処理 方式	規模 (t/5h)	処理 方式
常総地方広域市町村圏事務組合 「常総環境センター」	守谷市野木崎 4605	258	連続燃 焼炉	44	P R F	83	併用
下妻地方広域事務組合 「クリーンポート・きぬ」	下妻市中居指 1100	200	連続燃 焼炉	—	—	45	併用

(注)「併用」とは、可燃性、不燃性粗大ごみを併せて破砕処理する施設である。

(4) 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

災害廃棄物処理プロジェクトは、速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。業務量が膨大であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他班の職員及びボランティアの協力を得て行う。設置した仮置場については、市ホームページや防災行政無線及び防災ラジオ等を用いて市民へ周知を行う。

また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保するとともに、収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的に行う。

(5) 連携体制の確保

災害廃棄物処理プロジェクトは、県による調整の下、県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援を実施し、近隣市町村、県及び災害廃棄物処理の協力協定締結団体である一般社団法人茨城県産業資源循環協会等と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。

また、県内の市町村や事業者で災害廃棄物処理に対応しきれない場合、県は、他都道府県との災害時の相互支援協定や、「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づき、広域的な処理を実施する。

さらに災害廃棄物処理プロジェクトは、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. W a s t e e - N e t)へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

(6) 国による代行処理

災害廃棄物処理プロジェクトは、廃棄物処理特例地域に指定された場合、国(環境大臣)に対して災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を要請する。

(7) その他一般生活ごみ等の収集

災害の発生により短期間でのごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、生活ごみの集積場を指定し被災地域からの搬出を行う。生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、環境班は直営及び委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、清掃工場へ搬送し焼却処理する。

4 し尿

(1) 作業体制の確保

下水道班は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行えるよう、し尿処理対策の実施に必要な人員を確保する。また、次のし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。

し尿処理施設

(平成30年4月1日現在)

施設管理者	所在地	規模 (kl/日)	処理方式	竣工(使用開始) 年 月
常総衛生組合 「クリーンセンターきぬ」	つくばみらい市大字小絹 1450	100	標・脱	10. 3
下妻地方広域事務組合「城山公苑」	常総市馬場 364	130	高・脱	59. 11

(注)「標・脱」は標準脱窒素処理方式＋高度処理、「高・脱」は高負荷脱窒素処理方式

(2) 処理対策

ア 状況把握

下水道班は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況を把握する。

イ 市民への指導

下水道班は、水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。

ウ 処理の実施

下水道班は、避難所等に設置した仮設トイレのし尿の収集・処理を行う。また、必要があれば、県、近隣市町に応援を要請する。収集・処理は民間のし尿処理関連業者等に依頼する。

5 死亡獣畜処理

死亡獣畜は、物資調達班が処理し、処理できない場合には、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理を行う。

6 協力要請

- (1) 状況により市民自らによる処理あるいは集積場所への運搬等を市民に対し協力を求める。
- (2) ごみ、し尿等の処理が不可能な場合は、市内清掃事業者、土木、運送事業者の協力または近隣市町の応援を要請する。
- (3) 近隣市町等の応援または協力が得られない場合は、県に対し他の市町村の応援、廃棄物処理業者の団体等の協力について斡旋を要請する。

【住宅支援班】

第4 建築物のアスベスト飛散防止対策

1 アスベストの飛散状況の実態調査

災害により建築物等が被災した場合、アスベストが露出・飛散するおそれがあるため、住宅支援班は、発災後にアスベスト含有建材等が露出されている建築物の実態調査を実施する。

その場合、該当建築物の所有者に対しては、応急飛散防止措置をとるよう徹底し、健康被害の拡大防止に努める。

応急飛散防止措置例

種類	概要
養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る。
散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い、湿潤化・固定化等の措置を行う。
立入禁止	上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する。
その他	建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する。

2 解体事業者への周知徹底

住宅支援班は、被災した建築物等の解体工事を行う事業者に対し、解体時のアスベスト飛散防止対策について、「大気汚染防止法」、「石綿障害予防規則」等に従うとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）等を参考にし、適切な処理を実施するよう周知徹底に努める。

3 アスベスト環境モニタリング調査の実施

災害発生後、住宅支援班は建築物からのアスベスト飛散状況を把握するため、アスベスト環境モニタリング調査を実施する。また、被災した建築物の解体現場及び災害廃棄物仮置場においても同調査を実施する。

第5編 大規模事故応急対策編

第1章 基本方針

【防災危機管理課／本部統括班】

第1節 大規模事故対策の基本方針

大規模事故は、震災及び風水害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が局地的であり、市域全体に甚大な被害が発生することは限定的と考えられる。これを踏まえて、大規模事故等発生時の必要な対策の基本方針を定める。

一刻も早く人命を救助し二次災害を防ぐ

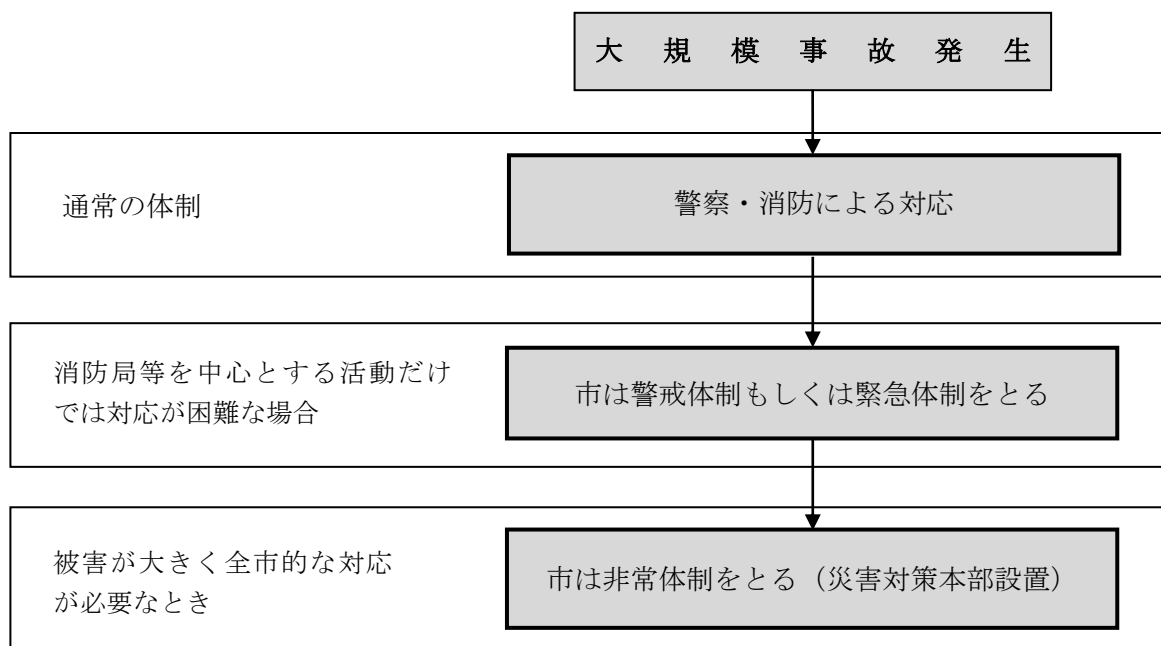
大規模事故の影響をくい止め、住民の安全を確保する

被災した住民及び被災者家族等へ適切な支援を行う

【防災危機管理課／本部統括班】

第2節 大規模事故対策の組織体制

防災危機管理課は、大規模事故が発生し、警察・消防を中心とした活動だけでは対応が困難な場合は、状況に応じて本部長の指示により、警戒体制・緊急体制・非常体制の措置をとる。



第2章 災害種別の応急対策

第1節 航空災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害を軽減するため、市及び関係機関は、相互に緊密に連携し、対策を講じる。

【本部統括班、情報班】

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

ア 市の措置

本部統括班は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。また、情報班は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに本部統括班を通じて県に連絡する。併せて、本部統括班は、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

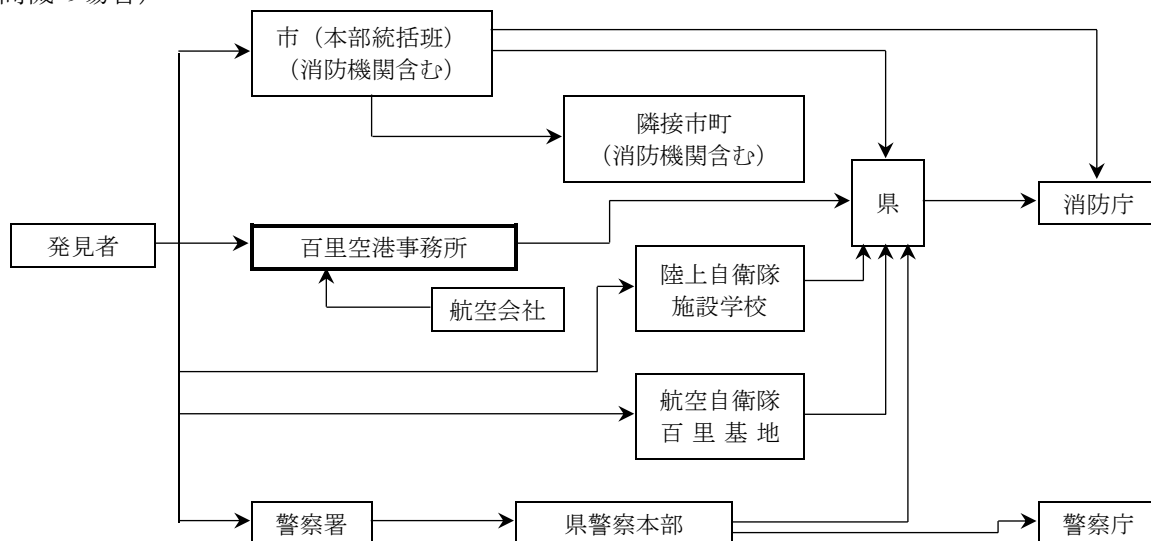
イ 発見者の措置

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市（市民からの通報は電話対応班が受け、情報班が集約し、本部統括班に報告）または警察署長に通報する。

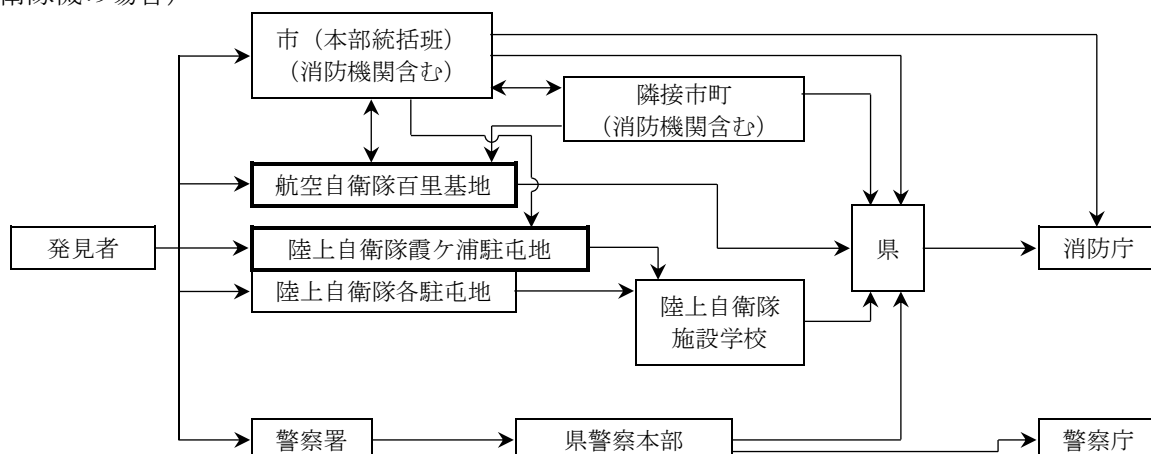
(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。

(民間機の場合)



(自衛隊機の場合)



(3) 応急対策活動情報の連絡

本部統括班は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

【本部統括班】

第2 活動体制の確立

1 活動体制

本部統括班は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 広域的な応援体制

本部統括班は、市域において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第3編及び第4編第3章第2節「応援要請の実施及び受入体制の確保」に準じて、迅速かつ的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制を確保する。

3 自衛隊への応援要請

本部統括班は、自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに県を通じて要請する。

本部統括班は、第3編及び第4編第3章第1節「自衛隊災害派遣要請の要求の実施及び受入体制の確保」に準じて要請を要求する。

【本部統括班、市民班、救護防疫班、避難者支援班】

第3 搜索、救助、救急、医療及び消火活動

1 搜索活動

市民班は、災害の状況により、多様な手段を活用して県や消防機関等と相互に連携して搜索を実施する。

2 救難、救助・救急及び消火活動

本部統括班及び消防機関は連携して、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施する。また、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体、安全確保と消防活動の円滑化のため、警戒区域を設定する。

3 資機材等の調達等

本部統括班は、必要に応じ民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、消防機関等による効率的な救助・救急活動を支援する。

4 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第3編及び第4編第5章第6節「医療・助産対策」に準じ、救護防疫班及び避難者支援班は、防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第3編及び第4編第6章第2節「避難生活の確保」の心のケア対策に準じて避難者支援班が実施する。

【本部統括班、避難所班】

第4 避難指示・誘導

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、本部統括班及び避難所班は、第3編及び第4編第5章第1節「避難対策」に準じて、避難指示等の発令や避難誘導を実施する。

【道路調査班】

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

(1) 交通状況の把握

道路調査班は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行い、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制にあたっては、県、常総警察署等と相互に密接な連絡をとる。

(2) 市民への広報

道路調査班は、被災地周辺道路の一時的な通行禁止または制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求める。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

【本部統括班、情報班、職員動員班、市民班、関係各班】

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第3編及び第4編第2章第1節「災害情報の収集・伝達・報告」に準ずるほか、次により実施する。

1 情報伝達活動

情報班は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などに関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等による。

主な情報伝達活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示及び避難先の指示
- (3) 旅客及び乗務員の氏名・住所
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生後、市民班は必要に応じ、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口を設置し、職員動員班は、窓口への人員配置等の体制を整備する。

【本部統括班】

第7 遺族等事故災害関係者の対応

遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。

【本部統括班、市民班、救護防疫班、避難者支援班、下水道班、環境班、物資調達班、災害廃棄物処理プロジェクト】

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第3編及び第4編第8章第6節「防疫」及び同章第5節「行方不明者等の搜索」に準じて実施し、特に、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意する。

第2節 鉄道災害応急対策

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害を軽減するため、市及び関係機関は、相互に緊密に連携して、対策を講じる。

【本部統括班、情報班】

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡

ア 市の措置

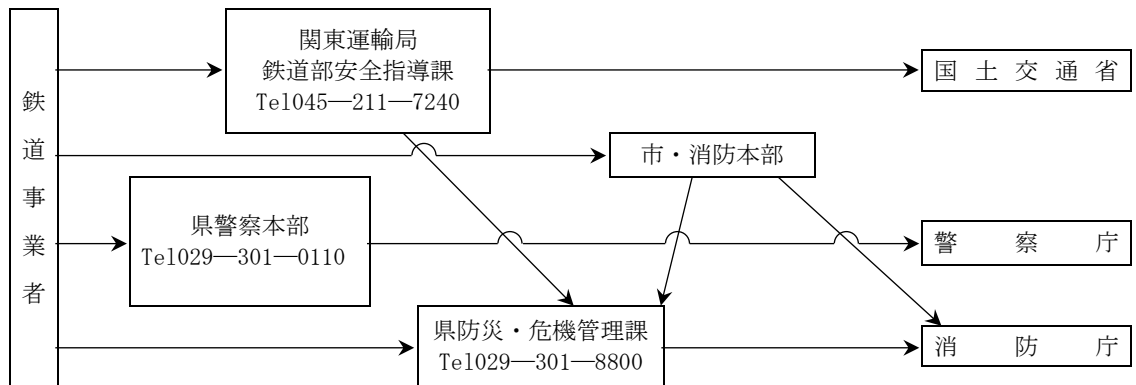
本部統括班は、大規模な鉄道事故の発生連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行く。また、情報班を通じて人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。併せて、本部統括班は、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する場合には消防庁に対しても、原則として発災後30分以内で可能な限り早く報告する。

イ 鉄道事業者の措置

自己の管理する鉄道上で事故災害発生連絡を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに県、消防機関及び関東運輸局に連絡する。

(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



【本部統括班】

第2 活動体制の確立

1 市の措置

(1) 活動体制

本部統括班は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 広域的な応援体制

本部統括班は、市域において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第3編及び第4編第3章第2節「応援要請の実施及び受入体制の確保」に準じて、迅速かつ的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制を確保する。

(3) 自衛隊への応援要請

本部統括班は、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、第3編及び第4編第3章第1節「自衛隊災害派遣要請の要求の実施及び受入体制の確保」に準じて要請を要求する。

2 鉄道事業者の措置

鉄道事業者は発災後速やかに、災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

【本部統括班、情報班、救護防疫班、避難者支援班】

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

(1) 市の措置

本部統括班及び消防機関は連携して、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急に被害状況を把握し、必要に応じ県に応援を要請する。

(2) 鉄道事業者の措置

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

2 資機材の調達

本部統括班は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

3 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第3編及び第4編第5章第6節「医療・助産対策」に準じて、救護防疫班及び避難者支援班は、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第3編及び第4編第6章第2節「避難生活の確保」の心のケア対策に準じて避難者支援班が実施する。

4 消火活動

(1) 市の措置

情報班は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、本部統括班を通じて消防機関等と連携して、迅速に消火活動を行う。

(2) 鉄道事業者の措置

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

【本部統括班、避難所班】

第4 避難指示・誘導

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、本部統括班及び避難所班は、第3編及び第4編第5章第1節「避難対策」に準じて、避難指示等の発令や避難誘導を実施する。

【道路調査班】

第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 市の措置

道路調査班は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行い、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、県、常総警察署等と相互に密接な連絡をとる。

2 鉄道事業者の措置

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送やバス代行輸送等代替交通手段を確保し、他の鉄道事業者においては、可能な限り代替輸送について協力する。

【本部統括班、情報班、職員動員班、市民班、関係各班】

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第3編及び第4編第2章第1節「災害情報の収集・伝達・報告」に準ずるほか、次により実施する。

1 情報伝達活動

情報班は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等により行う。

主な情報伝達活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

市民班及び鉄道事業者は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口を設置し、職員動員班は、窓口への人員配置等の体制を整備する。

【本部統括班、市民班、救護防疫班、避難者支援班、物資調達班】

第7 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第3編第8章第5節または第4編第8章第6節「防疫」及び同章第4節または第5節「遺体の処理」に準じて実施する。

第3節 道路災害応急対策

道路災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるため、県及び関係機関と連携し、対策を講じる。

【本部統括班、道路調査班】

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報等の収集連絡

ア 市の措置

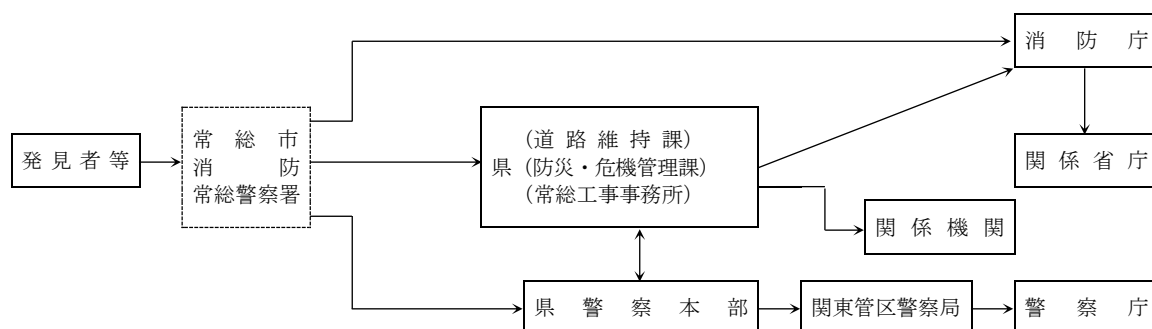
本部統括班及び道路調査班は、大規模な道路災害の発生または発生する恐れに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する場合には消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

イ 発見者の措置

道路事故災害の発生を発見した者は、直ちにその旨を本部統括班、警察署長、消防署長または道路管理者に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



※ [] の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

【本部統括班、道路調査班】

第2 活動体制の確立

1 活動体制

本部統括班及び道路調査班は、必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 広域的な応援体制

本部統括班は、市域において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第3編及び第4編第3章第2節「応援要請の実施及び受入体制の確保」に準じて、迅速かつ的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制を確保する。

3 自衛隊への応援要請

本部統括班は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、第3編及び第4編第3章第1節「自衛隊災害派遣要請の要求の実施及び受入体制の確保」に準じて要請を要求する。

【本部統括班、情報班、市民班、救護防疫班、避難者支援班】

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

本部統括班は消防機関と連携して、「茨城県広域消防相互応援協定」、坂東市、つくば市等との「消防相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助にあたる。また、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請する。

2 医療活動

救護防疫班及び避難者支援班による医療活動については、第3編及び第4編第5章第6節「医療・助産対策」に準ずる。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第3編及び第4編第5章第1節「避難対策」の心のケア対策に準じて避難者支援班が実施する。

3 消火活動

情報班は速やかに火災の状況を把握し、本部統括班を通じて消防機関等と連携して、迅速に消火活動を実施する。

【道路調査班】

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

道路調査班は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行い、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、県、常総警察署等と相互に連絡をとる。

【本部統括班、避難所班、道路調査班】

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策（関係機関等との連絡調整や広報活動、避難誘導等）は、次節「危険物等災害応急対策」に準じ行う。

【職員動員班、市民班、道路調査班、関係各班】

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

道路調査班は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などに関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等により行う。

主な情報伝達活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示及び避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

市民班は必要に応じ、災害発生後速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口を設置し、職員動員班は、窓口への人員配置等の体制を整備する。

【本部統括班、市民班、救護防疫班、避難者支援班、物資調達班】

第7 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第3編第8章第5節または第4編第8章第6節「防疫」及び同章第4節または第5節「遺体の処理」に準じて実施する。

第4節 危険物等災害応急対策

危険物等災害が発生しまたは発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じる。

【本部統括班、情報班】

第1 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

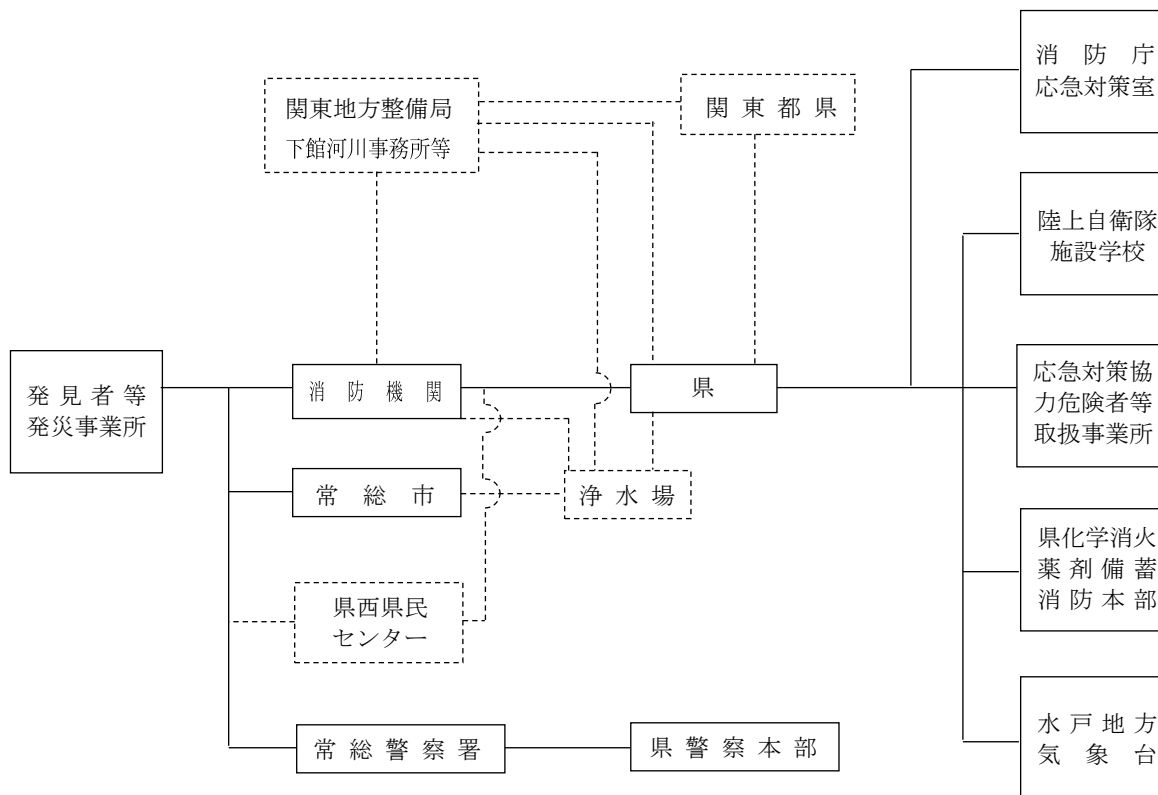
1 災害情報の収集・連絡

本部統括班は、危険物等災害の情報を受理したときは情報班を通じて状況を把握する。本部統括班は、災害情報を関係機関に伝達するとともに、県、消防本部に対して、速やかに災害の概況を報告する。

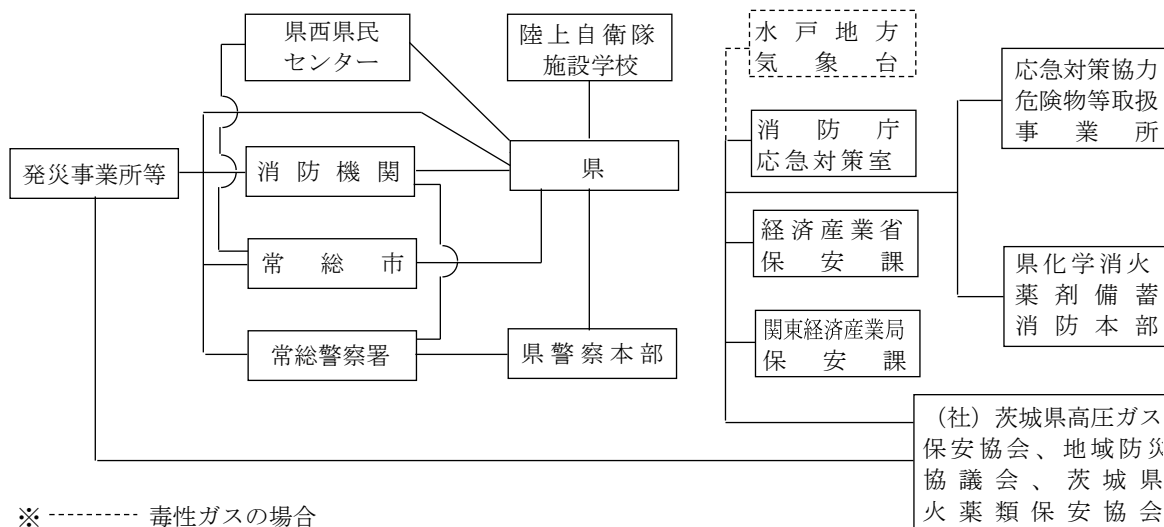
2 災害情報の収集・連絡系統

災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。

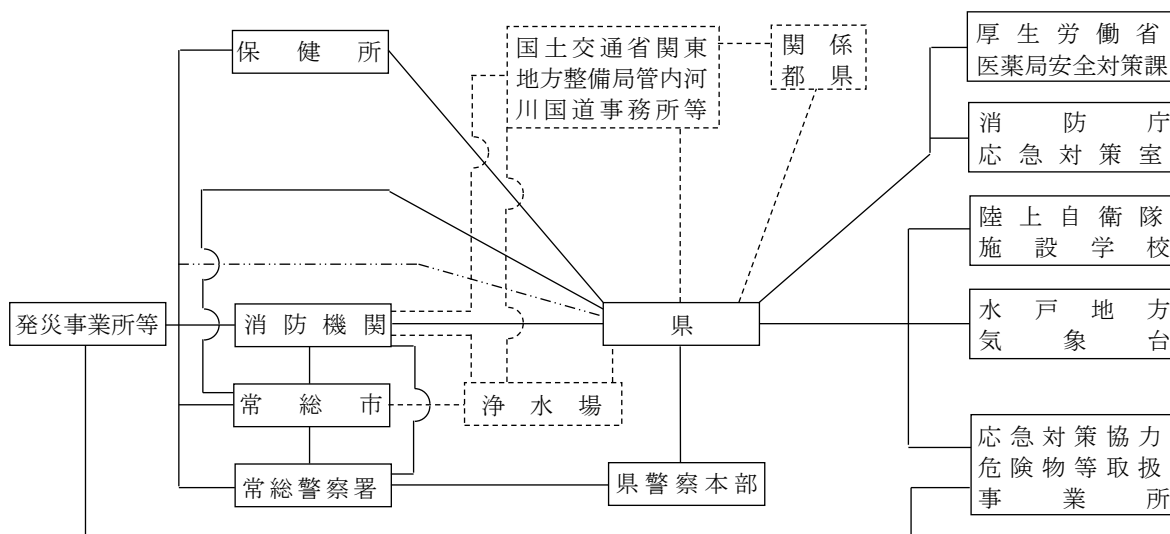
石油类等危険物施設の災害



高圧ガス・火薬類、毒性ガス漏れの災害



毒劇物取扱施設の災害



※ ----- 劇毒物が河川等へ流入した場合
※ - - - - - 茨城県原子力安全協定に基づくもの

3 被害状況の収集・把握

情報班及び消防本部は、自地域内に被害が発生した場合または発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集する。本部統括班及び消防本部は、県への報告と併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する場合には消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

4 災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合または発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市（市民からの通報は電話対応班が受け、情報班が集約し、本部統括班に報告）または警察署長に通報する。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力する。この通報を受けた警察署長は、その旨速やかに本部統括班に、また、本部統括班は、県、その他関係機関に通報する。

5 市民等への情報提供

本部統括班は防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報を、情報班を通じて市民等へ適切に提供する。

この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文章を使用する等十分留意して行う。

【本部統括班】

第2 活動体制の確立（各災害共通事項）

1 市の活動体制

本部統括班は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置など必要な体制をとる。

2 発災事業所等の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとり、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずる。

また、消防本部、常総警察署と緊密な連携を確保し応急対策を進める。

【本部統括班、情報班、避難所班、道路調査班、下水道班】

第3 石油类等危険物施設の事故応急対策

1 危険物火災等の応急対策

(1) 市、消防本部

本部統括班及び消防本部は、必要に応じて常総警察署と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断する。情報班及び消防本部は区域内市民等へ迅速に広報し、避難所班と連携して避難誘導を行う。

(2) 発災事業所

事業者は、火災が発生した場合は、直ちに、119番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。

(3) 消防機関、事業所の自衛消防組織

直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行う。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、または有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮する。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じる。

2 危険物の漏洩応急対策

(1) 非水溶性危険物の漏洩対策

石油类等油脂類が河川等に漏洩した場合は、次の応急対策をとる。

ア 道路調査班は必要に応じ、常総警察署と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、区域内市民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難所班が避難誘導を行う。

道路調査班は、河川管理者等の協力要請があった場合、または地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施する。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させる。

なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理について指導にあたる。

イ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は適切な位置にオイルフェンスを展開するなどして、流出油の拡散等を防御する。また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示し、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施する。その際、必要な場合は、他市町村等防災関係機関に協力要請する。

ウ 消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を防ぐため、土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する

また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施する。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力する。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用する。

有毒ガスが発生している場合、または発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行う。

(2) 水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとる。

ア 道路調査班は、必要に応じ、常総警察署と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、区域内市民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難所班が避難誘導を行う。

道路調査班は、河川管理者等の協力要請があった場合、または地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施する。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させる。

なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理について指導する。

イ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施する。また、必要な場合は、他市町村等防災関係機関に協力を要請する。

ウ 消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとる。

また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施する。

3 浄水の安全確保

(1) 道路調査班及び消防本部は、危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、直ちに、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、または直接浄水場に漏洩事故発生旨を通報する。

(2) 浄水場管理者は、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展開、取水停止等適切な措置をとる。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進する。

資料編 ○危険物等施設の現況

【本部統括班、情報班、避難所班】

第4 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

(1) 市等の措置

ア 本部統括班及び消防本部は、必要に応じ、常総警察署と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、情報班及び消防本部は区域内市民等へ迅速に広報し、避難所班と連携して避難誘導を行う。

イ 消防本部は、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行う。火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定しまたはガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮へい物を利用する等留意して活動する。

(2) 事業者の措置

事業者は、直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝え、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県または警察署長へ届け出る。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、(一社)茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請する。

資料編 ○火薬類、高圧ガス取扱事業所の現況

2 毒性ガス応急対策

(1) 市等の措置

ア 本部統括班及び消防本部は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、情報班及び消防本部は迅速に市民等に広報する。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等をもとに、避難所班と連携して適切に避難誘導を行う。

イ 消防本部は、事業者と協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施する。

また、市民の安全確保を優先して実施し、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、または防護服を着用して、避難の遅れた市民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたる。

(2) 事業者の措置

事業者は、直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏洩防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防機関に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝える。また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、または防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置及びビニルカバー等による被覆措置等の応急措置を実施する。

自ら実施が不可能な場合は、高圧ガス保安協会または地域防災協議会等へ協力を要請する。

【本部統括班、情報班、避難所班】

第5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

1 漏洩事故

- (1) 本部統括班及び消防本部は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、情報班及び消防本部は市民等に迅速に広報する。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等をもとに、本部統括班や避難所班、及び消防本部は、適切に避難誘導または窓等を密閉した屋内退避等の指示を行う。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行う。

- (2) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行い、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請する。

河川等に流入した場合、またはそのおそれがある場合は、事業者、県（防災・危機管理部、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力を得て、中和等無害化処理を実施する。

2 浄水の安全確保

漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、各管理責任者は、本節第3「3 浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施する。

【本部統括班、情報班、避難所班】

第6 避難誘導対策

危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、本部統括班、情報班、避難所班は相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導を徹底する。この際、視聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文章を使用する等十分留意して行う。

【本部統括班】

第7 搜索・救出・救助対策

本部統括班は、消防本部、県等と相互に連携して搜索・救出・救助を行う。

また、必要に応じて、ヘリコプターによる空中からの搜索・救出・救助を行う。

【本部統括班】

第8 応援要請対策

1 自衛隊の災害派遣要請

本部統括班は、自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、第3編及び第4編第3章第1節「自衛隊災害派遣要請の要求の実施及び受入体制の確保」に準じて要請を要求する。

2 応援要請

応援要請の詳細については、第3編及び第4編第3章第2節「応援要請の実施及び受入体制の確保」に準じる。

【救護防疫班、避難者支援班】

第9 医療救護対策

医療救護対策については、第3編及び第4編第5章第6節「医療・助産対策」に準じて実施する。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第3編及び第4編第6章第2節「避難生活の確保」に準じて実施する。

【道路調査班】

第10 緊急輸送の確保

第3編及び第4編第5章第4節「緊急輸送」に準じて実施する。

第5節 大規模な火事災害応急対策

大規模な火事災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害を軽減するため、市及び関係機関が連携して、対策を講じる。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

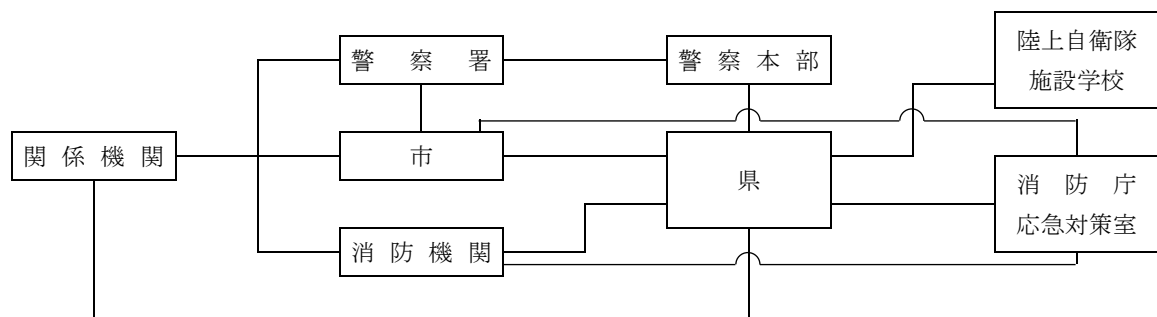
(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

本部統括班は、情報班を通じて火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する場合には消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(3) 応急対策活動情報の連絡

本部統括班は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び防災関係機関と相互に情報交換を行う。

2 通信手段の確保

情報班は、災害発生直後、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

【本部統括班】

第2 活動体制の確立

1 活動体制

本部統括班は、災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとり、防災関係機関と相互に連携する。

2 広域的な応援体制

本部統括班は、市域において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、第3編及び第4編第3章第2節「応援要請の実施及び受入体制の確保」に準じて、迅速かつ的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制を確保する。

3 自衛隊への応援要請

本部統括班は、自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、第3編及び第4編第3章第1節「自衛隊災害派遣要請の要求の実施及び受入体制の確保」に準じて要請を要求する。

【本部統括班、情報班、救護防疫班、避難者支援班】

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

本部統括班は救助・救急活動を行うほか、被害状況を早急に把握し、必要に応じ県及び防災関係機関に応援を要請する。

2 資機材等の調達等

本部統括班は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

3 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第3編及び第4編第5章第6節「医療・助産対策」に準じ、救護防疫班及び避難者支援班は、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもと、医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第3編及び第4編第6章第2節「避難生活の確保」の心のケア対策に準じて避難者支援班が実施する。

4 消火活動

情報班は、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、本部統括班を通じて消防機関と連携し、迅速に消火活動を行う。

【道路調査班】

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

道路調査班は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

2 緊急輸送の確保

道路調査班は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行い、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、県、常総警察署等相互に密接な連絡をとる。

【本部統括班、避難所班、教育班】

第5 避難受入れ

発災時において、本部統括班や避難所班が行う避難指示等の発令及び避難誘導等については、第3編及び第4編第5章第1節「避難対策」に準ずるほか、次による。

1 避難誘導の実施

避難所班は、発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等を地域住民等に情報提供しながら、避難誘導を行う。

2 避難場所

避難所班、教育班は、発災時には、必要に応じ避難場所を開放する。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、市民民間防火組織等の協力を得て適切に行う。

3 避難行動要支援者への配慮

避難所班、教育班は、避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者に十分配慮する。

【関係各班】

第6 施設及び設備の応急復旧活動

関係各班は、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、防災関係機関と連携してライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

【情報班、職員動員班、市民班、関係各班】

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

情報班は、火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等により行う。

主な情報伝達活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示及び避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

災害発生後、市民班は必要に応じ、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口を設置し、職員動員班は、窓口への人員配置等の体制を整備する。

【本部統括班、市民班、救護防疫班、避難者支援班、物資調達班】

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第3編第8章第5節または第4編第8章第6節「防疫」及び同章第4節または第5節「遺体の処理」に準じて実施する。

第6節 林野火災応急対策

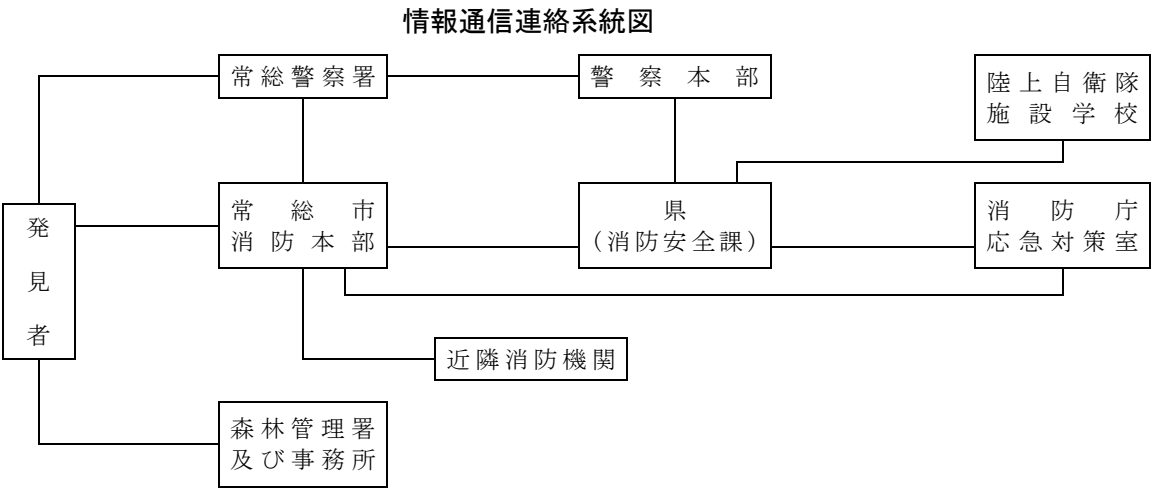
【本部統括班、情報班】

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 林野火災情報の収集・連絡

本部統括班は、情報班を通じて火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。



2 応急活動情報の連絡

本部統括班は、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

【本部統括班】

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

本部統括班は、林野火災後速やかに、地域防災計画との整合性を考慮して職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 広域的な応援体制

市内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第3編及び第4編第3章第2節「応援要請の実施及び受入体制の確保」に準じて、迅速かつ的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制を確保する。

【本部統括班、情報班、資源管理班】

第3 消火活動

1 地上消火活動

- (1) 林野火災を覚知した場合、本部統括班、情報班及び消防本部は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火体制を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。
- (2) 自主防災組織及び市民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に通報する。

2 空中消火活動

地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリコプター等による消火の必要があると認める場合には、第3編及び第4編第5章第4節「緊急輸送」に準じて応援要請を行う。

(1) 現地指揮本部

市が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県（消防安全課）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。

空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関と連携し、統一的な指揮を行う。

(2) 空中消火基地

消火資機材準備場所、ヘリコプター離離着陸場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で市は、県（消防安全課）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決める。

(3) 空中消火の方法

水のう型散水装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水する。

【道路調査班】

第4 二次災害の防止活動

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害を防止する。

第7節 原子力災害応急対策

【防災危機管理課】

第1 通報基準・緊急事態判断基準

原子力災害対策特別措置法では、「原子力緊急事態宣言」や、事業者に通報を義務づける「特定事象」が定められている。

「特定事象」が発生した場合、事業者は、事故発生現場を管轄する市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。したがって、市内において放射性物質の事故が発生した場合、常総市及び消防本部が通報を受ける。

これらの事態に際し、防災危機管理課は、災害情報連絡のための連絡体制を確保し、関係機関等との間で、密接に連携する。

1 緊急事態判断基準（原子力災害対策特別措置法 15 条）

- (1) 原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、事業所境界付近で $500 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合
- (2) 排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から 1m 離れた地点で、それぞれ通報事象の 100 倍の数値を検出した場合
- (3) 臨界事故の発生
- (4) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること、等

2 特定事象通報基準（原子力災害対策特別措置法 10 条）

- (1) 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合
- (2) 排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合
- (3) 管理区域以外の場所で、 $50 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量か $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合
- (4) 輸送容器から 1m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合
- (5) 臨界事故の発生またはそのおそれがある状態
- (6) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等

3 通報時明示事項

- (1) 原子力事業所の名称及び場所
- (2) 事故の発生箇所
- (3) 事故の発生時刻
- (4) 事故の種類
- (5) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況または主な施設・設備の状態等
- (6) その他事故の把握に参考となる情報

【防災危機管理課／本部統括班】

第2 市の活動体制

1 原子力緊急事態宣言発出時

原子力災害対策特別措置法第 15 条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置する。

関東地方及び福島県内での事故で原子力緊急事態宣言が発令された場合、防災危機管理課は非常体制（第3次動員）を講ずる。それ以外の場合、防災危機管理課は、災害の状況に応じて、緊急体制（第2次動員）、または警戒体制（第1次動員）を講ずる。

2 特定事象通報時・その他の通報時

市内、近隣市町村での放射性物質の事故や、医療機関等での使用中の放射性物質の事故の通報を受けた場合、防災危機管理課は非常体制（第3次動員）を講ずる。

それ以外の場合、防災危機管理課は、災害の状況に応じて、緊急体制（第2次動員）、または警戒体制（第1次動員）を講じる。事故状況を把握して、状況に応じて職員の安全を確保しながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行う。

【本部統括班】

第3 事業者等による初動活動

1 原子力事業者等の初動活動

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、緊急時モニタリング、消火や延焼の防止、避難等事故の状況に応じた応急措置を講ずるとともに、警察官または消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

2 警察の初動活動

事故の通報を受けた警察は、事故の状況を把握するとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全を確保しながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

3 消防機関の初動活動

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況を把握し、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずる。

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）は、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、事故発生現場の周囲概ね100mを確保する。

4 国

核燃料物質等の事故により、特定事象が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

さらに、原子力災害対策特別措置法第15条に規定された原子力緊急事態に至った場合には、同法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者等とともに主体的に講じる。

5 県

国と連携して事故の状況を把握し、必要に応じて災害対策本部を設置するほか、市、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の市民避難の指示など必要な措置を講ずる。

第4 広報及び問い合わせ対応

1 市が行う広報

情報班は、防災行政無線、ホームページ、防災ラジオ、広報車、立看板等できる限りの手段を用いて広報を徹底する。

- (1) 事故の状況及び環境への影響とその予測
- (2) 国、県、市町村及び防災関係機関の対策状況
- (3) 市民のとるべき行動の指針及び注意事項
- (4) コンクリート屋内退避所、避難のための集合場所及び避難場所
- (5) 緊急時モニタリング（飲料水や農作物等、小・中学校や幼稚園・保育所等、公園、その他公共施設、焼却灰、下水道の汚泥等）の結果
- (6) 飲食物の摂取制限及び農作物の出荷制限等
- (7) 放射性物質及び放射線の特性
- (8) パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- (9) 必要に応じて外出の自粛等
- (10) その他必要と認める事項

2 事故の各段階に応じた広報

- (1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ的確な広報を行う。

ア 事故発生時

イ 特定事象発生時（本部設置時）

ウ 防護対策区域設定時

また、次に掲げる場合等には適宜その内容を広報するとともに、定期的に広報を行う。

エ 事故等の状況変化があった場合

オ 緊急時モニタリング結果が集約された場合

カ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合

- (2) 広報媒体としては、それぞれの持つ特徴を踏まえ、以下のとおりとする。

ア 事故の状況、県の対応状況等、多くの情報を提供する場合や、市民に一般的な注意を促す場合には、テレビ、ラジオ等を活用する。

イ 市民に避難・屋内退避等の具体的な行動を求める指示等を行う場合には、確実に伝達するため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、広報車等を活用し、重点的に巡回させる。

- (3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

ア 事故発生後、初期の段階

「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。

イ 市民に具体的な行動を求める段階

対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に、重点的な広報を行う。

避難・屋内退避等に際し、自家用車の使用による交通事故の誘発や交通渋滞中による被ばくを回避するため、自家用車の使用抑制を強く呼びかける。

対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。

ウ 避難・屋内退避等の市民に求める行動が地域に応じて異なる場合

それぞれの措置の相違を具体的に説明する。

また、それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。

エ 避難所等における広報

退避所、集合場所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため、定期的に情報を提供する。

3 問い合わせ等の対応

市民班は、速やかに市民からの問い合わせに対応する窓口を設置し、的確に情報提供等を行う。

【本部統括班、避難所班、救護防疫班、避難者支援班、
道路調査班、物資調達班、教育班、関係各班】

第5 避難・屋内退避等

1 退避・避難の指示

本部統括班は、国または県からの指示等に基づき、放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、第2編第3章第8節第1「原子力災害対策重点区域」に記載したOIL1、OIL2の基準により、市民及び滞在者に対して屋内退避または避難を勧告し、急を要する場合には避難を指示する。避難所班は、安全な地域に避難場所（退避施設）を開設するとともに、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在ならびに災害の概要その他避難に関する情報を提供する。

2 避難所の開設・運営等

避難所班、教育班は、県の協力により避難所の開設、避難者の収容を行う。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。

避難所の開設・運営等は、第3編及び第4編第6章第2節「避難生活の確保」を準用する。

3 避難の際の市民に対するスクリーニングの実施

本部統括班は、国または県が原子力事業者と連携しながら行うスクリーニング及び除染に協力する。

4 安定ヨウ素剤の予防服用

救護防疫班は、県、医療機関等と連携しながら、必要に応じて安定ヨウ素剤の予防服用を実施する。

5 屋内退避・避難の解除

本部統括班は、国または県からの指示等に基づき、応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるとき、屋内退避または避難の措置を解除する。

6 要配慮者等への配慮

- (1) 避難所班、教育班、避難者支援班は、避難誘導、避難所等での生活に関し県と連携し、国の協力を得て、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態を把握するとともに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示（緊急）・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させる。入所者または利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行う。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合、施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県に対し速やかにその旨を連絡する。

8 飲食物、生活必需品等の供給

物資調達班は、避難所、コンクリート屋内退避所等において必要となる飲食物、生活必需品等を調達、供給し、調達が困難な場合には県及び近隣の市町村に協力を要請する。

なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

9 交通規制・警備等

道路調査班は、必要と認めるときは、独自の判断または県の指導・助言を得て、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定に基づき読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定する。

なお、避難の際には、自家用車の使用は渋滞の原因となるため、控えることが望ましいが、自家用車により避難等を行う市民がいる場合には、緊急輸送等に支障が生じないよう配慮して誘導する。

【救護防疫班】

第6 緊急被ばく医療

原子力災害時には、事故発生事業所周辺の市民及び当該事業所従業員等のうち、放射線被ばくまたは放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者のほか、事故発生事業所での負傷者及び原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等の医療体制を設ける。

緊急被ばく医療は、次の3段階により行う。

1 初期被ばく医療

以下の機関が実施する。

- (1) 救護所の救護防疫班
- (2) 初期被ばく医療機関（医療法人群羊会久慈茅根病院、医療法人渡辺会大洗海岸病院、株式会社日立製作所日立総合病院、独立行政法人国立病院機構茨城東病院、水戸赤十字病院）
- (3) 原子力事業所の医療施設
- (4) 当該医療の一部または全部を担える医療機関等

2 二次被ばく医療

水戸医療センター及び県立中央病院が実施する。その他、当該医療が担える医療機関（以下「二次被ばく医療を担う医療機関」という。）でもその一部を実施する。

3 三次被ばく医療

放射線医学総合研究所及び当該医療を担うネットワーク組織医療機関に搬送して実施する。

※ 一般傷病者の医療は、事故発生事業所周辺の医療機関、特に、災害拠点病院及びその他の救急医療を担う医療機関の協力を得て行う。

【本部統括班】

第7 飲食物等に関する措置

本部統括班は、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び県・国の指導、助言または指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。

これらの措置についての指標は、第2編第3章第8節第1「原子力災害対策重点区域」に記載したO I L 6のとおりである。

【資源管理班、道路調査班】

第8 緊急輸送

1 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整する。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び市町村の災害対策本部長（またはその代理者）など
- 第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む）及び資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 市民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、資機材
- (2) 避難者等の搬送

- (3) 国の現地対策本部長、県、市町村の災害対策本部長（またはその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む）、緊急時モニタリング要員等及び必要とされる資機材
- (4) コンクリート屋内退避所、避難所を維持、管理するために必要な人員、資機材
- (5) 一般医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関へ搬送する一般傷病者、被ばく者等
- (6) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (7) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

資源管理班及び道路調査班は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

【本部統括班】

第9 応援要請

本部統括班は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事（県）に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

【本部統括班】

第10 除染の実施

本部統括班は、放射性物質による環境汚染に関する国や県の対処方針や市内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて除染実施計画を策定して対応を行う。

【本部統括班、情報班、避難所班、要配慮者班救護防疫班、
教育班、生活再建プロジェクト】

第11 被害状況等の調査等

1 市民の避難・待避等の情報の記録

情報班は、避難所班や教育班と協力し、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所及び屋内退避を行った市民について、記録を行い整理する。

2 被害調査

情報班は、次に掲げる事項に起因して市民が受けた被害を調査する。

- (1) 避難・屋内退避等の措置
- (2) 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- (3) 立入禁止措置
- (4) その他必要と認める事項

3 被災者の生活の支援

要配慮者班（社会福祉課）及び生活再建プロジェクトは、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活を早期に回復するため、関係機関と連携し、必要に応じて、義援金の受付・配分、市民相談窓口の開設等を実施する。

4 市民等の健康影響調査等の実施

(1) 健康影響調査

救護防疫班は、県及び関係機関と連携し、防護対策を講じた市民等に対して必要に応じ、健康影響調査（健康診断等）を実施し、市民等の健康を維持する。

(2) 健康相談

避難者支援班は、関係機関と連携し、必要に応じ心のケアを含む健康相談を実施する。

(3) 飲料水・食品の安全確認

本部統括班は、飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後において、市民等から要請があったときは、飲料水及び食品の放射能測定を実施し、その安全性を確認する。

5 放射線測定器の貸出し

本部統括班は、市民が身近な放射線量を把握することができるよう、市で保有している放射線測定器について無償で貸出しを行う。

【情報班】

第12 風評被害対策

情報班は、原子力災害による風評被害を防止するため、各種の緊急時モニタリングにより本市の農畜産物の安全性が確認できる場合は、放射線に関する正しい知識とともに、市ホームページや防災ラジオ、広報紙、新聞、ラジオ等により積極的に広報する。

また、主要市場、関係団体等への広報活動、街頭での宣伝活動を通じて、イメージ回復のためのキャンペーン等を実施する。

第6編 復旧・復興計画編

第1章 復旧・復興に向けた考え方

災害からの復旧・復興にあたっては、被災者の生活再建・インフラや被災施設の復旧・地域経済の再生と活性化等を一日も早く実現するため、次に掲げる事項に留意しながら、復旧・復興事業を効果的かつ迅速に推進する。

- 1 被災状況や地域特性等を踏まえた上で、復旧・復興にあたっての方向性を示す基本方針を定めるとともに、必要に応じて、復興計画を策定する。
- 2 多様な市民の意見等を復興計画や復旧・復興事業に反映するとともに、市民・地域・行政がそれぞれ果たすべき責任と役割を分担し、互いに補完し、連携しながら復旧・復興に取り組む。その際、女性を始めとする多様な主体の意見を反映できるよう配慮する。
- 3 国や県、近隣自治体等の関係機関と緊密に連携・調整等を行いながら、復旧・復興を円滑に進める。

第2章 復興計画

大規模災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第1節 事前復興対策の実施

【関係各課】

第1 復興手順の明確化

関係各課は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、市民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておく。

【関係各課】

第2 復興基礎データの整備

関係各課は、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整理しておく。

【復興計画班、本部統括班】

第2節 復興対策本部の設置

復興計画班は、本部統括班と連携して被害状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合、復旧・復興事業を効果的かつ迅速に推進するため、復旧・復興に関する市政運営の方針及び重要な事務事業の周知ならびに復旧・復興に関する情報を、全庁的に共有し、必要に応じて市長を本部長とする復興対策本部を設置する。また、必要に応じて、連絡調整及び復興に関する技術的な支援を受けるため、県職員の派遣を要請する。

第3節 復興方針・計画の策定

【復興計画班】

第1 復興方針の策定

復興計画班は、学識経験者・有識者・市議会議員・市民代表・行政関係職員等により構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

【復興計画班】

第2 復興計画の策定

復興計画班は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4節 復興事業の実施

【関係各班】

第1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

1 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

県は、市において、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

2 被災市街地復興特別措置法上の手続

関係各班は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、県の承認を得て、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続で行う。

【関係各班】

第2 復興事業の実施

関係各班は、復興計画に基づき、復興事業を実施する。

第3章 被災者の生活安定化

第1節 罹災証明書の発行

【被害認定調査班、本部統括班、住宅支援班】

第1 被害認定調査の実施

1 被害認定基準

被害認定調査班が災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府、令和6年5月）を基とした区分とする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月、内閣府（防災担当））

被害の程度	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の2延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

※ 上記以外の被害の程度を「半壊に至らない」とし、市で独自に支援することができる。

2 被害認定調査のための事前準備

- (1) 調査計画の策定
- (2) 調査体制の構築及び調査班の編成
- (3) 調査用資機材の調達
- (4) 職員研修の実施

3 調査の実施

被災者から罹災証明書申請を受けた住家等に対し、災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他本部長（市長）が定める種類の被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。建築士資格を有するもの（建築士会や土地家屋調査士等）の応援を受け、被害認定調査班が主体となり、住宅支援班が援助して実施する。災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府、令和6年5月）等を基に調査を実施する。

なお、罹災証明書申請を受けた際に、被害状況の写真等を基に、一部破損等の被害の程度が低いと判断されるものについては、被害認定調査の実施を不要とする。また、住家以外の場合で証明の必要なときは、罹災証明書の摘要欄にその旨の記載をする。あるいは、本部統括班より被災の程度を限定しない被災証明を発行する。

事業者を対象とする罹災証明書申請については、申請者が被害認定調査を希望しない場合は、被害認定調査の実施を不要とする。

【被害認定調査班、市民班】

第2 罹災証明書の交付

1 事前準備

被害認定調査班及び市民班は、罹災証明書の発行に際し、以下の準備を行う。

- (1) 発行方針の決定
- (2) 罹災証明書の様式の設定
- (3) 資機材等の確保
- (4) 申請窓口及び人員の確保
- (5) 罹災証明書発行に関する広報活動

2 証明書の交付に関する広報

被害認定調査班及び市民班は、罹災証明書に関する体制が整備された際に、罹災証明書の発行開始日時、受付会場、申請のために必要な持ち物等について、市ホームページ、市庁舎内及び市広報紙等を活用し、被災者へ周知する。

3 証明書の交付

被害認定調査班は市民班の援助を受けながら、被害認定調査の結果を整理・統計し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付する。交付は受付窓口における手渡しを基本とし、市民の求めや状況に応じて、郵送など適切な方法により発行する。必要に応じて、証明書発行経験のある自治体の職員等の応援を受けて実施する。また、住家以外の建物に対する罹災証明書の発行を行う場合は、所管課（物資調達班）が協力する。

なお、被害認定調査班及び市民班は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

【被害認定調査班、市民班】

第3 再調査の実施

罹災証明書の判定結果に対し、被災者は再調査を依頼することが可能である。その場合、被害認定調査班は再度被害認定調査を実施し、罹災証明書を再発行する。

第2節 被災者の生活再建支援（資金の支給・貸付等）

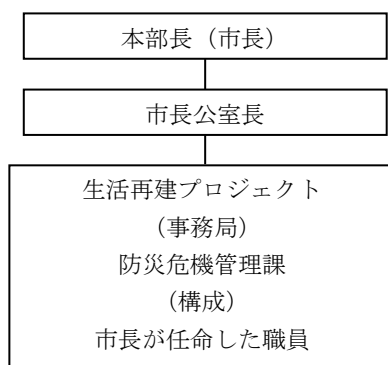
【生活再建プロジェクト、本部統括班】

第1 生活再建プロジェクトの編成

激甚災害の指定や災害救助法の適用を受けるなど、規模の甚大な災害が発生し、以下の業務について、他の災害対応業務と切り離して対応を行わなければならないと認められる場合、本部統括班（防災危機管理課）は、災害対策本部会議に諮り、本部長（市長）の指導のもとで生活再建プロジェクトを組織化し、プロジェクトの体制を整備する。

- ・災害弔慰金、災害障害見舞金の支給に関する事
- ・災害援護資金及び利子補給に関する事
- ・被災者生活再建支援制度等に関する事
- ・被災住民への生活再建にむけた相談、総合窓口（相談窓口）の設置に関する事
- ・災害見舞金の支給に関する事
- ・災害ケースマネジメントに関する事

また、生活再建プロジェクトの組織化にあたっては、明確な責任体制のもとに、全市的施策を調整しながら進める必要があるため、従来の組織とは独立した組織として設置するものである。



生活再建プロジェクトの設置

【情報班（秘書課）】

第2 災害見舞金の支給

生活再建プロジェクトは、県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県災害見舞金支給要項」（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）に基づき、見舞金を支給する。

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊または半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金または災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支給額	死亡 1人当たり 10万円 重度障害 1人当たり 5万円 住家全壊 1世帯当たり 5万円 住家半壊 1世帯当たり 3万円 床上浸水 1世帯当たり 2万円
費用負担割合	県（10/10）

【生活再建プロジェクト】

第3 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

生活再建プロジェクトは、自然災害により家族を失い、もしくは精神または身体に障害を受け、あるいは住家、家財を失った個人を救済するため、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく常総市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第42号）の定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付を行う。

被害認定調査班は県等と連携し、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

1 災害弔慰金の支給

対象災害	・ 当該市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・ 県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。）
支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

2 災害障害見舞金の支給

対象災害	・ 当該市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・ 県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害

	・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給者及び障害の程度	前記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が①～⑧と同程度以上と認められるもの
支給額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125 万円
費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市（1／4）

3 災害援護資金の貸付

対 象 災 害		・ 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害	
貸 付 限 度 額		① 世帯主の 1 カ月以上の負傷	150 万円
		② 家財の 1 / 3 以上の損害	150 万円
		③ 住居の半壊	170 (250) 万円
		④ 住居の全壊	250 (350) 万円
		⑤ 住居の全体が滅失または流失	350 万円
		⑥ ①と②が重複	250 万円
		⑦ ①と③が重複	270 (350) 万円
		⑧ ①と④が重複	350 万円
貸 付 条 件	所得制限	世帯人員	市民税における前年の総所得金額
		1 人	220 万円
		2 人	430 万円
		3 人	620 万円
		4 人	730 万円
		5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270 万円とする	
	貸付利率	保証人あり：年 0 %、保証人なし：年 1.5 %	
	措置期間	3 年（特別な事情のある場合は 5 年）	
	償還期間	10 年（据置期間を含む）	
	償還方法	年賦、半年賦、月賦	
貸付原資負担		国（2 / 3）、県（1 / 3）	

【被害認定調査班、住宅支援班、市民班、生活再建プロジェクト】

第4 被災者生活再建支援法による支援金の支給

生活再建プロジェクトは、市または県内の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、経済的理由等で自力による生活再建が困難な者に対して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、被害認定調査班及び住宅支援班が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、住家が全壊した世帯及び全壊に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯である（支援法第2条第2号）。全壊には、全焼及び全流失が含まれる。全壊に準ずる程度の被害を受けたと認められるものとしては、次の世帯がある。

ア その住家が半壊し、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない理由により当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯（支援法施行令第2条第1号）

イ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その住家が居住不能のものとなり、かつ、その状況が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（支援法施行令第2条第2号）

ウ その居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（上記ア、イに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

第3編及び第4編第7章第3「住家滅失世帯数の算定基準等」に定めるところによる。

2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域にあって、上記(1)、(2)、(3)に規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害（支援法施行令第1条第4号）

3 支援法の適用手続

生活再建プロジェクトは、当該自然災害に係る被害状況を収集し、本部統括班を通じて知事（県）に対して報告する。

4 支援金の基準額

複数世帯の場合

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 解体 長期避難	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	150	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃貸	—	25	25

単数世帯の場合

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 解体 長期避難	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

5 支援金支給申請手続

(1) 支給申請手続等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

被害認定調査班、市民班は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 罹災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

生活再建プロジェクトは、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上、速やかに県に送付する。

(4) 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

県は、生活再建プロジェクトから送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

(1) 支援金の現金支給

生活再建プロジェクトは、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金

生活再建プロジェクトは、自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、支援法の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」）により、支援法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

茨城県被災者生活再建支援補助事業では、支援金の基準額の基準としてに「半壊」の区分が加わる。支援金の支給は、茨城県被災者生活再建支援補助事業により行われる。

第4項に追加となる支給額は以下のとおりである。

半壊世帯の場合

(単位：万円)

区 分	世帯	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
半壊	複数世帯		25		25
	単数世帯		18.75		18.75

【住宅支援班】

第6 被災住宅復興支援事業補助金（利子補給）による支給

住宅支援班は、災害により被害を受けた住宅について、金融機関から融資を受けて修繕等を行った被災者に対し、融資残高(上限-住宅復旧工事640万円、宅地復旧工事を伴う場合1,030万円)の2%までの利子に対し、利子補給金を最長で5年間交付する。住宅の被害が一部損壊以上で、罹災証明書が交付されている者が対象となるが、半壊または大規模半壊で、やむを得ず解体し、被災者生活再建支援金の支給を受けた方は対象外となる。住宅には、店舗・事務所・賃貸している住宅・納屋・塀等は含まない。)

【ボランティア班】

第7 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等の効果が認められるものについて、民生委員及びボランティア班（市社会福祉協議会）の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

生活福祉資金の貸付

資金の種類 ／資金の目的		貸付対象世帯				貸付上限額	据置期間	償還期限	利率	
		低所得世帯	障がい者世帯	高齢者世帯	生活保護世帯					
福祉費	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	○	○	○	—	1,500,000 円	6 月以内※	7 年	連帯保証人あり 無利子	連帯保証人なし 年 1.5%
緊急小口資金		○	○	○	—	100,000 円	2 月以内※	12 月	無利子	

※据置期間中は無利子。災害を受けたことにより、福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

【ボランティア班】

第8 母子父子寡婦福祉資金

ボランティア班は、母子及び父子ならびに寡婦福祉法に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭ならびに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付について周知の徹底を図るとともに、手続きの協力を行う。

(住宅資金)

貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
貸付限度	150万円以内（特に必要と認められる場合200万円以内）
償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）
貸付利率	保証人有：無利子、保証人無：年1%（ただし据置期間中は無利子）

【住宅支援班】

第9 住宅復興資金

住宅支援班は、災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金または補修資金の貸付を行う。

県は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融公庫法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害認定調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れを促進する。

1 災害復興住宅建設資金

令和4年4月現在

貸付対象者	住宅が「全壊」した旨の罹災証明書を交付された者（罹災程度が大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合は別途被害状況が確認できる写真等の提出が必要。）
貸付限度	建築の場合：土地取得含3,700万円 土地取得無2,700万円／購入の場合 3,700万円
償還期間	返済期間は、「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数以内で選びいただきます（1年以上（1年単位））。

2 補修資金

令和4年4月現在

貸付対象者	災害で住宅に被害を受けた旨の「罹災証明書」を交付されている方 ※ 既に被災住宅の復旧が行われている場合は、原則として融資をご利用いただけません。
貸付限度	1,200万円以下
償還期間	「20年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数で選びいただきます（1年以上1年単位）。

■年齢に応じた最長返済期間

「80歳」― 「申込本人または収入合算者のうち、年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」

【物資調達班】

第10 中小企業復興基金

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

1 資金需要の把握連絡通報

県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

県は、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、物資調達班、中小企業関係団体を通じ、国、県ならびに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底する。

4 その他の措置

県は、金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金を円滑化する。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

【物資調達班】

第11 農林漁業復旧資金

物資調達班は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定のため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という。）及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例ならびに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

1 天災融資法に基づく融資

物資調達班は、天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。貸付の内容は、次のとおりである。

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造または取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年6.5%以内（利率はその都度定める。）
償還期限	6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）
貸付の限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（激甚災害のときは250万円）
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関
その他	市長の被害認定が必要。

2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

- (1) 物資調達班は、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。貸付の内容は、次のとおりである。

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造または取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
償還期限	6年以内
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関
その他	当該市町村長の被害認定が必要

- (2) 物資調達班は、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。貸付の内容は、次のとおりである。

貸付の相手方	被害組合
貸付対象事業	被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
貸付利率	6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付の限度額	2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会または金融機関

- (3) 物資調達班は、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。貸付の内容は、次のとおりである。

貸付の相手方	被害農業者または特別被害農業者
貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
貸付利率	5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
償還期限	12年以内（共同利用施設に係る場合にあっては、15年以内）
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合、農業協同組合連合会または金融機関
その他	市長の被害認定が必要

3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対する、被害を受けた施設の復旧資金の概要は、次のとおりである。

償還期限	共同利用施設においては20年（据置3年を含む。）以内。（果樹は25年（うち据置期間10年）以内、主務大臣指定施設15年（措置3年を含む。）以内。
貸付利率	年0.50%（5年以内）～1.10%（20年以内）（災害復旧に係る場合。融資期間により設定される。） ※令和6年2月20日現在の利率
貸付限度額	共同利用施設においては負担する額の80%、主務大臣施設は負担する額の80%または1施設当たり300万円（特認600万円、漁船1,000万円）のいずれか低い額
担保	保証もしくは担保
その他	農・漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込む。

4 農業災害補償

物資調達班は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業保険法に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務を迅速、適正化するとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

第3節 租税及び公共料金等の特別措置

【被害認定調査班、救護防疫班】

第1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する（市税条例第20条の2）。

国、県、被害認定調査班及び救護防疫班は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税、国民健康保険税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）、国民健康保険税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

主な減免措置の対象となる市税等

税目	減免の内容
個人の市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 （市税条例第52条）（地方税法第323条）
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 （市税条例第73条）（地方税法第367条）
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。 （市税条例第132条の3）（地方税法第605条の2）
国民健康保険税	被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。（市国民健康保険税条例第23条の3）

【本部統括班】

第2 公共料金の特別措置

1 郵政事業

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便関係

ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

イ 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

ウ 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む。）の料金免除を実施する。なお、取扱局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

エ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保または交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、または郵便の業務の一部を停止することがある。

2 通信事業

- (1) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）は、「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。
- (2) 株式会社NTTドコモ（茨城支店）は、NTTドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時にその料金または工事費を減免することがある。

3 電気事業

東京電力パワーグリッド株式会社（竜ヶ崎支社）は、災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

4 都市ガス事業

ガス供給事業者（東京ガス株式会社（常総支社）、東部ガス株式会社（茨城南支社 守谷事業所）、東日本ガス株式会社（常総営業所））が被害の状況を見て判断する。経済産業省もしくは関東経済産業局の認可が必要。

- (1) 被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- (2) 事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も、上記(1)を適用する。

第3 減免措置等

第1、第2項に挙げた項目のほか、以下の減免、免除の措置も行われる。

1 国民年金保険料及び一部負担金の減免等

納付義務者が災害によって、その資産について損害を受け保険料の納付が困難と認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予または減免を行うことができる。

また、国民健康保険法第44条第1項により、被保険者が災害によってその資産に著しい損害を受けて被保険者が死亡または重篤な負傷を被った場合や業務を廃止・休止した場合で、一部負担金の支払いが困難と認められる場合は、申請によって、市長は一部負担金の支払いの猶予または減免を行うことができる。

2 介護保険料及び利用者負担額の減免等

介護保険法第142条により、第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部または一部を一時的に納付することが困難であると認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予または減免を行うことができる。

また、介護保険法第50条及び第60条、介護保険法施行規則第83条及び第97条により、要介護・要支援被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって住宅、

家財またはその他の財産に著しい損害を受けた場合は、申請によって、介護保険利用者負担額の減免を行うことができる。

3 後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免等

高齢者の医療の確保に関する法律第111条により、被保険者またはその属する世帯主が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認める場、申請によって、県後期高齢者医療広域連合長は保険料の徴収猶予または減免を行うことができる。

また、高齢者の医療の確保に関する法律第69条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条により、被保険者が、災害によって住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受け一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合は、申請によって、県後期高齢者医療広域連合長は一部負担金の徴収猶予又減免を行うことができる。

4 国民年金保険料の免除等

国民年金法第90条第1項、第90条の2第1項、第2項及び第3項ならびに第90条の3第1項ならびに平成16年改正法附則第19条第1項及び第2項、及び国民年金法施行規則第77条の7により、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者、世帯主、配偶者または被保険者、世帯主もしくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときは、申請により国民年金保険料が免除等される。審査は日本年金機構により行われる。

5 その他の減免措置

上述以外にも下表のような減免措置について実施する。

主な減免措置	主体
幼稚園への就園奨励事業	市、幼稚園
小・中学生の就学援助措置	県、市、学校
児童扶養手当等の特別措置	市
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	県、市の障害福祉担当窓口
生活保護	県、市
生活困窮者自立支援制度	市福祉事務所

第4節 義援金事務と配分

【要配慮者班（社会福祉課）】

第1 義援金の受付

要配慮者班（社会福祉課）は、県（保健福祉部）、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会と連携して、市民への義援金の受付が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の受付を実施する。

また、受付にあたっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知する。

市に直接寄付された場合の取り扱い

1 個人の方が義援金を支払った場合

個人の方が、被災地の災害対策本部に対して支払った義援金は、「特定寄附金」に該当し、寄付金控除の対象となる。なお、当該義援金は、地方公共団体に対する寄付金として、ふるさと納税に該当するため、個人住民税の寄付金税控除の対象となる。

2 法人が義援金を支払った場合

法人が、被災地の災害対策本部に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その金額が損金の額に算入される。

【要配慮者班（社会福祉課）】

第2 委員会の設置

1 委員会の設置

市は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

2 委員会の構成

委員会は、副市長を委員長とし、委員は『常総市災害義援金配分検討委員会設置要綱』にて規定する者で構成する。

【要配慮者班（社会福祉課）】

第3 義援金の保管

市民等から寄託された被災者に対する義援金については、各受付機関において適正に保管する。

なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、要配慮者班（社会福祉課）を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

【要配慮者班（社会福祉課）】

第4 義援金の配分

1 配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期ならびにその他必要な事項）について、協議の上決定する。

2 配分の実施

要配慮者班（社会福祉課）は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

3 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分内容について、報道機関、市ホームページ、広報紙等を通じて公表する。

第5節 雇用対策

【物資調達班（商工観光課）】

第1 離職者への措置

常総公共職業安定所は、被災により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

物資調達班（商工観光課）は、これに協力して広報や案内を行う。県は、常総公共職業安定所と連携して、再就職を支援する。

1 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

2 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

臨時職業相談所の開設または巡回職業相談を実施する。

3 諸制度の活用

職業訓練受講指示または職業転換給付金制度等を活用する。

4 労働者のあっせん

市長から労務需要があった場合は、労働者をあっせんする。

第2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

1 証明書による失業の認定

常総公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

2 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

常総公共職業安定所は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。

第3 被災事業主に関する措置

国（茨城労働局）は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金もしくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

第6節 風評被害防止のための措置

本部統括班、電話対応班は、災害時の風評による人権侵害・産業不振を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講じる。

なお、広報・啓発を行う際は、以下の方法を検討し速やかに実施する。

・インターネットによる情報提供	・風評被害対策等リーフレットの作成
・車内吊り公告	・テレビ・ラジオ番組やテレビでのスポット放映
・市広報紙への掲載	・講演会等の開催

第4章 公共施設の災害復旧

第1 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上・下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

【復興計画班、本部統括班、関係各班】

第2 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため指定地方行政機関、県、市関係各班、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業の実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置をとること。

2 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国または県が費用の全部または一部を負担または補助するものについて県または市その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるようにする。

3 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるようにする。

4 災害の再発防止

関係機関は、復旧事業計画の樹立にあたっては十分連絡調整を行い、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発を防止する。

5 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を行い、事業期間を短縮する。

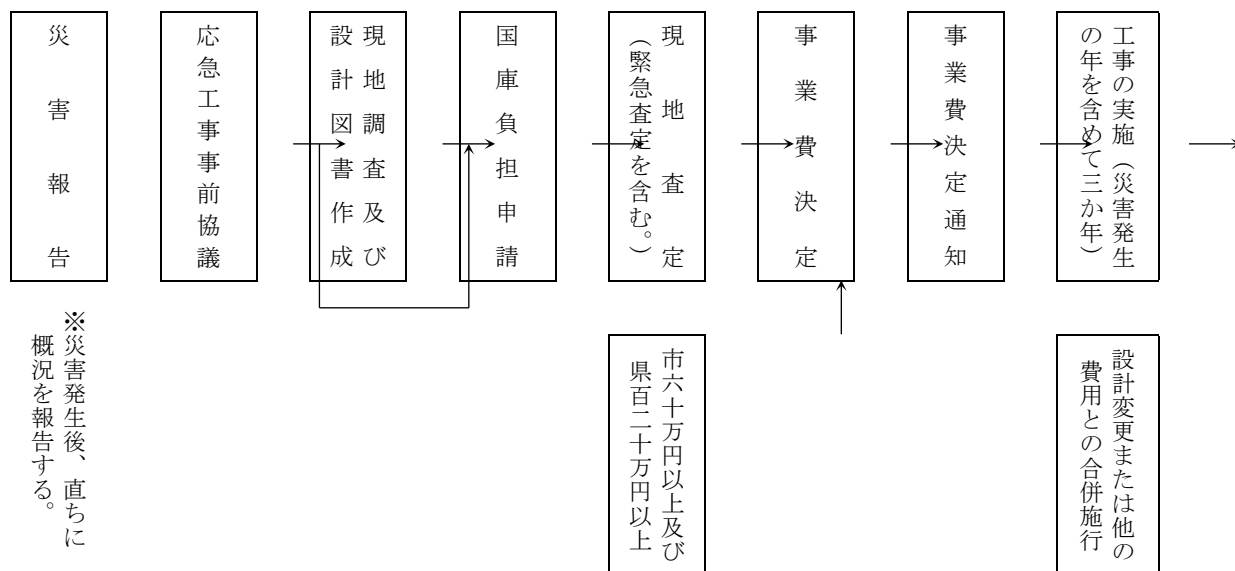
6 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものは速やかに実施できるよう措置し、事業の実施効果をあげる。

7 取扱い手続

公共土木施設災害復旧（河川、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、下水道、公園）の取扱い手続は次のとおりである。

(1) 公共事業について



なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

(2) 小災害の措置について

上記以外の小災害（上記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の原因になると認められるものは、災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業を早期に実施する。

第5章 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

災害復旧事業の決定は、知事（県）の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担し、または補助して行う災害復旧事業ならびに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

第1 法律に基づき一部負担または補助するもの

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- 9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（この節において以下「暫定措置法」という。）

【本部統括班、復興計画班、関係各班】

第2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市関係各班は、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置をとる。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、同法施行令第2条、第3条）

(1) 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業

(2) 公共土木施設災害関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは災害の再発防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの（道路、砂防を除く。）

(3) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(4) 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第2項の規定の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

(5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）または第41条（社会福祉法人または日赤が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧事業

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

(7) 高齢者福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

(8) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障がい者福祉法第28条第1項または第2項の規定により、県または市が設置した施設の災害復旧事業

(9) 障がい者支援施設災害復旧事業

障がい者自立支援法第79条第1項もしくは第2項または第83条第2項もしくは第3項の規定により県または市が設置した施設の災害復旧事業

(10) 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

(12) 感染症予防事業

激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

(13) 堆積土砂排除事業

ア 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体またはその機関が施行するもの

イ 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、本部長（市長）が指定した場所に集積されたものまたは本部長（市長）がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

(14) たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が30ha以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1箇所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1箇所の工事費用を3万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災融資法第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額250万円（果樹等政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付限度額については600万円）に引き上げ、償還期限を1年延長し、7年以内とする。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ha以上である区域で農林水産大臣が告示した場所の湛水排除事業費の補助

(7) 農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産に必要な施設の復旧等の経費に対する補助（被災農業者向け経営体育成支援事業）

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置

ア 激甚法による指定がなされた場合、被災地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する保証の特例が定められている。

イ 災害等の突発的事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、中小企業信用保険法に基づき、資金の借入について保証の特例が定められている。

(2) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する、廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助及び助成

(1) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、公共土木施設災害事業費国庫負担法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が一の公立社会教育施設ごとに20万円以上のものである。

(2) 市が施行する感染症予防事業に関する特例

(3) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、指定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額の3倍に相当する金額を県に対して貸付ける。

(4) 水防資材費の補助の特例

国土交通大臣が告示する地域に補助される。

水防管理団体に対しては、激甚災害に関し当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が25万円を超える場合

なお、補助率は2/3である。

(5) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

(6) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

【道路調査班、環境班、災害廃棄物処理プロジェクト】

第3 解体、がれき処理

1 作業体制の確保

道路調査班、環境班、災害廃棄物処理プロジェクトは、迅速に解体及びがれき処理を行うため、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、道路調査班、環境班は、県や近隣市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者と連携体制を構築する。

2 処理対策

道路調査班、環境班、災害廃棄物処理プロジェクトは、職員による巡視等により迅速に被災地域の状況を把握する。これに基づき、住宅、所管の道路及び河川について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

3 仮置場の確保

道路調査班、環境班、災害廃棄物処理プロジェクトは、解体収集後のがれき等を一時的に集積するため、それぞれ仮置場を確保する。仮置場が不足する場合は、県を通じ、近隣市町村に対して仮置場の提供を要請する。

4 再生利用・最終処分

道路調査班、環境班、災害廃棄物処理プロジェクトは、がれき等の処理・処分に際しては再生利用を推進し、最終処分量を削減する。

5 石綿飛散防止対策

住宅支援班は、道路調査班、環境班、災害廃棄物処理プロジェクトと協力し、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（令和5年4月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行う。

第6章 災害復旧資金計画

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業を早期に実施する。

【復興計画班】

第1 予算編成

復興計画班は、災害に係る経費の予算措置を取り行う。

第2 特別交付税の算定

復興計画班は、特別交付税の算定基礎となる経費をとりまとめ、県へ報告する。

第3 災害復旧事業債の申請

復興計画班は、対象事業費をとりまとめ、県へ申請する。

第4 ふるさと納税の対応

復興計画班は、ふるさと納税の寄附の受入れ事務と、受領証明書・礼状の発送を行う。